ヰ

昭和九年十一月三日
柏假寓にて讀了

國史講習會編

御家騷動の研究

雄山閣

御家騷動の研究

目次

御家騒動の研究

國史講習會編

御家騷動の研究

御家騷動とは何か

文學博士　三宅雪嶺

御家騷動は、御家といふ語の示すが如く、特別の敬意を或る家に拂つた時代のことであり、封建制度が整ひ、枝も鳴らさぬ泰平とせられた時代に、最も著しく現はれて居る。

此は、普通に家庭の紛擾とする處と別に違つては居らぬ。さりとて、藤原氏とか平氏とか源氏とかになつては、世間の話に上るにあまりに大袈裟であり、家庭の事よりも政治的分子が多くなつてる。德川時代でも、江戸城内に御家騷動が無いことはないが、劇に仕組まれて特に何々の騷動と云はぬのは、幕府で禁じたばかりでなく、劇に仕組むには大き過ぎる處がある。柳澤を題にしたものがいろいろあつてゐ、それは何時代の御家騷動と云ふやうになつて居らぬ。幕府で禁じなくても、劇に仕組むに面倒である。普通の人と懸け離れてゐて、いかにもと感じさせるにむづかしい。田舍源氏の如きを書いたのでも、

御家騒動といふ書き現はしには適當せない。特殊の技倆を以てせば兎も角、普通に御家騒動を書き現はすには失敗する。將軍家などになつては、御家騒動よりも他の名稱を以てする方がよいとし、尋常の家では、あまり尋常で興味を惹くに足らぬ。

當時、二百幾十の諸侯があり、各々領土内に於て殆ど最上の尊敬を受け、何十萬石格から百二十萬石まで、日本全國内で注意の的になつて居る。乃で何事かがあれば、すぐに話の種になり、何處でも語り合はうとする。大名の家では、無論、家庭と政治とが混合して、やゝもすれば、社會一切の事と關聯して、領土内の事情を汎く示すやうなことがあり、戀愛問題と政治問題とが結びつき、そこに一種の興味を覺えずには居れぬ。一方から觀れば單純なる家庭の亂れに過ぎず。他の一方から觀れば、領土内に於ける有力者の權力爭ひであつて、家庭の小さなことまでが一々重大な意味を有つて居る。一些事が領土の運命を司り、時としては一個の刀又は茶壺も大騷ぎの基となる。家庭の騷ぎとして何處にでも見るやうなことであり、それが多くの侍の運命に關するとあつては、階級の如何を問はず、根掘り葉掘り聞きたくなる。

尋常の家のことも興味を惹かぬでなけれど、比較的事情が複雜し、種々の性格の人物が登場するとなつてゐること、御家騒動に如くはない。忠臣藏が何處でも評判になり、芝居の入りがなければ忠臣藏といふほどになつたのは、いろいろの原因がある中、あらゆる人物が現はれることが頗る與つてゐる。加賀騒動とか、伊達騒動とか、黒田騒動とか、鍋島騒動とか、劇の仕組みに巧拙はあるものの、隨分舞臺が賑やかである。大凡、作者の考へ得る處、何でも持ち出して組合すことが出來る。事變の起つた處で

は芝居にしがたく、他の地方で自由に演ぜられ、世間の評判になるのである。加賀が最も大藩であり、江戸で赤門に注意した制令に、加賀騷動が評判されず、御家騷動と云へば、先代萩から指を折ると云ふやうになつたのは、出來事が遲かつた處もあらう。二百何十藩全く騷動のないのがあるかどうか、程度上のことのみであつて、何處でもいくらかの騷動があつたらう。世間に評判されてゐるのは、これを代表するのであつて、百でも二百でも大同小異になるであらう。泰平が續いて政治問題といふほどのことが少なくなると、權力爭ひが、その關係者に於て、何ものにも代へがたい重大事件と見える。又一夫多妻の實があり、妻間の爭ひからして大の男が懸命に爭ふに至る。豊臣太閤の下にも北政所派と淀君派とに別れたほどであり、尋常大名の下で種々の派別れの起るのは免るべくもない。御殿女中といふ語は、嫉妬排擠を意味する如く、實に平穩のやうで平穩でない。泰平無事で他に心配することが無ければ、嫉妬排擠に夢中になる。事が起りかければ女中に伴つて侍も何とかせねばならぬ。特に黨派を樹てる意志でなく、自づと黨派に別れる。

自分を忠とし、他を奸とし、最後の勝利を得たものが忠と呼ばれる傾向になつてゐる。中には眞に奸物と稱すべきものもあれど、何れが奸か、明白に區別しがたいのも少しとせぬ。明らかに忠奸を別ち得るやうな事は問題にならぬ。惡いことのみして巾を利かすことは出來るものじやない。問題になり、互に相爭ふのは、御家の爲めと主張し得るに因る。毒殺を行つたりしても、今の裁判で證據不充分と云ふやうになるのがいろいろある。殿樣が急にお逝れになつた、といふので疑が起るが、中に毒殺でないのもある。或は御家の爲めとして毒殺した場合もあるらしい。何分にも城内のことは祕密であり、いよいよ

世間に知れ渡り、裁判になつた時、その裁判もあまり當てにならぬ。幕府に遠慮もあり、世間への思惑もあり、何とかして家門に障りないやうにまとまりをつけたものを、世間に發表するのであつて、冤罪を蒙り、これを忠義として、死んだものもある。

御家騷動が起り、世間にも洩れ、幕府のお咎めを蒙るやうになつては、幕府に對して百方取りなすのが最も大切である。咎め立てしさうな人の諒解を得るに努めねばならぬ。それらの人の功勞もある。幕府に對して取りなすのが何よりであつて、そこで忠奸が別れるやうになる。幕府の認めるやうに筋道の立つたのが忠である。眞に忠義であつて、幕吏を感心させるのもあるけれど、幕吏と結托し、白を黑としてしまふのも無いじやない。事件が終つた後、不利益な記錄は、ことごとく焚くか何かして無くしてしまう。故に御家騷動の實錄といふものは、何ほど信を措くに足るかが判らぬ。世間にて推察する處では、演劇に現はれたやうなものだとする。が、これを史實と看做しては大なる間違になる。普通に傳へる處が史實でないは勿論、忠奸轉倒することもあらう。但だ芝居に仕組まれるやうなことの可能性を認めて置いてよい。舊幕時代にそれだけのことが行はれるやうになつて居つた。忠臣が眞の忠であるかを言ひがたい。忠と認むべきものは奸と認むべきものに勝ち、目出度くで終るやうになつてゐる。若し關係書類が保存されて居つたならば、史實を明らかにし得るけれども、それが遺つては大變といふので、前述の如く悉く燒棄てるのが御家の爲めとしたのであつて何とも致方がない。實錄といふものを參考にするのはよい。實錄を打消すの實錄が出たので之れを參考とするのはなほよい。併し、或る家に祕藏されたといふ材料によつたのでは、尚ほ決定を保留せねばならぬ。

明治十年、薩摩で亂を起した時、勝では官軍負ければ賊よ、と唄つたのは、深く考へてのことではなけれど、舊幕時代の忠奸の區別より言ひ出したのであらう。當時薩摩はたしかに邪と稱すべきであつても、それだけ惡人かと云へばさうじやない。西鄕の如き、珍しいほど立派な性格である。後に重大事件として知られた處で、山縣侯が中心と目指されたが、山縣は自ら君國の爲めと考へたことを表白してゐる。忠奸に別ければ何となるか。

明治以後、御家騷動といふものはいろいろあるけれど、舊幕時代と比べものにならぬのは、政治を離れ、權力爭ひもあまり規摸小さく、世間の興味を惹くに足らぬのである。中で、相馬家事件の如きは、聊か舊式に屬してゐる。現代の貴族富豪に家庭の紛亂があり、御家騷動と言へば言へるが政治的意味を失ひ、多くの人物の登場するのを見ることが出來ぬ。これを劇に仕組み得るとし、前の御家騷動と異なるものと見ねばならぬ。從來御家騷動と稱した處は、廢藩置縣で打止めとなつたとすべきである。

歐洲では近年までドイツ聯邦中に、御家騷動があつたりしたが、舊諸侯の殘りなくなるに伴ひ、日本の御家騷動に相當するのものを見出すにかたい。

大富豪の御家騷動は家庭の紛亂に金力關係の伴ふのであつて、權力爭ひの代りに金の爭ひがある。同じ處があるとしても之れを同列に取り扱ひがたい。

封建時代の家族制度

文學博士　久米邦武

一、封建と家族制度

封建時代の家族制度とは現代式の詞で、絶對に相違した東西洋の思想が混淆して鵺になつてゐる、先づ夫れから差別せねば話しが立たぬ、嚴密にいへば東洋に家族制度はない、封建が即ち家族制なので、國家といふは家の積りが國を成した名稱である。是は本來支那大陸の古代に於ける習用語が、歷史變化の成行きを日本に移用し、最近江戸幕府の土地配分に充て篏め、封建といひ、或は軍制の表面より藩とも譯した。けれども實際は平時には家中と稱した、即ち其家の家族眷屬であり、而して其中の老分にも亦家族眷屬(即ち陪臣)があり、小身の家にも被管があり、階級的に結付いてゐた。又軍隊組織にては大組小組かあつて、其組頭を寄親(よりおや)といひ、組中を總て組子といひ、實祿より家政の大要までに干渉し、兄弟の如くに戰友の情誼を竭したもので、我輩も現に其中に育成されたが、今の聯隊分隊は薄恩な西洋組織であれど、日本人は昔し氣風が影の如く存じて居る樣に思はるゝのである。

抑も封建とは其土に封して國を建るといふ語にて、其意味が六ケしい大陸の古代に起り、易き家に䷂☵坎☳震の卦を屯(チユン)とし、「屯剛柔始交、而難生」と說いた。屯は屯と書いた字にて、「艸木の初めて生へて屯

然として難く、屮の一を貫いて屈曲するなり。一は地なり」と解してあり。即ち易の「剛柔始交而難生の象形字である。易の其次に「天造草昧宜建侯而不寧」とあり、象傳に「雲雷屯、君子以經綸」とある、經綸は繩を以て經緯を總綜することにて、即ち國家を組織する義である。易の哲理は判斷が六ヶしいけれど。元來學問は只學んで知るまでゝはなく。疑問を設けて我頭腦に練り鬪究するによつての學問であれば、肩の凝るほど考へねば益はない。西洋にも疑いは發明の種といふとやら、疑問の淺深で學問の優劣は判ると覺悟せねばならぬ。學問の爲めに一つ哲理を繰出そう。易の繫辭(けじ)傳に、孔子が「書は言を盡さず、言は意を盡さず。聖人は象を立てゝ意を盡す、形而上には道といひ、形而下には器といふ、之を化して裁するを變といひ、之を推して行ふを通といひ、之を擧げて天下の民に錯くを事業といふ」と演繹された。實に金言であらう。其言の如く、精神的の道德は迚も言文の盡す所ではない、論辨に落ちる程ますく浮薄になる、故に尤も思考して開通せねばならぬが。物質的の器としても、亦天然化工の妙は言文にも辨せられず。圖にも彩(いろど)られぬもので。現に一粒の種子が地に入つて。甲を拆き、芽を出し、葉を展べ、花を開き。實を結び、成熟するまで。間斷なく化工が行はれてゐるのを能 贊助し得たか來たかは、此に腦力を用ひて經驗あるものは、目に視て心に通じ會得し得れど、啻に言文や圖型を捉へて、實際に爲し得んと思ふは以ての外で。天を侮蔑するといふに躊躇せぬ。

さて封建の本文に返り、天造草昧とは、天が其化工を布いた大地も、草莽に委ねたまゝに蒙昧な人類が住居ては、沃壤も土石根株が剛柔交り搦みて、有益な草木は屯然屈曲し難いに因て。其地を賢明な人に配分し、材幹な者に蒙昧の人を指揮させ。之を開撥墾鋤して屯の象を消化し、嘉穀良卉の產する田畠

となし、こゝに居住して家族を養育繁息する村邑となす、之を「建侯に容しといつた。封建といへば素晴しいが、卑近に譬へを取れば、土方の親分に購みて、乾兒に土方勞動の者を指揮し、地拓きを爲さしむると同じこと、又植木屋に庭園を造らするも同じ事だが、是等は皆な請求する勞費を拂へば去り、其田畠庭園のみ本主の物として存すれど、草昧開墾は其建侯が自ら土方の親分となつて、其地を失れ〳〵階級的に配分して田產となし、其聚落が一家族の如くに住込むのが、建國の初步であり、之を其侯の家族とも謂つて榮譽となしたれど、亦他面よりいへば、土臭い厄介な家業を遺すので、そこが即ち「而て不寧」な意義であるまい歟。

二、支那大陸の封建と士民の別

要するに開墾地は開墾主の永代所有するが、東洋では殆んど通則の如くなつてゐた。國を建つれば萬代不易であれど、草昧には曠土人希れなるが、世を經るまゝに人口繁息するに從つて鄰域と接近し、數千年間には次第に爭奪が烈しくなつて、遂に周代の列國戰爭と成行いた。其末路に出た孟子が之を整理する理想は、君子が無くては野人を治むるものなし、野人がなければ君子を養ふものなし、一死徙に其鄕を出づるなく、鄕田な井（區域）を同うし、出入に相友とし、守望は相助け、疾病は相扶持せば、百姓親睦す」といつた、即ち原始の制に復古する見込だが、其中に守望とは他の妨害を防ぐのである。君子とは士で、野人とは凡民である、是を生業に勞働する職務の者となし、士の階級以上家祿の田地に賦せられた租にて家族を養育し、專ら其世話をなす職務の者となし、士民の別を嚴重にし、士は凡民と勞

動の利を爭ふを恥としたものであつた。故に支那は今も士は奚童にても敢て勞力の事を爲さぬ習慣が染付いてゐる。周代には國家が膨脹を極め、大夫の階級は邦君に比する土地を所有しゐた、魯國の公族卿孟獻子に、「馬乘を畜へば雞豚を察せず、伐氷の家は牛羊を畜けず、百乘の家は聚斂の臣を畜はず、聚斂の臣あらんより寧ろ盜臣あれ」と言つたとは、我輩が小學にて最初句讀を授けられた大學の末章にあるを記臆して居る。畜二馬乘一とは、日本で方一里ほどの領地に兵車一乘卒五十五人を養ふ小身の大夫家をいひ、夫れでも饗應に雞や豚には頓著はせぬ、其十倍の收入ある家ならば、牛羊を畜ふ經濟はせぬ、更に其十倍の四五十萬石にて百乘の軍隊を備ふ大家が、猶も收入を多くせんと、聚斂の臣を任用するは爲すべからぬ事にて、利を搾り得るよりも民怨を聚め、其家を倒して奪ふ盜臣が出現するぞといつた。

此の如く支那大陸は草昧を開墾し、鄉村を成すも、國家を成すも、原則は家族制で成立すも初めより治者非治者を差別し、上級の士は惟配分地の租稅に家族を養ふて、專意に教育政治を講究し、下級の民は生產利益の事業に勞動するものとなし、農工商となり、易理にていへば、士は形而上の道を講じ、民は形而下の器を治むるを、天賦の分業と定めた。孔子は其理想を「君子の德は風、小人の德は草、草は之に風を加ふれば偃す」と言つたのである。故に村里を作るには必ず中央を貫く里道を開き、其口に閭門を建て、門の會堂を塾といつて、常に子弟を集め家庭にて父兄に事へ交友をなす、行儀作法を教習する所となし、宅地は、閭道の右側を士の屋敷に割與へ、之を右族(豪右とも)いひ、閭左を平民の住居地となし、市店工場等の營業をなす所となし。士民の雜居するを禁じたものであつた。此差別は、古代神農の末に庶人蚩尤が階級打破を企てたけれど、黃帝に征服され、爾來封建制を發展し、虞夏殷三代の經過

し、人口の繁殖するに從つて、爭奪を惹起し、周に至つて諸侯攻伐の結果、七國の戰亂となつて、遂に西戎の秦に合算せられた。是に於て傭耕民の陳渉が、其人心不折合の機會を見て、「王侯將相に寧ろ種あらんや」と喝破して、階級打破の兵を擧げ、全大陸の崩壞となり、數年の擾亂は漢の高祖に戡定され、盜賊浮浪の群れより皇帝となつたれば、是にて舊階級は多少入れ替り、君子小人の差別的習語は消滅したけれど、治者被治者の分業は依然と存じ、種々の選擧法を以て其資格を定むることになつてゐる。又二千年を經過してゐる。故に士民の別を國家經綸の大綱となして、今に士は常に手を拱ぬいて儀容を矜式し、指の爪を伸ばし、起臥、衣食、洗漱まで、總て奚童の手にてなさしむるに至りたれど、奚童 亦力役は決してせぬ、小鞄にても重きを運ぶことは僕を喚んで爲さしめ、極端に小民と利を爭ふを恥る風習が染んでゐるのである。

三、日本の莊園、士民の別と人口の繁殖

日本は島國で、草昧の開墾は山間の小原野を地理的に占據し、縣邑を造り進んだので、大陸の如く百里二百里もつゞく范漠な平地を分域して邦國を建てたると異なれば、封建などの名稱は無かつたけれど、其理は同一である。開墾には部曲の民を編製し、伴雄（ともを）といふ頭が、伴部（べ）の士をして奴婢の勞動民を指揮開墾させて、共に土著居住したので、今に何部（べ）といふ鄉村の名がまゝ遺つてゐる。夫れに又神國の風にて、其地に本居（うぶすな）を定むれば、産土神を祠つて、住民一統之を祭り加護を祈る、即ち領主崇敬の祖神なので、之を氏神といひ、部民を氏子といつた。其因緣よりして、更に崇高な天神の祭主に統屬した

のが、伴造(ともつこ)であり、此系統よりして天京(即ち高天原)の統治に服從した次第であつた、どこまでも國家は家族の結晶體で成立つて居る。日本は支那と同く中和帶の理想的な美國ではあれど、田地を拓くには石塊沮洳の多き上に初めより水田を作つた故に、溝地の便を添へをくなど、大陸の自由を開撥するよりは勞力を費せば、素より開墾主の永代所有となし、部民に配分して一家族となり共住した。されど年代の經過が戸口の繁殖に催ふされ、漸々遐轉異動の歷史を書いた末に、大化國郡制となり、律令の定まつた後、養老年中に百萬町開墾の詔が俄に勃發した、其詔には開墾に新溝池を造つたものは三世に傳へる、舊を逐ふ地は一代に給せらる」と定められたれど、天平十四年に至つて、總て永代私有を許され、其競爭の結果は、地方の開墾主、即ち武家が寺社京貴を領家に立てゝ新莊園となし、其地頭となりて家族眷屬に之を配分し、封建の姿を形成し來つた。爾來千二百年を經過し、其永き時代の經過に戸口の繁息は、分地分家競ひ起つた爲めに、公武の不和となり、御家騷動となり、種々な戰爭がもつれ、室町が江戸府となるまでに、人口が充滿して土地不足の行詰りになつた最後が、尊王攘夷論に促かされ、明治の大變革と成行いた次第である。

日本に君子小人の語はない、けれども初めより士民の別は嚴格で、古へは良家賤民とも、白丁奴婢ともいひ、武家にては上輩下輩といつた。然し上輩も自田を耕作し、女子の紡績裁縫を勸勉することは善行とする氣風であつた。されど賣買貸息して下輩の營利をなすを破廉恥行爲となし、上輩の資格を褫奪される法であり、其居住も亦支那の閭里の如く、各地の城下には、士の屋敷と商工の市町とは截然と隔離されてあつた。然るに明治の初め士の常祿を收めらるゝと共に、破廉恥甚の律を除かれた後は、士民

無差別になり、却て破廉恥の營利業に家族の生活を爲すものとなり、只戸籍上に華士族平民の級が影の如く殘留されて居れど、何も効力なく心細い限りである。斯うなれば人滿ちて地の詰つた行止りといふ所に覺醒せねばならぬ、夫れは人口繁息力の自然に促かされたので、即ち天の指令といふべきである。玆に其繁息の數を打算せんに、人壽は五十歲百歲の長短いづれに拘はらず、世とは卅に乙した字にて、卅年を一世とするは、即ち人の生殖は凡そ廿歲より五十歲まで卅年に限られた常數である。因て男女相耦して子を產む平均率を一世に一倍とすれば、一が二となり、四となり、八となる、即ち一夫婦が九十歲にて八夫婦の子孫の繁昌を見るので、めでたいといはんか、此積數にて十世三百年を經過すれば、五百十二倍、即ち一氏繁息して五百十二氏となる數にて、迚も田產分配の充て得る所ではない。因て其率を半減し、一が一半に增すとすれば、一が一封二二五、三三七五、即ち九十年に四夫婦に充たぬ繁昌なれど、是にも十世三百年の經過には五十一倍となり、卅世九百年を經過し、まだ千年に充たぬ間に十八萬五千餘倍の繁息となる數である。此理により新莊園の競ひ定められてより、江戸幕府の初め所謂封建制の定まるまで、二年に充たねど此積數に壓迫されて、土地の相續配分を爭ふた擾であつた譯である。

　思ふに歷史の事實は、是よりも猶ほ低率に平均する繁息力であつたらう、さりながら開墾令が出で、莊園の新設を競望するは、即ち既に土地に人滿ちたるを兆するので、爾來王氏藤氏の軋轢となり、源平兩氏の分黨となり、武家政治となつた、其裏面には配分地不足の壓迫が漸々猛烈になるに及んで、北條時代は世一世と訴訟が纏れ、南北朝の戰爭となつて破裂し、新田も足利も乃至は楠氏も、兄弟相爭ひ、家族黨派を分ち、所謂御家騷動に兩後の菌の如く簇り生じて、文明應仁の亂となつて、大家も小家もめ

ちや〳〵に分裂して潰れ、新大名が入れ代り、江戸幕府の初めは鼻息を大きくし、諸子に數百萬石を分配し、諸大名も皆之に倣ふたれど、二代とは續かず、五代將軍が僅かな土地の無理削りが增長し、五萬石の大名を潰して義士の夜討を激發し、忽ち手を縮めて、享保以後は幕府も諸藩も貧乏に平均し、十石二十石にて士の所帶を立て、二三男を無息厄介となし、文武の業を勵みても就職の口はなき處にまで行詰つた。夫れに拘はらず一方には形式の華奢をつゞけ來つた惰力に驅られ、無理借金をして之をつゞけ、天保の比は諸藩大抵破產狀態に在つた所に、西洋各國より開國貿易を迫られ、瘦腕を揮ふて尊王攘夷を叫んだ結局が、明治の大變革となり、十石二十石に貧乏平均の常祿を收められ、其代償の金を資本となし、農工商業に向つて、任意に生活の道を求むる自由界に解放されたのが現代である。其本源たる人口繁息の倍加率は、舊より高くはあるとも、決して低くはなつて居ぬと確信するのである。

四、畜牧國と商工國の家族

抑も生物は地に產付られ、天然の養料を資して生活を遂ぐる天則に相違ない、其爲めに草昧を拓き、池溝を造り、家屋を建て居住するは、其人の所有であり、他より其成功を覬つて奪ひ取るは罪惡であれば、封建は天則に順つて成立つて居るとの論理に歸納する。さりながら開墾した地は開墾主に永代所有さすべきもの乎といふは問題である、歷史事實は陰に陽に爭奪が行はれ、變遷せぬ國土は殆んどない、亦養老の今の如く、三世一代を差して給する理由も無ければ、玆に天の制裁が加はゝること丶恭順して、保存する道を盡すが天職であらう。斯ういふは村邑が家族の集合體に其積りが國家を成して居るを以て、

之を保存するの理想は相互親睦にある、中庸に之を說いて、「君子の道は夫婦の愚もこれを與り知るべし、其至るに及んでは聖人と雖もこれを知らざる所あり、夫婦の不肖もこれを能く行ふべし、其至るに及んでは聖人と雖も亦これを能くせざる所あり、道は端を夫婦に造り、其至るに及んでは天地に察なり」と言つてある。其如くに天然の道に順へば、男女相耦して子を產めば、母はまだ子を養ふを學んで嫁せざるも、之を愛育する本能の發揮すると共に、父にも亦同愛を存して育てあぐれば、親子の親愛が生じ、こゝに親子、夫婦親睦の家族を成す、是に智愚賢不肖の差別は無いのである。其家族が集合して村邑をなすには、十室の邑にも忠信の人を推して親睦に遺憾なきを望み、玆に友誼の生ずると共に、君臣の結合する必要が生じ、玆に夫婦、父子、君臣、三綱の大倫が成立して、國家を積成するに至つたので、其倫を類別せば、夫婦は男女相交はるの元、父子は血族相交はるの元にして、君臣は他人相交はるの元となるので、其道の極致を窮むれば天地に察なりといふを過大とせず、是が東洋に於ける家族制が國家に結付いた習性にて、之を天の道と信じ居るのである。

　さはさりながら日本支那は中和帶の天福に富んだ國土なる故に、初めより家族親睦し、天然の產物に生活して享樂を遂げ來つたれど、他の天然に薄福な偏僻の國土は如何なる狀態かと問へば、世界は生存競爭の市場といふ聲も耳朶に響くを以て、玆にまづ眼を近い處に轉せば、支那の北冷帶に住む戎狄は、其土地農耕に堪へぬ、戈壁（ゴビ）といふ大沙漠の中に、水草のある潤を逐ふて牛羊を畜牧し、其肉を屠食し、乳酪を啜り、毛布を衣て生存し、居邑を定めず移轉するを以て行國と稱へられた。されど人に主食の穀物がなくて、肉食ばかりで生活さるものでない所より、常に之を鄰國に仰ぐが爲めに、往々に之を閉ち

られ、腹は脊に代へられず、兵力を以て之を侵奪したによつて、戎狄は豺狼と稱へられ、殺伐な氣習を染付け北大陸は一般に强力を尙ぶ國民性を養成したのである。二千年前に彼地方が匈奴と稱して起つた歷史に就て、其家族狀態を見るに、彼は水草に移轉はすれど、やはり貴族等に配分の地があつて、家族團結して同居し、平常相親睦するに異なることなし。但種姓の相續を重んじ、父兄の遺妻を子弟が娶る習風であり、又兵隊行爲を練習し、常活動するを主義となすを以て、平常も肥美の肉は壯者に食はせ、老人には其餘りを食はする慣習を爲し。斯く强力を尙び、馬を馳せ遠行して侵伐することを幼少より仕込みて、漠野を馳騁したれば、其種人は支那韓地より日本にも多少移轉したであらう。北支那を北部殺伐の風氣といひ、今の北京より山西地方を燕趙の慷慨悲歌の士と言つたが、孔子の言に「金革を衽にし死して悔ひざるは北方の强なり」とは、蓋し之をいつたので、日本武士が貧險な生活を甘んじ、家名を重んじて戰死を榮とした氣風は、能く之に似てゐる。北支那人の性質が重厚耐忍の氣風を帶びたるは、南方の輕佻に優る所がある、亦此に由來するではないか。

匈奴の西疆天山地方には、上代より貝加爾(バイカル)地方の白皙人紅毛綠眼の亞里奄(アリヤン)種族が徙り繁殖した。原地は漢代の烏孫大宛諸國であつて、是は草莽の平地にて雨寒多く、やはり遊牧人で農耕樹藝を勉めず、苜蓿、葡萄を種ゑて良馬美酒を釀し、奇木や金石などに加工し、隊を組んで行商をなし、其西行したる者は波斯(ハッシャ)より歐洲に入つてセシチック種族と抱合し、南進した者は信地(シント)川を涉つて印度に入り、舊民族を壓伏したのが、梵語(サンスクリット)の釋氏である、是を漢では誑つて塞(サイ)種といふ、今西洋にて褐色イラン種といふ者のである。此種人は畜牧に商工を兼ねて、農耕を賤むれば、其家族狀態も亦推して知らるゝ。

漢の西域傳に「大宛より以西は安息（波斯）に至るまで、頗る言語を異にす。雖も大同にして自ら曉知するなり、其人は深目にて鬚髯多く、善く賈市して分銖を爭ふ、女子を貴び、女子の言ふ所は男子乃ち正しと決す」とあり、今の西洋の習俗そつくりで、數千年前より此種人の性分が知られる。女を貴ぶ陋風は今も滿洲に居る露人が全く其通りで、喧嘩した末の中入りは女に賴みて捌かするといふ、英米人は是を基督教の纖弱を助くる德義と誇張しゐれど、實は女にのろくて媚る習風である。然し此風を家族の親睦には圓滿なりと、『ひいき目』にて言ふものあらんが、君子は甚だしきを爲さず、其心理に入つて論せば、性慾の熾んな者は利慾も亦熾んなもので、表面の矯情が甚だしき程に、裏面に燃ゆる慾熱の潜燄は、夫婦の間に何等の事の行はれゐる乎を怪まれたるに、現今は其反動が女の就職を爭ひ、參政權を強要する奇狀を描出したのは、夷狄貪婪の應報ならずんばあらず。

さて商賈の分銖を爭ふは當然の事にて何も西域人には限らぬ、沃土の民たる支那人が諸國に土着する狀態にも適用すべけれど、其を平線以下と控除して、夫れ以上に善く分銖を爭ふものとして此語を容受しよう。因て之を按すれば、古代に支那の西北境敦煌甘肅に在つた月氏國が、天山の塞國。（即ち釋氏、西洋人の所謂亞里奄のバクトリヤ）を征服した末に、漢の初め匈奴に破られて天山を下り、大夏國を服屬して遷つたのが、西洋人のいふツラン人種の原地ハミルの平原其處にて、今のトルキスタン地方である。其民は深目高鼻にて髭多く、中にボロール國民は女少きを以て、兄弟にて一妻を娶り、弟なきは戚屬と共通し。子女は頗る高價にて、以て租稅に充用し、或は賣つて奴婢となす。敖罕國（コガント）國尤も強く、其民族は心計に精密にして、商賈を爲して遠遊するを好み、足跡の至らぬ地なく、蓋し納林（ナリン）河

と阿母河の鹹海に放出する、漕運を利用し。地理的に結び付いた習俗と思はるゝ、俗に是をカンツェン人といひ、貪性貪慾狡儈にして、而も狠戻にして鷙勇あり、子女玉帛の在る處にて刻々に涎を流し、爭奪の謀は即發す、南境を包みたるボツカラ國と常に兵爭した終點は、淸の乾隆年間（我寶暦以後）より伊犂甘肅間を騷擾し・其結果に露の南疆を開き、英の印度界を定むる資料を與へ、天保の末阿富汗の北に兩國藩屬の界を畫して今のツランとイランの分域は定まつた。之を統ぶるに、古來畜牧國の侵略と、商工國の爭奪は、現今の軍國主義と平和主義との鼻祖にして、共に好名を標して貪慾の望みを逞うするにあり、其兩主義の抱合した醱酵より釀した害毒は、之を國際上に向つて發す、ツランの敎孚は其殷鑑である、凡て慾得づくの交りには危險を伏するもので、彼等は內國の交りにても亦其雰圍氣の中に動きゐれば、家族の親睦のみ圓滿なりとは信ぜられぬ。

五、封建の廢れた營利業の家族

日本は人口繁殖力の壓迫によつて、士の常祿を收め、是まで破廉恥となしたる商工業の營利に家族を生活する、苦痛の境遇に驅込まれたが。商工業の苦痛は夫れではなく、却て甜い所に魔力があつて、常に贅澤便利を煽つて、總ての人を誘惑して膏を吸取するもので、少しも油斷はならぬ世の中に陷込んだことを警醒せねばならぬ。斯うなつた根元に遡れば、古來日本支那は世界の美土を占めて、天然裕かに物を貧し、享樂し、北狄は之に反し、沙漠の水草に強い活動をなした、其兩極端の中間に、西域諸國は赤土中の島の如き瘠地に、農牧商工を勤勉苦勞したる風尙が、歐洲に研き上げられ、今は其結果なるや

に言はれてあれど、必ずしも左にあらず。ツランの同氏も、イランの波斯、罽賓(ケイヒン)も、皆瘠薄ではない。罽賓は塞種(即ち亞里奄)最後の國であるが、漢書に「其地は平衍温和にて五穀を耕種し、濕地には稻を生じ、園には苜蓿、蒲萄、菜蔬を種へ、竹、漆、奇木を産す、其民は機巧にして、彫文刻鏤し、罽や文繡を織り好んで宮室、食飲を莊美にし、金、銀、銅、錫の器を製造して市場に列し、珠璣、虎魄、璧流離(諸色の玉石)を出し、金銀の圓錢を通貨となす」とあり、二千餘年前より贅澤な國であつた。是が亞里奄の印度に入込んだ徑路である、英人は亞里奄を元は遊牧民にて耕作商賈を賤めたるに、印度に入つて穀物果蔬の生ずるあり、奴隷の使役し得らるゝを以て、フンチャフの平野に占居して國を建てたといつて居れど、豈に然らんや、其時代は西域に行はれた兵隊組織で弱小の既墾田を掠奪したのである。又罽賓の如く華美纖巧な物を製造して、女を貴ぶ上級者を煽れば、其誘惑に魅せられ。下級民を奴隷に苦使し、其膏を絞つて嗜慾に投じ、宮室衣食の莊美を競ふて、其中に男女娛樂せる習風は、既に周漢の代より西域に吹荒みたるが、西方の歐洲に濁浪を揚げ、其海嘯が四五百年來東洋に瀰進したのである。斯く無制裁な國に家族親睦の道を徹せんとするは、見當が違ふであらう。

今日本人は營利の業に家族を育せねばならぬ境遇となつて、浮動搖の不安な基礎に家を建てゝ子孫に傳へるを危ぶみ、法律で之を固めんと、家族制度といふ聲に雷同するは、己むを得ぬ事情なれど、制度にさ程の効力は望まれまい。家族は親子、夫婦の親愛から成立つて、傍系の兄弟叔姪に及ぶ倫交にて、世俗に謂ふ「切つても切れぬ血緣の間柄」で、天の制裁を受けて成立つたもので、法律契約は抑も末の事である。孔子は「之を導くに政を以てし、之を齊ふるに刑を以てすれば、民免れて恥ぢなし、之を導く

に德を以てし、之を齊ふるに禮を以てすれば、耻あつて且つ格し」と誨へた、是には多少懷疑となつてゐれど、法律の最後は刑である。封建時代の士は主の爲めに戰死を決し、明年の返濟を約して借金するを耻となし、家名を重んじた。其時代の借金證文に「若し返濟致さずば我等は人にて有まじく候」、或は「人中にて笑はれても申分なく候」と書いた。斯く生命よりも家名を重んずる精神に、刑罰は無効ではあるまいか。家族は親愛が心點である。愛のない夫婦。愛のない親子は、根のない植物に同し、枯るゝより外はない、我輩は商業個人に其愛のあるかを懷疑するのである。男女兩性の交りに戀愛を喋々し、基督を眞似て他人の子に接吻すれど、我子はアマーに放任して、夫婦手を携へ遊歩する者は、往々に見る所であるが、かゝる群れの中より家族制度の聲は高調され、或は個人的の論も起ると推量する。孔子の禮で以て國民を精神的に秩序を齊へる理想も、根本夫婦親子の親愛に薄いのを、禮の形式で以て厚く見せかくるは、夫れも僞善にはなるまいか。

時代が慾得づくの營利競爭に墮落し、因て道德は消滅したと言ふものもあれど、滅しはせぬ、說き腐らしたのだ。元來德とは善意の感應をいふ名にして、其應報を豫期すべきものではない。譬へば昔し漢の揚震が友人、金を持參して暮夜に知る者は無いとて餽つたのを、揚震答へて、天知り、地知り、我知り、子知る。何ぞ知る者なしと言はんと差返した、是を揚震の四知とて美談になつて居る。然しまだ論理を盡さぬ。其動機が良からぬものならば斯う言つて突返して可なれど、親切な好意で態と暮夜に持參したならば、金は返ば返しても、其德は受けねばならぬ。孔子の理想とする恩德を以て國民を指導し、禮を以て秩序するは、日本の古代に民を、おほみたから(大寶)といふて重んぜられたと一致し、西域諸國

の奴隷を酷使して利を絞り、男女繼嗣したとは絶對に相違した氣習であり。さりながら其德と禮とかけあひがやかましひ、曲禮に、「大上は德を貴び、其次に施報を務む」とありて、前者は只好意を仕向けるので、老子は之を「上德は德あらず是を以て德あり」といはれたが、陰德とて受者は知らずに、却て他に知られて感應を得ることもあり。孔子は德を以て德に報ずといはれた、德の報酬は抽象し難く、武士が主君の爲めに死を致すも亦德の報ひと言つても可なるべし。後者は普通好意の應報交換が、贈答往來の禮式となつたので、老子は之を「下德は德あり是を以て德なし」といひ、「禮なる者は忠信の薄ろぎ」とまで極言された。されど今に禮の形式は繼續して行はれ、五圓の切手に送つた返しに五圓の切手を送り、徒に雜作を煩はして商業の賑ひとなつてゐるは、二千五百年前に老子が早く愚の至りと言つてゐる。

六、結　論

夫れで結論になるが、德の根本たる親子夫婦の親愛より成立つた家族に、制度を定むるは更に愚の至りであらう。法制は形而下の物質的に權威あらんも、血縁の親族に必要はないはず。近代家族の保續に難くなるにつれ、人倫を棄てゝ個人主義の惑説もあれど、人は皆椨本の人丸ではなく、夫婦の中に産落され、長い年間愛の中に育てあげられた最後、一個人となつて分離する天理は斷じてない、神を慢する罪惡であらう。然らば家族を如何にして保續する歟とは、現今の切迫した大問題らしいが、「大事の思案は輕くせよ」との訓戒の如く、平靜に考ふれば、男女兩性の相交る愛は、子を産みて養育する能が動き、實現するに從ふて、之を良く育てあげ、良く家を成し、良き家風を遺し、子孫繁昌するに遺憾なからん

を欲するは、皆人の天より賦せられた本能である。之を果すには、只天の使命に欽順し、夫婦の愚不肖・も能くする所の中庸の道は、勤儉を勉むる勇氣を勵むべしと認むのである。其勤怠の得失は言ふまでもない事だが、儉といふ語は西洋にて何と譯するにや、エコノミーてふ語は、東洋に適用する語がなくて經濟譯とされてゐれど、是は經濟國民を約めた語にて、餘り廣義であり。子貢が孔子に「博く民に施して能く衆を濟はゞ仁と謂ふべき乎との問ひに、孔子答へて、何ぞ仁を事とせん、堯舜も其れ猶ほ之に病めり」といはれた。政治的のエコノミーは兎も角もなれど、家政的のエコノミーは儉の譯語に充つべきであらう。是まで東西洋の文明の不調和は此邊にありたるかなれど、現今の行詰りに其調和の徑路を見出すも亦此邊にあらん。要するに、如何に世事が窮促するとも、勤儉をすてゝ前途に家族の保續を確認する道はないと斷定する。

御家騒動及び其研究について

赤堀又次郎

御家騒動といふ語は、近世徳川時代に出來たのである。其已前にはかやうな事を表はす單語はまだ無かつたかとおもはれる。併し事實は、極めて古い時代から存在してゐる。恐らくは、人間といふものが始まつた時から常に繼續してゐたことであらう。勿論現在にも澤山あつて、日々の新聞種となりつゝある。但し徳川時代の御家騒動といふものは、太平無事の時代にあつて、此事のみは頗る多數の人が關係してゐた爲に特に、有名になつたとおもはれる。夫が芝居の好題目となり、小説の材料となるに及んで、更に文筆の上に於て、異常な發展を遂げた。夫と共にます／＼人の好奇心を引くやうにもなつたのである。

但し之を總括して研究したといふ類の事は、殆ど管見には及ばない。個々の御家騒動の事を、辨じたもの。又特に深く研究したものなどは、種々あるやうに聞いてゐる。夫は文筆の上に於て發展したものを、事實の源に引もどして　史實の眞相を現はさんとし、又御家の恥辱を雪ぎ、忠臣の德を頌し、奸臣と云はれしものゝ寃をそゝぐ類を專らとしたものとおもはれる。何れも事の經過が秘密になつてゐるから、百年、幾百年の後よりして、文書記錄で其眞實を證明せんとするは、非常な難事である。史家畢生の精力を盡しても、なほ事實の萬分の一を察するに過ぎざるものもあらう。

天下太平、無事安穏の時代に、男にもせよ、女にもせよ。目出度く安産に生れて、産科醫者を招くにも及ばず。母子の共に恙なくして、幾十年の間、新春の御慶を目出度く申納め、家豐かなるが爲に孝子としても世に聞えず、太平なるが爲に忠臣の名をも揚ぐる事能はず、恐れながら、先祖の御上にきたなきものをも垂れ奉り、子孫繁昌して、一族にも煩しき事なく、竪藏の忰に豐かなる財產を讓りては、隱居し、後生のいとなみをあらかじめ修し、ありがたく素懷を遂げた類は、限りもなく多かつたのである。かゝる類は眞に平々凡々の生活で、文筆に上るにも及ばなんだ。萬一にも異常の生活が現はれると、夫から御家騒動にも及ぶのである。夫程に大きく發展せずして、事の過去つてしまふ場合もまた屢見た例である。

其異常の生活に於て、人間の暗黑面、缺點を殘るところなくあらはしてくる。夫に對して人間の美點も亦高く顯はれてくる。善性惡性ともにはつきり知られてくる。尋常無事の生活に於ては善惡ともにはつきりせずして終る場合が多い。惡と善との距離の大なるものが表はれるほど、人の興味を起させる事が多いのである。其個々の經過に特有な事もあるが、各自の騷動に共通してゐる、ある傾向も存してゐる。總括して研究すれば、共通のある點を知る事が出來るのである。夫に研究の利益を見る。前車の覆轍をかへりみるといふが如くに、過去の御家騒動に依つて、人間の缺點、美點を知り、夫に鑑て、自己を改め、他人をも戒むる事ともなる。即ち御家騒動の研究は、生活の改善、文化の發展に資すべきものとなるのである。

既途と未途

世に御家騷動として傳へられてゐるものは、みな目的の未遂のものである。たとへば、法律の上に於て國事犯といふものは、みな未遂である。既遂の國事犯といふ罪は無いと同じ事情である。なほ云へば、生理學上より見て、眞に心身共に健康なる人は稀なるが如くに、各家毎に異常の生活に陷る場合は、屢ある。但し經濟が良好で、尋常生活に回復したものは、騷動と名づけられずに終る。大手術を要したが如き場合、又は其爲に死亡するが如く、家の滅亡した場合に於ては騷動といふ名を受ける事となつたのである。現在の新聞に日々に表はれてゐるが如くに、御家騷動の素質は頗る多い。病氣の潜在せるが如く、保菌者の如きものである。其潜在の時期、保菌者をよく療養すれば、手術をも要せず、又滅亡にも至らしめずして、御家繁昌の狀態に回復するのである。

世に古くから行はれてゐる善良なる習慣、訓戒、教育、宗教、倫理、政治、法律、經濟、交際等に於ては、一身の健康を保つが如くに、一家の安泰を守る道は、深く規定し、説明せられてゐるのであるが、さて夫が理論の如く實行せられない場合を常に多く見るのである。酒と煙草は養生に害ありとは誰も知つてゐて、さて其害を被るが如きもの、類である。幸に主人賢にして家族も健康、平常療養を怠らねば、家内安全であるが、もし一人の病者が出來ると、夫から病氣が傳染して意外な珍事を起す事にも至る。

陽性と陰性と　精神病者

御家騷動にも陽性と陰性とある。保元の亂應仁の亂などは陽性である。榮花物語の記載、德川家の駿河大納言忠長の事件などは陰性である。今も現に富豪、貴族に精神病者の多いのは、病理上からいへば

種々な意味もあらうが、其若干は御家騷動の陰性のものと見られる。實に悲慘なものがある。祈禱によつて其目的を達せんともせず、兵力による事は勿論出來ず、道德に拘束せられ、國法、家憲に束縛せられて、生活の自由を失つて、遂に精神病に陷り、其生命をも短くするのである。子女の夭死、早世の相踵ぐもの、家長の短命なるもの、何時の間にか財產を失ふもの丶類には、陰性の騷動がまづは伴ふ場合を屢聞く。事件の經過の眞相は、世間に漏れずして終るのである。陰性の時期は久しく潜伏してゐて、ある機會に爆發して陽性に轉じたのが、德川時代には多く聞えた事である。

善性と惡性　思想の異同

御家騷動は、概して惡性のものとなつてゐる。もし善性に轉ずれば。夫は騷動の一應過ぎ去つた場合である。併し稀には善性にして、しかも騷動となつた例もある。かの應神天皇後に於ける、宇治の若郞子皇子自殺の如きも、一の御家騷動であるが、思想の相違から起つた善性のものと見られる。聖德太子の遺族が其近親蘇我氏に全滅せしめられたのを、太子の豫言をも擧げて、古く善性に說いたのもあるが、今日に於ては史實がはつきりしない。近世にも善性の類があるやうに思はれる。

家族制度　家族の健康體の研究

御家騷動は家族の病體であり、變態である。故に之を研究せんとするには、まづ豫め其健康なる狀態を知つておかねばならぬ。夫が階級によりて、業務によりて、時代によりて、風土によりて、必しも一

樣ではない。但し若干程度までは、共通してゐる精神、形式がある。

單純なる家族。一夫一婦を中心とする一家は、即ち其最も單純なるものである。大正九年の調査によれば、全　に一一、二二二、〇五三世帶あつて、其一帶は約五人平均となつてゐる。故に現今に於ては單純なる家族の多い事がわかる。この單純なものは、比較的健康體が多いが、時に不健康に陷り乃至病毒潜伏期のものが少くない。

複雜なる家族。一世帶にして、夫婦數組共居して生活してゐるものもある。かゝる複雜なる家族は、舊式をなほ存してゐるので、其古い形にして。今にては異樣に感ぜられるは、飛驒の白川谷の數十人一世帶をなしてゐる家族である。夫と殆ど似た狀態を記錄の上に於て見らるるは、太寶の戸籍である。原始時代に於ては、勿論單純な者であつたらう。日本の歷史時代は、すでに複雜なる家族となつてゐたのである。惜いかな。其詳しい事は、今日に於ては、容易く知りがたい。衣食に於ても單純であつたのと共に思想に於ても幼稚であつて、個性の發達も甚しくなかつたから、かゝる大家族でも、騷動も少くて過ぎ去つたのであらう。大名家族の時代に至つて、大騷動が起るやうになるのである。

大名の家族　主從の結合

家族制度としては、大名の家族、主從といふものが、其發達の極度に達したのとおもはれる。明治維新で大名が無くなつたのは、ゴム風船がふくらみ過ぎて、破れたが如きものである。家族制度といふ事を主として見れば、かやうにもおもはれる。

大名、小名といふ語は、名田から起つた由に聞きつたへてゐる。何れも經濟上にては大地主であつた。祖先の血統を承け繼ぎたる主人を中心として、其直系傍系の家族、乃至家人、奴婢もしくは家の子郎黨が、一邸宅中に共居し、乃至一部落をなして生活し、財産も共有を普通とするが、其古の狀態とみえる。即ち血族を主とした團結である。家人、奴婢の類は賣買もせられたものではあるが、大體に於ては主從の間の親しいもので、かの外國の鎖で繋がれたが如きものでは無かつた。尤も言語、信仰、人種は主人と相違したものでは無い。戰爭の場合には主人に代つて打死するまでの親しいものであつた事は、記錄に屢見えてゐる通りである。

源平爭亂以後、大名小名の合戰が多くなつては、一家を統率するに堪へたる家長を失つたものもあつて、夫等の從屬は、便宜に他の家族の團隊に轉じて加はる事になり、昔日の血族中心の團隊は、變じて、新しき形式を生ずるやうになつた。たとひ舊のまゝ血族中心であつたにしても、其侵略主義の爲に軍備擴張を必要とし、實力ある臣僕をつとめて招致する事となつた。其新團體を堅く結合せしむる手續としては、普通に起請文といふ誓約書を家臣より主人に捧げる事となつてゐた。新に服從して臣僕となつた場合、新に職務を命ぜられた場合、新に親の後を承けて主人に認知せられる場合等には、みな誓約をなすを例としてゐた。大名の家族主從は、最初が血族團隊で、次に誓約の團體に變ずるのである。かくして明治維新にまで及んだ。其誓約者にも年代の新古があり、古きを尊ぶ。一家、一門、一族、一黨、譜代、外樣、客分等は、この團隊の親疎の關係を區別する語である。德川家にては、岡崎譜代、安城譜代、濱松譜代など、譜代の中に新古のあるを區別してゐた。誓約は一時的の手續にすぎぬ故に、其思想の基

礎をかためる爲には、儒教の五倫、五常の説を深く信じて用ひた。なほ其上にも佛教の三世轉生、因果應報の説をも用ゐた。平時にも主人に絶對服從し、戰時には主人の馬前に戰死するを家臣の本分とかたく信ずるまでに至つた。平時の生活に於ては、主從は住居を別にしてゐるが、精神上に於ては生死をも共にせんとし、死後に於てもなほ臣僕として主人に奉仕せんとするのであるから、血統のない臣僕も、血統のある家族よりは親しく睦しきものである。生きては室を共にし、死しては穴を同じうせんと云つてゐる夫妻の關係と、同じ意味をなしてゐる。幾千、幾萬の人が、かやうな心でゐたのであるから、平時には其團結力が強く、戰時には其戰闘力が强かつた。もし一朝不健康狀態に罹つた場合には、之を回復せんとする力も亦强いのであつたそこで御家騒動が大きくなつたのである。なほ主從の結合の力としては、誓約、倫理、信仰、利害、名譽等の外に、更に別に強い力のあつたことを自分は信じてゐる。

結婚　御家騒動の第一期

年代を遡つて、何時代に御家騒動が始つたかは明かでない。各自の家々についていへば、家長たる夫婦の結婚が家庭の始りであつて、しかも亦騒動の第一期である。夫唱へ、婦和し、琴瑟よく調つた甘い生活は無事にして、かつ騒動の潜伏期である。御前百まで、わしや九十九まで、共に白髮の生るまでよく潜伏狀態のまゝで繼續したのは、衞生が行きとゞいたのである。犬も喰はざる狀態は、既に兆候のあらはれたのである。鏡は破れ、盆の水は覆されて、即ち騒動が現出する。外によくあなどりは禦ぐとも、兄弟墻の内に相せめぐも亦騒動の現はれたのである。かゝる類は、みな第一期なるが故に適當に療養す

れば大事には至らない。病症は輕くして、健康を回復する。

結婚の形式は、我國の古は一夫多妻で、內實も外形も同じであつた。多數なるが爲に常に輕い騷動を起した。「龍田山夜半にや君が一人越ゆらん」などは、即ち衞生を守つた好例である。磐の姬が柏の葉を棄てたなどは、不衞生の惡例である。上古は多妻別居の習慣であつたのが、後世は多妻同居の制となり、又外形は一夫婦であつて、內實は一夫多妻となり、甚しきは多夫多妻の類も行はれてきて、ます〳〵騷動の傾向を甚しからしめた。又佛敎儒敎の力にて、騷動を療養して健康ならしめた例もあるが、之に反する例も少くない。外形と內實とを强ひて區別して僞善の傾向を多からしめた例を屢見る。僞善の爲に騷動を發展せしめてゐる。

妻と妾　子供と大人

妻と妾との區別は、今は明になつてゐる。子供と大人との區別は、今は明かでない。古は異性を知るを以て、大人とし、知らざるを以て子供とした。そうしてこれは、內實と外形とを異にするを許さなかつた。謂はゆる元服がその時期である。女子も其時に髮を上げ、男子は其時に髮を結び、冠を始めて着る。「うひかうぶり」、「はつもとゆひ」といふ語は夫を現はしたのである。男子の元服に、始めて知る異性は、必しも妻ではない。多くの場合、中等以上の階級に於ては妾であつた。之を「そひぶし」とも云つてある。この風はある地方には近世まで行はれてゐた。妾も亦百年の苦樂を捧げたものであつて、今の妾とは同じでなかつた。大寶令には妻を一等親、妾を二等親としてある。同じく令に、「男は年十五、女

は年十三以上にして、「婚嫁をゆるせ」と云つてある。之が其年齢の標準であつた。妻妾の別は婚嫁の手續にもよる事があつたらうが、外家の階級の高下といふ事が深く關係してゐたかともおもはれる。今ほどには明かでなかつた。夫が即ち多妻主義たる故である。儒教其他に依つて妻妾の地位を差別して、騒動の原因を少からしめんとした事もあつたやうに思はれるが、實際に於ては、必しも行はれなかつた。これらの古風は、今も各地方に少からず存して行はれてゐる。今の法規乃至倫理說に依つて拘束せんとするものとは、甚しく相違する事情を含むものと云つてよい。上流、貴族の間にも亦頗る古習慣を今なほ存してゐる。夫が亦騒動の原因ともなる。

相續　御家騒動の第二期

御家騒動の中心點となるものは、家の相續であるが、普通と思はれる。相續の方法、相續する人、相續するもの等、古今甚しく相違してゐる。從つて騒動の事情も古今同じからざるものがある。

人につきて云へば、日本には三種の相續法が少くもある。拔擢相續、末子相續、嫡子相續である。多妻の數子の中より優秀なる子供を數人まづ拔擢して、其中より更に一人を拔擢して、一の家を相續せしむる方法が上古に行はれてゐた。この方法が生存競爭に勝を占めるに於ては、最善の手段であつた。我國の貴族が長く家を保ち得たは主としてこの方法に基づくかとおもはれる。この事については既に古人の說が詳である。但し、この方法の爲に他面には騒動をも多からしめてもゐる。

末子相續の法は、記錄には稀であるが、民間には廣く行はれてゐるやうである。年長の子弟をして、

順次に結婚と同時に新に家を建てゝ、別居せしめ、親の手元には幼兒をおきて、成育せしめ、最後に遺つたものが親の遺跡を相續するのである。女子が年長者から順次に嫁すると同じ方法を男子にも用ゐたのである。眞に人生の自然に從つた方法で、之に依つて種族の繁榮を待たかとおもはれる。今の法規では之を認めぬ事となつた。

嫡子相續の法。今の法規に於ても之を認め、古來も亦廣く行はれ、又之は爭の少い方法となつてゐる。但し、總領の甚六といふ諺もあつて、嫡子、長子必しも賢明にあらず、健康にあらず、次子以下乃至妾の子にして優秀なものもある。那須の餘一、眞田の餘一などは、正に十一人目の兒にして名を後世に揚げた。其兄十人は各みな賢明ではあつたらうが、名は世に知られてゐない。系圖をたどつて事實の跡を尋ねてみると、嫡子長子のみに依つて、家の永く續いたのは一も無い。精神優秀にして、身體健康なもの丶跡が永く繁昌してゐる。之に若干の財產、地位、權力、友人、家臣等の伴ふはいふまでもない。精神が優秀でなければ、御家騷動を起して、財產をも地位をも、權力をも友人をも家臣をも失つてしまふ。優秀なれば之に反する。又順養子相續は騷動を多からしめてゐる。親の意志にあらずとも、事實の上に於ては、即ち拔擢相續に依つて、家は永く繼續したのである。

拔擢の極端なものが即ち養子相續である。近世この養子相續を深く信じて、實際に之を行つたのは、佐倉藩の醫師佐藤泰然であつた。夫に依つて、其家の繁昌、其業の進步を、果して豫期の如くならしめた。

相續法に各種の方法のあつた事に心づかず、史記の伯夷傳に眩惑せられて、長子相續の法を固執し、かへりて家系を紛雜せしめたのは、水戶の義公であつた。蓋し儒敎の形式に捕はれたのである。其禍が

年と共に甚しくなつて、後代の水戸の御家騒動となつて、澤山な犧牲を出した。宇治の若郎子の自殺の事も披擢相續と長子相續との善意に於ける爭ひであつた。

相續するものには、家名、系圖、文書、祖先の祀堂、墳墓、寶器、財産、業務、地位、權力等種々あるが、之も時代に依つて若干の相違がある。之が又騒動の原因をなしてゐる。御家騒動に寶物の紛失、系圖の紛失などいふ事が、屢々伴つてゐる。

子弟の教育

相續の事に與る重要な地位にをるは、其家の子弟である。其教育が正しう行はれてゐれば、また騒動は起らない。貴族、富豪に於ては、反つて教育に缺點が伴ふ事を屢々見る。其教育法にも古今變化がある。我國の古代から行はれてきた事に、乳母(めのと)に預けて育てさせる風がある。今の「うば」とは似てゐて異るものである。子弟を乳母たるものゝ家におきて、其家の子弟と共に育てるのである。乳父、乳兄弟などいふ詞もある。この法は京都系統の家に今も行はれてゐる。同じ母の子弟でも異なる家にて教育される故に兄弟の親しみなく、他人の如くなる。ことに乳母の一家と他の子弟の乳母と疎い場合に於て、騒動の原因を多くつくる。兄弟の爭ひではなくして、乳母と乳母との爭となるのである。この乳母の事は、先年別に書いたものもあるが、近世の御家騒動にもこの事が屢々伴つてゐる。又業務を習得する爲に兄弟別の家に出でゝ疎くなるものもある。可愛い子には旅をさせよといふ諺もある通りに、親の手許を離して、他人の家に於て教育するといふ事には、最も良い點がある。之が日本の貴族をして、其家を永く

繁昌せしめた原因の一である。乳母たるもの、其愛情よりして、其の利害關係よりして、其名譽よりして、自己の養育し、敎育した子弟をして、良い家を相續せしめんとするは、人間の至情であらう。拔擢相續の法に於ては、この爲に爭が甚しくなる。加賀騷動は、長子相續法の解釋のしかたから、かの事件を引おこすに至らしめたとも云はれてゐる。よく私情を節制し得れば、事なくして終る。

宗敎上より見て

神佛に對する信仰は、慾望の滿足を目的としてゐる。故に信仰が、御家騷動を大ならしめた例は、記錄にも多く存してゐる。壬申の亂に於ける伊勢への祈願などは、殊に有名な例である。春日局の東照大權現の祝詞には、よく德川家の其秘密を述べてある。平安朝時代から藤原時代にかけて、祈禱、修法の盛であつたのも亦、これを意味してゐる。其不可思議の力を以てして、ある慾望を滿足せしめんとしたのである。南朝に小野の文觀上人があり、北朝には夢窓國師がついてゐた。伏見の稻荷、石山や長谷や淸水の觀音など、中古の人が愛を祈つたところで、夫に御家騷動の意味を含んでゐたものゝ多かつたは云ふまでもない。興福寺の繁昌、高野山の興隆も亦同じ事情である。かの保元の亂に大關係の待賢門院建立の三重塔は、今も興福寺に存在してゐる。美福門院の御陵は特に高野山に遺旨を以て築かれた。聖德太子の遺族は、法隆寺の五重塔から、雲に乘つて、極樂へ往生せられたと傳つてゐる。其事の眞相は明かではないが、かの遺族が全滅したのも即ち、御家騷動を意味してゐる。

高野山と東寺。延曆寺と三井寺。本願寺の東西。伊勢の內宮と外宮。上加茂と下鴨。出雲の千家と北

島。又高野山内の行人と學侶と聖。釋迦の弟子の上座部と大衆部などに爭鬪の著名な事跡がある。これらも一種の御家騷動である。信仰によつて、鎭まつてゐた例は、勿論多くあらうが、夫は永く傳はつてゐない。信仰から騷動を起した事實がかへりて廣く知られてゐる。

祖先の祀堂、墳墓をも相續するは、其祭を行ふ爲である。其祭の主意は、祖先の靈によりて、子孫繁昌の幸福を受けんが爲である。「守り給へ、幸へ給へ」と云つてあるのが夫である。佛教の方では、其他に子孫が、祖先の冥福を祈る爲といふもある。儒教には報本反始の爲といふもある。何れにしても祖先の祀堂、墳墓を大事にする事となつてゐた。本願寺にて、親鸞上人の墓は、東西兩派其他別々になつてゐる。蓮如上人の墓は、一ヶ所で、其爲に紛議を屢々起したことがある。伊勢を、正式に奉祀するは、今上天皇だけである。皇族にても私に祀る事は禁じられてゐた。今は許されて私に祭る事もあつて、兵隊のがれなどを秘かに祈るのを聞くが、正式の事ではない。日光の東照宮なども、德川家一門だけが祭つたもので、古は一般の參詣は禁じてあつた。祖先の祭祀を永く怠らないといふが、家としての大切なる勤めとなつてゐた。其祭祀の禮式からして、騷動の起つた例もある。子なきものが養子をするといふも亦家名を斷たざらんが爲のみではない。祭祀を繼續せんが爲であつた。德川時代には宗門帳制度の爲に其實行が嚴重になつてゐた。祖先から當主への繼續の事實を明にする爲には、系圖も大切となる。又祖先の傳へた寶器も大切となるのである。これらが祖先から幸福を受くる爲の豫備行爲となり、夫によりて子孫も永く繁昌すると信じてゐたのである。近年は報本反始の說も行はれてゐるが、之は富貴の家にして云ふべき事である。無産階級、貧乏ひまなし蜆賣りなどでみると、同じく天御中主神の子孫とあ

りながら報本反始の情は起らぬ事でもあらう。

政治上より見て

家族制度を基礎として成立してゐる我國家に於ては、政治問題は即ち家族問題である。政治の爭亂はやがて御家騒動の意味をなしてゐる。大化改新以前に於ては、政治上の位置が、家系に據つて定められてゐる、祖先の地位、權力を子孫が相續する事になつてゐた。大化以後は法規の原則としては、人才登用になつてゐたが、其成文を運用した跡を考へてみると、やはり世襲の風習を存してゐて、藤原時代以後は、夫が更に甚しくなる。德川時代も世襲の例となつてゐる。故に私の家の相續は、即ち公の地位、權力の相續になる。故に私の御家騒動が、公の政治上の爭ともなる。公の爭の爲の豫備行爲として私の騒動をも劇烈ならしめてゐる。榮花物語、大鏡に見えてゐる藤原家の騒動、保元の亂、源平の合戰、應仁の亂、豐臣、德川宗家の紛々たる有樣は、この公私兩方面の混亂したのである。南北朝事件も即ち夫である。大名の御家騒動も亦同じ意味が存する。且つ其權力、地位と共に利益が伴ふ。攝政關白となれば、其藤氏長者の渡庄と稱へた世襲の領地が伴ふ。又譜代の家臣、其他の黨類の利害に關係してくる。たとへば保元の亂の忠通、賴長の兄弟爭ひは、單に其二人のみの爭ではない。德川家光、忠長の爭も亦同前である。故に兄弟喧嘩とのみは云へない。即ち御家騒動である。關原の役に信州の眞田が分れて東西に付き、明治一新に諸大名の中に、御隱居は佐幕、若殿樣は勤王と別けたのが多くあつた。これなどは、八百長御家騒動とでも云ふべきものであらう。

軍事上より見て

御家騒動を解決する方法を、古くは神佛の力に依賴したものであつた。其極度に達して、後には兵力に依つたのである。夫が保元の亂である。其後は神佛の力と、兵力と双方の力を併用してゐる。承久の合戰は最勝四天王院を建立し、南朝に小野文觀の關係し、上方地方に豐臣秀賴の修覆、建立の殿堂の多くあるも其意味である。德川時代に於ては、兵力は動かせなんだから、再び神佛の力を專ら賴むことになつた。音羽の護國寺などに其意味がある。

又軍事上の策略を御家騒動に應用したのが、太平の時代に多くある。其爲に事件が複雜になつてくる。藤原時代のと、德川時代のとの相違點は、此應用から起つたとも見られる。我國の戰爭、國際關係以外のものは、御家騒動の意味が含んだものが、大きくなつてゐる。源平の亂、南北朝の亂、應仁の亂、關原合戰などは、其著しき例である。御家騒動と、政治の爭と、戰爭と、御祈禱とが毎度伴つて起つてくる、家の相續にあらゆる人間の力を集中した。

源平の合戰等に於ては、家長は即ち戰陣には司令官となる。家族、奴隷が其號令の下に於て奮鬪した。各家興亡限りなきに及び、亡びたる家の家族、家臣は他家に服して其軍隊に加はる事となる。始めは血統を以て集り、後には誓約を以て團結する事になるのである。この團結の素質の變化が又御家騒動の關係に於て大に意味をなす。「御家人」と稱へた武士の階級は、即ち令の制度の「家人」の名稱を傳へたので、血統團結時代の遺つたものと思はれる。

經濟上より見て

御家騷動は、名譽權力の爭たると共に利益の爭である。攝關家の渡庄の爭奪の如きが夫である。これにも古今に相違がある。

太寶令の財産相續の標準は、分配法を採つてある。「凡そ分つべきものは(遺産)、家人、奴婢、田宅、資財を惣計して法を作れ。嫡母、繼母及び嫡子には各二分。庶子には一分云々。もし同居共財せんと欲せんもの及び亡人の存せし日に處分して、證據灼然たらんものは、此の令を用ゐざれ」――死者の意志を重んじて分配しない場合もある。前に述べた末子相續法などは、生存中に漸次に子 分配する方法である。財豐かに土地廣き時代には夫も行はれ易かつたらうが、財の乏しいものでは出來ぬ事である。もし分配法が適當に行はれると騷動は起たない。

武家時代となつては、他家との競爭の爲に、少しでも大きく多く力を集中するに勝利がある。故に分配法は行はれなくなつて、嫡子の總領相續となる。之は、領地をすべて相續して領する意である。嫡子の一名を總領といふ事になつたのも、この相續法から出たのである。藤原家の領地、資財は原來分配せられてゐたのを、保元の亂によつて、頼長公が滅び、總てが忠通公の有に歸した由が愚管抄等に見えてゐる。力の弱い家は、連盟して爭鬪に堪えんとした。武藏七黨、紀淸兩黨などと、黨の稱の起つたのは、この連盟の事である。一揆といふ亦一時的の連合體とみえる。總領相續たる爲に緣の下の塵までが嫡子の有となり、嫡子の勢が強大となると共に、御家騷動の起る事情が多くなり、爭も亦劇烈となつたので

ある。保元の亂の藤原氏、源平の爭よりも、南北朝の新田足利。更に又應仁の亂の畠山政長と義就、斯波義敏と義廉、足利義政と義視との爭が甚しくなつたのである。豐臣氏、徳川氏は、公の威令が全國に及んでゐただけに、私の家の爭も更に烈しく、夫が天下の經濟に及ぼした影響も甚しかつたのである。但し兵力に依つて爭つた場合は、形が世に廣く知られ、兵力に依らなかつた場合は、形がわかりにくいといふ差別はある。陽性陰性がわかれる。

越後の松平光長の如く、騷動に御家の滅亡した場合には、其家臣は一時家祿を失ふが故に、失業問題が起る。徳川初期に大名の潰れた家が多くて、浪人の夥しい事が、頗る問題になつた。即ち失業問題である。島原事件、由井正雪事件などは失業問題から起つたのである。今もある東京芝の新堀は、この失業者救濟の意味に於て起した土木事業であつた。

足利尊氏や、豐臣秀吉は、廣大な領地を得て、御家騷動が其膝元から發つたのは、自家中毒とでもいふのであらう。もし領地狹く、財力が乏しかつたら、よく治つたであらう。今の支那、昔の露國なども大に過ぎて、取扱ひあぐんだ趣にみえる、徳川氏の末路も亦夫に似て、半身不隨の病の起つたが如きものであつた。とかく今も御家騷動は富豪、貴族に多い。貧乏人、卑賤者には其事の起る心配は無い。飽食暖衣の徒に病人が多いと同じであらう。

世界的關係

御家騷動は其名稱の如く一家の私事であつて、國内に限る事である。併し其事の起る事情に遡つて見

ると、必ずしもそうでない。儒教に依りて、支那の長子相續の說が入りて、即ち宇治の若郎子の自殺となり、佛教が傳はつて、聖德太子の遺族の全滅となる。儒教の倫理說、佛教の因果說、及び修法、祈禱が、家族制度を整理して、よく健康の狀態を保たしめた事は勿論多いが、他方には變態を生ぜしめ、病體に陷らしめた例もある。事がらは内地に行はれて、夫に關係する思想に於ては世界的である。殊に奇におもふ事は、水戸家は原來は日蓮宗によつて盛になつた家であつて、其旦那寺は日蓮宗であつた。近世に至つて、水戸學といふを盛にし、其學說としては、佛教を槩りに排斥せられた。大日本史中の佛事志も、佛教の弊害を擧げて世の訓戒とする爲であつた。然るに佛教の惡弊は遠慮なく水戸家の奧ふかく入りこみ、其爲にかの御家騷動を劇烈ならしめてゐる。佛事志も佛教を知らずして論じてあるから眞に其弊害を摘發してゐない點が見える。知つてか、知らずにか佛教の惡弊の爲に、其家が紛亂せしめられたのは、如何にも殘念なことであつた。

日本系統の思想と、外國系統の思想との衝突が、御家騷動の深い原因の一となつてゐるかとも思はれる。たゞ家督の爭奪のみではなからうと自分は考へる。近年又外來の思想の爲に、家の紛亂してゐるものを屢々聞くはいふまでもない。外國に滯在中に其原因を作つたものを屢聞く。

歷史の研究として

家は、國家の基礎であるから、國家の歷史を研究せんとする人は、まづ家の研究其常態變態を知るが初步として、大に便宜である。且つ御家騷動の一片ともいふべき事實は日々の新聞に常にあらはれてゐ

る。この斷片をよく綜合すれば、即ち大要を得られる。之を初歩として過去に遡り、また現在を知るは、歴史の研究に甚だ都合よき方法である。

なほ之につきて肝要なこと二三を書き添したものもある。前述の文によりて大要は得られやうと思ふ。

法律の研究として

なほ序に申し添へておくことは、御家騷動の研究からして、現行の民法人事篇及び夫に關連せる諸法規の改訂せねばならぬものが多くあると察しられる。新しき法規の爲に、近年御家騷動を多くし、甚しくした例は珍らしくない。

御家騷動の原因とその近世文學の好題材たりし理由

文學博士　藤村作

一

御騷動動といふ言葉は誰も知つてゐる言葉であるが、概念としては明瞭を缺いてゐる。余の解する所では、廣義にいへば、家の中に起つた紛爭事件。殊にそれが家督その他利益の爭である場合にいはるべきやうであるが、併し小さい家の中に於ける兄弟間の家督爭の如きには、到底御家騷動の名は與へられまい。こゝに於てか、御家騷動には大きな家に起つたといふ條件を附すべきであると思はれる。これが狹義の御家騷動で、又此の語の眞の意義であらうと思ふ。

余は御家騷動に就いて多くの確實なる史實を知らぬ。余の有つてゐる知識には史實もあれば、史實の傳說化したものもあり、文藝家の空想に作られたものもある。これ等の要素が混じて御家騷動の概念を作つてゐる。斯く余の知識は史實としては極めて不純なものであるけれども、それが德川時代の生活と極めて密接な關係を有つてゐるものであるには相違ない。從つてそれに本づいて多少の考察をなすことは近世武士の內外生活を硏究する上では無意義徒勞の事ではあるまいと思ふ。

二

近世武士の階級に御家騷動の起り易かつた原因は近世武士生活の特質中に求めねばならぬ。家族制と長子相續性と蓄妾の風と主從關係とが相倚り相助けて、これを多くしたものであらう。

武士生活は主從關係を基礎として成立してゐた。これを諸侯に就いていふならば、諸侯は主君で、その下に多數の武士の家來が附いてゐた。これ等の家來は主君から知行扶持を給せられて、自己と家族の生活を營んで、主君には絶對の服從犧牲を以て忠勤を勵んでゐた。武士道が忠義を第一義としてゐたのは此の爲である。さて此の知行扶持は夫々の家に附屬したものであつて、それを受けるものはその家の相續者であつた。相續者は普通の場合に於ては嫡長子であつて、次男以下の男子があつても、それらは悉く家長たる嫡長子の家族となつて、その支配を受くるのであつた。斯うして大家族が一つの家の中に生活するのが近世武士の家族制であつた。

此の上に一般に蓄妾の風が行はれてゐたから、一家の内に妻妾兩立し、異腹の兄弟が同居することが常であつた。斯かる家に於ても社會の風習に隨つて、互に野心を包藏して、その慾を遂ぐるやうなことを企てない限りは平和であり得たが、若し妾が妻を凌いで私慾を逞うしようとしたり、庶腹の子なり、同腹の弟なりが、嫡出の子なり、同腹の兄なりを凌いで、家長の地位を奪はうと企てたりすることがあれば、家の平和は破られて、家督相續の爭などの紛紜が生じたのである。かゝる事件が諸侯の如き大いなる家に起れば、家來達の中に此の爭が當然に波及して、或は私心の爲に非道の側に與するものもあれ

ば或は忠義の爲に正當の側に附くものも生じて、兩派の爭鬪は擴大して、こゝに所謂御家騷動なるものを惹起したのである。

三

斯ういふものとして見れば、御家騷動は野心私慾を遂げようとする一派に對して、他の一派が主家の爲に正當の理由を主張し、正當の權利を防護する紛爭であるといふことになる。これだけでも文藝の好題材たり得べきであつたが、德川文學の主なる題材となつたには、他に重大な理由があつた。即ちこの中には近世武士の忠義の犧牲的精神が多量に含まれたのが主なる理由であつたと思ふ。御家騷動は家來から見れば、主家の一大事變であつた。その安危存亡に關する重大事であつた。それで氣慨ある武士は是非起つて主家の爲に粉骨の誠と致さねばならなかつた。それが武士道の當然のことであつた。

こゝに於て大きな家の御家騷動の中には、家來達の忠義の爲の勇壯、健氣な事蹟が多く存し、又慘憺たる悲劇が多く起つたのである。そこに表れた近世武士の犧牲的精神の美しさ、健げさ、悲しさ哀さは、誠に描けども盡きず、語れども盡きざるものであつた。これが御家騷動の近世文學の好題材として珍重された所以であらう。

尙本問題に關した詳細は文化叢書第十九編「德川文學と武士生活」中に說いてある。

淨瑠璃文學に現はれた御家騒動

高須芳次郎

御家騒動に其の場所、人物、径路などは異つて居るとしても、大體其の内容や動機は略ぼ同一と見られ得る點が多い。江戸時代のものは平凡な封建政治の行詰りに人間の慾情がもつれて、其處に一種の渦卷を生じたのである。かう見てしまうと何でも、なくなるが、一面から考察すると、其處に善惡あり邪正あり、波瀾あり、表裏あり、曲折があつて、其の筋道が自らドラマチカルに出來て居る。美人、佞人、忠臣義士、詐謀、野心の權化などが活動寫眞の場面のやうにぐるぐる現はれて、探偵小説を讀むのと同樣な興味を惹く。御家騒動が人々の間に好奇の心を起させるのも亦それがためであらう。

御家騒動と云ふと、直ぐに江戸時代の諸大名の家に起つた内紛が豫想されるが、實は鎌倉時代の如きは、最大の御家騒動が、頼朝歿後の將軍家に起つたのである。此の騒動ほど深酷で種々の秘密の多いのは稀れである。足利時代の將軍家に於ても、矢張御家騒動が連續したのである。それらにくらべると江戸時代の御家騒動は、遙かに規模、輪廓が小さい。けれども其の内容は、鎌倉足利時代の將軍家の騒動よりも、もつと詳しく明かにされて居るから、其處にドラマチカルな味が多くなつて居るのである。

淨瑠璃文學に於て取扱つた御家騒動は、どの位あるか、寡聞な私は僅かに其の二三しか知らない。それは伊達騒動を書いた『先代萩』を第一として、『合邦』『阿波の鳴戸』『二十四孝』などである。『先代萩』は

伊達騒動の上に多分の空想を加味し、儒教思想若くは一種の奴隷道徳を土臺にして、政岡と云ふ理想的女性を作りあげて居る。

史實によると、政岡の如き女性は丸で見當らぬのである。若し政岡乃至淺岡と稱せられたタイプの女を物色するとすれば、綱宗の夫人となつた初子を擧げねばならぬ。初子は、幼弱な龜千代が奸臣のため毒殺されようとしたについて、種々それを防がうとした形跡がある　けれども其の事が、はつきりわからぬ。龜千代に附き從うて居た鳥羽と云ふ女は置毒事件に最も因縁が深いが、それは忠義の女かどうかはつきりしない。鳥羽は置毒の事に力を入れた醫師河野道圓から招かれて、舟中で饗應を受けたことがあつた。また置毒事件の起つた當時、彼の女は毒を盛つた膳部の邊をうろ付き廻つて居たと云ふ嫌疑を受けた。かうした點から見ると、彼の女は、決して忠義の女ではない。勿論、彼の女は、それがために罰せられないで、後に至つて、また扶持を受けたから、必ずしも、惡心を抱いたものとも思はれない。が疑問の女性である。

『先代萩』の政岡が、かうして實在の人物でないことが知れると、いくらか政岡に對する興味が減ずるわけである。そして史實の上に現はれた初子や鳥羽などにより多くの關心を置くことゝならざるを得ない。初子は啻に容貌が優しく美しかつたばかりでなく、其の世系も亦立派であつた。其の祖先は六孫王經基の四子陸奥守滿快八世の孫飯島三郎廣忠である。彼の女は其の叔母紀伊の手に引取られて一緒に伊達家の奥に來たのである。

當時、伊達忠宗は、三澤初子の賢明と美を愛して其の子綱宗の妾にしやうとしたが、紀伊はあく迄、

姪のために家系を重く見て、妾にされることを固辭した。それで忠宗は到頭、初子を綱宗の夫人に迎へることに定めた。初子が綱宗の許へ嫁したのは、明暦元年正月のことである。そして綱宗との間に一子を設けた。それが龜千代の弟である。淨瑠璃では、龜千代が鶴喜代となつて居る。それに時代の背景を鎌倉で賴朝が執政した頃にしたのも江戸時代の作者によく見る慣用手段である。そして梶原景時の妻までが出てくるから、時代錯誤の感じがする。

綱宗の吉原通ひが誇大に吹聽されて、閉門の身となり、龜千代が僅か二歳で家督を繼いだところから其の後見の一人、伊達兵部少輔が政治を掻廻はす中心人物となつたのである。置毒のことも亦彼れによつて企てられたと見るべきである。それについて、初子は賢明であつたから、人知れず、龜千代の境遇に同情して、保護に力めることにしたのである。左樣した因縁から、今日、仙臺新寺小路の孝勝寺境内にある初子の墳墓を政岡(淺岡)の墓として、土地の人々が喧傳して居るわけであらう。けれども實際は鶴喜代と政岡との如き主從關係が、龜千代と初子との間にはないのである。それにも關らず、淨瑠璃では、事實に即しないので、空想から生れた政岡を理想のタイプに仕上げて、忠義の權化として描き出して居るのである。また其の愛兒千松をも點出して、忠義の犧牲とした悲みを描いて居る。

政岡が、鶴喜代を保護するため、其の子千松が毒にあてられて死んだ時、彼の女が前後を忘れて悲しみの叫びをあげたところは、何人をも同情させるが、それは、作者の技巧から成つたのである。けれども其の一言一句、深く人情の奧に觸れたところがある。

三千世界に子をもつた親の心は皆一つ、子の可愛さに毒なもの食ふなと言つて叱るのに、毒と見えた

ら試みて死んでくれいと云ふやうな胴慾非道な母親がまたと一人あるものか。武士の胤に生れたは果報か因果かいぢらしい。死ぬるを忠義と云ふことは、何時の世からのならはしぞ。

と武士社會に於ける犧牲道德の極端に流れて居る悲みを曝露して居る點は痛切である。史實によると此の千松に當るのは、小姓の鹽澤丹三郎である。彼れは、寛文八年八月の第二回置毒事件の時に、鱸の中に毒が入れてあるのを知つて、自ら食して死んだ。それがため、龜千代は毒殺の禍から免れた。千松の場合は、右大將から賜つた菓子に毒が入れてあるのだが、實際は鱸であつた。淨璃瑠の作者は鹽澤のことから思ひついて、千松と云ふ假空人物を點出したのではなからうか。其處に年齡の差は著しくあるが、どうも左樣らしい。

伊達騒動の政岡らの事は、以上の通りであるが、尚ほ今一つ、鳥羽と云ふ女のことは、大に研究に價する。鳥羽は理義に強い女ではなくて寧ろ情に脆い女ではなかつたらうか。少くとも、意志の弱い女ではなかつたらうか。若し左樣でないとしたら、外面柔和で、腹のしつかりした女であつたらう。醫師道圓に招かれて奸黨に身方したらしいところは、道圓の口辯に動かされたか、若くはそれに乘るやうに見せかけて、實は龜千代の身方をして居たであらう。兎に角、心理的に鳥羽と云ふ女を解剖することは、興味が多い。淨瑠璃の政岡のやうに、忠義の女と定つて了はないで、白でも、黑でもなく、灰色に見えるところに研究の餘地がある。

若し强いて、淨瑠璃のうちに鳥羽らしい女を求めると、景時の妻槇御前であらうが、これは鳥羽よりも位が高い。唯表面、善を裝はんと口辯をつくらふところが、いくらか灰色だが、其の質、最初から奸

黨側の女としてはつきり受取れる丈に、鳥羽と異つたところがある。

かうして『先代萩』を伊達騷動の史實と對照して見ると、お家騷動を淨瑠璃作者が、どんな風に解し、どんな方法で取扱ひ、其處にどんな思想を寓しようとしたかが略ぼわかる。それが『合邦』や『阿波の鳴戸』や『二十四孝』になると、人間の愛情を中心にして、寧ろお家騷動を影に用ゐて居るので、また別樣の趣を感ずる。『合邦』は外戚腹の治郎丸が、俊德丸に家督を繼がれたのを憤つて、俊德を亡きものにしようとして騷動を生じ、玉手御前がそれを救はうとして皮肉な手段を用ゐたことが記されてある。『阿波の鳴戸』は、銀十郎の假名で世を忍ぶ阿波の十郎兵衛が、主家の騷動の主因となつた國次の刀紛失からそれを探し出すため、大阪へ來て居るところが記されてある。『二十四孝』は惡臣坂部兵衛が眞の勝頼を他へ追ひ、贋の勝頼を据え置いて。隱謀を企てたことが暗示されて居る。何れも史實よりも、殆ど空想が主位を占めて居るので、私は茲にそれを一々、事實の上に照らして見ることを避ける。

要するに、淨瑠璃は小說、脚本のやうに、お家騷動を數多く扱つて居ない。そして『先代萩』一篇を除くと、史實に緣のないものが多い。畢竟、淨瑠璃では、戀愛中心のものが多くて、陰惡な波瀾に富んだお家騷動の類に作者が眼を向けなかつたので、其の作品も亦乏しいのであらう。(終)

伊達騷動

大槻如電

一、

伊達騷動又は仙臺騷動と云つて世に汎く知られて居る御家騷動は、今より約二百五十年前、寛文年間に、仙臺藩で起つた事實であつて、後に芝居狂言として種々に脚色され、殊に淨瑠璃の曲としては、伽羅千代萩ありて最も多く人の注意に上つて居る。

全體、劇の方では、貴族上流の人々に關することを仕組んだもので、道具も金襖などを用ふるものを一般に時代物と呼び、民衆生活を題材としたもので、場面も多くは吾人日常に見る所と同じいものを世話物と稱してゐるが、芝居道の特殊なる稱呼によると、時代物の中で、此の仙臺騷動や、その他、黑田騷動とか加賀騷動とか、いふものを總て御家物と云ふのである。即ちこれらは皆、御家騷動の筋に基いて、脚色されたもので、虛實打ち混ぜて、劇としての興味に重きを置き、尙ほ、當該時代の世間の流行や、時世に應じて、衆人の氣先に投ずるのが必要であるから、全く事實と離れて了つた作りごとも少なからず交つてゐるが、又相當に事實に基いた點もある故、事の眞相を明らかにして、然る後、劇化された處のものと對照して考ふれば、作者の意匠をも知り、演技の妙をも味はうことが出來る。

乃で、此の伊達騷動の眞相は如何であるかと考ふるに、後に至りて種々に脚色された處のものが、事

實に違ざかること大なるは勿論である。予の伯父鑑里の撰にかゝる「寛文秘錄」の記載する處によつて此の御家騒動の眞相を摘記すると大略次の如くである。

二、

仙臺藩祖中納言伊達政宗卿に數人の男子があつた。長男秀宗は宇和島に十萬石で封ぜられて別家し、次子忠宗は、本宗の家督となつた。而して季子を兵部少輔宗勝と云つた、忠宗の夫人振姫は、備前侯池田宰相輝政の息女で、東照公の外孫に當るので、臺徳公の養女として入輿になつた。そして光宗を生んだが、光宗は十九歳にて父に先立つて逝いた。因て側室櫛笥氏（贈左大臣隆致女）の生んだ綱宗を世嗣とした。萬治元年に忠宗が六十歳で卒したので、其の年九月、綱宗十九歳にて家を繼ぎ、翌年四月、仙臺へ初入部あり、三年二月、神田川堀割の命を受け、三月江戶に參府して、五月より工事にかゝつた。此の時、叔父の兵部宗勝は、三十九歳で、三萬石を贈つて一門の首席に居つたが、綱宗の幼弱なのを侮つて竊かに國政を擅にしやうとする陰謀を蓄へ、頻りに飲酒を勸め、又日々工事を巡視させて、その途中侍臣に命じて遊蕩に導かせたのである。

その時代に湯女と稱する賣女の類があつた。江戶市中處々に風呂屋ありて、そこに必ず美目よき婦女を蓄へ、客を迎へて色を賣らせたのであつた。橘町の柳屋といふ風呂屋に、勝山風といふ髮の結び形を後の世に遺したほどに名高かつた湯女が居つた。綱宗が此の勝山を愛すること甚しく、そのこと世に周知されるに至つたが、宗勝は更に諫めもせず、幕府より咎めのなき內に、此方から訴へ出やうとて、家

臣連署にて申出でたので、其の年七月に綱宗は退隠を命ぜられ、品川の下屋敷に蟄居することゝなつた綱宗は後に七十二歳の高齢で歿した。

三、

嫡子龜千代丸、歳僅かに二歳にて家督を繼いだ。その母は三澤初子とて、夫人池田氏の侍女であつたが、才色共に優れてゐたので父君より贈つて側室となつたものであつた。綱宗には正室はなかつた。さて龜千代丸は幼少であるから、兵部宗勝が後見をしやうとしたが、家臣等の議によつて、綱宗の弟で後に隱岐守となつた田村右京宗良と兩人を後見とした。併し、右京はまだ年若く、常に江戸の邸に住み、兵部は仙臺に在つて政治を取つてゐた。兵部は多年の非望を成就し得たので、家老の原田甲斐宗輔と結びて、事を斷ずるに依怙の沙汰多く、己が意の赴くまゝに振舞ひて、若しその欲する所に逆らふものがあると、必ず之れを罪して斥けて了ふのであつた。且つ日常奢侈に耽つて、下民の不服怨恨を買ふことが大であつたが、斯ふしてとにかく十年の歳月が經過した。

此の時、涌谷にて二萬五千石を領して一門である伊達安藝宗重が、此の非政を知り、事に托して奸人輩を除かうと考えて居つた。處が、是亦一門である登米の邑主伊達式部の領地との中間に谷地(ヤチ)（草生地(クサオヒチ)）があつた。安藝は此の地の境界について爭ひ、兵部と甲斐と私曲ありといふを名として、幕府の檢使を請ふた。乃で大目附島田出雲守が東下し檢閲して、境界を定めたが、之れを不當なりとして再應の公裁を請ふた。乃で寛文十一年二月、安藝は江戸城に召された。處で二月四日附で、彼れは相手方の罪科九

箇條を數へた訴狀を提出した。時に老中板倉內膳正重矩の掛りで吟味を遂げられ、三月四日、安藝及び蜂谷六左衞門を、その邸に招いて訊問し、同じく七日に原田甲斐、柴田外記をも糺問し、次で伊達兵部を召して一應の訊問があつた。同二十四日、伊達安藝と原田甲斐との對決となり、安藝の提出したる二十五箇條の內、甲斐も多くは明らかに申開きが出來たが、申開き得ざる點あり、その時、內膳正は、「侍に不似合の義」と大聲に叱し、列座の人々に向ひて、「最早落著仕候」とてその日は一同を退散させた。

然るに時の大老酒井雅樂頭忠清は、甲斐と緣故があるので、此の後楯によつて罪科を免れさせやうと努めて、甲斐に申殘しのことありとの理由で、再び對決と定められ、二十七日、酒井の邸內にて之れを行ふことゝなつた。併し甲斐の申開きは格別明白でもなく、結局罪科に行はれることゝなつたが、別室に控えさせてある間に、甲斐は突如として安藝に斬つてかゝつた。安藝亦拔き合せて應じたが、深手を負ふて倒れた。柴田外記之れを見て甲斐に斬付けんとしたが、年老ひたれば身體の自由を缺いて、却つて是亦甲斐のために斬られたのである。蜂谷六左衞門次の間より驅け出で、甲斐を抱きとめ副刀にてその脇を刺した。此の時、六左衞門も亦傷を負ふた。酒井の家臣等大勢出でゝ、漸く双方を鎭めたのであつたが、安藝と甲斐とは即死し、外記と六左衞門とは、負傷のまゝ邸に歸りしも程なく歿した。

此の事將軍家の上聞に達して、その年四月三日、それ〴〵に處刑された。即ち兵部宗勝と隱岐守宗良との兩人不和なるは宜しからずとあつて、兵部を松平佐渡守に預け、その子伊達市正(イチノカミ)は父の罪科によつて小笠原遠江守に預けられ、隱岐守は、病氣のために在所へも行きがたく、閉門を命ぜられた。更に同月六日に、當主綱村(幼名龜千代丸、此の時十三歲)を、本城に召して申渡しがあつた。即ち此の騷動の

ために領地召上げらるべけれども若年なる故後見兩人家老を處罰するに止めて、當主は宥免の沙汰を蒙り、これにて一件落著となつたのである。

四、

伊達騷動の事件は以上述べた如くであるが、事件の後五十三年目即ち享保九年以來、芝居狂言として種々に脚色されたのである。尤も幕府を憚りて、古今時代を變更したり、劇としての興味を必要とする點から、幾多の挿話を加え、或は事實を曲げん處が少なくない。今、此の伊達騷動を題材として仕組んだ芝居狂言を列記すると次の如くである。

太平記於國歌舞伎	享保九年十一月	中村座
大鳥毛五十四郡	延享三年十一月	森田座
根元阿國歌舞伎	寶暦四年八月	中村座
阿國染出世舞臺	同　九年十一月	市村座
伊達競阿國劇場（カブキ）	安永七年七月	中村座
隅田川柳伊達絹	天明二年三月	市村座
伊達染仕形講釋	同　年八月	中村座
大三浦伊達夜引	寛政十一年二月	中村座

以上は芝居狂言であるが、此の中で「伊達競阿國劇場」は殊に世の評判がよく、此の正本によりて連

られた初と云つてよからう。

田辨二が淨瑠璃に書き替えて、翌年の正月に結城座で人形にかけたのであつて、伊達騒動が淨瑠璃に作

特に淨瑠璃として作られたのは、誰れ知らぬもののもない伽羅千代萩でである。

此の淨曲は全本九段から成つたもので、天明五年(距今百二十九年前)、松貫四、高橋武兵衛、吉田角丸三人の合作である。此の中で、松貫四に日本橋葺屋町の芝居茶屋萬屋吉右衛門といふ人物であつて、その他の二人は如何なるものか判然せないが、角丸といふのは人形遣ひであつたかと思はれる。玆に此の劇の場面を列記すると次の如くである。

第一段　葛館の場、松島意見の場、國雄幻術の場、
第二段　上邸門外の場、同裏門外の場、
第三段　貝田屋敷の場、毒茶の場、熊川勇力の場、
第四段　豆腐屋の場、高尾身代りの場、同書置場、
第五段　堅田浦の場、道行夏野晒井、河童河原の場、
第六段　竹の間の場、御殿飯焚の場、政岡忠義の場、床下の場、
第七段　仲間三人笑の場、上使饗應の場、明衡腹立の場、
第八段　衣川屋敷の場、明衡定倉和睦の場。
第九段　對決の場、幻術滅却の場、白洲及傷の場、

全體の筋をこゝで説くのは煩はしくもあるし、此の中で、政岡忠義の一條などは誰れとて知らぬもの

もない程であるから、別に説明を加へない。

此の先代萩は、前に浄曲に書きかへられた伊達競阿國劇場に引つゞいて、同じく結城座の操り芝居にかけられたのである。尚ほ此の千代萩の中の御殿場が、歌舞伎狂言に演ぜられたのは、「伊達夜引」からである。

前に擧げた九段の内、演劇としては第六段の御殿場のみが傳へられ、これを通し狂言とする場合には前に花水橋、毒茶の二幕を加へ、大詰に對決の場を加へるのであるが、先代萩に伊達競を取り交せて別に作つた狂言もある。最近に大正七年十一月、市村座に上場された「梅照葉錦伊達織」は、なひ交せにした一例で、場割は、

序　幕	花水橋の場	大場道益住居の場
二幕目	足利家御殿の場	床下怪異の場
大　詰	問註所白洲の場	詰所内及傷の場

その他に、乳母政岡を渡岡と呼んで御殿場を演ずる實錄先代萩といふものもあつたと覺える。大正八年一月歌舞伎座で上演された松居松葉氏新作の「烈女初子」では、三澤初子を大守綱宗の愛妾とし、若君の生母として扱つたもので、事實に大ぶん觸れてゐる

先代萩には、奥州秀衡遺跡爭ひといふ割外題があつて、世界を秀衡の後事に取つてゐる。「伊達競阿國劇場」の方は足利義政時代としてある。左に先代萩と伊達競とに登場する重なる人物の假名と、實際の人物の本名とを比較して見やう。

（本　名）	（先代萩假名）	（伊達競假名）
伊達綱宗朝臣	冠者太郎義綱	足利左金吾頼兼
伊達龜千代丸	伊達鶴喜代丸	足利鶴若丸
伊達兵部宗勝	錦戸刑部國衡	大江國幸鬼貫
伊達安藝宗重	伊達次郎明衡	井筒外記左衞門
三澤初子	乳母政岡	井筒月岡
松前鐵之助	松ヶ枝節之助	荒獅子男之助重勝
原田甲斐宗輔	貝田勘由直勝	仁木彈正左衞門敎將
酒井雅樂頭	梶原平三景時	山名宗全
板倉内膳正	畠山莊司重忠	細川勝元

三者を比較すると以上の如くであるが、今日上演される劇は、その筋が綯ひ交ぜになつてゐるため、登場人物の名や時代に矛盾が生じるのである。

伊達騒動を仕組れだ劇の外題に前記の如く、阿國歌舞伎といふ名を用ひる理由は、奥淨瑠璃又は仙臺淨瑠璃と稱するものを、仙臺封内では特に於國節と呼んでゐたのに因んだのである。

又、伽羅先代萩の伽羅は意義からメイボク(名木)と讀むのであるが、萬治寛文の頃には、結構に、伽羅樣とか、伽羅の春とかの通り語もあつて、それに因んだのである。先代萩の殆ど中心人物の如くに見らるゝ政岡の本體は三澤初子と思はれるが、又別の人物でそれに該當するものがある。

それは浪人榊田六郎左衛門藤原重能の女、琴子といふのが、寛永十三年、齢十七歳で、池田家から振姫の侍女として從ひ來り伊達家の奥女中となつて鳥羽と云つた。同十六年には緣談ありて兄から暇を乞ふたが、振姫が彼の女を手離なすに忍びないで強いて留めたので、爾後全く嫁するの念を斷ちて專心主に仕へてゐた。萬治二年に夫人が卒せられたが、此の年、龜千代丸が生れたので直にその傅役となつた。時に鳥羽は四十歲であつた。龜千代丸五歲の時或る朝毒味に、その掛りの米山兵左衛門が中毒して死したので、料理人の千田平藏は檢使を請ひて羹を試みたが是亦毒に中つて斃れた。伊達兵部、田村右京の兩後見役も出でゝ取調べたが、鳥羽に疑をかけて嚴密に糺斷しやうとしたのを兵部が留めて、仙臺に押籠めとして送り、二十兩十人扶持で、津田玄蕃の元に預けることゝした。是れ寛文六年十一月で、鳥羽四十七歲であつた。後に奸人罪せらるゝに及んで、延寶元年、鳥羽は赦免された。同七年、六十歲にて隱居したが、綱村公の衣服を自ら仕立てゐたといふ。程なく兄正能の次男を養ひて繼嗣としたが知行三百石を賜り、虎の間番士、小姓を命ぜられた。その年三月、六十五歲で歿した。仙臺の孝勝寺にある夫人振姫の墓側に葬り、法號を玄理院妙教日幽大姉と云つた。以上は、墓碑、並に伊達世臣家譜、伊達四代記に載せる處である。これによれば、劇化された政岡の本體は事實の三澤初子でなくて、此の鳥羽であることになる。(前記の新作「烈女初子」の中に隅田遊船の內で甲斐と三澤初子の侍女の鳥羽と色模樣の場面がある)以上、伊達騒動の事實並にそれの劇化されたもの丶大略を述べたが、多くの御家騒動中でも、古來最も人口に膾炙されたもので、淨瑠璃や芝居以外に、坊間流布の講談本などにも盛んに傳へられ從つて甚しく無稽の談の少なくないことは世人の知る通りである。

加賀騷動

―大槻事件の眞相―

近藤磐雄

加賀藩に幾つかの騷動があつた中、大槻内藏允一件は、最も重大な事件で、藩史三百年間の約中央に當り、之れを人の一生に譬へれば、腸窒扶斯又は肺炎に罹つた時の様で時に著しい大患である。世に加賀騷動として演劇講談等に傳ふる處は無論虚構の點が多く、幕府時代では事件の眞相を全く外部へ現はさなかつたのである。併し今日となつては、醫者が診斷するにも、病歷を明かにし病源を究めて、治療方法を講ずると共に他患者の參考に供すると同様に、吾等文筆に與るものは、事件の眞相を研究して其の推移顛末を明かにし進んで原因を究めて、現在及び將來に於て同じ様な原因の顯はれた場合の參考とすべきで、是れ史家の本分である。大槻事件に就いては、二十年ほど以前「名家談叢」といふ雜誌に、先輩野口之布氏の説が公表された外には、未だ委しく述べたものはない。自分も詳らかに記述して置きたいと思ひながら、事件が非常に複雜であつて一朝一夕には脱稿し得なかつたのであるが、今回、中央史壇の囑に應じて、その大體を發表することとした次第である。

さて此の事件は、一方では大槻内藏允なる男が、極く卑賤の地位から拔擢され漸次出世して時の君公に重用せられ、譜代歷々の諸臣を凌いで、一時加賀藩全體の國政を掌握するまでに至つたが、同時に其

の行動に反對する黨派を生じ、それ等の勢力が強くなつて、到頭大槻は食祿威權を奪はれ、罪科に處せられたといふ事と、他面には、藩公の數ある側室中の眞如院といふ女が、吾が腹に生れた男子を世子に立て、自分も共に榮華を極めやうとの非望燃ゆるが如く、漸々不良の行爲に及び遂に非常手段にまで訴へてその慾望を達しやうと企てたこととが結び付いて、此の大槻騷動を起すに至つたのである。此は事件の概略であり、又此の點は何人が考ふるも動かす能はざる原因であるが、更に探求すれば幾多の遠因が集積してゐると言ひ得る。故に此の事の研究は、生きた人間の現在及び將來に多大の參考となる病理學と同樣の役目を勤めるであらうかと思ふ。

此の騷動の具體的事件を說くに先立ち、該時代に就いて一言して置くがよからうと思ふ。豐臣秀吉の晩年に、加賀藩は藩祖前田利家が性來極めて篤實な人であつたので、頗る信賴されて、其子秀賴の後見職として德川家康と對立し、一時海內の政を司つた時代もあつた。利家歿して二代利長の時、關ヶ原役あり、他の諸大名と共に等しく德川の下風に立たざるを得なくなり、更に利長の歿後、豐臣氏滅亡して後は、勿論德川家に對して殆ど主從の關係の如くになつたが、併し諸大名中では、領土知行高も最も大きく、且つ外樣大名の旗頭にして、譜代にあらざる點にて、德川幕府より常に注目されて居たのは事實である。爲に前田家を安泰ならしめるについては、歷代の藩公皆何れも甚しく思慮を費さねばならぬ事情のあつたことは看易い道理である。幸にも初代二代は勿論、三代利常、四代光高、五代綱紀まで揃つて名君と稱すべき非凡の素質を備へた人であつた。

殊に綱紀は、松雲公と謚した君で、稀世の名君とも言ふべく、三歲の時父に別れて八十二歲で歿する

まで、藩政を覽ること實に七十九年、其の間非常に勉勵して力を藩治に注ぎ、制度典章を具備せしむるは勿論、文學、美術、産業等の振興を圖り、更に全國各地より名醫を招きて士民の疾病を療治せしめ、又た種々の藥を調べさせて藩民に頒ち、或は撫育所を設けて貧民を收容する等、極めて大規模且つ徹底的に諸種の事業に力を盡されたため、治蹟大に擧り、當時九州邊の人々の談にも『一加賀二土佐』と稱せられた程であつた。特に德川中興の名君たる八代將軍吉宗の如きも非常に綱紀を敬慕し、事あれば使して相議るといふ有樣で、幕府編纂の「德川實記」の中にも、松雲公は自分に於て後見を賴みたいと思ふ、とあり。又、尾紀水の三侯の如きは松雲公を手本にせられて然る可し、と記せるに徵しても信任の程が察せられる。新井白石の如きも松雲公を尊敬して居つた。且つ多數の書を集められてあつたので、當時加賀は天下の書府なりとも稱せられて居つた。

斯くの如く藩祖より五代まで百五十年許の間は、藩公も勝れた人物許であり、之れに從ふ老臣以下皆人物が揃つて居たので、藩政もよく行はれて居つたが、享保九年五月九日、綱紀歿して其の子吉德が一般の政治を覽ることとなつた。（尤も前年即享保八年に綱紀隱居吉德が家督相續す）而して此の吉德時代に大槻騷動が起つたのである。

吾々が加賀の藩史を調べるに際し、五代在世中は閣老は勿論文武麾下の人々迄も一代に卓越せる人物多く、上下協力して種々の事業行はれ、文質彬々、多士濟々といふ有樣で、何れの方面も立派であつたのに、僅か一代を變へたのみで斯る騷動を惹起すに至るとは、變れば變るものかと實に痛心に堪えぬ心持がする。

此の吉德は純良柔和な性質の人で、父綱紀の如き英邁果斷な點は世子の時代から既に見られなかつた

のである。父綱紀も我が生涯に成し能はざりしことは吉徳によつて繼承さるるものと初めは考えて居つたが、彼れが柔しい一方で大事業を遂行する資質に乏しいのに時々失望の聲を放つたこともあつた。吉徳には繼ぎ得ないで孫の代に至つて遺志を遂げ得るかも知れぬと云つたこともあつた。併しとにかく長男ではあり、是とて失態も無かつた故、遂に父の跡を繼いだ。吉徳も最初は國政に留意し、世の評判もよく、將軍家から賞詞を賜つたこともあるが、中年以後漸次大槻を寵用するに至つて以來、何れが原因なるも知れぬが兎に角彼れは政治に倦むに至つた。又身體も衰え勢力も弱くなり、從つて總ての事を其信任せる大槻に擧げて一任するに至つたのであつて、蓋し泰平の中毒とも謂ふべきである。

乃で大槻のことを考ふるに、世間では、一般に大槻は坊主上りで素性賤しいものだといふが、坊主上りには相違なけれど、素性は決して賤しくはない。系圖によれば、先祖は岩代國安積郡大槻に居住せる伊藤備前守といふ一城の主であつて、足利末には田村、伊達などと對立せないまでも戰を交へた家柄であつた。此の人は政宗のために滅されて三子は離散するに至つたが、長男は越前に赴き、大槻玄徹と名乘つて醫師となり、次で加賀に移住したが、その子半左衛門に至つて三代の利常に仕へ、鐵砲のもの（後世は足輕の役であるが、當時は幾分上級の役であつた）となつた、その子七左衛門は五代綱紀に仕へてお持弓足輕小頭にまで進んだ。此の七左衛門の三男が即ち內藏允である。

內藏允は元祿十五年正月元日の出生で、之れに因つて朝元と名づけた。此の名は室鳩巢が選んだのだといふ。鳩巢は當時加賀に居つて多くの藩士に熱心に儒教を授けてゐたので、七左衛門なども或はその敎を受けたのかも知れない。其比鳩巢は頗る崇高なる理想を抱いて士風の頹廢を慨いて居つた際で、偶々

せんとて、義人錄を著し、多くの門下を集めて盛んに學を講じて居つた時分であつた。
士氣亂れたる世に尙ほかゝる人物のあることは大に意を強ふするに足るとて、あくまで此の事蹟を明かに
彼の赤穗の事件があつたが、一部の學者間には大石等の行動を非難する輩もあつたが、鳩巢は今の如き

處で朝元の父は足輕の如き收入の少なき家では、三男などは自ら生計の途を求めさせる必要ある故、
行く〳〵は出家をさせる考でゞもあつたと見えて幼より波着寺といへるに預けて一時住持の草履取迄さ
せてあつた。然るに七左衛門の實弟に長兵衛といふ者が居つて、坊主にする程ならば我が娘に配して跡
取にすべしとて朝元を貰ひ受けることとなつた。長兵衛も、當時お鐵砲のものであつたが、後には朝元
の縁に引かれて知行取に昇進した。かくて朝元は長兵衛の婿養子となり、享保元年四月四日朝元十五歲
にして初めて綱紀に召出され、世子吉德のお部屋附となつた。此の時吉德は二十七歲で、朝元より十二
歲年長であつた。朝元は夙に怜悧にして辨舌に巧みに、職務にもよく勉強し、殊に非常の美男子であつ
たらしい。夫で著しく吉德の意に適ひ、一にも朝元、二にも朝元と愛用せられて、晝夜共側を離さず、
遂に男色關係までも結ばれるやうに至つたのである。併し老公綱紀の藩主たりし間は、世子の一存で朝
元の食祿を高めることも出來なかつたが、老公の歿した享保九年の暮には、もはや朝元に束髮を命ぜら
れ、名を大槻傳藏と改めるやうに仰出された。時に傳藏二十三歲であつた。一年を隔てた享保十一年正
月には二十俵の加增を申付けられて前の食俸と合せて三十俵三人扶持となつた。更に爾來數月の內に又
々御加增ありて身分も御徒士並となり、尙ほ其の年の暮には、新番組といふに編入せられ新知百三十石
を賜ることとなり立派な士分に列せられたのであつた。

彼れは年々歳々御加増を申付られること非常に頻繁であつて、享保十一年より寛保三年まで十八年間に十七回の加増を受け。遂に合計三千八百石を賜ることとなり、加賀藩にて最も高級なる人持組に編入されるに至つた。而して傳藏の出世するに伴ひ、父兄その他一門の者共、皆なお相伴の御加增を蒙り、漸次立身するに至つたのは言ふまでもない。其内藏允と改名したのは享保十九年、彼が物頭並に昇進した時である。

吉德が如何程彼れを寵愛されたかは、傳藏がまだ新知百三十石の新番であつた享保十三年五月に、吉德自ら傳藏の私宅へ行かれたといふ事實によつて知られる。傳藏は新番になると同時に屋敷を城下の仙石町（現今第四高等學校のグラウンドのある邊で邸内にあつた松樹二三株がまだ殘つてゐる）に構えたのであつたが、藩公自ら臣下の家に行かれしことは、國老に對しても容易に例のないことで、かゝる小祿の家に臨まれるなどは實に古來未曾有の事である。尙ほ右の仙石町から城内へ到るに表通では相當距離がある處から、特に命を下して大槻の居宅から直接城内へ通ずる新道を造らしめられた。是も亦た前後に例のない事である。

乃で吉德は何故に斯くまで内藏允を重用せられたかと云ふに、無論夫れは彼れが其職に忠實にして、萬事吉德の意に適ひ、殊に男色關係に因つて一層愛情の濃やかなるを致したといふ譯であるが、單にそれのみではなく、別に外部に於て内藏允の活動を必要ならしめた二つの大原因があつたので、其點は充分考察を要する事と考へる。

此大原因の第一は加賀の行政組織の關係である。加賀藩に於ては、主權の君公に在ること勿論なれど、日常の機務を評議する重なるものは年寄衆であつて、是は八家と稱して、本多、横山、長、村井、前田、

奥村等何れも萬石以上の元老たちで、これらが集つて重大事件を議する定めである。幕府などとは制度を異にして居るが、此八家が世襲の執政で最高の政務機關である。合議の席として特に役所が設けられて、八家衆は交々月番を定め、月番加判といふことが年寄衆の任務である。その次は家老であつて此も別に執務所を有し、一團となつて政務を議するのである。家老格の家は大抵萬石以下千石以上であつて、其數約七十軒ありて人持組と稱する。此の七十軒を八家に分屬させ八家各が組頭となるのであつて、此の人持組の中から人材を拔摘して家老を命ぜらるるのである。家老の外、奉行に命せらるゝものもある。此の次には、藩士の知行取で千石以下數十石まで其の數非常に多いのであるが、これらは數十組の大小將お馬廻、定番御馬廻、組外等の組々に分屬し、其の內から人材を選んで、定番頭、お馬廻頭、大小將頭等を定めるのである。此の中から又た奉行に選ばれるものもある。奉行の重なるものは、寺社奉行、公事場奉行、御算用場奉行(勘定奉行)の三で、此の三奉行、三組頭は何れも行政の衝に當るのである。

さて前述の年寄衆となるべき八家の人々は、孰れも加賀藩創業の功臣たりし家柄であつて、就中知行高最も高き本多播摩守(五萬石)の如きは、自ら數百の家來をも養ひ、勢力も強く、從つてこれらの家に傑物が出た時には藩公と雖も隨分氣を兼ねられねばならない事もある。二代の頃から既にさうした傾もあつて、行政上意見の相違することがある場合に、曲げて老臣の言葉に從はれた實例もないではないのである然るに五代綱紀は、十六歲まで江戶に住んで居られたが、此の弊に鑑みて國政を擧げて自らすることと定めた。當時、金澤に在る國老たちは、合議制で藩政を執つたのであるが時に不條理な法律を作つたり、不公平だと非難された事もあつたので、綱紀は未だ年少氣銳であり、且保科正之、木下順庵等の

卓越せる人々から、高尚なる理想を吹込まれ、奮つて後世の爲めに模範ともなるべき善政を布くことに苦心して居られたから、差當り先づ年寄衆の權力を抑ゆる必要を感ぜられた。然かも此の綱紀は藩臣の何人もが企及し得ざる程の學識、德望、力量を具へて居られたから、思ひの儘に治務親裁の目的を達せられ、年寄衆はただ員に備はるに過ぎない有樣になつたのであつた。而して事を速かに運ぶには自分で親しく報告を聞き且つそれに對して指揮する必要がある故、幕府で云へば側用人の如きものを設け、横山志摩、多賀信濃など云ふ人物を身近く召使はれた。これらの人々は其家柄もよく、且つ賢明なる綱紀の見立に預つたほどあつて怜悧勤勉にして著しく功績が擧つたから、兩人共最初は僅かの知行に過ぎなかつたが遂には横山は壹萬石、多賀は六千石まで昇進する樣になつた。これらの人々の働きによつて藩政の改革が遂行し得られたのであつた。斯樣に君公自らが政務を覽るについては、常に君側に侍して諸問に應へ命令の傳達に任ずる取次役が必要であつた。吉德時代になつて恰度此の位置に當つたのが大槻傳藏であつた。

　夫れから大槻重用の大原因の第二は、財政に關することで、當時海內一般、就中幕府さへもさうであつたが、元祿以來の餘波を受けて人は泰平に慣れ、奢侈の風盛んにして、遊惰に流れ、侍も意氣地なくなりて、他から借金して常に生計に苦しむやうになつた。されば八代將軍吉宗も專ら勤儉の風を奬勵して國庫の收入を增すことに務められたが、諸藩に於ても冗費を節約して財政の基礎を堅めなければならなかつた。藩士の救恤法をも講ぜねばならなかつた。當時將軍家でも諸士の知行を拂ひかねて全額の三分の一だけ與へたことも屢々あつた。（これを御借知といふ）吉宗時代幕府の財政行詰りて、享保十六年七月には加

賀藩にて十五萬兩を用立てたこともあつた。此の藩では綱紀時代には多額の費用を要したが、蓄積もあり、且つ財政甚だ巧みであつて、吉宗の如きもその運用の秘傳を敎はりたいとさへ言つた位であるが、吉德時代となつてはさうは行かなかつた。不時の費途多くして窮乏を告げたれば、財政整理が重大なる政務となつた。此の整理たるや甚だ難事であつて、之れに當るには下々の狀況にも精通せねばならず、又京阪方面の金御用達との連絡も必要であつた。然かも一々之れを國老に議りては事速かに運ばず、その當面の役たる奉行に命ずることも面倒なため、お側近くに仕ふる大槻に議りその意見によつて事が決定されるのは自然の狀態である。而して大槻は怜悧勤勉にして度胸ある故、平素事毎に周到なる調査を施し、君公の滿足されるだけの諮問に答へ、且つ政策を立てる故に、かくも吉德は彼れを寵愛されたのであつた。殊に年寄衆は大抵金澤に常任せるも、大槻は君公の參勤交替と共に江戸に隨從するが故に、自づから勢威加はり、總ての政務、臣下の任免までも大槻の取なしで決定さるゝまでに漸次成り行いたのである。

些細な例からら推しても大槻の怜悧だつたことが判る。昔の行燈は普通左より右へ開くやうになつてゐるが、加賀の行燈は右から左へ開く仕掛で、此は大槻の發明であつて、かくすれば右手に油壺を持ちながら開いて直に油を注ぎ得るためだといふ。かゝる逸話は幾つも傳へられてゐて、彼れが怜悧な人物であたことが判る。

大槻が吉德に重用せらるゝに至つた內外の事情は大略右の通りであるが、之に附加へて大槻自から其身の立身出世を謀る爲めにあらゆる手段を講じたのであつた。

大槻は自分の地位益々昇り、收入も增し、權勢の加はるに伴れて、門下に手傳ひの者を集め、理財その他種々の方面に通曉せるものをそれ〳〵用ひて自家藥籠中のものとするに努めた。笠間源左衛門、井口五郎左衛門、關屋長太夫、河島吉左衛門、三浦左京などその重なるものであつて、何れも才氣に富み、會計上の融通をも圖り、整理の案をも巧みに立てて、彼の門閥に生れ富貴に長じ遊惰安逸に捕はれて居る人々には到底爲し得ざる事をも爲して、功績甚だ著しく、ために君公は益々大槻を重用さるゝのであつた。斯くて漸々重用なる政務をも委ねらるるに及び、愈々羽振よくなるので、今や歷々の家を初め何人も大槻の力にさへ賴れば自分の目的を達し得るといふ次第で請諾贈賄行はれ、譜代の人々までが却て大槻に阿附するといふ風であつた。先代の藩公は萬一に備へるため、大横目を始め、御徒士横目、足輕横目に至るまで種々なる目附役を置き、藩士の不都合なる行動があれば之を君公に直訴する權限を與へられて居つたのであるが、今では此等の輩は擧げて大槻の藥籠中のものとなり偶々硬骨なるものがあれば夫々罷免せらるるが故、年寄中以下何人も大槻を非議するものがなく、事實上加賀藩の政權は、財政行政司法等總て大槻の掌中に皈した姿になつた。

大槻は又結婚政略によつても榮達を圖つた。前記の如く叔父長兵衛の婿養子となつたが、その妻は何年かの後に歿した。それで享保二十年に淺井源右衛門（同藩の名家で人持組に屬し、千二百石を食む）の女を娶つたが、間もなく元文元年三月十一日、吉德が郊外粟ケ崎遊獵の歸途、大槻の下屋敷（寛保三年の夏、君公より賜つたもので、犀川の沿岸柳原といふ處にあり、邸內の池にその水を引き、築山、雅致其の他の結構贅澤の極であつた）にお立寄りになつて例の通り酒宴があり夜更けて御歸城になつた後の事であつたが、內藏允が二人の妾を相手として別亭に居る場へ妻が入り來り、双方言葉の行掛りから口論となり、

妻は興奮の極、內藏允の無情を怨んで亭前の池の深みに身を投じた。內藏允は驚きて直に救ひ上げたが、結局、里方に歸り離緣となつた。內藏允は夫れを幸ひに翌元文二年十二月に藩公の一族たる前田修理知賴の女、籬を娶つた。（初代修理知好は藩祖利家の三男で大切な家柄で一萬三千石を領し　四代目知賴は小松の城代で一萬石を領して居つた）知賴は重職に在り、其倅は若年寄を勤め、相婿は何れも立派な身分ある人々であつた。然るに此の妻女も翌年八月二十三日に二十一歲で歿した。乃で前田善左衛門（前田は小祿なれど重役に在り）の妹の美目善きに動かされ、元文五年、之を妾として奉公させるべき旨申入れたが、前田方では本家の源左衛門と相談の上、妾は恥辱なりとして之を拒絶した。されど內藏允は昂然として、我は善左衛門よりも一層重職に在り、且つ先妻は修理殿の女なれば御一門の親類である。その修理殿よりも家格の低き家より妻としては迎え難しと主張し、今度は君命を矯め、君公の御意として善左衛門を呼出し、其の旨申渡されたので、善左衛門は遺恨巳み難けれど是非なく內藏允の妾として妹を差出すことになつた。

如斯なれば漸々勢力も加はり、原因結果相助けて今や何人と雖も手の着けやうもなくなつた。殊に此の頃、吉德は身體も餘程衰弱して政務に倦み、自ら書くべき手紙などをも內藏允に書かせるといふ程で、藩內の政は擧げて大槻の手に移り、大槻の言は吉德の命令と同樣に行はるゝに至つた。のみならず、內藏允の處置に意に適せざる點ありても、吉德の方にて却て遠慮をして默過するといふ樣な次第で、內藏允の跋扈は全く如何ともする能はざるに至つた。此時に際して諸葛孔明の樣な淸高なる理想の人ならばいざ知らず、徒らに名利に汲々たる俗物が勢を恃んで奢侈、僭上、橫暴、放恣に流れるのは毫も怪むに足らないことであらう。

大槻が全盛時代に行つた政治上及財政上の施設は話が複雑であるから省略する事にする。最も著るしきは反對黨の前田土佐守に落度があつたのに附込んで加判月番を取上げた事。金融に行詰つた處から大膽にも祖藩以來軍用金として貯藏してあつた獅子の御土藏の金銀を全部消費した事等であるが、要するに彼れの施設は百年の大計に基くものはなく。大抵小才子の常套である目前の遣繰りが重である。

吉德は漸々衰弱して延享二年に病褥に就くこととなり。其の年六月十二日に逝去せられた。君公病中の內藏允の勤め振りに頗る怠慢であつたといふ評判で、君側に侍する者は素より內藏允の一味であつた。病篤き時、世子宗辰(ムネトキ)、母淨珠院より遣はされた使者にも面會をさへ拒み、臨終まで大槻腹心の者四五人が看護するのみであつたので、心ある者は大に訝しんで居つた位で、內藏允に何等かの蟠りありて、お直に他人に遺言などあらんかを虞れて人を遮ふのであらうと疑つた者もあつた。

吉德の正室には子なく、側室九人の腹に男十八女八人あり、男の中で惣領の世子宗辰が家督を相續した。處で、此の騷動の問題である眞如院は、側室中で最も多くの子を生んだのであつて、第一は利和(幼名勢之助)次は八十五郎、女は、總姬(延享三年生。富山藩第二代利幸に嫁す)、揚姬(秋田城主佐竹義眞に嫁す)、益(元文四年四月生同十二月歿)の三人であつた。眞如院は、次男重熙の生母心鏡院と親戚の間柄で、芝神明の神官鏑木某の女である。その心術正しからず、浮雲の享樂を追ふて、榮達を得るためには手段を選ばなかつた。劇に仕組まれた筋によると、此の眞如院即ちお貞の方は、我が生みの子を世子に立てたさの一心から、當時一番に時めける內藏允に縋り、彼れの一諾を得ば必ず成功するものと思ひて老女淺尾を介して彼れと會し、遂に密會を重ねるに至つたのだといふが、此の筋道は判然せない。手元に存するだけの記録によつて考ふれば、その當時か

ら長男勢之助でさへ、果して吉德の胤か內藏允の胤かを疑ふてゐた者もある、前田土佐守なども其の一人で、內藏允を掟に背いて大奧で宿泊させたことを非難して居る。勢之助の生れたのは、內藏允が千石近くの祿であつた享保二十年である。實際眞如院と醜交のあつたのは何時よりだか判然せないが、後に眞如院の自白せし所が僞でなくば、吉德在世中に旣に兩者の關係ありしは事實である。かくて內藏允と眞如院とは內外呼應して各々力を協せ非望を遂げんと企てたのであるが、吉德の逝去が尙ほ十年後なりせば、加賀藩の前途は頗る寒心に堪えぬものがあつたであらう。吉德の逝去は內藏允眞如院の兩人に取つては一大打擊であつた。

演劇にては織田大炊といふ忠臣あり、內藏允の奸物なるを看破し、前田土佐守と呼應して遂に彼れの罪跡を明らかにし刑に處して禍を除くといふ趣向になつてゐる。その頃織田大炊なるものの加賀藩に居つたのは事實であるが、此の人は大槻一件に何等の關係もないのである。反之劇中の織田大炊に似寄つた忠臣が記錄上に遺つてゐる。其は靑地藤太夫禮幹といふ侍で、延寶三年に生れ、初名源次郞、號を貞淑、浚新、仁知樓、等と云つた。夙に綱紀の侍臣となり、其理想通りの馴練を受けて發達した人物で大小將、表小將、使番、足輕頭、徒頭、新番頭を歷て大小將頭迄に昇進した。彼れは世故に長け實務に老するると共に慷慨氣節を尙ふ士であつて、夙に內藏允の心術の奸惡なることを看破して、憂憤の情禁じ難く、或は書を同老に送り、又世子宗辰に直訴して大槻を斥けることを極力勸めたのであつた。劇中の織田は武藝に長じた一老人となつてゐるが、此の靑地は武藝許りでなく、若き時には山崎闇齋の高弟羽黑養潛といふに就きて力を經義の研究に注ぎ、夫から木下順庵、室鳩巢にも親炙し、室門（鳩巢門人）では七哲の

随一と呼ばれて居るが鳩巣からは寧ろ畏敬せられて居つた人で。「可観小説」「浚新秘策」、其他立派な著書もあり、正徳元年朝鮮使節来朝に際し、全國一流の漢學者等が使節と筆談を試みたる時に青地も其仲間に加はつてゐる。鳩巣が「駿臺雜話」を著作の時も青地に諮つて訂正したることもあり、又新井白石とも文通し、白石の質疑に答へた事抔もある。此青地は本多安房守とは縁引の間柄であつた處から、本多に勸めて内藏允を除かせやうと企てたが、本多は勇氣に乏しき性質であつた爲め、自から進で内藏允の進退に手を着け得なかつた。更に前田土佐守直躬へも内藏允の奸を告げ、祕密の覺書の内にも内藏允のことを屢々記してあつた。此前田も綱紀時代に仕立てられた人物で青地を尊敬し、其直躬といふ名乘も青地に附けて貰つた程だが當時年尚は若く、内藏允に對して手を下すことは容易で無かつた。但し後に至つて土佐守が内藏允を彈劾するに至つたのは青地の鼓吹に基いて居る事は疑のない事である。世子宗辰も青地の上書によつて始めて内藏允の奸を詳らかにせられたらしい。青地は寛保三年、御附頭青木新兵衛を經て書を宗辰に送つて内藏允を彈劾したのであつたが、後間もなく七十歳にて歿した

さて、吉德の逝後、宗辰相續して七代の藩公となつた。豫てより青地の上書其他で内藏允に注目して居られた上、自身でも同人に對して甚だ快からず思つて居られた事があつた。夫れは或年の春、宗辰が幕府に屆出の上、出府をする事になつて居つた時、折惡しく大雪が降つて人馬の通行が困難になつたので、彼は早飛脚を立てて吉德に延引の儀を願はれた。其時内藏允は自分一存にて、世子が出發の日取は既に屆濟の事なれば今更變改の儀は斗らひ難しと答へしより、宗辰は更に年寄衆に議せしも、何れも内藏允が斯く申出し上は御違背然る可らずとの事なりし故、彼は遂に大雪を冒して出府したのであつたが、

此時以來心中深く内藏允の專横を憤つて折があれば彼を除かうといふ決心が一層固くなつたことゝ思はれる、乃ち、宗辰は延享二年七月二十五日に父の跡を相續して直ぐ八月三日には、今まで奥向に在つた内藏允に、斷然表向出仕を命じ彼れの保管して居つた内務についての重要書類を收めた簞笥等までも取上げて了つた。

次で翌三年七月二日、組頭本多安房守は自分の屋敷に内藏允を召寄せ、月番横山大和守、横目澤田忠大夫列席の上、其方先代吉德の病中御介抱不行屆の段多年の御高恩を忘れたる仕儀に付蟄居申付ける、尚ほ此の蟄居（蟄居は閉門よりも稍々輕く外出を控へる丈なり）は並々の蟄居にあらず萬端愼みて閉門同樣に心得よと申渡した。其の時、内藏允は蟄居は畏り奉るが、先代御病中不行屆といふ儀については御受け致す事が出來ぬ。自分は御病氣以來晝夜君側に近侍し大小便の始末までも相勤め時々御疳癪の折には頭を打たるゝことがあつてすら御介抱を勤めた次第である。夫れに不行屆とは如何なる證據に依つて仰せらるゝ譯であるか。其次第に就て表向の御詮義がある樣に願いたい。夫れ迄は假令身は八裂にさるゝ共此の席を去るまじと主張して、安房守に向つて頻りに抗辯をしたが、安房守に於ては本日は君命により申渡迄である。後から書面に認めて願出せば、取次いでやると云ふことになつて、その内に段々時刻も移つて内藏允も思ひ返した節もあるらしく、讒者のために斯くなり行くは殘念なれど、之れも護國院（先代）樣への御奉公と思つて自ら堪忍すべしとて其の席を退いた。

當時江戸在府中であつた宗辰は、同年十二月の初より下痢を催し、三日に下谷廣德寺に參詣したが、七日朝に至り甚しく腹痛を覺え、病勢重り、吐氣あり、金澤から醫者も來着したが、八ッ時頃痰水一升

餘を吐いて八日の明六つ過に逝去された。夫に就き一部分の人は其時分でも毒死を疑つて居つた。

延享四年正月二十六日、次男重煕（シゲヒロ）（生母[illegible]院）が家督を繼いだ。此の君賢明にして大に心を政治に用ひられた。大槻問題は暫らくそのまゝに成つてゐたが其年暮の十二月十八日、組頭本多安房守邸に内藏允を召し、奥村助右衛門、丹羽織部、中村新兵衛、澤田忠太夫列席の上、内藏允は御先代の三回忌も濟まぬ内ゆゑ、蟄居といふことになつて居つたが、今度越中國五箇山に遠島申附る、萬端支度中人持、成瀨内藏助方に預る旨、申渡された。内藏允は、先般申上た通りの次第で表向の裁判を待つて居たが、宗辰公早世せられ今又先代と同じ御考えとあれば致方なし。自分も此儘朽果てる事に覺悟してゐるとて、今度は容易く承服した。乃で一類のもの皆、國法によつて遠慮申附られた。内藏允は成瀨方に座敷牢を設け監禁してあつたが、其内に五箇山の牢屋の支度も出來たので、翌年四月十八日金澤を發足、翌十九日に越中國礪波郡の五箇山に着き、祖山村の人里離れた牢屋に幽囚されて、其邊の村役人が監督して居つた。

是からして事件は眞如院の方に移る。内藏允が五箇山の配所に送られて二箇月餘の後、六月二十五日（寛延三年）に江戸本郷の上屋敷に一事件が出來した。當時君公も在府であつたが、宗辰の生母眞珠院も奥御殿に居られた。院は眞如院よりは年長で、且つ確かな人物であつた。此の日、院の居間に附屬せるお臺子を預るお次女中に菊といふものが居つて、夫が交代の例によつてお湯の毒味をすると忽ち鼻を突く様な異様の臭氣がした。菊は年寄女中の森田にその由を報告した、森田が湯を汲んで試みると同樣であつたので、直に其旨を眞珠院へ申上げ院の指圖で、醫師中村正白に釜の湯の吟味を命ぜられた。御廣式頭富田治太夫も其事を聽たが、極く隱密に付し暫時事の成行を見ることとした。此時菊は一口呑んだ丈だ

が腹痛甚しく引籠り服藥臥床、すること二日半に及び、森田も折柄の事とて押して勤めたが非常に不快であつた。處が此事があつて一週間餘り後の七月四日に、奥向でお能の催しがあり、淨珠院が下されたお料理のお禮に女中一同が罷出た際に、楊姫附の老女淺尾といふ者が例のお臺子の間から出た姿を森田が認め、サテはと思つて直樣釜の湯を檢べると、此前と同じい異樣の臭氣があつた。森田は此由を淨珠院へ申上げる。翌日院は中村正白を召して吟味を命ぜられると、明かに毒が入れてある事を上申に及んだ。依て院から重煕に伺つた上、老女森田に尚ほ一人幾田といふ事馴れた老女を加へて淺尾を調べさせた。淺尾は中々白狀しなかつたが、答の中に『貴女方がかくまでに私を疑はれるのは、何か眞如院からでも頼まれての事と御考への爲めでありますか』と口走つた。併し夫以外には何事をも言はぬので、淺尾の吟味は男子の手に移し、前記富田治太夫に、牧彦左衛門、大場三左衛門が加はつて嚴重に調べたが、淺尾は何事も知らず存せぬで白狀せない。乃で老功なる牧が淺尾に向つて、此上は金澤在住の眞如院と對決させる外はないが金澤では公の裁判をする公事場で吟味することゝなる。而して事柄の次第に一々世間に公にされるのであるから、さありては五人のお子樣方の行末に甚だ不爲である。今お前が此處で白狀すれば内濟になる次第だからお子樣方の行末を思ふて熟考せよと諭したら、淺尾は此時ワッと泣伏し、お子樣方の御爲めとあれば是非もなき次第なり、實は眞如院より頼まれて淨珠院と重煕との毒殺を謀りましたと自白した。乃で君公自筆で、在金澤八家の面々へ、眞如院を取調ぶべき旨、早飛脚にて申送つた。七月十七日に飛脚到着、直に眞如院を座敷牢に囚へ、富永數馬、長瀬五郎右衛門に調方を命ぜられた。取調の結果、何か手紙でも在つたらしく、内藏允と密通した事丈は自白をしたか、毒害の企は

仰迄覺え無き旨主張した。此の報告が江戸に着くと、重煕は前田土佐守へ宛てた詰問狀を認め、富田治太夫を密使として金澤に派遣した。治太夫は八月二日朝江戸出立、十三日に金澤に着いた。土佐守は一々重煕の詰問に容へたが、其案は重煕の考ふるよりも甚しく峻烈なものであつた。即ち既に世子と定められて居る眞如院の腹の勢之助を即刻金澤へ歸して監禁すること、弟重靖（此の生母眞如院にあらず）を將軍に御目見させ世子の屆け變へをすること、支藩富山家へ總姫の離縁を請ひて呼返すこと、楊姫と佐竹家との間に結ばれて居る婚約を取消すこと、眞如院を死に處すること、而して尙は宗辰の死に就いても疑ひあるが故、密通を自白した以上眞如院と内藏允とは共謀なるやも知れず、就ては八家の中で吟味の任に當り、内藏允を生胴（生きたるまゝ土壇に縛りつけて胴を斬ること）に處すること。等であつた。治太夫が土佐守の此の腹命書を携えて金澤を出發したのが八月二十四日で、江戸着は九月初であつたらうが、聰明なる重煕は前後を考えて土佐守の意見をば突嗟には實行せなかつた。

然るに九月十二日に牢内にて内藏允が自殺したる旨村役人から屆出があり、金澤より御徒横目が檢分に行つた。金澤には内藏允の肉親を始め一味の者共も少なからず居ること故密に文通をして事の成行も明らかに判るので、自ら覺悟を定めたと見え、白帷子を着て立派に自殺して居つた。武器は百姓の小助といふ者に金を與へて取寄せた土言で「丸ぐり」といふ小刀に牢の圍ひの板を剝がし夫で柄を作つたのであつた。縁者等から送つたものならんが着替の着物、使ひ殘りの一歩金等が牢内に殘つて居つた。

眞如院は城外の今井屋敷といふ處に縮り屋を拵へて移轉さすこととなつてゐたが、内藏允自殺の翌年二月二十四日、預つてゐた長瀬五郎右衛門が、院の賴みによつて絞殺した。院は是時四十三歳、寶永四

年の生れで、内藏允より五歳年下であつた。遺骸は金澤小立野の日蓮宗經王寺に葬つた。

淺尾は江戸上屋敷の座敷牢に居つたが寛延元年十月四日、縮り駕に入れて江戸表を發足し、十八日に金澤に到着し、内藏允の元屋敷の附近に作つた縮り小屋に監禁されて居つたが、眞如院の死んだ年の十月二十一日に死刑に處せられた。世に傳ふる蛇責にした抔と云ふ事は全然無根の話である。

勢之助は、寛延二年四月二日江戸發足、同十日金澤着。是より先き小立野鶴間谷に築かれた嚴重なる建物の中に入れられて、十八ほどの侍を附けて監督をさせてあつたが、寶曆九年三月二十三日、二十五歳で歿した。八十五郎は、金澤城内金谷御殿内に縮り寮を作つて、是も侍を附けて監禁してあつたが寶曆十一年五月十二日に、二十一歳で歿した。

總姫は依然富山家に居つたが、寶曆八年六月十九日、二十六歳で歿した。楊姫は、約の如く佐竹家に嫁したが、之も寶曆十二年三月廿一日、二十六歳で歿し、何方らの方にも子供は出來なかつた。

大槻事件の全く落着したのは、寶曆四年閏二月二日で、先是、寶曆三年四月八日、重煕逝去、次で相續された重靖も在職僅に六ケ月で、九月廿九日に逝去、而して次の重教が相續される一月斗前に落着した。此時内藏允の一類たる母、悴、娘、兄弟、從弟、家來など、惣數五十餘名の者が罪せられたのであつたが、生胴、死刑、五箇山へ流罪等はその重きもので、小刀を與へた百姓小助も生胴に處せられた。

内藏允の生活は頗る豪奢を極めたもので、青地の彈劾書には妾八人を蓄へて居たと書いてある。尚當時藩の役人の調べた戸籍簿が傳はつて居るが夫に據ると給人六人、侍分十三人、醫者一人、若黨四人、足輕十八人、小者二十三人、女中は老女增田を筆頭に二十八人、上下合せて九十五人の一大家族で、夫に

内藏允の妻子等を加へると百人を超過する。近頃フトした事から彼れの自筆の手紙を見たが文章といひ、筆蹟といひ、中々見事なものであつて、それ丈でも彼が好物であると共に、手腕は相當卓越したものであるといふ事が察せられる。

大槻騷動は吉德の家督相續を事件の發端とし、大槻餘孽の全部服罪せし時を終局として計算せば、其時期は正に三十年の久しきに亙つて居る。此間加賀藩の生命は各局部に於て惱まされて居つた譯であるが、就中病勢最も猖獗なる時代は大槻晚年の十五年間である。此間に藩祖利家以來五代揃つた名君が拮据經營して築き上げた國家がメチャ〳〵に蹂躙され、風俗は陵夷し、士民は困窮し、前田氏の命脈も絶えざる事縷の如しといふ有樣に陷つた。實際十年許の間に藩侯でさへ四代も變つた程で、藩末迄も眞如院や勢之助の祟りだ抔といふものもあり、隨分迷信抔もあつて人心恟々たる場合もあつた。洵に人間にすればチブス、肺炎以上の大患ともいふべきであつたが、併し幸ひにも前代から養成されて居つた青地藤太夫・前田土佐守抔といふ白血球が活動し、其上に又た、是は間歇遺傳とでも云ふべきか、吉德の子には不思議にも聰明なる人々が多かつたので（特に末子の治修といふ人は綱紀にも比すべき賢君であつた）、夫等の人々に依つて病菌を樸滅し、再び以前の良好なる健康を回復する事が出來たのであつた。

大槻騷動の原因を内藏允一人の罪に歸するのは平凡なる考である。其當時でも八代重熙は本多安房守以下の國老を戒しめて、「其方共には内藏允と申す者の所爲が合點參らぬと相見える……此儀は内藏允一人の罪とも不存候」と言明せられて居る。それで眼を大局に向けて正確に事件の眞相を論じたら、我社會病理學の進歩に資すべき臨床講義が出來る事と思ふが、今回は其餘裕がないから之で止めて置く。（終）

附記　本書は加賀藩史三百年間に於ける幾多の騷動中の大槻内藏允事件の眞相を書いたもので藩公の數ある側室中眞如院が吾が生める男子を世子にせんとし遂に非常手段に訴へて逆慾望を滿さんとせし事件と結びつけたものである。

黑田騷動

中島利一郎

一　栗山大膳は果して黑田家の忠臣なりや

所謂御家騷動として、黑田騷動は、伊達騷動、加賀騷動と共に、三大呼物となつてゐる。芝居に於て、活動寫眞に於て、はた新聞講談に於て、他の二騷動はいざ知らず、黑田騷動はいつも呼物となつて出てゐるのを見受ける。しかし之れを歷史の立場から見れば、全く嘘八百をならべたもので、固より話にもならぬ。劇化されたる黑田騷動は、筑前福岡藩主黑田忠之公を極端に暴君のやうに仕立て、其の代りに栗山大膳を特別偉い人間に造り上げて了つた。自分は先づ問はんとする。誰れか栗山大膳を以て黑田家の忠臣なりといふや。武家政治七百年間、未だ曾て臣隷にして其の主君を誣ひたるものあるを聞かず。而して其の之れあるは、七百年中、唯一人の栗山大膳あるのみである。否、それは必らずしも七百年中のことだけでない。日本歷史三千年、その悠久なる歷史の間、誰れぞ此の如きの不臣を敢てなしたるものは。自分はこれに唯一人の栗山大膳あるのみと答へたい。

栗山大膳利章は黑田家の家老であつた。彼れの父は栗山備後利安といひ、黑田如水、長政兩公に仕へ、所謂黑田二十四騎中の一驍將として、當時武名を天下に鳴らしたものである。長政公筑前五十二萬三千

石に封せらるゝに及んで、この栗山備後に上座郡左右良城を預け、一萬五千石の釆地を與へ、黒田家第一の家老に擧げられた。長政公は此の如く栗山備後を厚く信任せられた。父如水公薨去の際、長政公は黒田家に取つて極めて大切な如水公着用の合子の甲と、唐革縅の冑とを、紀念のために贈られた。これは如水、長政兩公と備後との遇合が、如何に親密であつたかを、最も明瞭に語る具象であつた。備後が、如水、長政兩公に對して、最も多く恩を感じたのも無理でない。元和三年、備後、年六十九歳、請うて家督を嫡子大膳利章に讓り、自ら卜菴紹占と號して退隱した。長政公は特に備後に對し、隱居料三千石を與へられた。是に於て大膳は父の讓りを受け、年二十七歳を以て、黒田家隨一の重臣たる位置に坐つたのである。是れより先き長政公は、大膳を擧げて、世嗣萬徳の傅役にされてゐた。萬徳は後の松平右衞門佐即ち黒田忠之公其人に外ならぬ。

　忠之公は人となり最も濶達自由にして、豪放氣を負ふ所が少くなかつた。忠之公は既に生れながらの大名であつたが故に、自ら多く世の艱難辛苦を閲歷するの機會がなかつた。隨つて忠之公は父長政公の世故に長じた眼からしては、それが我儘者であり過ぎ、又心配の種を蒔く不孝者の如く思はれてならなかつた。長政公は、偏に忠之公が黒田家の社稷を危くするなきかを虞れられた。蓋し徳川氏の外樣大名に對する削封政策は、容赦なく里見氏を亡ぼし、福島氏を亡ぼし、又田中氏をも亡ぼした位なので、長政公として、忠之公の動もすれば自放に傾き易き行動を見て、それが徳川氏の乘ずる所となりはせぬかと、忠之公の將來に一種の危惧を感ぜられたのは、また止むを得なかつた。遂に長政公は世嗣としての忠之公を廢嫡し、第二子の犬萬即ち後の長興を以て之れに替へんとさへ思ひ立たれた。大膳は是時、よ

く忠之公のために救解し、長政公の志を繼へさしめた。大膳はこの機會に、忠之公に諫諍書を上り、

此度の御出入をよく〳〵御心にひしとかけられ、萬事御たしなみ被成可然奉存候。

といつた。それは元和八年三月十三日であつた。忠之公二十一歳、大膳は三十二歳であつた。大膳は、

二年、三年の間に、何事も御じゆうになり申候事にも御座候。今一度長政樣御きげんそこね申上候はゞ、御國はなか〳〵御ゆづり被成まじきと見及申候事。

といつてゐる。大膳がこゝで「二年三年の間に」といへるを見れば、此頃から長政公の健康兎角に勝れず。其の壽の或は長きに堪へざらんとするの模樣ありしを察せられぬでない。不幸にして長政公は、其の翌年即ち元和九年八月四日、京都報恩寺の客館に於て病に罹り、年五十六歳を一期として薨去せられたのであつた。薨ずるの前二日、長政公は『遺言覺』を大膳及び小河内藏允之直に渡し、後事を托し置かれたのであつた。其の『遺言覺』の冒頭には

一、我等死期不日たるべく候。生死は覺悟の前に候へば、今更改て申可置事なし。右衛門佐若けれども、各家老共堅固に相從ひ候へば、國の政又は武者事有之共、心がゝりなし。但我等が子孫末々に於て、如何樣の惡人、又はうつけもの出來し、如水並某が大功を無になすべきもはかり難し。後代の事を氣遣に思ふなり。依之一つの遺言あり。何れも能聞置、各が子孫にも申傳べし。若後代我等之子孫、何ぞ不慮の無調法惡事有之、黑田家之一大事、此時なりと存る事あらば、其節天下之老中之内、所緣ある衆へ、此方家老ども參候て可申候。

とあつて、それから關ヶ原役に於ける長政公自身の立場と、働きとを敍し、又當時九州に於ける父如水

公の戰功を特筆し、次に

武に於て僞なし、更に廣言にあらず。其時を見聞候ものは、疑なき事ども、各も存之通なり。爰を以て家康公之天下を知りたまふは、我らを始め武勇ほまれの大名共五三人、御方仕たる故とは云ながら、つまる所は如水、某二人が力にあらずや。實にも關ヶ原御勝利の上、家康公、某が手を御取、今度之御利運、偏に長政が忠義故なりと、上意有之も此子細なり。豐前六郡を轉じ、筑前國を賜り候は、誠に大分の御加恩なれども、右の大功にくらぶれば、相當の御恩とは云がたかるべし。

といひ、さて

然ば後代我等が子孫、末々に至り、大なるあやまり、國家の大事に及候とも、此大功を思召さば、上に對し、逆心をさへ企不申候はゞ、其外之儀は、御免許を蒙り、筑前一國之安堵は相違あるまじきと存候なり。右之趣我等申置たる由、つまびらかに可申述なり。

とつゞけてあつた。「遺言覺」は更にそれから長政公筑前拜領の由來に及んでゐる。それが終りは

倩又か樣之事を無分別なるものに聞かすれば、かならす公儀之御奉公をゆるかせに仕る事あるものなり。各家老ども、此旨心得候て。必ず我等子供には申聞けまじ。但各が子孫の內、銘々家を繼申者計に、密かに相傳へ可申ものなり。尤も國元之家老どもへも、具に可申聞候也以上

元和九年八月二日　長政　判

小河內藏允　どの

栗山大膳　どの

となつてゐる。長政公薨去後の大膳の責任は益〻重大なるを加へた。大膳は黒田家第二代の當主としての忠之公を戴いた。而して父卜庵の隱居料を加算して、今や重祿二萬石を食する筑前の上太夫となつた。大膳が誠心誠意、忠之公に仕へんことを期したのはいふまでもない。粉骨碎身。彼れは先公に仕ふるの心を以て、新主忠之公に仕へたのである。時に忠之公は二十二歲。大膳は三十三歲であつた。忠之公はもと〳〵勝氣の人であつた。而して大膳も人に屈するを知らぬ人であつた。大膳は終始忠之公のために肝膽を披瀝して、其の忠義振りを見せたのであつたが、それは必らずしも忠之公の悍ばぬ所であつた。忠之公は若氣を以て、動もすれば思ふがまゝに自由の天地を新しく開拓せんとする。而してそれを阻止し、諫諍するものは大膳であつた。忠之公から云へば大膳の老婆心が却つて憎いものになつた。而して大膳は或は先公の遺託を以て、忠之公に蔽まんとするの形勢さへあつた。それが忠之公には心よくなかつた。大膳の方から近かんとすれば、忠之公は益〻之れに遠ざからんとするのけはひがあつた。忠之公は一擧一動、常に大膳の監視中にあるが如き、一種の壓迫を感じないわけに行かなかつた。而して忠之公と大膳との間に介在して、之れを離間せんとするものに、新しく擡頭した倉八十太夫正俊があつた。大膳は忠之公に苦諫した。しかしそれは用ひられなかつたばかりでなく、却つて忠之公をして惡感情を募らしめるのであつた。忠之公と大膳とは、相互に疑心を相抱いた。忠之公は藩主として筑前にあつては、絕對の權力者であつた。生殺與奪の權を自由に振舞ふことが出來た。即ち忠之公は飽くまで大膳に對しては强者の位置にあつた。大膳はかうした意味に於て、自ら弱者の位置に居らざるを得なかつた。大膳の生命は或は風前の燈であつた。弱者としての大膳は自ら護らんがために、遂に最も皮肉な策を以て最

後の手段に訴へた。實にそれは皮肉な手段であつた。君、君たらずと雖も、臣、臣たるべし。これがわが國の士道であつた。大膳にして諫死すれば、則ち忠といふべし。然るに大膳の取つた手段は。主としての忠之公を將軍德川氏に對して、謀叛者だと訴へたのである。大膳は果して黒田家の忠臣であつたであらうか。

二　大膳の人物と學問

大膳の人と爲りは、倜儻不羈。小節に拘はらず、剛愎にして人に屈することを敢てしなかつた。彼れは生一本で徹さうとした。故に彼れは人から見て倨傲だとせられた。彼れ自身は期せずして而して然るのであつた。同僚小河内藏允之直は人となり和寛、頗る謙德にすぐれ、温厚君子人の如き風があつた。同じく是れ黒田家の家老である。長政公薨去の際、親しく遺言して後事を託せられたのは、大膳と、この小河内藏允とであつた。忠之公の世、福岡藩の三重臣といへば、この二人と黒田美作一成とをいふのである。長政公は、この三人に對し、萬事を託せられたのである。三人から忠之公に差出した起請文には、

一、道卜様以御遺言、萬事三人に被仰付候上は、三人之間、兄弟同然に可仕事。

とある。道卜様とは長政公である。長政公は、臨終の際、この三人に後事を囑したのであつたが、大膳は倨傲にして、人を人ともせぬ有樣で、この同僚、而も兄弟同然にせんと起請文に書いた程の間柄である所の内藏允に對し、一方からは慇懃に會釋をしても、大膳からは、辭儀をも返さない位であつた。内藏允は大膳が自分を蔑んずるにも關せず、依然敬意を表してゐたといふ。彼れが野口左助輩を眼中に置

かなかつたのも其の所である。『西木子紀事』の後に、筑前の加藤虎山が、大膳の態度として、

、其對話不遜にして、〇中略荒木十右衞門が事などおし下して咄されたり。〇中略直參の荒木氏に對し、左樣にはあるまじきといへるが理りとおぼへしが、此記に井上氏と應對の文面を見て、果して實話なる事を悟りぬ。

といへるが其の儘である。大膳は常に自ら高うするの風があつたのである。この態度は、下に對しても、上に對しても、變りはなかつた。忠之公に對してすら、多く讓らうとはしなかつたのである。否寧ろ相迫らんとするの風さへあつたので、それが忠之公としては、不快であつたであらう。

大膳は初め三宅寄齋について學問したが、後には林羅山に益を請ふ所があつた。大膳は名を利章、字を子文と稱した。即ち文章の二字を分つて、名と字とに取つたのである。又、子順ともいつてゐた。羅山が利章の子文に與へた尺牘十一篇、子文と唱酬した詩十餘篇は、『羅山文集』『羅山詩集』に見えてゐる。『栗山大膳』の著者故福本日南子は、羅山の是等の遺稿について、

其文、其詩に、彼が文武の雄才たることを稱揚するもの、一にして足らぬ。

といひ、作家としての栗山子文を別に認めんとしてゐる。元和九年春の初、大膳は、元旦試作の詩歌を羅山に寄せた。羅山は大膳に賡詩を酬いたが、その結末は

雖古神代春來者。東風吹寄自天原。

といふのであつた。日南氏は、定めてそれは大膳の歌を詩譯したものであらうといひ、大膳の原作は

古の神代と雖ど春來れば東風(こち)吹寄する天の原より

といふのであつたらうと附加してゐる。しかしそれは大膳の作ではない。余を以て看れば、それは日南子自身の歌の調子であると評するの外はない。

日南子は、實際、大膳の作が如何の程度のものであつたかを知らないのであつた。而して單なる臆測を以て、

其詩歌中には、定めて朗朗誦す可きものがあつたらうと思はるれど、是れ亦彼の福岡大去後、厭やな空氣が、其遺稿を無何有に歸しさせた。併し彼の薤想興懷は、羅山の作に由つて、其半面を窺はせる。

といつてゐるが、事實大膳は決して未だ作家の域に入つてはゐなかつた。それを仰々しくしたのは、羅山が作家としての栗山子文に對したのでなく、福岡藩の第一家老たる栗山大膳に特別に敬意を表したに過ぎないのである。大膳の詩として、二三を擧ぐれば、左の如きものがある。

元日雪丈际立春之嘉藻仍好其志卒作繼聲者是爾　　栗山子順

朝來自喜又迎新。雷裏春光雖未旬。
今後學窗勤不倦。交遊他日共論眞。

小兒輩尋予鷄旦賀元次韵好于其志卒作再和者

相進暮歲慶安年。花綻雪融山映鮮。
童子春秋富歪足。花夷通達異鄉邊。

慶安五春月正　　栗山利章

謝淺井氏嘉貺

初秋一去留不止。牛隱草中只見耳。

吟賞幾回未得吟。徒把朱頭噫無意。

其の第二句に「雷裏春光雖未句」といへる如き、到底初學者の業たるを免れぬ。大膳の歌としては、

おそしとてこれもまつたけ何かせんとおもふに見るはさてもはつたけ

といふのが筆蹟として殘つてゐる。この歌と、前の「古の神代と雖ど」の歌と比較せよ。誰れか能く「古の神代」を以て大膳の歌なりと信ぜんや。蓋し兩々相參照して、それが、「おそしとて」の歌の作者と、同一人の技倆によつて出來たと、どうして信じ得うぞ。要するに日南子は、大膳を餘り買ひ被つたのである。羅山の如きは、蓋し外交的辭禮を弄したに過ぎなかつたであらう。大膳が元和八年、東奥に遊んだ際、松島詩二首、白河關詩一首を、羅山に寄せて點竄を索めた時、羅山は

今栗山氏武門より出で、經歷する所は、日下に唫咏す。信に嘉尙するに耐へたり。

といつてゐるが、大膳の原作は傳つてゐない。要するに大膳は、詩を以てしても、歌を以てしても、決して作家の域に入つてゐなかつたといふを憚らぬ。而も彼れの倨傲な、人を人とせぬ態度は、この片鱗殘甲裏にあつてさへ窺ふことが出來る。彼れは衒氣があり過ぎたのであつた。父卜庵は、頗る文に老けたもので、その朝鮮役中の逸事の如き、能く其の人を想察するに足る。卜庵は「卜庵記」を殘してゐる。大膳も、達意の文を作つたことは疑はれぬが、それにしても或は衒氣あるを免れなかつた。其の諫諍書に好んで多く經語を用ひんとしたる如きそれである。しかし大膳の當時にあつて、彼れ程の學才を有し

たものは、福岡藩の重臣中にはなかつた。或は當時一段の士林中にあつても、稀れに見る所のものであつたかも知れぬ。それだけ大膳は自ら高うしたのであつた。それが大膳に取つて幸であつたか、不幸であつたか。否、々、大膳自身は自家の幸不幸の如きは顧みなかつたであらう。而も其の身辺について察すれば、甚だ遺憾であつた。彼れは其の文學の才を以てして、入つて、則ち主に忠ならんとしたけれど、忠なる能はず。出でゝ則ち權詐を以て世を驚かさんとした。

三　主從の確執

德川氏が外様大名取潰政策は、實に峻烈であつた。安房の里見義康、廣島の福島正則、柳川の田中忠政、山形の最上義俊、かうした諸家は、種々の口實の下に取潰された。最上氏の廢絶は寛永八年大膳三十二歳の時の事であつた。大膳は名を松島遊覽に託して、仔細に最上家の内情を探索して歸り、長政公に報告したのであつた。諸家に降懸つた災厄は、決して餘所事でなかつた。長政公はそれを氣にしながら、最上家騒動の翌年夏他界されたのであつた。大膳は先公の意圖を奉じ、新主忠之公を只管輔翼匡正せんと努めた。大膳の恐るゝ所は、忠之公の自肆放逸に過ぎ、それが幕府の乘ずる所となつて、或は德川氏の思ふ壺にはまりはせぬ乎といふに在つた。大膳は寛永三年十一月十二日、一篇の諫諍書を草し、黒田美作と連署し、井上道伯、栗山卜庵の兩老を經て上つた。

一、文武弓馬之道專可相嗜事。
一、可制群飲佚遊事。

一、私不可結婚姻事。
一、諸國之諸士可被用儉約事。
一、國主可撰政務之器用事。

この五ヶ條は御法度書の中にて書付けたといつてゐる。それから

博多之商人御成敗之事。
志摩郡之盗人御免之事。

を擧げ、『次に尙書』『貞觀政要』『大學』『呂氏春秋』『孟子』『論語』『史記』『漢書』等の經子の語を引いて之れを敷衍し、說明し、以て反覆忠之公の自省を促したのであつた。しかし忠之公は何等聽かうとする所がなかつた。益〻大膳を煙たがるに至つたに過ぎぬ。況んや變臣倉八十太夫は、忠之公と大膳とを、益〻離間せんとし、種々策を弄した。家老としのて大膳は、忠之公から、たゞ眼上の贅疣視せられ、厄介物扱ひにされるやうになつた。大膳は忠ならんとして忠なること能はざるの苦境に陷つた。遂に快々として樂まず、病を稱して家に閉籠り、やがて宰職に對する辭表を呈出した。忠之公は直に之れを聽屆けられた。それは寛永五年の事であつた。然るに幕府に於ては、大膳辭職すとの風評に接し、翌年大膳を江戸に召し、其の顚末を取糺させ、老中土井大炊頭利勝は、安藤帶刀直次をして、忠之公に大膳復職の事を諷させたのであつた。是に於て大膳は、將軍家のお聲掛りを以て、再び筆頭の宰職に復した。忠之公は不滿ながら大膳の再任を迎へねばならなかつた。しかし忠之公は實權を大膳に與へなかつたと。忠之公の心は寧ろ倉八十太夫に懸つてゐた。

寛永八年八月十四日、大膳の父卜庵は八十三歳を一期として、上座郡左右良城中で病歿した。初め卜庵は故如水公の菩提を弔ふため、志波村に地を相して一寺を興し、如水公の圓清といふ號に因んで之れを圓淸寺と名けた。かくて卜庵自らこの寺の境内に葬られた。如水公薨去の際、卜庵は長政公から如水公の記念品として合子の甲と唐革縅の冑とを拜領してゐたことは、前にも述べておいた。今、卜庵が逝去するに及んで、忠之公は之れを返納するやうに大膳に命ぜられた。而して大膳が返納した其の品々は、それが直ちに倉八十太夫の手に渡された。大膳は、「十太夫、汝が虱頭（しらみあたま）にかぶるなどとは」といひ放ち、即座に取上げて、城内御本丸の寶庫に移させて了つた。十太夫は、益々大膳の仕打を恨んだ。遂には忠之公に讒言し、卑劣にも大膳を毒殺せんとさへ謀つた。大膳が黑田家の重寶たる、長政公着用の水牛の甲を預つてゐたといふのは全くの嘘である。大膳は今や警戒を要するの身となつた。彼れは十太夫等の奸策に陷らざらんやうに氣を採まなければならなかつた。忠之公と大膳との間には、一大溝渠が出來た。

寛永九年正月二十四日に、二代將軍德川秀忠が亡くなつた。忠之公は其の葬儀に列し、三月十一日に暇を賜つて歸國の途に上つた。忠之公が福岡の東郊箱崎に着いた時、井上周防入道道柏、小河內藏允、黑田監物　毛利左近、井上主馬等を初め、家臣打揃うて出迎へ、祝儀を述べた。是時大膳一人は自宅に引籠り、出迎へをしなかつた。忠之公はそれが非常に腹立たしかつた。大膳は陽に病を稱してゐた。忠之公は山下平兵衞を大膳の邸に遣はして病狀を問はしめられた。忠之公は其後屢々使者を以て、大膳の登城を命ぜられた。けれど大膳は忠之公に毒殺の計ありとして、敢て命を奉じなかつた。忠之公は、大膳に命ずるに、病を以て登城難儀ならば、人に手を引かれてゞも出仕せよとまで傳へられた。けれど大膳

は敢て動かうとしなかつた。大膳は是時何故自ら進んでゞも登城し、若し非が忠公之にあつたならば、飽くまで之れを切諫しなかつたであらう。大膳はこれまで數回忠之公に諫言をすゝめた。それでも忠之公は之を用ひんとはしなかつた。大膳は毒殺を恐れた。自らいふ、犬死すべき身でないと。然り大膳は犬死すべきでない。しかしそれは犬死でなく、何故諫死せんとする決心を持たなかつたであらう。大膳程の人物が、決して死を恐れる筈はない。大膳は如何なる態度に出でんとしたか。

かうした忠之公と大膳との確執が、最も嵩じてゐた際、六月に、肥後の加藤忠廣が除封された。忠廣は清正の子である。幕府からは稻葉丹後守正勝が、收城使として熊本に向つた。收城使の筑前通過に際して、忠之公は其の迎接のために、十太夫を正使とし、黒田市兵衛を副使として、領內山鹿に遣はされた。然るに收城使は。副使の黒田市兵衛のみを引見して、正使たる十太夫の面謁を謝絕した。十太夫はむざ〳〵と追還されたに過ぎなかつた。蓋し丹後守の眼中には、倉八十太夫何するものぞと輕蔑されてゐたのである。藩中では十太夫の寵を恃んで暴慢類なきを憎んでゐたから、この事ありしを聞くや、皆痛快極りなしとした。十太夫は自己の恥辱を蔽はんとして沙上偶語するものあれば、立ろに其場で討果させた。かくの如くして黒田藩內の空氣は、漸次險惡に向ふのであつた。黒田長政公と、福島正則、加藤清正、この三人は豐臣氏の勳舊として相竝んで一世の雄たるものであつた。それだけ德川氏の世となつて睨らまれぬわけに行かなかつた。福島既に亡ぼされ、加藤又、其子忠廣に至つて亡ぼされた。黒田家の將來に對し、栗山大膳ならぬまでも、一種の杞憂を抱かぬものはなかつた。況んや今日忠之公と大膳との確執は、德川氏をして最も機に乘ぜしむるの好辭柄を作らしめんとするでないか。

是れより先、二代將軍秀忠の第二子駿河權大納言忠長は、譴を蒙つて駿府に面白からぬ月日を送つてゐた。忠之公曾て江戸參覲の途次、駿府を過り、忠長を訪はれた時、忠長から、忠之公に、「此後自分存じ立つ事があつたら、其の節は力を藉せて貰ひたい」との挨拶であつた。忠之公は首肯せられた。寛政九年に駿河大納言謀反の企てありとの風說が起つた。加藤忠廣の除封は、この風說に結合して持上つた悲喜劇の一つであつた。而して駿河大納言忠長は、翌年上州高崎に於て、無慘な最後を遂げたのであつた。

四　大膳の福岡退去

寛永九年六月十三日、忠之公は黒田市兵衞、岡田善右衞門の二人を遣はし、大膳の登城を强要した。縱ひ途中で眩暈が起つても、乘物で城門まで來ればいゝ。それもならぬならば、忠之自身當方から出掛けて行くといふのであつた。大膳は全快するまでは、どうしても登城出來ないと斷つた。忠之公は二人の使者の歸つたのに、大膳邸の有樣を問うた。二人は大膳の身邊には家來が二十人位ゐて、前後左右には武具が取亂れてゐたと答へた。忠之公は城内焚火の間で、この二人の答を聞いた。そして自ら大膳の邸に押し懸けて行くから、一同用意せいと命じて、其儘奥に入つた。城内城外は俄かに騷々しくなつた。諸侍が家々に武具を取りに走せかふのであつた。噂は噂を生んで行つた。大膳の邸前には、またゝく間に人の群れの山をなした。井上周防道柏と、小河内藏允が、やう〳〵忠之公を制止して、是日は僅かに事なきを得た。

大膳は自ら剃髮し、人質として妻と二男の吉次郎とを指出すことになつた。それが十四日の事であつた。翌六月十五日の事、見廻役が博多辻堂町で怪しい風體の男を捕へた。その隱し持つ所の書狀により、それは大膳から、豐後府內城主竹中采女正重興○一本重義又は重次に作る。今大分市史に依る。に遣はす飛脚の者であつたことがわかつた。重興は寬永七年以來長崎奉行に補せられ、又九州に於て一種の目付役のやうな任に當つてゐた。大膳がこの重興宛の密書は、實に驚くべき晴天の一大霹靂であつた。それには

先達て飛札を以て申上候通、忠之天下に對され、御謀叛思召立候に付、御異見申上候えば、大膳不屆の山にて、理不盡に御成敗なさるべき體に候。大膳に於ては、公儀へ對し奉り、厚、忠義を奉存、如此に候。

といふ文意が認めてあつた。福岡藩に取つて、これが最も驚くべき晴天の霹靂であつたといはずして、抑もまた何が其の外にあり得うぞ。其の飛脚はこの日逮捕せられたけれど、大膳は別にも使を重興の許に出してゐたから、本意を達するに差支はなかつた。「先達て飛札を以て申上候通」とある所以である。それだけ猶更黑田家に取つては口惜しかつた。

七月一日は竹中采女正重興が豐後から福岡に入り込んだ。「大膳事御家臣とはいへ、此度の事件發した上は、公儀の御裁決あるまでは、采女正當分預り申すといふので、大膳は竹中家に預けられる事になつた。七月三日に大膳は、老母村尾氏と嫡子大吉利周及び二幼女と家臣若干を引つれ、悠然として福岡を立去り、豐後府內に移つた。

福岡を大膳罷出候時分、寅の刻一番に下々荷物二番に鐵砲二十挺、火繩に火をつけ、三番に馬に乘

り候女房十八許、四番に女乗物五挺、五番に竹中釆女人數二十人許、六番に大膳乗物にて、廻りに侍五六十、何れも捧をつき、其外弓鐵砲三百計、何れも火繩に火を付け、鑓も凡百本程にて取廻し、七番に金銀道具の類を付け申候馬二十疋、此跡鐵砲凡二十挺ほど、火繩に火をつけ退申候。我等は右の樣子見候て參り候。大膳屋敷には、竹中馬乗一人、大膳もの一人殘り、跡をしづめ候由に候事。

これは當時の目擊者藪内匠といふものが書付けたのである。大膳はかくの如き態度を以て福岡城下を引揚げた。鐵砲に火繩をつけて、主君の城下を横行したのであつた。しかし大膳は、惡意あつてさうした態度に出たのではあるまい。事情が止むを得ないのであつたらう。福岡を立退くに際して、大膳は、長政公より預つてゐた德川家康の長政公宛感狀を私せずして、それを立派に梶原平十郞景尙といふものに讓つて行つた。景尙は長政公の落胤であつたのである。謂ふ所の感狀は、家康が、關ケ原役に於ける長政公の特別の偉勳に對し、深甚の謝意を表したもので、先づそれには、

今度以御計略、誰彼・數多被屬味方、賊徒悉一戰所突崩敗北之事、偏に御紛骨、御手柄共無比類候。

といひ、更に

今天下平均之儀、誠御忠節故と存候。

と續けてゐる。家康のこの一語は確かに、長政公をして九鼎大呂よりも重からしめたものといつていゝ。それが

御領國之儀は可任御望候。此儀至子孫、不可有忘却候。御子孫永く疎略之儀有之間敷候。仍而如件。

猶井伊兵部少輔可申入候以上。

慶長五年九月十九日

家　康　華押

黒田甲斐守殿

といふので結んである。この關ヶ原役感狀は、黒田家に取つては、實に五十二萬石にも替へ難い特別貴重な意義を有する文書であらねばならぬ。大膳はこの感狀を梶原景尙の手に預けて福岡を去つた。その景尙にいひ含めた大膳の言葉は、實に大膳の腹を扶ぐるの想を察するに足る。

某此度江戸表に被召寄、君臣爭論御裁許の上は、極て高樹公〇忠之御咎を被蒙、筑前國を沒收せらるべし。自身は極刑にも可被行ゆへ、此一書を與へ置也。是はこれ興雲院殿より、我等に御預け被置候秘書ゆへ、外に讓り可置人なし。其元には御由緒有之御方に付進置候。自然筑前國を御取上の御沙汰被承及候ば、早速に江戸表へ馳來り、此御書を酒井、土井、井伊の閣老へ可被差出、粗忽に筑前國を御改易は有之間敷。

といつた精神からすれば、大膳の旨意はよくわかる。しかし大膳の主忠之公を以て謀叛人として訴へたのは、何としても、それが誣告である以上、臣として取るべき策ではない。大膳の態度については、遺憾な點が多かつた。

五　事件の裁決

八月二十五日に忠之公に參府の命が傳へられた。忠之公は老臣小河内藏允之直等を引つれ、急ぎ江戸

に向つた。其の江戸櫻田の上邸（かみやしき）〇今の霞ヶ關離宮及び外務省の地に入つたのは九月十七日であつた。十一月十八日になつて老中からの奉書により、登城して西丸に伺候した。「家老大膳の訴を惹起した段は、其方の落度（おちど）、追て詮議をいたす」といふ申渡があつた。忠之公は謹愼の意を表し、麻布の下邸（しもやしき）〇今の赤坂福吉町邸に引移り、そこで越年された。栗山大膳が、竹中釆女正に伴はれて出府したのは、寛永十年正月であつた。大膳は是に至り、三十餘箇條を列擧した訴狀を公式に提出した。三月四日、忠之公は西丸に喚出され、訊問を受けた。大膳の訴狀第一に、「右衛門佐、駿河樣の御謀叛に同意仕、内々思立候」とあつた。訊問はそれから始められた。右衛門佐忠之公の疏明は頗る決然たるものであつた。

我ら家は如水以來度々御當家へ心ばせの御奉公申上候は、上（かみ）にも御存の事なるべく、只今にも何事のあらん時は、駿河殿御事は、將軍の御弟君に候へば、必ず御釆幣の代りをも御勤めあるべし。然ば當家代々の例に任せ、忠之も御免しを蒙りて、御先を勤めんと常々存居候所に、先年大納言殿未だ駿河御在城の折、我ら歸國の序に御見舞申上候所。種々御懇の御挨拶にて、其上今にも納言殿御身に、一大事之有ば、別して其方を賴み思召由を、御直に仰聞けられし間、其節我ら存候は、唯今にも如何なるうつけもの出候て、謀叛など企て候も計難く、然らば將軍家は中々思もよらず候へども、御兄弟の御事なれば、大納言殿を、責めての心ゆかしに危ぶめ申さんは必定なり。夫故の御賴みと存付候故、我ら如きものにても、侍らしく思召しての仰、忝く御請申上候て、其事を折々家來共にも申付置たるにて候が、乍憚我ら御奉公とこそ存候に、かへりて御不審を蒙り候段、武士の冥加も盡きたる儀と、殘念至極に存じ候。

忠之公の誠意は、充分に幕廷に於て認められた。忠之公何ぞ自ら好んで亂をなさんと試みようぞ。井上道柏、黑田美作、小河內藏允等ら、黑田家の老臣として喚問された。「逆謀などとは、夢にも存せず。大膳何の據り所あつて、大膽不敵にも、僞樣の公事を起したる歟、充分御糺明を願ひ立てまする」と答へた。是れより先、幕府は大船を製造することを禁じてゐた。然るに福岡藩では、先代長政公の代から、大船製造を仕掛けてゐた。訊問第二の矢はそれに向けられた。所謂大船は鳳凰丸であつた。しかし此の鳳凰丸新造については、表向許可狀こそ得てなかつたけれど、曾て幕府の檢使により、見分だけは濟んでゐた所のものである。この訊問も、無事に切拔けることが出來た。忠之公は三月四日の夜、一層謹愼の意を表するため、麻布の下邸から、笄橋の長谷寺入りをされた。寺の住持は東傳和尚であつた。翌三月五日に大膳は老中土井大炊頭利勝の邸に召喚せられ、井伊掃部頭直孝、酒井雅樂頭忠世、稻葉丹後守正勝等列席の上、訊問せられた。しかし大膳の申立では、忠之公謀叛といふには、證據餘りに薄弱なるを免かれなかつた。三月十一日に至り、土井大炊頭の邸で、大膳と倉八十太夫との對決が行はれた。是日、老中では土井大炊頭、井伊掃部頭、酒井雅樂頭、同讃岐守忠勝、松平下總守忠弘、御側出頭人として、永井信濃守尚政、青山大藏少輔幸成、其他板倉周防守重宗、稻葉丹後安正勝と大目付柳生但馬守宗矩、秋元但馬守泰朝、水野河內守某、加々爪民部少輔忠澄及び尾張家附成瀨隼人正正勝、紀伊家附安藤帶刀直次等歷々の人々が列座した。大膳には竹中采女正が引添つて着座した。大目付席から一間隔てた所である。倉八十太夫は、忠之公左右の近側として、この事件には、中心人物たらざるを得ぬ。十太夫は黑田美作一成、黑田監物利良、明石四郎兵衞行亮、大音安太夫政成と共に召命によつて參着した。大

膳の向座で、美作を上席とし、十太夫は美作の下座に就いた。井上道柏と、小河内藏允とは、召命に接したのではないけれど、主家の存亡に關はる公事なれば、自ら進んで出頭し、溜ノ間に差控へてゐた。大目付が大膳の訴狀を讀上げ、美作、十太夫をして辯明せしめた。けれど大膳は十太夫を相手にしなかつた。全く十太夫を眼中に措いてなかつたのである。美作が口を開いた。

新しく申わけ仕候にも及不申候。右衞門佐之年若く、政道の足らざる所あらば、三年は五年十年にても、大膳後見の役目なれば、如何樣とも其非を諫め改め申すべきに、却て跡形もなき逆謀の由申上候段不忠ものに候。

といひ放つた。美作は大膳からいへば長姉の夫である。大膳は、

美作江戸に罷在、子細を存申さず、某が姉聟なれども、文官第一のものにて、

と罵倒しはじめた。美作は後年「睡鷗覺書」を著はした人である。大膳はそれを文官第一、只律義一片の者で、是非を辨へぬものと嘲つたのである。大膳か倨傲人を侮慢することは、この場合、かうした場所柄と雖も、少しも遠慮する所がなかつた。大膳はそれから黑田監物、明石四郎兵衞、大音安太夫を順次嘲罵し、皆事件の中心に遠かつてゐるもので、右衞門佐逆謀の次第を關かり知る仁でないと云つた。小河内藏允が允を得て席に入つて來た。

大膳誕生仕候節、長政より守脇指、産着、檜香等を遣はされ候刻、內藏允持參仕候。親備後有がたがり、內藏允歸り申節、はだしにて門外まで送り出で、淚を流して厚く御禮申上候。備後は、か樣にこそ御座候つる。大膳誕生の時より、長政か樣に不便を加へられ、御かげにて成人仕たる身とし

て、右衛門佐へ無實を申かけ候段、天罰の程如何可有之や。

内藏允はいひつけた。

右衛門佐、謀叛を思立との儀必定に於ては、老功の井上周防存不申事は、これ有間敷候。周防今程は隱居仕、道柏と申候。今日召は無御座候へども、御勝手へ罷出居候。御召寄せ御尋相成候樣に願奉り候。

内藏允はそれで井上周防を溜ノ間より案内して來た。道柏は先づ大膳の高座に過ぐるを責め、其の上座に就いた。道柏は先づ大膳に對して喝破した。

其方命を惜み、譜代の主人へ僞りを申かけ、人非人に候。其方親備後とは幼少よりの友にて候。備後は一命を捨來、假初にも虛言など申ものにては無之候。親には生れ劣り候。

更に道柏は、老中席に對し、

右衛門佐謀叛思立候との儀は、申譯仕候にも及び申さず、僞に相極り候。家來の内にも、美作、監物、内藏允など、皆度々戰功も致し、某も同じく少々は場に出合候者に候らへば、右衛門佐、若し陰謀あらば、此等の者どもと申合すべき筈に候を、左はなく何の武功もなき大膳一人に申談候儀、有之べき樣無御座候。是にても右衛門佐逆謀の僞りに候儀、能々御了簡下され度。

と道柏の言葉はつゞいた。

東照大權現樣、關ヶ原の時、恐れながら、長政の手を御取遊ばされ候て、今日の御合戰思召のまゝに御勝利を得させられ候御儀は、偏に長政が粉骨を盡し、忠節を勵みしによれり。誠に比類なき忠

節と、御一生思召忘れさせまじく候間。其方子孫に至るまで、決して御如在遊ばされず候段、再三仰聞けられ候儀、憚りながら大炊頭様御始。御存知あらせられべく、長政も一生の間、度々此儀を存出し、涙を流して有難がり申候て、其段末期の遺言にも申置候。此上は、もはや大膳と問答仕候にも及不申。いか様とも御沙汰を待奉るにて候。

道柏はいひ畢つて、聲涙倶に下り、殆んど歔欷嗚咽せんばかりであつた。美作と內藏允とは、道柏の申立に同意した。對決はこれで終つた。

翌日大膳一人、井伊掃部頭の邸に召出され、老中列席の上にて、

其方右衞門佐を諫め候段は、上にも尤に思召され候。但し謀叛と申上候は、僞言に相極り候。何故筋なき儀を申上候や。

と詰問された。大膳は

是は全く計略にて御座候。子細は謀叛と申上候へば、右衞門佐、私として殺害仕候事相成不申。命を惜み候にては無之候へ共、私殺され候上に、國政亂れ候て終に御咎に逢ひ候ては殘念に存奉候故

と答へた。

不忠の者共は無事にて、御義を存候私は殺され候事誠に犬死と存候故

ともいつた。大膳は自家の生命を全うせんがために、主人を誣告し、主人を謀逆罪に陷るゝことを敢てしたと評せられても仕方あるまい。大膳の苦衷は察するに足る。而も其の身迹を以て見れば　未だ至らざる所多しといはねばならぬ。

三月十三日夜に及んで、成瀬隼人正、安藤帶刀の二人から、今度の公事につき、御國は別儀あるまいとの内報があつた。十六日に老中酒井雅樂頭の邸に於て、老中列席の上で、忠之公に

兼々仕置方不宜、剩今度君臣違却に及候段、重々無調法至極に付、領知被召上候。雖然代々御忠節の筋目を被思召、筑前國を新規に被下置候。以後諸事入念仕置等可申付。

といふ申渡があつた。而して大膳は、南部山城守重直に御預けの身となり、百五十人扶持を賜はり、居所三里内徘徊苦しからずといふことであつた。倉八十太夫は忠之公から放逐されることになつた。それでさしも天下を驚かした栗山大膳事件も落着した。所謂關ヶ原感狀は、大膳から梶原平十郎景尙の手に預けた儘、この際持出されずに濟んだ。幕廷では、この感狀の文意を敷衍して說明した井上道柏の言を多く用ひたと見て差支あるまい。この感狀が始めて世にあらはれたのは、大膳福岡大去から百四十七年後の明和五年、景尙百年忌の際であつた。梶原家の分家角太夫景春から、この感狀を黑田家に献つたのである。黑田家では少將繼高公の世であつた。角太夫景春は、それで從來切扶持であつたのを、本石に改め、百三十石に取立てられ、本家の喜太夫景良は佩刀一口を賜つた。

忠之公主從は、西丸の酒井邸を下り、其の日の夕暮に、長谷寺から櫻田の本邸に復歸された。此の喜悅を記念するために、黑田家の恆例として、この以後、同日略式の登城行列その儘に、一本道具に、片挾箱、近臣數人を左右に從へることになつた。大膳はそれから嫡子大吉利周及び家臣仙石角右衞門・財津右衞門以下數多を引連れて、南部盛岡に移つた。時は寬永十年三月、忠之公年三十二歲、大膳四十三歲であつた。大膳は權道を以て、自ら黑田家の難を救はんとしたのだといつてゐる。しかし臣隸を以

て、其の主君に無實の罪を被らせ、其の主君を辱かしめた例が、古今何處にあらうか。大膳の眞意は、忠之公に忍んで。黒田家の社稷を重んじたのであらう。然らば問題の解決して、目的を達した寛永十年三月十六日は、大膳として正に絶好なる死場所を撰ぶべき日であつたであらう。當時の武士道上、大膳自ら其の面目を維持するには。おめ／＼南部に遠謫さるゝを待たず、何故潔よく自決しなかつたであらう。大膳は黒田氏の社稷を重んじた。而して其目的は達せられた。それは極めて皮肉なる苦策を取つたのであつた。大膳自身はそれを權道と稱してゐた。吾人は大膳が、目的を達した其の日に於て、否、其の南部に移らざる以前に於て、自ら罪を主君に謝するの意味を以て何故自決しなかつたであらうと怪しむ。大膳はこの皮肉なる手段を取つてまでも主君を訴へたのである。その事實に鑑み、一方黒田氏の社稷の再興を保證せられたるを祝福すると共に、一方主君を讒したといふ道德的觀念に立返り、こゝで、どうしても自決すべきであつたのである。吾人は大膳が、南部におめ／＼と移つて、承應元年まで生存してゐたといふことを、大膳のために甚だ惜むものである。大膳がこの時、事件落着後、果して自決してゐたら、彼れの心事は、益々公明正大なものとして、後世の推賞に値したであらう。

終に臨んで一語をこゝに加へたい。德川氏三百年の間、わが日本が、國家として對外的防備を施したのは、長崎のみであつた。江戸灣の防備、攝海の防備。それは極めて近世の事であつた。その以前は、長崎一港を防備することが、即ち國家防衛設備の全部であつた。而して其の任に當つたのは、この栗山大膳一件の主人公たる黒田右衞門佐其の人であつたのである。忠之公寛永十八年を以て、自ら請うて其の大任に就いてより。黒田家は二百數十年、子孫相襲いで、明治維新に至るまで、年々六萬石を、この

長崎警備のために費してゐた。それが黒田氏世々の國家奉仕であつた。天下の雄藩たる前田氏・島津氏・毛利氏、それ等にはそうした大なる國家的負擔は、何もなかつたのである。是に於て忠之公は、國家の功勞者として、長く國民の記臆の上に存せられなければならぬ。所謂黒田騒動の核心たる忠之公謀叛の企てといふことは全く形迹もなき嘘事であるに過ぎぬ。かうした訴訟を起した大膳は、果して世のいふ如く黒田家の大忠臣であつたであらうか。彼れは黒田家の權臣であつたが、忠臣と稱するには、なほ遺憾の點あるを免かれなかつた。

なほ吾人は、大膳の人物思想を窺ふべき言葉として、其南部に於て人に語つた所を追加しておかう。大膳は、「見切の才智なくは取得がたき物にて候。此事は道に背て、是放逸邪曲に聞へ、盗賊類の評判にもあづからんと、小き事に迷ひては、大志は成就せぬなり。」といひ、「少しの踏違ひはくるしからず」といつてゐる。大膳の所謂見切とは　權道の謂であるのである。又、「善人の目利は、十人の内にて、六人に舉て、四人は誹り申者、是大概の目利にて候。十人は十人共にほめ申者は、究て侫奸に有之候。」ともいつた。大膳の墓は今現に盛岡市外愛宕山法輪院址の山腹にある。黒田侯爵家では、其の餘りに荒廢に歸してゐるのを見兼ね、大膳の舊勳を想ひ、爲めに資を投じて、それが修繕を行はれたといふ。それは大正十一年、黒田長政公三百年祭の後であつた。栗山氏の子孫は、盛岡市に栗山しげといふ孤婦が一人殘つてゐたが、數年前に死去したので、今は南部に於ける大膳の血統は絶えた。けれど福岡市には栗山伊右衛門といふ人がゐる。（大正十二年六月十八日脱稿）

伊賀越敵討に現はれたる池田家の騷動

文學士　衣笠健雄

一

寛永七年七月廿一日、備前岡山池田忠雄公の御城下に於て御家中の間に剛膽不敵と名を知られた河合又五郎、恩ある叔父渡邊靱負を僅の遺恨から其病間にて斬殺し、其儘江戸に忍び下り縁を求めて旗本阿部四郎五郎の屋敷に匿まはれた。安藤次右衛門兼松又四郎久世三四郎などいふ當時四天王組と稱へて江戸中を押廻つて喧嘩を賣り無遠慮に振舞ひ、大名町人にも忌み憚られた旗本の若手の連中が阿部を助けて又五郎を保護するのを池田家にて探知し、翌年忠雄公參覲出府の折又五郎引渡方に就て阿部と交渉を始められ、結局池田家より豫て又五郎行方不明の際切腹させる爲揚屋入に申付けてあつた又五郎の父半左衛門を阿部に引渡し、阿部は其と引替に又五郎を池田家に引渡す事となつた。然るに阿部に半左衛門を護送した池田家の使者は又五郎を受取れぬのみか、一味の旗本等よりの敵對に會ひ、空しく手を引いて歸らねばならなかつた、阿部を初め若手の旗本は喧嘩を覺悟の上で池田家を欺き、父子共に奪ひ取つたのである。忠雄公の憤懣いふまでもない、遂に池田一統と旗本八萬騎と大江戸を舞臺として、一方は東照宮の御孫たる威光を背景とし、一方は老中阿部豐後守が縁者たる勢を笠に被て兩々相下らず今にも大衝

突は免れ難き形勢となつた。老中筆頭松平伊豆守。同列の土井大炊頭等と此成行を憂慮し、御典醫半井通仙院を呼び因果を含めて幕府御見舞の上使として當時病臥中の忠雄公の屋敷に派遣する。通仙院は一應拜診の上、公に毒藥を進めて置いてその歸途駕籠の中で己も自殺を遂げた。公は靭負の子數馬を臨終の枕頭に召され、くれ／＼も又五郎討取を遺命あつて落命せられたといふ。やがて河合又五郎搜索の幕令が天下に布告され、旗本もゝはや表向に又五郎を保護する事が出來ず手を引くに至つたので、是より河合及其一味の面々と渡邊荒木主從との間に探索追跡遁走と所謂敵討物語が開かれる事となる。池田家はこの後幼少の勝五郎君襲封あると同時に上記葛藤の成敗として、當時鳥取に封を有した今の備前家と入替となり、池田光政公岡山に移られ、忠雄公の後は長く鳥取にあつて因伯二國を領する事になつたのだといふ。

以上のべた所は今日伊賀の水月其他の題目で新聞や雜誌にあらはれる伊賀越敵討の講談物に見える池田家の歴史で、藩公の毒害、成敗としての轉封など池田家としては容易ならぬ説話がまことしやかに傳へられてゐる。しかも伊賀越敵討といへば單なる仇討と異なり、大名と旗本との確執、荒木又右衛門の三十六番斬などといふ他に類のない景物が添へられてあるだけに一般に他の敵討よりも人々の注意を呼び、曾我仇討赤穗義士と併べて三大敵討とまでいはれ、講談の内容は早くから世間に知れ渡つた所で、舊藩の頃から既に池田家の鳥取轉封は伊賀越一件の結果である如く信ずる向が少くなかつたらしい。それで今日でもこの説話は世間ではかなり勢力を有してゐるのであるから、是から右の毒害説や換封説や池田家と阿部との爭の眞相等に就て自分の所見をのべやう。尤此事件を以て所謂御家騷動と一列に見る

べきなりや否やは疑問なき能はずであるが、忠雄公が旗本に對せられる態度は講談の上では一番一家の運命を賭したもので、江戸中之が爲に騒ぎたち混亂に陥つたとあり、かつ臨終に於ける忠雄公の御遺命には又五郎の一件落着するまでは家督所領相違なく仰せ付けらるゝとも御請すべからず返す〴〵忠雄が佛事供養には又五郎の首を手向けよと丸で淸盛のいひさうな事が傳へられてゐるから明に一家の大騒動である、所謂御家騒動よりは遙に上手のものであるともいへよう。

二

まづ忠雄公の毒害説であるが、これは現今行はれる講談に見える所で、江戸時代の脚本淨瑠璃實錄などでは話が此まで進んではをらない。然るに遠慮なしに此樣な話が張扇から敲き出される樣になるには右の淨瑠璃脚本實錄等の構想や脚色が多少ともに此話説の發達の過程をなしてゐると見て誤りはあるまいと思ふ。其故是等の戯曲脚本實錄の類がどんなにこの復讐の原因及これから起る大名旗本の確執を取扱つてゐるかを一應調べて見た上で其眞相へとたどつてゆきたい。すべて此等の話は何れももとはごく些細な事柄を材料として綴られたものが、次第に複雑な趣向を構へ、種々な挿話を取入れ、時代をかへ事實を混同して段々に眞相から遠ざかつていつたものであるのに、伊賀越一件を扱つたものに於ては復讐譚としては次第に複雑になつてゐるが、復讐を激成せしめた大名旗本の確執に就てはさ程の變化を與へられてゐない。これは復讐譚特に助太刀の荒木又右衛門の武勇傳といつた樣な意味で淨瑠璃や實錄に作られたことが多い爲であつたらうと思はれるのである。

其でこの敵討を取扱つたものを擧げて見ると、第一に伊賀越道中雙六がある。これは天明三年近松半二等の手になつたので有名な淨瑠璃である。次にこれより少し以前に出來たものに伊賀越乘掛合羽がある。これは安永六年奈河龜助の作つた脚本であまり廣くは知られてゐない。實錄は常に淨瑠璃や脚本に對して、芝居ではあゝなつてゐるけれど實際はかうであると辯妄的態度を保つてゐて前者に比しては變化を加へられる事が少ないのであるが、中にも琢磨兵林は實錄伊賀越中の珍書で其序文にも虛言ではあるが著者自ら因州鳥取に赴き渡邊數馬に參會して樣子を尋ねたといふ程あつて大體に於て所傳を敷衍したまでゝ加工が少ないと思はれる。故に道中雙六や乘掛合羽はたとへ琢磨兵林ならずとも恐らく其位な程度の材料を元として述作されたらしく、隨てこの三篇は述作の種類は異なり後先はあるとしても話しの發達に於ては相承的な脈絡があるともいへるのである。

偖此三篇に於て大名旗本の爭及其原因がどうなつてゐるかといふに、道中雙六は時代を大永元年二月の上旬所を鎌倉とし、八幡宮奉幣の爲勅使參向の當日、式場警護を承る上杉顯定の家臣和田志津馬が式場で一方では馴染の遊女瀨川に心を引かれ一方では金主の催促にあひ苦んでゐるのを相役澤井股五郎が扱に出で、和田家の重寶正宗の寶刀を質に入れて更に金主から瀨川落藉の金を出させるのである。かくて股五郎は志津馬の父にて自分の師匠なる行家が病中の屋敷に赴き段々志津馬の不埒を言立て、正宗の請戾し並に讓受方を申入れた所、既に刀は請戾され志津馬は勘當になつたと聞き、更に唐木政右衞門と密通して當時勘當中の娘お谷を妻に貰いたいと要求する。これは其日お谷が父の行家には內々で母まで父への執りなし方を賴みに來てゐるのを知つて知らぬ振しての事であるから、行家が勘當した家にはゐな

いと答ふるや、ふとお谷が顏を出した爲に股五郎散々に行家の不信を罵り果は正宗質入は蓋し御身の所業であらうとまで毒づく。これが爲行家に從弟城五郎の肝入で、正宗を奪ひ出す魂膽を見すかされ、遂に行家を殺して立退き、そのまゝ城五郎等の爲に圓覺寺に匿まはれる。そこで上杉家では股五郎の母を捕縛の上、城五郎等との間に股五郎を引渡せば母を免し正宗は引渡さうとの交渉初まり結局圓覺寺にて正宗股五郎の交換は終つたが、すぐ股五郎は奪ひ歸されて九州相良に落され、志津馬は姉婿唐木政右衛門をたより敵討に出る、主人顯定は敵討を許可した事になつてをる。

乘掛合羽は淨瑠璃の樣に美文や風格を要せぬだけに、道中雙六よりは餘程自由に仕組まれ全體として頗る色がゝつたものである。この方では澤井又五郎が渡邊靜馬を欺き、主人上杉右内之助の弟春太郎が遊女大橋との遊興費を渡邊家相傳の武具馬具を抵當にして靜馬が借用した形式の證書に印形をさせるこの證書及大橋から靜馬への附文を竊に自分が拔き取て質入れした渡邊の家寶正宗の空箱に入れ置き、靜馬が放蕩の結果持出した樣に取計つて置く。上杉家の上使が渡邊の家に正宗實驗に來た當日この事が露顯するのであるが又五郎は渡邊の父靱負から正宗を請戻した事、質主の又五郎なることを公にされ、かつ靜馬の許嫁に付けた自分の艶書を突きつけられ遂に殺意を生じたとなつてゐる。これより鎌倉榮深寺に城五郎等立て籠つて又五郎を匿まうこと、上杉家の使者を欺いて又五郎の母を奪ふこと、又五郎が三河に落される事など大體に於て道中雙六に似通つてゐるが萬事が前者より複雜で上杉秋定が城五郎の爲に駕籠に鐵砲を撃ち込まれること、自ら出馬して榮深寺に向はんとし家臣等から御家斷絶を懸念せられて思止まること、手傷が元で死ぬること、靜馬に敵討を遺囑することなどが織り込まれてゐる。

此二篇に比べると琢磨兵林はよほど趣を異にしてゐる。即ち渡邊數馬の弟源太夫が愚鈍な行爲から又五郎を怒らしたとある。其は病弱で部屋住の上足りない所があつて兄の厄介になつてゐる源太夫が平生仲よくする又五郎の差料宇田國宗の脇差をねだつて貰つたが、切れ味が分からぬので首斬役人に試し切を頼んで置いた。所が當時刑罰がないので首斬役人は試し切も出來ず返しもならずにゐる。そこが愚鈍であるから源太夫が頻りに催促する。遂に役人腹をたてこれはなまくらであるといつて源太夫に返した。それを其儘又五郎に告げ其刀を返さうとしたので血氣の又五郎矢庭に源太夫を殺して江戸に走る。以下は冒頭の如き經緯で忠雄公は係爭中病で死なれ、數馬に仇討の遺命があつたとある。上の二篇から見れば餘程淡泊であるがいよ／＼池田家對阿部の交渉破裂の際には阿部の屋敷のある神田猿樂町邊は江戸中の旗本で埋まり、江戸の町人七八分は家財をまとめて千住板橋本所市川品川川崎邊に避難したなど大騒動の光景が記されてゐる。

以上三篇の中前の二つは後者に比して餘程ちがう樣ではあるが、其は實錄が叙述に何等拘束がないのに戯曲は舞臺や脚色に制せられる事が多いからで、當時大名や旗本の爭を其儘仕組む事を憚かり時代を室町時代とし澤井城五郎が主家上杉家に對する御家物に變形させてある。御家物では多く刀や軸物が一家の浮沈安危に大關係を有し、此等の紛失捜索等が一篇の骨子をなすので、つまるところ道中雙六も乘掛合羽も此確執を以て刀のとりやりから起つた騒動とし上杉家、即ち池田家内の騒動といふ事にした。それに當時劇作の方針が變化を主として筋の統一よりは、むしろ一幕毎に觀客の注意をよぶやり方なので自然複雜になつたので、道中雙六は敵討を主としてこれらの部分を簡單に片附けたのに乘掛合羽はか

なり綿密な脚色をしてゐるのである。其故これらの諸點を洗ひ落として見ると大名旗本の爭は三篇何れも似通つてくる。たゞ上杉顯定の名で池田忠雄公が鐵砲の傷で逝去せらるる事か乘掛合羽にだけある。これは忠雄公がこの確執の際死去になつたのを奈河龜助が巧に劇中に活用したのであるが此書にはなほ榮深寺への上使佐々木丹右衛門毒害の場などもあつて、これらがやがて新しい實錄に取り入れられ忠雄毒害といふ場面が講談にあらはれるに至つたのであらう。

三

琢磨兵林が伊賀越敵討物語中の珍書で大體所傳を其まゝにのべてゐて、道中雙六も乘掛合羽も骨子が同樣であるとすれば、眞相は果してどんなであるか。これから其について述べると、まづ第一に注意すべきはこの敵討が弟の敵討であることでこれは五月號に大森先生の「復讐の心理に就て」の中にも例として掲げられてある。そしてもし大名旗本の爭がなかつたならば或はこの敵討はなかつたかとも思はれるので、其程この爭は物語の重要な部分なので琢磨兵林はこの確執描寫に全力を灑ぎ敵討は添物の觀がある。それで此話の信ずべき委細をかいたものといへば殆見當らない。傳へもいろいろで事實文編を見ると水野十郎左衛門近藤登之助などの爭の樣になつてゐるのである。德川實紀も寬永七年十月二十九日の條に旗本阿部四郎五郎正之安藤次右衛門久世三四郎廣當等と池田忠雄との爭が上裁を仰ぐに至つた事を記し其原因は註にして數說掲げてあり、また九年四月忠雄公逝去の條にも復讐御遺命が一說として掲げてあるだけで、ひろく世間に知られた事ながら眞相は案外知られてゐないらしい。近年三田村鳶魚氏が

この眞相を某新聞に發表せられたと聞いてはゐるが未だ拜見の機を得ぬので、手許のものによつて記して見ると、今池田家に嘗て同家で御編纂になつた藩士の家譜があつて、これに數馬の後裔美田氏からの天保頃の書上を一冊に纒めてある。これによると琢磨兵林に見えた又五郎の旗本馳込、同人と父半左衞門と交換の一條、旗本の欺騙、忠雄公の憤激、御遺命の事など一々に肯定される。かく一々肯定されることは美田氏の書上は正確なものでなく實は一般にいふ所を書いたものであると思はしめるのであるが今は是によつて私見を加へて見たい。次に掲けるのは寛永十一年伊賀の上野で本望を達した際渡邊荒木の兩人から鳥取藩家老宛に送つた注進狀で、この文面に於て大體池田家と旗本の交渉、忠雄公の憤激せられた程度が分からうと思ふ。

一先年渡邊數馬弟源太夫を河合又五郎人數を催し暗討之樣に切殺申候に付　宰相樣彼又五郎を御惡み思召又五郎出し不申候はゞ親の半左衞門を御成敗可被成とて段々之御評定大きなる御出入に及び既に御遺言にも被爲仰置候之旨私共においては誠に以て難有次第奉存候然る上者縱兄弟之敵にて無御座候共是非討申さでは不叶義と奉存候樣々に手立を廻し方々相尋候處に天道に相叶今度不慮に廻り逢本望を達し申し候事又五郎義　宰相樣之御罰を蒙り私共義者天命に叶申候と奉存候　勝五郎樣御幼稚に被成御座候とて母御聞被遊候者御滿悅に思召候と奉存候右之趣乍恐被仰上可被下候

渡　邊　數　馬
荒木　又右衞門

この文にも見える如く又五郎は源太夫を、一時の憤怒にかられ俄に殺意を生じて殺したのではなく、

初から殺す積でやつた事で、美田氏の書上によれば、其の夜兄の數馬が舅の津田豊後方に赴いた留守中又五郎が病中の源太夫を見まひ口論の末上下四人かゝつて源太夫を殺したのである。元來渡邊の家は初代を數馬といひ七百石で池田輝政公に召し出され、恰もこの時は二代數馬の世で數馬の父靱負といふ人はないのである。兇行の當時通りかゝつた御横目遠山才兵衛渡邊の家來岩佐作兵衛の二人が逃げゆく白帷子着用の男二人を追ひかけ、一人を殺し一人を取り逃がしたのであつた。其後池田家では又五郎を探したけれど出て來ないので父半左衛門を御成敗になる爲同人を菅權之佐方に御預けになつた。又五郎が江戸で匿まはれたのは安藤次右衛門で、阿部と久世とが池田家と安藤との間の交渉に當り最初は話が圓滿に進んでゐた。それは阿部久世安藤は旗本の若手で友人同志であり、忠雄公もかね〴〵阿部久世とは心やすく始終出入があつた爲であるが、いよ〳〵父と子の交換といふ事になつてから阿部久世から安藤にもし又五郎を引渡すならば仲間外れにすると嚴談を始め遂に三人で忠雄公を欺いて父子とも奪ひ取つたのである』

飜弄せられた忠雄公は輝政公の三男で當時廿九才血氣盛な上に御母は家康の娘督姫である。慶長十三年四月には七才で御兄忠繼公と同時に將軍秀忠の面前で元服あり從五位下宮内少輔に任ぜられ松平の稱を賜はり十五年には所領として淡路國を賜はるなど恩寵他に超えてゐる。池田家としては輝政公の先夫人中川清秀女の生んだ長男利隆公姫路に在城あり其後は有名な光政公で鳥取に轉封となり後また岡山に轉封となつて維新まで續いた備前家が歴として存するに拘らず、此後も忠雄公の弟輝澄政綱輝興みなそれ〴〵松平の稱と所領を賜はつたのは全く德川家と血縁あるが爲で、寛永の頃に於て既に本家たる光政

公よりは勢がよかつた。即ち慶長十九年忠繼公死去の後は忠雄公が後の因州家の棟梁として其跡を嗣がれ、改めて備前一國及備中の中淺口窪屋都宇下道四郡合せて三十一萬五千石を領する事となり、所謂備前家と拜領高は殆同じであつた。そして寛永七年一件勃發の時には弟輝澄は播磨宍粟郡内にて三萬八千石政綱は同國赤穗郡にて三萬五千石輝興は同國佐用郡にて二萬五千石を領し、何れも東照宮御孫といふ勢があつたのである。池田家の祖信輝公は天正十二年小牧山の戰には秀吉の部將で三河侵入軍の發案者であり、且其統帥をつとめ長久手に於て戰死した。其故德川氏一統の世となつては早晩凋落すべき家柄であるのが、家康の女で北條氏直の夫人なりし督姫と輝政公の縁組から家運を恢復し上述の樣な勢を得たのであるから、幕府御直參とはいへ小祿の旗本、殊に世上靜穩武勇の振ひ場所のない若手の連中がこの機會を以て平生いまいましく思ふ、大名殊に池田家に對して喧嘩をしかけたのではあるまいかと思はれる。

偖美田氏の書上によれば忠雄公は旗本のこの詐術の爲に御怒甚しく老中に向け事件落着までは登城致さぬ旨を申入れて居られる。德川實紀の上裁を仰ぐといふのはこれに相當する恐らくこの方が事實であらう。これは旗本が幕府直屬であるが故に旗本の遺恨を幕府へ持ち込まれたので、玆に至るまでには安藤や阿部との間に交涉も數回繰り返されたであらうけれど今はすべて不明である。この爭に就ては池田家一統の方々或は諸大名中の後押もあつたであらうし、又旗本三人も後に必ず陰ながら聲援を有したとも考へられるがこれも又判然しない。けれども少なくも又五郎半左衞門交換一件が諸大名旗本の間に注意せられた事は確であらう。かくて忠雄公の叔父に當る尾紀水の御三家其他の諸大名の扱で半左衞門は池田家に引き渡し旗本三人は寺入に處するといふ調停案が出來たが忠雄公意地になつて御承知がない。

そうしてゐる中に寛永九年四月三日忠雄公は逝去になつた。忠雄公さへなくば話は容易に運ぶのであつた。公の弟輝澄輝興の二人から（政綱は前年死去）御三家に交渉して半左衛門を引取り忠雄公夫人の里方蜂須賀家に預ける事とし阿波に護送したところ途中で死んでしまつた。旗本三人の事は美田氏の書上には記載がないが寺入になつたので、これは半左衛門引取が御三家をへてゐるのを見るに恐らく前の調停案が行はれたのであらう。この事に就ては江城年錄に幕府が忠雄公の舅蜂須賀至鎭に調停を命ぜられた所老功者とて半左衛門を備前にも返へさず旗本の手にも止めず自ら引取つて阿波に送り途中で刺殺したもので、此後久世阿部安藤等は御咎を蒙つて暫く谷中の寺に蟄居し後には赦されたとある。又或書には寛永寺に幽せられたとも見えてゐる。要するに池田家對旗本の確執はこれだけの事で老中阿部豐後守の就任は寛永十二年であるから阿部や安藤にはまだ大した有力者であるとはいへぬ。旗本一味の聲援があればあつたといふにすぎぬのであるから池田家に對して反抗的態度を執つたとしても世にいふ程の大事件であつたとは考へられぬ。御三家調停といへば大がゝりであるが忠雄公とは叔父甥の間柄ゆへ是を以て大事件であつたとは速斷はできない。

　さて池田家對旗本の爭はこれで解決されたとしても、これのみでは係爭前の狀態に戻るまでであるから何等池田家の利益にはならぬ。これ忠雄公臨終にくれ〴〵も又五郎討取の御遺命のあつた所以である。かくて又五郎が旗本の保護を離れる事となり、御遺命もあるので渡邊數馬が敵討を企てる事になつたのである。大體右の通であるからこの確執に大名旗本の間で加勢應援をやつたのがあるとしても表にたつて活動したものは一人もない。勿論安藤の邸は警戒嚴重で殺伐な氣分の溢れたとしても軍道具をたてな

らべたり其爲江戸中大騷動などいふ事は無かつたのである。それでこの爭はどの位續いたものかといふに德川實記の上裁を仰いだといふ寛永七年の十月では源太夫が殺されて間もないから、これでは安藤阿部等と交渉の餘裕もない事となる。蓋し翌八年忠雄公江戸出府後徐々に交渉を進められたので睨み合ひになつたのは餘程時日があつてからでなくてはならぬ。而して翌九年春には皆落着するのであるから御三家其他の調停期間は案外短かつたと思ふ。

四、

忠雄公の逝去後二ケ月にして池田家換封が行はれた。忠雄公毒害説や成敗としての轉封説が張扇によつて敲き出されたのも無理がないともいへる。毒害説の新しい事は最早くり返さない。老中松平伊豆守が家康の孫に對して此樣な手段は取れやうがない、殊に伊豆守老中補任は寛永十二年でまだ幕府の樞機に携つてをらぬ。調劑者と傳へらるゝ半井通仙院も此後長く生きてゐた、それに以上述べた通に其樣に非常手段を取らねばならぬ程な事もなかつたのである。

次に池田家の換封は成敗であつたかといふに、決してそんな意味は無かつたのである。當時忠雄公の後に光仲公漸く三才。紛爭の後であるから家老荒尾但馬以下何れも何事か起るべく期待してゐた所果して換封となつたのであるから此間の事情に就ては鳥取藩内にもいろ／＼な傳へがあつて、荒尾志摩が周旋よろしきを得たので以前の如く因伯に於て三十二萬石を領する事ができたともいはれてをる。これは光仲公御幼少であつた事や、すぐ前に右の紛爭のあつた事に關連して起つた老臣達の心配を語る俗説で

幕府の處置はこの又五郎一件には少しも關係なく行はれたので全く領主幼少にして要地の守備に適せぬといふにある。備前家の記錄温故雜記によれは光政公はこの年五月急遽出府を命せられ、江戸に到着あるや早速酒井雅樂頭より勝五郎（光仲公）は幼少なり備前の國は手先の國であるから封地交換の上意であるが因伯二ヶ國より備國一國に移る事故内々にて意見を伺ひ度いとの事であつた。光政公異議なく承知せられたので六月になつて換封が公にせられたとある。即ち圓滿な轉封であつて何等危險の件つたものではなかつた。拜領高も双方ともまづ同じで單に入れ替つたといふまでである。これを以て見ても幕府ではこの紛爭一件を成敗すべきものの樣に考へてはゐなかつたのは明である。この領主幼少の故に領地を他に移される事は既に光政公の經驗せられた所で元和二年利隆公逝去の翌年播磨から因伯二ケ國に轉封になつたのも當時光政公僅に九歳であつた故で、重要な場所柄でも幼主に襲封を許すやうな後世の慣習は其頃まだ存在しなかつたのである。

是を要するに、右の如き有樣でこの確執は世に傳ふる樣な大騒動ではなく池田家と安藤阿部等と交渉の結果不良で不和となり睨み合ひとなり御三家の調停で落着を告げただけであつて見ればまだ殺伐の氣分盛な頃とて若手の大名旗本などの間に幾つでも起り得た所謂當時の三面記事的事件の一であつたらうと思ふ。それが伊賀上野の復讐後、話の名高くなるにつれていろ〳〵に傳つたのである。

五

以上述べ來つた所で伊賀越敵討物語にあらはれた池田家に關する部分に就ての眞相と思はる所を記し

終つたのであるが、この池田家對旗本の爭は實はこの物語の序曲にすぎない、道中雙六に於ても講談物にあつでもこれより荒木又右衛門櫻田林左衛門等を活躍せしめるのであるから敵討其物の眞相を美田氏の書上によつて書き添へて置いても蛇足ではあるまい。前にも述べた通り元が弟の遺恨から來てゐるので忠雄公の御遺命がなければ或は數馬は敵討を企てなかつたかと思はれる。又五郎兇行の際は數馬も舅の津田豐後も憤激したものゝ、其の後は靜に岡山に在て寛永九年因幡へ轉封の際始めて二人とも池田家を退身し備前兒島に止まり、これより又五郎捜索を初むる事となつた。此年數馬は姉婿荒木又右衛門方に至り專ら奈良に住む又五郎の叔父甚右衛門の許に又五郎の在るや否やを探つたけれども思はしい手掛もなかつた。翌年又右衛門郡山を致仕し妻子を携へ、數馬と共に攝津丹生の山田に赴き同所に妻子を預け、二人して江戸に下り七月甚左衛門上京の跡をつけてゆき程谷坂で邂逅し、其跡をつけて再江戸に戻つたが八月には丹生の山田に引き上げてしまつた。翌十一年春將軍上洛の際京都に出で、又風聞をたよりに有馬温泉を探がしたのであるが、兩度とも甚左衛門にも又五郎にも出會はずにしまつた。かくて十一月再奈良に至り其月五日の夜明朝は甚左衛門又五郎の一行江戸に下るといふ危機一髮のところを探りあて、六日一行の跡をつけて伊賀島が原に泊つた。然るに一行止宿の家を避け迂回して前方の旅宿につい た事から一行に悟られたので即夜上野に赴き小田町に宿を求め七日の朝二つの道筋を主從四人にて監視し遂に一行を迎へて三時半の勝負の後本懷を達したのである。この時河合の一行はすべてで廿餘人であるが、武士といへば又五郎甚左衛門及又五郎の妹聟櫻井半兵衛の僅三人で、跡は鎗持小姓町人や馬方などで敵討が初まるや散亂してしまつた。傳ふるが如き旗本側から附したといはるゝ劍客は一人もない。

それで數馬は又五郎に、又右衛門は甚左衛門に、家來二人は半兵衛に向つたところ所謂櫻田林左衛門なる甚左衛門實際は馬上のまゝ刀を拔かずに斬り殺され、又五郎は苦戰の後數馬に殺され、半兵衛人を引きうけて最後まで戰つたので、家來の一人酒井武右衛門これが爲傷を受けて同日中に死んだ。荒木は薄手一ヶ所渡邊は大小十三創を受けたとある。

これより四十日余領主藤堂家より幕府へ交涉中上野に滯留した渡邊と荒木は更に幕府の命令により同所にあつたが足掛三年の後改めて二人を藤堂高次に進めらるゝことゝなつた。玆に舊來の緣故により池田家より交涉に及び無理やりに二人を貰ひ受けたのである。寬永十五年八月七日伏見に於て藤堂家より池田家へ兩人の引渡あり、嚴重なる護衛のもとに二人は鳥取に安着したのであるが其月末日又右衛門は急死し、同十九年の暮には數馬も病歿して敵討の中心人物は早くも殘らず世を去つたのである。伊賀の後日といはれる又右衛門再度の活動に就いてはもはや述べる必要もあるまい。

追記　この稿を書き終つてから、琢磨兵林の著者が非難してゐる殺法轉輪記を見る事が出來た。これは享保の頃上野の復讐實見者と稱する人の書いた實錄で內容は前者と大同小異であるが、これに碎玉話を引いて忠雄公毒害說を否定してある。してみれば毒害說はよほど前からあるので寃中双六や乘掛合羽を俟つ事はないのである。これは同時に池田家對旗本の爭が早くから不明確であつた一證でもあると思ふ。

蜂須賀藩稻田騷動の眞相

文學士 西村史郎

一 一種の時代相

御家騷動と云ふ騷動の半面には、必ず野心家が居り、必ず幼主が居り、然らざれば暗愚な主君が居り然らざれば閨門の亂れがあると云ふやうに、騷動の原因が、大抵定つて居る。德島藩、蜂須賀家に於ける明治三年の「稻田騷動」も、此御多分に洩れぬものであるが、其れには、又廢藩置縣……士族の生活と云ふ、新しい政治に伴ふ、一種の時代相が彩られて居つた。

蜂須賀家の祖先といへば、何人も先づ、矢矧の橋に於ける蜂須賀小六正勝を聯想し、又豐臣秀吉の日吉丸時代を聯想する。と云ふ如く、蜂須賀家を興した小六は、山賊の張本といふよりも、戰國時代によくある、かの所謂野武士であつたらしい。つまり小六を盜賊の張本にしたり、日吉丸を乞食にしたりせなくばあの場合の芝居化が貧しくなる。恁う考へてゐて、現在德島市公園の中央に屹立する、蜂須賀正勝の銅像を仰ぎ見れば、盜賊の張本の銅像と云ふ感じが起らない。其蜂須賀小六は、尾張の國海東郡蜂須賀村の人で、稻田騷動に於ての中心、稻田家の祖先稻田九郎兵衞も、亦同村の生れであり、小六と九郎兵衞は友達同志であつた。其友達同志が手を携へて、戰國亂世の時代に、立身すべく、天下を漂浪したのである。しかし世才とか、社交とか云ふやうな事は、寧ろ小六のほうに、一日の長があつて、小六

は程なく日吉丸は秀吉と提携した。そして日吉丸が、木下藤吉郎になり、羽柴秀吉になり、豊臣秀吉になる径路の如く、小六も、次第々々に、秀吉の信任を得て、後に播州龍野に封ぜられた時、九郎兵衛はもう小六の朋友でなくなつて、蜂須賀と云ふ一城主の家老職であつた。

其後、蜂須賀家は、龍野から阿波へ轉封した。すると、蜂須賀家の祖先とも云ふべき正勝は、子息の家政を阿波徳島の城主にして、自分は脇ノ城を預つた。大阪と關東の平和が破れて、豊臣家と、江戸徳川家が矢石の間に見えた頃の蜂須賀家は、小六正勝の孫に當る、蜂須賀至鎮と云ふ人が、關東に味方して、家康の爲に働いた。其時稲田九郎兵衛は、此至鎮を扶けて勳功がある。其處で九郎兵衛個人としての感狀を徳川から貰つたり、後に蜂須賀家が、淡路一國に封された時、稲田九郎兵衛は、須本の城代になり、すべてを合して、一萬四千五百石と云ふ、藩中第一の高祿者になつた。從つて家來も澤山あり、淡路の所領は少しであるが、阿波には多くあつた。しかし須本藩と稱したり、稲田藩と稱したり、又須本に居つた處から、淡路全體の領主の如く振舞つて、本藩＝主人筋である、徳島藩、蜂須賀家を凌ぎさうな氣はひがあつた。一つには、稲田家の祖先九郎兵衛が、蜂須賀の祖先小六と、友達同志である事を知つてゐたからであらう。

二　騒動の序幕

すると、明治二年になつて、諸藩の藩籍奉還が行れた。此半面には、いろ〳〵なる哀話、慘話がある蜂須賀の如きも、其一つであつて、所謂『稲田騒動』の發端は、此藩籍奉還が生んだのだ、即ち藩制實

施と共に、阿波淡路兩國を以て德島藩が出來、此知事に當時の蜂須賀家が任ぜられた。知事の家祿は、從前の石高の十分ノ一が標準で、其標準から現米支給が行れた。即ち一門は三百石、家老一等士族は、千石、中老二等士族は三百石、物頭三等士族は百石、平士四等士族は五十石、五等士族以下九等迄は、從前の給祿によつたのだが、玆に最もあはれを留めたのは、一萬四千五百石から、急轉直下して、一千石にされた稻田家であつた。一千石の祿高では、節約に節約をした上、辛うじて、百石取の士三名位より抱へておく事が出來ぬ。と同時に、今迄相當の俸祿をとつて、乃公は稻田藩の某なりと威張つてゐた者迄が、此新制度では、明日から一介の浪人者になる。昔から相當の家柄であり、又榮華を極めて、妻子眷族の多い人程、此新制度が恨めしい。一方には、不用の家來共を解放させて、其れを新たに知事の配下の銃卒に採用する方針をとつた。其處で舊藩であり、新たに知事になつた蜂須賀家からは、解放すべき人名を書き出すべく、度々督促もあるけれど、不平で、殘念である稻田の家來等は、解放される事を拒み、主人稻田九郎兵衛に依然隷屬する事を希望するので、二年六月の督促が、同九月に至つても埒あかず、遂に九郎兵衛をして家臣と分離する事の出來ぬ理由書を呈出せしめた、之が此騷動の序幕になる。

維新前の稻田家は、逸早く勤王論を標榜して、須本藩、又は稻田藩などゝ僭稱して、一國一城の主の如く振舞つた。之に反して、本藩蜂須賀家は、一藩の氣風が不統一であり、因循姑息であつた爲に、一切に於て立後れの氣味があつた。其處で朝廷でも、本藩よりは、寧ろ稻田家を信賴して、却て本藩の態度を疑ふやうな次第であつた。其んな次第で、西宮の警衛にせよ、征討總督府有栖川宮の御警衛にせよ本藩を措いて、只管須本の稻田九郎兵衛に命ぜられた。隨つて一般から、須本藩又は稻田藩を以て目さ

れた先入主が、自然一個獨立の分藩めく、觀念を作りあげた。勿論此背後には、當代九郎兵衞の若冠(十六歳)なるに乘じて、いろ〳〵なる野心家が、私慾を逞うせんとして企てゝた事實もある。さうしては維新の際の勤王的功績をほのめかす。本藩に先んじて、王事に勤勞した事を誇りにし、其れは、九郎兵衞から、本藩――知事に差出したる右の理由書にも書いてある。

三　稻田家の主張

稻田家の重役に、三田昇馬、七條彌三右衞門。内藤彌兵衞と云ふものがある。此三人者が、稻田家の一切を擔當して居つて、十六歳の當主を、巧みに傀儡の如く操つた。つまり本藩のほうからいへば、此等の人々が騷動の張本人格であり、姦黨の總元締め格である。九郎兵衞は、則ち此等の人々の劃策するが儘に、又家臣の出せる歎願書のまゝに、三百年來の家格をいひ立てたり、朝廷に對する忠勤を口實にしたりして、極力分藩獨立を主張して、家來の解放を肯んせない。其處で、知事は、參事をして、稻田九郎兵衞の近親で、後見人たる太郎右衞門及、賀島百助の二人を召さしめて、懇々其不心得を諭した。後見人二人は、直に此旨を九郎兵衞に語つたのであるが、彼れはどうしても其れを受け入れない、結局更に家宰三人を率ゐて、自ら知事の總務局へ出でゝ、參事の難問に對し、極力反抗する意味の辯駁書を提出した。すると、此顛末が、時の政府に知れたので、稻田家の家來は、本藩に對して陪臣であるから天下の公儀に對して、藩士とは申されない。然るにも拘らず、依然藩士として。稻田家に隸屬するといふのは、主人と肩を並べたと云ふのと同一の曲事であり、又九郎兵衞自ら華族になり、本藩主知事と同

列になりたしと云ふ事と同一である。其んな次第で、如何に我意を主張するも、稲田家の私情を以て、一般の政治を妨げる行爲………朝命、藩命、兩ながら違背する行爲は、よろしくないと云ふ叱責を蒙つた。之に對する稲田家、及稲田の家來の態度は、依然として變らない。さうして士分のものは士分として扱つて貰ひたい。從前の振合を以て待遇して、稲田家に隷屬さして呉れろと云ふ、歎願書を家來側から差出した。其處で知事も、少し考へねばならぬ事になり、彼等の待遇に付、權大參事井上兵馬を上京させ、そして政府の指揮を受けた。此結果、爾後歎願などしてはならぬが、稲田家から解放されんとする者の士卒別を書いて出せと云ふ事を知事から稲田家へ達して、兎に角相當手加減の出來んとする時之に先だつて、在京修業中なる稲田の家來某々等によつて、直接政府への陳情があつた。其陳情はいふ迄もなく、維新前後朝廷に對する功績の自己宣傳である。つまり稲田家を蜂須賀家から放して、分藩獨立の前提運動である。其んな次等であるから、知事の求めんとする、士卒等級區別書の如きも、所詮差出しさうもない。かゝるうちに、明治二年が暮れて、翌三年になつた。すると、在京稲田家の野心家どもが、亦々有栖川宮家や、岩倉家へ歎願書を出して、飽く迄素志の貫徹を計つた。此分藩運動の飛火は、遂に中央的になつた。兎に角此遣り口が功を奏して、中央の巨頭が動いた。岩倉公の如きは、其れ程迄稲田の家來が、藩命——知事の命を奉せぬなら、いつその事、徳島と、稲田を分けるがよからうと云ふ意見らしい。其れにしては、稲田に北海道移住を命じ、家來を引連れ開拓に從事させやうとした。かくて三年三月二十日、岩鼻縣知事小室信太夫(信夫)福島縣知事立木轍之丞(兼善)の二名が、岩倉公の旨を奉じて、此北海道移住の事を、達すべく、はる〴〵徳島へ乘り込んだ。

四　全藩の志士起つ

兩縣知事は、徳島縣知事にも會ひ、周圍の事情等も考察して、知事にも、九郎兵衞にも、其家臣にも此政府筋の命令を傳達したのであるが、九郎兵衞も、家臣も頑として命に應じないばかりか、極力分藩の事を願ひ出した。本藩蜂須賀家──知事としては、此稲田の分藩を政府に取次ぐ事も苦痛なれば、北海道移住の稲田一家へ、何年かの間金穀支給の事も苦痛である。其處で窮餘の一策として、稲田家の勤王的功勞を政府に申立てて賞典を與へしめ、そして此紛糾せる難局を、一時的解決せんとした。然るに稲田側である立木權知事から、此事が洩れたから、又々稲田の家來どもが騒ぎ出し「其賞典なら昨年戴いてゐる、今更朝廷の賞典を再度戴く事は畏れ多い。其んな事ならいつその事北海道へ行つて、國家萬一の裨補になると。却つて逆襲的態度に出でゝ、藩廳を少からず苦めた。事こゝに至つては、知事も、藩廳も、事を重役間のみで解決しえぬと見たから、此顛末を、蜂須賀家本藩の士に公示した。

さらでですら、平生九郎兵衞の家臣に野心あり、九郎兵衞を知事にして、彼等自ら重役になり、又士族になりそして士族から銃卒にされる生活的革命を喰ひ留めんとする態度を憎んでゐる、本藩士は、一齊に憤慨して起つた。藩命も奉じない、朝命も奉じない、其んな不忠不義の稲田家なら、速に處分してしまへと云ふ事になり、俄に險惡なる空氣が漂つた。同月五日には、藩士中の諸隊長以下有志の者が集會して、知事に斬姦に就き申立てた。其有志建議の文は、可なり激烈なるものである。言葉を換へていへば、稲田家を討つがよろしい、討つには我々が先頭になつて其れをしますと云ふのである。一方稲田

の屋敷のある、須本のほうはどうかと見れば、之れ亦本藩の士の如く、平生から同家の重役輩のなす事に快らざる者が、何れも悲憤慷慨して、同じく斬姦の決意をした。其れを知事が鎮撫したり、諭したり連日其事に就いての評議討論が烈しい。今迄は稲田家のほうが、駄々を捏ねて困つたが、今度は逆に藩兵隊が、稲田家の態度を怒つて、今にも腥風惨雨の巷を現出しさうな光景になつた。遂には、今迄滞在中の兩知事が中央へ歸ると云ふに就いて、藩兵隊が其れについて行つて、直接斬姦を政府に歎願すると云ふ執圏きやう。結局各隊から、二名宛、之へ須本の反對派の隊士が加つて、總て十二名の上京になつた何れを見ても、血氣盛んなる猛者であるから、萬一を慮り、特に知事から、新居與一助と云ふ、老練熟慮の人を附ける事にした。尾關權大參事も、藩情報告がてら、之と行を共にした。

五　斬姦の決議

一方徳島から歸つた兩縣知事は、太政官に出頭して、事のありさまを、三條、岩倉兩公に報告した。依て政府としては、知事と、九郎兵衛を、同時に喚び出して、最後の決をとらんと決心してゐた時であるから、徳島から逸りにはやつて上京した人々の考へとは大分中央の形勢が變つて居つた。其處で一行中の一人を、歸國報告せしむると共に、知事と、九郎兵衛の對決上、知事に不利益がありはせぬかと懸念の餘り、一行は自つと憂色の裡に、互に激論を闘はして居たが、熱情漢角村十右衛門の如きは、心配の餘り、聲を擧げて大に號泣したさうだ。かくて第二の使者として、此角村と、もう一人兼村と云ふ者が歸國した。かゝる間に、在京者は、毎日いろ〳〵な人に逢ひ、他藩の人々から、朝廷が蜂須賀家と、

稻田家の事に付、不和な捌きをするらしい事を聞いた。之を聞くと共に、一行は少からず失望した。若し今にして、姦を除かざれば、遂に機會を失ふ事になると考へた。而かも折りも折とて、一體德島藩が惰藩弱兵だから、稻田のやうなものゝ増長を抑へつける事が出來なかつたのだと云ふ、噂さを他藩の人がする。血氣に逸る面々、何條之を默してゐやう。其處へ又油をかける者がある。かくてこゝに。いよ〳〵斬姦の決議が定つた。分別ある小倉富三郎や。新居與一助等は、切に知事上京迄待つべしと諭したけれど、七日早朝には、平瀬伊右衛門外八名のものが、窃に一ッ橋内の藩邸を脱出した。阿部與八と云ふ者も、名を病氣に藉りて脱出した。途中で病氣の爲滯留し、此看護の爲に殘つたものもあり、實際事を擧ぐるべく歸つた者は、六名であつた。

就中京に殘留せる小倉は、文字の才ある者であり、其『除姦大意』中にも『姦物あり、藩律を妨ぐ、藩律は則ち朝命也。朝命を妨ぐる者除かずんばある可らず。斯る者あるを除かざれば、惰弱の名を取る。是れ藩知事の耻辱なり』と云ふやうに、言々句々肺腑を貫いて、其人の至誠を披瀝した。又自著後に題すとして、次の五絶を遺して居る。

殺レ身雪ニ國辱一。　元是愛ニ君情一。
此意無レ人レ識。　漫呼私憤名。

江戸藩邸脱出に就いては、又彼等にも遺書がある。其遺書を、藩邸に殘つた同志の新居等が、故らに日を後にして、重役へ呈出した。之が軈て朝廷へ知れて、朝廷から、此脫藩士歸國後の行動を嚴に取締るやう令達がある。

六　騒動の第一犠牲者

太政官の命に依り、上京する處の知事と、稲田九郎兵衛とは、右脱藩の猛者連と行違ひに、五月十四日東京に着き、之と反對に、彼等は、十二日徳島に着いた。着くと共に、中央の情況を諸隊士に報告し此機を逸せず、斬姦決行すべしと云ふ事になつた。其處で銃十二番隊長、同四番隊長等は、全藩殘らずを集めて、いよ〱此決行と云ふ事になつた。命令は、秘密から秘密に、今夜々營實習をするから、福島操練所に集れ』といつて召集した。つまり此處から、七八里美馬郡猿尻と云ふ處に居る、稲田の家來達を襲はんとしたのだ。其れが、早くも藩廳へ聞えた。參事等は、素破大椿事出來せりとばかり、操練所へ急行して、百方說諭を試みつゝ、互にいひ爭つてるうちに、十二日の夜が明けてしまつた。翌十三日は、又々一同を藩廳へ呼び出して說諭したが、隊長不在の爲、此日にも午後になつた。すると過激なる南堅夫なる者、窃に銃士四番隊の三小隊長と協議して『隊長の來るのを待つては際限がない……小隊丈でゆかう』と、急に北方へ進軍した。藩廳も、豫じめ此事あるを知つてか、其進路を權大參事の蜂須賀協が扼して諭したが、表面隨ふ如き氣色を示し解散しても、亦集合しては一つになり、間道を鮎河原へ進出した。其處へ又廳の役人が追ひついて爭止すると。隊長が來らねば、一存では進軍を止めぬと云ふ。依て隊長を又連れ來る、其又隊長を一同が擁して、共々に進軍を續行する約二里下浦村に達した藩廳は事態容易ならずとして、監察下條勘兵衛、辨事牛田九郎を馬に鞭つて追諭させた。かくて尙彼等の志は變らない。哀れなる哉、二人は復命の出來ぬを耻ぢて、附近の村寺に入りて割腹して果てた。即ち

稻田騷動の第一犧牲者になつた。其んな事の混雜で、一行は進む事も、退く事も出來ぬ狀態である處へ、十三日東京から歸つた蜂須賀、井上、星合の三權大參事が、下浦村へ出張の上「朝廷の御趣意は之れ〳〵であるから、お前達が逸つた事をすると、蜂須賀家が潰れてしまうぞ」と說諭した。此一言には一同服せざるを得なかつた。かくて十四日德島へ引揚げたのであるが、一方又廳の役人中には、稻田を討つ考への人々──牧氏從事根本熊次郎等は、窃に沿道の郡村に糧食を命じて、阿波郡の一隊と又合して、稻田の家來の居る猿尻へ進擊した時は、已に彼等の遁走せし後であつた。

一方淡路の須本へ歸つた脫藩の猛者平瀨、多田、大村等は、水利方奉行桑村速之助の家に潛伏して、諸隊長と連絡を取り、十三日の昧爽を期して、宇山の九郎兵衞邸を襲はんとした。かくて十二日文武館に集つたものは、八百餘人に達した。かくと聞いて、藩廳の役人が喫驚し、諸隊長を說きて、隊に解散を命ずるやう諭したが、却々其んな干涉位では應じない。其處で廳では、最後の手段として、各隊長を廳に召喚したまゝ、廳門を鎖して返さぬ。一方には人を平瀨等三人の許へやつて說諭中、夜が明けてしまつた。其處へ、連絡の爲、前日德島へやつた江本甚太郎が歸來して、門外から「德島ではもう約の如く事を擧げとるのに、お前達はなぜ遲々としてゐる」と怒鳴つたから耐らない『それッ押寄せろ』と、皆呼譟して進出した。如何に役人が止めても、抑へても聽かばこそ、遮二無二九郎兵衞邸を攻めて、無殘にも、罪なき女、小供などを殺した。即ち自殺二人、即死十五人、內女二人、重傷七人、淺創十三人、內女六人、捕虜六人、そして火を其邸に放つて燒いた。其飛火が更に他の十二戶を燒いて、忽ちにして阿鼻叫喚の天地を現出した。

丁度稲田邸は、主人及、主人の姦謀を助長せる重役等が、皆上京後の留守中だから、此難に遭つたものは、つまり其等の家族であつた。依て須本の監察林十郎三郎と云ふ者から、急を東京へ報じ、徳島からは、辨事先山弓弦と云ふ者が來て知事の命を傳へ、諸隊長を詰責し、さうして初めて隊は解散した。即ち須本五月十三日の變が之である。

七　變後の處分

徳島で、來襲の報を聞くと共に、其居村を逃げ出したものは、皆越境して讃岐に遁れた。其人員士分百六十七人、卒百七十五人、此うちの柏尾直之助なる者が、一同を代表して、高松藩を通じて、京都の彈正臺へ哀訴する處の添翰を乞ふたが、其れは體よく跳ねつけられてしまつた。

此又騒動以前に、大阪の兵學寮内へ、佛式練兵修業の爲に出てゐた蜂須賀彦六等三十人は、十四日に至つて此事變を知り、乘船して淡路にゆき、九郎兵衛邸に至つて、家來の細野隼之進に逢ふべく、入門を拒んだ門番を縛つて、隼之進の自宅を襲つた等の事がある。そして事を擧げる爲に、東京から脱歸せる徳島の三名と、淡路の五名とは、皆徳島へ集めて、一々藩士の家に拘留し、他方東京に於ける新居與一助、小倉富三郎などゝ、皆藩邸に禁錮された。其れから、又事に關係ある諸隊長は、免職の上謹愼、淡路志筑組の農兵司令猪子立右衛門の如きは、責任を感じて屠腹してしまつた。

結局刑部省から、徳島藩へ沙汰があり、新居與一助、小倉富三郎は、主謀者の名を以て斬罪、平瀬伊右衛門、大村純安、多田禎吾、南堅夫、小川錦司、三木壽三郎等の脱歸組も同斷、藤岡次郎太夫も同斷

瀧田太郎は終身流刑、海部閑六も流刑と云ふを初めとして、百數十名の者が、其れ〳〵所刑されて、此騷動の跫りはついた。

さうして、稻田九郎兵衛及元家來へ、北海道移住の命令が下つた。處が九郎兵衛は、いつ迄も、兵庫縣貴族として居りたいと、之を民部省へ歎願したが、許可されぬ。而かも其家來の多くは、依然德島に居つたから、又何か一悶顋擡りはせぬかと思つて居ると、果然三年十月二十七日、稻田の舊臣三百餘人が、美馬郡三谷村の山中で、大小銃を放つ事があつた。附近の村民は色を失つて、之を直に、西民政府所へ訴へ出でた。役人が出張して取調べみると、鹿を狩る爲であるとの答辯で、その後何事もない。しかし、不平の餘りの示威運動であつた事はいふ迄もない。

かく稻田家及家來の一部は、明治五年から十年間、北海道へ移住する事になり、四年四月から日高國靜内郡へ移住したが、火災の爲に頓挫したり、續いて出發せんとせし三百三十四人の舊臣の乘つた船が、紀州灘で沈沒して八十三人も死すると云ふやうな慘事があり、又稻田家其れ自身にも、兄弟相軋るやうな事實が後に生じた、けれど、其兄の邦植は後に男爵になり、阿波の舊采地猪尻村に住むだが、其生計は餘り裕かならぬと云ふ事である。之に反して、殉難の士の全部は、生存者と、死者とに論なく、明治六年に至つて、それ〳〵恩典に浴し、二十二年の憲法發布式には、國事犯的罪名が消えた。現に須本には「庚午志士之碑」と云ふものが其年に建設されて、之に舊本藩主蜂須賀茂韶侯の題字が掲げてある。

（終）　大正十二年五月三十日稿

越後騒動

花見朔巳

一

越後騒動といふのは、越後高田城主松平光長――俗に越後樣又は越後中將樣の時代に起つた一種のお家騒動をいふのである。固より一藩の內訌、權勢の爭奪に過ぎないものではあるが、その家柄が越前家秀康の分れで、光長の曾祖父は誰あらう德川家康であり、祖父は卽ち秀康であるといふ歷とした御家門で、尾紀水の三家についで四家の內に居り、提封二十六萬石（實收三十六萬石と稱す）北越の盟主として三位中將の榮官榮位を保つて居た關係から、その騒動は實に天下の視聽をあつめて容易に決せず、遂に將軍綱吉の直裁によつて纔に落着したのである。

お家騒動には、通則として奸臣（?）妻妾等の關係から繼嗣問題が伴ふを常とする。系圖調べは一般讀者諸君の決して喜ぶ所ではあるまいが、さりとて右黨左黨と分れて、或は陰に或は陽に、出沒變幻の妙を極めて縱橫に活躍する無數の人物を擧げて、その色彩を判明ならしむるには、嗣繼問題にまつはる身元調査を明にせなければ、讀者の記憶は甚だ模糊たるものとなるであらう。

右の系圖に現れる如く、光長の妹の龜子は後に寧子と改めて高松宮好仁親王の御息所となり、鶴子は九條道房の室となり、異母弟長頼並に長良は曾祖母の家をついで永見と稱し、異母妹おかんの方は越後家第一の家老小栗五郎左衛門正高の子美作守正矩の室となつたのである。

そも／＼光長が高田城主となつた時は、年齢僅に十歳の幼年で、固より江戸にあつて國政を見なかつたこと約十年、寛永十一年初めて母に從つて高田に入部したが、在城甚だ稀に、多くは江戸にあつて且つその才幹器量の人に過ぐるものあつたわけでないから、在封前後約六十年の間、國政は多く之を國老に委して餘り顧なかつた。初めは母の高田姫將軍秀忠の女として權勢を振ひ、老臣の筆頭小栗五郎左衛

門正高(一萬七千石)並に糸魚川城代荻田主馬、(一萬四千石)隼人の父子が光長の前期約四十年の間その局に當つて、幸に賢を薦め能を擧げて、藩治平かなるを待た。而してその後期約十八年の間は實に正高の子美作守正矩、隼人の子主馬、片山主水(八千三百石)等主として權を執り、遂に小栗美作の奸惡主家を奪はんとするに至つて大變勃發し、遂に將軍家の懿親を以てしても猶且つ改易の重罪を免ぬることが出來なかつたのである」と稱せられるのである。さりながら元來お家騷動なるものゝ眞相は、容易に之を明にするを得るものでない。世評に所謂奸惡の巨魁と目せられるものも、今日よりして之を見るに、漠としてその證蹟を捕捉するに由なきもののみである。原被兩派の提出せる一件書類といふやうなものも、固より自家の好都合を述べて居るし、判決文といふ樣なものも、彼の所謂主文のみ存して、その理由は多く之を見るを得ぬのを通例とするから、――假にそれが存して居ても餘り確かなものはないやうである――烏の雌雄は遂に之を知ることが出來ないのを普通とする。

二

さりながら、とにも角にも事件は如何に開展するであらうか。

畢竟は延寶二年光長の嫡子下野守綱賢病んで歿し、こゝに相續問題が起つたのに起因して居る。それでその候補者としては、異母弟に永見大藏長良があり、大藏の兄長頼の遺子萬德丸もあつたが、また一方美作の子掃部(後の大六)を推すものもあつた。然るに重臣熟議の結果、大藏は齡五十を過ぎて前途短かく萬德丸は十五歲にて前途春秋に富むといふので萬德丸を推すことになり、幕府の許可を得て翌年十

一月首服を加へ、將軍家綱の偏諱を賜り、三河守綱國と稱したのである。然るに小栗美作は、その妻おかんの方が光長の異母妹で、その生める掃部は藩主光長の甥に當るを奇貨措くべしとなし、主君の養嗣子綱國（即ち萬德丸）を亂心と稱して之を排し、光長の妾と結托して光長を隱居せしめ、掃部を養子と爲して他日越後家を横領しやうとして、所謂逆意方と稱する一味となり、百方劃策到らざるなしの有樣であつた。されば自ら之に對する一派を生じて、所謂お爲方と稱する正義派となり、兩派相亂れて遂に一藩の大騷動となつたのである。

三

今普通に信ぜられて居る處に從ふと、大略次のやうなものである。

美作は元來奸曲の小人で、父五郎左衛門正高の卒去後百ケ日もたゝぬのに悉く父の仕置を改め、父正高以來國老の筆頭として國政を左右して居たのを奇貨とし、先づ與黨を作る必要上、御用人たる安藤太郎左衛門、岡島圖書、林內藏助の三人に五百石の加增を爲して一味に引入れ、且つ小納戸役として藩主光長の近習たる安藤治左衛門といふ辯舌小才に長ずる者を、四十石取の小身からだん〳〵千五百石の年寄となし、斯くて一方これと心よからざる輩を斥けて、先づその基礎の强固を計り、戸田內膳といふ光長寵愛の小姓に對しても、豫めこれに親善を盡して置かねば萬事に不都合だとあつて、その節家中簡略筋と稱して一統に儉約令を布きつゝあつたに拘らず、美作は內膳の爲に普請結構な邸を作つてやつたのみならず、三百石の知行に金子百兩づゝの宛行であつたので、口さがなき者共の噂にも、內膳の雪隱の

踏板、きんかくしなどは大方吾々の馬の飼料から出來てゐるのであらうとまで云はれた位であつた。されば内膳も美作のこの心づくしに感激して、或時熊野牛王の誓紙に血判を押し、光長の取沙汰は巨細となく一々書留めて通知することも誓つたとさへ傳へられるに至つた。これで家中の羽翼も大略出來たし、又奥向きの方も心配はなくなつたが、斯る大望は當時の事情として藩内の意向のみで出來るものでなく、特には將軍家の懿親たる越後家であつて見れば、幕府當局の手入れも必ず怠つてはならぬとあつて、時の大老酒井雅樂頭忠清の買收にかゝつた。然るに忠清は當時尤も權勢を振ひつゝあつたのみならず、賄賂請託を納れるといふので有名な人であつたから、この方面の手入も事なく濟んだ。特に忠清の出頭人として何事も自由になつたといふ勅使河原三左衛門に對しては、同じ美作の一味たる江戸聞番の高梨加兵衛といふ者をして、勝手元の不如意を救ふといふ意味で金銀を惜まず送つてその歡心を買ひ、斯くて三左衛門の手から雅樂頭忠清によきやうに取なして貰つた。こゝで四方の手筈は事故なく運んで、圓滿解決の下地はほゞ出來上つたも同樣である。

四

そこで計劃はいよ／＼露骨になつて來た。例の藩主光長の近習として美作の一味となつた安藤治左衛門は、こゝぞとばかり忠勤を擢んずる積りで、延寶六年の暮美作の子掃部を越後家の家門並に取立て、先づ家中一統の崇敬を集めしめなければならずと爲し、美作と計つて光長の上々機嫌の折を見はからひ、甘言を以て此の評議を進めた。光長も掃部は美作の悴とはいひ條、歴然たる甥であるから、之を家門並

に取立てることに異存はない、宜きに計らへとの一言に美事定つて目出度く御家門並になり濟ました、そこで美作の門前さながら市を爲すの有樣であつたが、更に治左衛門は一計を案じて、美作の權勢を一層根づよく家中に殖ゑる爲めに、掃部の家門に取立てられたるについては、家中一統のお目見得を命ずるといふことになつて、いやが上にも崇敬を拂はしめることにした。斯くて小栗家に對して、阿附追從の輩相率ゐて金銀財寶珍貴の類までも持運んで、立身の方便と爲すもの日に多くなるを見濟ました美作は、例の安藤治左衛門と謀つて、一日ゐなか、野村といふ二人の上臈を招請して、言葉巧みに光長の數年を出でずして隱居の身分となるべく、それについても上臈等老後の身の堅めをなすの必要もあるべく、それについては、幸ひ小栗掃部が光長の甥なるを以て、掃部を光長隱居後の養子となし、上臈等は養母の身として安全なる晩年を送ることとの有利なるを說き、且つ又光長には既に養嗣子三河守綱國のあるありと雖も、萬一の場合他に今一人を繼嗣の候補者と定め置くことの安全なるを說き、翌七年正月五日治左衛門の謀ひとして、掃部の邸に光長のお成りを仰ぎ、酒宴半ばにして上臈の愁訴宜しくあつて、光長は掃部をその隱居後の養子となすことを諾したのである。

小栗家のこの上々吉の大喜びは忽ち四方に隱れなき噂の種子となつた。而もそれと同時に三河守綱國毒殺の計劃あることをも傳へられたので、老臣荻田主馬、岡島將監、本多七左衛門等の面々は後日の企心許なしとて、永見大藏等と議して、大藏、主馬等、光長に謁し近頃國政宜しきを得ず、剩へ登用の人物何れも小人のみにして、秕政百出の狀を歎じ、美作に隱居を命ぜられんことを請うてその許可を得た。こゝに於て大藏及び主馬は美作の弟兵庫及び十藏の兩人を招ぎ、兄美作をして隱居せしむることに力を

盡さしめ、且所謂お爲方と稱する大藏、主馬の一味與黨八百五十人の連判狀を示して嚴談する所あつた。

五

この案外の形勢に立到つた美作は一計を案じ、陽に家中立退きの計をめぐらし、先づその手始めとして城中の金藏に預けおきたる千兩の金を取かへし、家來共には切米を渡して豫め立退きの準備をなさしめたから、これ亦家中の評判となり、或は兵を出して諸方の口々を守るもあり、お爲方として奔走するもの、逆意方に走るもの、右往左往の有樣であつたが、美作は形勢の己れに非なるを察し、願ひ出で、隱居となり、又光長も正月十七日家康の命日を以て掃部養子の儀は斷じて無實の事なりと誓言して、幸に一時は事なきを得た。時人もこれを喜んで是皆永見大藏の力であるとして、

さりとては心永見の大藏が今年は國のよきかためかな

と大藏の門柱に張つた落首もあつた。蓋し大藏は片目であつたからである。この騷擾中にあつて小栗が陽に退去の意を示して何等策の施すなく、相手の騷ぐに委してあつたことは、さすがに老猾の致すところで、後日これが相手のお爲方をして、徒に黨を組み事を起したといふ罪に陷らしむるものとなつたのである。斯く高田に於て兩黨相爭ふや、江戶屋敷に於ても二黨分立して相扞格し、都鄙相應じて喧騷やむ暇がなかつた處から、遂に幕府の知るところとなり、事態漸く容易ならざらんとしたので、光長は外山外記、渡部九十郞の兩使を派遣して騷動の委曲を其筋に注進せしめた。是に於て、時の大老酒井雅樂頭忠淸は大目付渡邊大和守綱貞をして吟味せしめ、越後家親戚の松平大和守直矩、同上總介近榮と熟議

の上、書を與へて兩黨を諭解せしめた。仍て兩使は覺書を携へて歸國し、小栗邸に於て一同に之を讀み聞かせて、一先づ無事に落着したのであつた。

六

然るにこゝまで進んだ兩黨の騷擾は、こんな微温的妥協的な處置で決して治まるものではない。果してお爲方の小野里庄助等は流言を放つて、さきに渡部九十郎等の齎らした覺書は、實は美作の僞作に係るもので、その書は蝦原孫助の手に成つたものであるといふことを言ひ觸らしたから、一旦治まりかけた人心再び不安を來して、家中もまた騷ぎ立ち、耳口相接して遂に同年四月十八日からまた〳〵騷動を重ぬるに至つた。光長も依つてそれ〴〵命を下して鎭撫せんとしたが、人心服せず、加ふるに九十郎等の永見大藏に密告教唆するところあつたので、兩黨の反目はいやが上にも甚だしくなつた。此際光長はこの騷擾を後にして、荻田主馬及び片山外記等を隨へて江戸に參覲したから、高田の喧騷は日に益々激烈になつた。是に於て光長は永見大藏(即ち長良)と九十郎とに出府を命じ、それ〴〵詮議せられる所あつたが、兩人江戸に着するや、九十郎の獻策で直に越前家の上屋敷に入り、一味の徒黨を集めて密議を凝らした。この密議のことが幕閣の知るところとなるや、大藏等在府中堅く出入を禁せられ、十月十九日大藏外四人を幕府の評定所に召して、詮議の結果大目付彥坂壹岐守重紹を以て、雜説を流布し、家中の人心を惑はした罪によつて上裁を以て大藏は毛利大膳大夫廣綱(長門萩城主)に、主馬は松平出羽守綱近(出雲松江城主)に、外記は伊達遠江守(伊豫宇和島城主)に、中根長左衛門は松平越前守綱昌(越前福井

城主)に、九十郎は松平大和守直矩(播磨姫路城主)に預けられ、同年十二月に至つてお爲方の岡島將監、同圖書。同杢太夫及び小野里庄助等は追放に處せられ、逆意方の頭目とにらまれた小栗美作は隱居となつて一と先づこの大事件も落着したのであつた。

この判決に據つて見れば所謂お爲方の大敗で、特に大藏に對しては主馬始め一統の者と誓紙徒黨を結び、若しくは出府の曉遠慮もなく居屋敷へ直樣落ちつき、頭々の者共を度々集めて密議を企てた事、越後守及三河守に對して不屆の至りなればきつと遠島をも仰せつけるべきなれども、特に御用捨の上お預けに處するといふ意味で、主馬に對しては光長在國にも拘らず、その下知を得ずして大藏に一味し、一旦は落着したる後も尙鎭靜をはからず、旁々不屆につき切腹を命ずべき處なれども、代々の忠節に免じお預けに處するといふので、全然お爲方の失敗に歸したわけである。然るに一方逆意方に於ては、翌年二月十五日その頭目たる小栗美作の子の、例の問題の掃部が將軍家綱に謁見を許され、元服して先祖代々の名たる大六と改め、上々吉の首尾であつた。この判決は今日よりして之を見れば、どうも片手落の如きものであつたが、さりながら美作の老猾なる、初め騷動の勃發するに當つてお爲方の黨大擧してその邸を襲ふの風評あつた時、彼は極めて冷靜に落着き拂つて恰も邸内人なきもの丶如くであつた。その城中の預け金を引出して逃亡の意を示し、而してお爲方が之に處する運動は、その結果から見てお爲方が好んで事を起したやうに見えたからであるのみならず、美作の仕事には、何等の確たる證蹟がなかつた。これ一はお爲方の敗を招いだ理由であらう。

七

さりながら玆に一の注意を要すべきは、大老酒井雅樂頭忠清の人物である。彼は當時非常なる權勢を有して、下馬將軍の名さへある程であつたが、將軍家綱の病むや、天下の萬機皆その決に俟ち、諸大名皆その下風に趨りてその一顧を得んことに汲々として、唯その及ばざらんことを懼れて居た有樣で、隨分非難のあつた人である。さればお爲方に於ては、この判決がもと〳〵美作等逆意方の贈賄の結果、大老忠清はこの依怙贔負の沙汰を以て、斯くは片手落の裁判をしたものと思惟し、諸說紛々として底止する所を知らず、天下の話頭悉くこの越後騷動に集り、やゝもすれば不穩の擧動に及ばんとしたから、隣境の諸侯之を危ぶみ、密に使を派してその動靜を窺ふことを怠らなかつた。然るに玆にお爲方に取つて、偶然にも積憤をはらすべき千載の一遇が際會した。それは外でもない、將軍德川家綱の薨去に伴ふ繼嗣問題、並にその落着と共に下馬將軍の名を恣にして衆人の怨を買うた大老酒井忠清の貶黜である。

恰も延寶八年將軍家綱は病氣になつて、その五月には愈々重態に陷つた。然るに將軍には不幸にして繼嗣がなかつたから、世評によれば、大老酒井忠清は鎌倉幕府の例にならひ、有栖川宮を申下して將軍に仰がうとしたといふことであるが、この有栖川宮家といふのは、光長の妹婿に當らせらるゝ好仁親王の後なる幸仁親王をお指し申すといふことである。この問題の經緯(いきさつ)はこゝに直接の關係がないから略するとして、親王家を申し下して將軍に擁立するといふ忠清の計劃は、水戶の光圀及び老中堀田正俊の綱吉擁立說に見事に一蹴せられて、忠清の說は遂に行はれなかつた。而して忠清の排斥されて堀田正俊の

時めく世となるや、忠清の施政は悉く破壞されたので、豫々忠清の裁判その宜しきを得ざりしことを含んで居たお爲方の乘ずべき機會は、正にこの時にありとなし、新將軍綱吉の寵臣堀田正俊について回旋運動を試み、見事に奏功してお爲方は日に日に有利の形勢となつたのである。新將軍綱吉は猶館林の藩邸に居た際から越後家の騷動を聞き、苦々しく思つて居た際のことゝて、直に正俊の言を納れ、再吟味の大命を發した。大老酒井忠清失脚の一原因も實にこれに關して居ると稱せられるのを見ると、新將軍の意氣を知るべきである。

八

一方逆意方に於ては、已に記せる如く十分の勝利を得て最早安泰ならんと思つて居たのに、事件は更に開展して愈々將軍の直裁となつた。これより先き、岡島壹岐、本多七左衞門の兩人は、お爲方として小栗の敵であつたが、同類の永見大藏、荻田主馬等五人が幕府の裁判でお預けとなつたに拘らず、無事であつたのは甚だ苦痛として居たのみならず、この上裁に不平の面々が相率ゐて暇を願ひ遁世するのを見ると、彼等もまた一日も早く病氣と稱して暇を出願したくなつた。仍て壹岐、七左衞門の兩人は、恰も延寶八年九月藩主光長參覲濟んで高田に歸城した折とて、翌十月を以て暇を出願した處、此兩人は將軍に謁見した身分といふ事で、更に光長から幕府に請うて其裁可を仰ぐ事になつた。こゝに於て不審が再びかゝつて、寧ろ此際小栗美作、岡島壹岐、本多七左衞門の三人に出府を命じ、豫て毛利廣綱以下の大名にお預けとなつて居た、永見大藏等五人の者をも召出して、同時に此大疑獄を斷ずるに如かずとい

ふ將軍の意見で、先づ小栗以下の三人に出府を命じ、三人は十二月に江戶に上り幕府の審理を受けた。

この際豫審調書といふべきものによつて兩方の申分を見ると、小栗美作は、多くは知らず存ぜずの一點張りであるのに、壹岐並に七左衞門はそれ〴〵箇條を立てゝ大に辯ずる所あつた。その大要を云ふと（一）光長近年老衰して國政を美作に委するや、美作驕奢をほしいまゝにして、屋敷を廣めんが爲めに寺院をも移し、從つて家中の輩もこれに倣ひ奢侈に流れて一般に困窮に及んだこと、（二）美作の悴大六（即ち掃部）は光長の養子綱國にお目見もせぬこと、（三）而も大六に對しては家中の謁見を强ひ、驕越を極めたこと。（四）初め騷動の起らんとした時、美作は急隱居を願ひ、その夜に豫て城中に預けてあつた金を無理に引出したこと等を列擧したものであつた。猶又大六を光長の養子となすとの風說についての美作の答は、永見大藏並に美作の妻のおかんは何れも忠直の子であるから、越後守も下野守綱賢も、再々遊びに見えたものであるが、その後大六の母（即ちおかん）死去したによつて、大六をふびんに思ひ、切切城中にも呼ばれたものである、かゝる處から自然大六の養子說も起つたものであらうと巧に辯じた。これに對して岡島壹岐は、大六の兄左衞門といふもの十年前に死去したが、その存命中に大六を綱賢の養子にしやうと運動したことがあつた、併しながらこれは遂に反對もあつて成功しなかつた處から考へれば、美作は必ず大六を光長隱居後の養子にしたいといふ考があつたであらうと陳じておる。

孰れにしてもこの兩方の申分は十分審理すべきもので、特に長い間の騷動でもあるので、大藏、主馬をも呼出して、翌天和元年正月十七日から愈々豫審が始まつた。それで此頃藩士の召喚されて江戶に上るもの踵を接し、審問數次、豫審もほゞ決定したので六月廿一日を以て愈々綱吉自身この疑獄を斷ずる

事になつた。將軍の親裁は蓋しこれが嚆矢といふので、實に天下の耳目を聳えしめたものであつた。

九

將軍の親裁といふことが既に重大事件であるので、城中の警備も物々しかつた。先づ廣書院たる大廣間には綱吉自ら著座して、その後に牧野備後守成貞並に側小姓等控え、下段に三家、甲府宰相、大老、老中等次々に着席し、永見大藏、荻田主馬、小栗美作等各差添付きにて落椽に北面に着席し、總奉行堀田正俊三の間中央に着座し、不審の上意を三人に申渡し、三人の陳言を大目付取次にて承ることになつた。綱吉は先づ大藏に對して、美作がこれまで奢侈であつた有樣を訊問し、美作の之に對する辯解も遂に辭窮して默するに至つた。仍て更に綱吉は主馬に對して、美作奸曲の次第を問ひ、主馬之に答ふる所あり。綱吉更に美作に對して同藩の士八百有餘の怨を買つた理由を問ふや、美作はこれ實に大藏等の嫉妬より起つたもので、曾て自分の一事なりとも光長の許可を得ずして私の計らひを爲したことなしと辯じた。綱吉又大藏及び主馬に對し、汝等何故に平生美作に對して意見を加へなかつたかと詰問するや、兩人は、主人光長の詞すら用ゐぬ美作の、何とて吾等如きの言を容るべきと答へて一と通り訊問を終り、綱吉はこれにて決せりとて、大聲一同に退去を命じ、即日罪を斷じて美作父子には死罪を命ずべきなれども越後家の姻戚の故を以て罪一等を減じて切腹を命じ、美作の弟兵庫及び十藏を伊豆大島に流し、その一門罪の輕重によつて各處斷し、永見大藏、荻田主馬は何れも八丈島に流し、岡島壹岐、本多七左衛門の兩人を三宅島に流し、安藤治左衛門を大島に流し、その他追放、お預け等それぞれ次第があつた。

又藩主光長に對しては、常に政治宜しからずとあつて、同二十六日光長を井伊掃部頭直該の邸に召し、稻葉美濃守正則を上使として、城地を沒收し伊豫松山城主松平隱岐守定直に預け、合力米として一萬俵を賜ふ旨を告げしめ、嗣子綱國は備後福山城主水野美濃守勝種に預けられて、合力米三千俵を賜つた。而して餘波更にひいて、先に此の獄を斷じた幕府の大目付渡邊山城守綱貞の審裁甚だ宜しきを得ずとあつて八丈島に流し、その三人の悴もそれ〴〵お預けの身となつた。以て如何にもとの大老酒井忠淸の裁判の片手落であつたかを見るべきである。斯くて前後三年に亘つた越後の獄も落着したのである。

光長時に六十七歳、松山に謹愼すること七年、貞享四年十月赦されて江戸に歸り、改めて三萬俵を賜り、官位舊に復するを得た。綱國も同時に釋されたが、病の故を以て仕へなかつたので、光長は從弟松平直矩の三男長矩を養つて嗣子となし、十年五月光長隱居し、長矩ついで翌十一年正月美作津山城主十萬石に封せられて、こゝに漸く御家の再興を見るに至つた。實に改易後十七年である。而して光長は此後寶永四年十一月、九十三の長壽を以て波瀾の多かつた晩年を終つたのである。

この越後騷動は赤穗事件と共に、五代將軍綱吉時代の大事件であつた上に、その新將軍としての威力と果斷とを示し、前代の弊政を改革するの絕好機會であつたから、如何に將軍の直裁とはいひながら、その速かなること迅雷耳を掩ふの暇なく、その嚴なること秋霜烈日の如くであつて、眞に綱吉就職後劈頭第一の果斷として、世人をしてその人となりを想見せしめたことであつた。

私はこゝにこの粗雜な稿を終るに臨みて、松平忠輝（家康の六男）といひ、光長といひ、何れも幕府の懿親を以て高田に城主となつたものが、その終りを全うしなかつたことを附記して置きたい。

柳澤騒動

栗田元次

一

柳澤騒動は數多い江戸時代の御家騒動中でも最典型的であり、最規模も大きく、最變化に富んだ面白い物語で、御家騒動中の王者に位すべきものであらう。

世界は方に花の盛りの元祿時代。幕府の權力は全く確立して太平の氣は國中隅々に迄滿ち溢れ、都會の繁昌、武士の開化、町人の發達。天才の輩出、何れ劣らず、美を競ひ妍を爭ふ。百花燎亂の黄金樂土。時の將軍綱吉は儒を好み、佛を崇め氣力旺盛賞罰嚴明、諸大名をして仰ぎ視る能はざらしめたが、侍妾數知れざるに不幸にして嗣子がない。佞奸邪智の才物柳澤吉保は、この間にあつて百方阿諛便佞を事として將軍に取入り。美女を獻じ淫酒に耽らしめて暗君に仕上げ。小姓上りの身を以て、松平の姓を賜はり、甲斐十五萬石を領し、四位の少將大老格になりすまし、權勢飛ぶ鳥を落すに至つた。然るに彼はこれに甘んぜず。艶妻おさめの方を將軍に提供して、その所生吉里を落胤と稱し、これを養君として徳川氏の天下を奪はんとした。このため西の丸家宣の咒詛が失敗に終るや、吉里を家宣の養君とせんとして將軍の同意を得、甲斐駿河兩國百萬國に封ぜられる御墨附まで戴き、譜代大名の反對に備ふるため、軍

用金を集め、一味の大名を糾合したが、愈發表と定つた鏡開の前夜、この事を知つた御臺所は將軍を刺し殺し、自らも亦刄に伏して死んだゝめ、多年の宿望も土俵際で蹉跌して萬事休することになる。

この間に奢美を盡した北の丸御殿の造營や、莊麗を極めた根本中堂、護持院の建立や、前例のない惡貨の鑄造も皆彼が私利を營む手段として用ゐられ、古今無類の虐政であつた生類憐愍も、幾多の奇拔な挿話を造り出すと共に、吉保が德川氏の人心を失はしめ、後自らこれを履して、人心を收攬する方便とせられた。氏なくて位人臣を極め、將軍の厚き孝養を受けた桂昌院尼公、攝政家の出で淸香白梅の如き御臺所鷹司氏、痩浪人の子に生れながら艶容を以て將軍の寵を恣にしたお鷹。見相法力を以て將軍母子の信仰を一身に集めた護持院大僧正、治水に關して薩藩と堂々爭つた才物河村瑞軒・驕奢を極めて闕所になつた淀屋辰五郎、剛直天下の重に任ずる井伊掃部頭、沈勇權臣を手及した水戸光圀等。善惡美醜色とりどりに物語の經緯に織込まれて居る。

かくの如き時代を背景とし、かくの如く波瀾重疊であり、しかも目指す所は一國一城の主と違ひ天下の將軍職である。「護國女太平記」が興味を以て迎へられたのも決して偶然ではない。猶これに前後して「日光邯鄲枕」あり、「三王外記」あり、「元正間記」あり、「元寶草紙」あり、その他雜著に隨筆に廣く喧傳せられて、何所迄が史實か、何所迄が稗史小說か、混淆して容易に分つべからざる有樣となつて終つたのである。

二

御家騷動としての柳澤事件の根本は柳澤吉保の天下取りの大野心であり、その方法としては吉里が將軍の落胤であるといふことを中心として居る。

柳澤吉保が德川氏の天下を奪はんとした原因として、「日光邯鄲枕」は武田信玄の亡魂が、德川氏に恨を晴さんため、假に柳澤の家に生れ來て彌太郎と號したと記して居るが、これは柳澤が武田の支流であり、後吉保が甲斐に封ぜられたためで、固より正否を論ずる迄もない。今吉保にかゝる大野心があつたか否かを見るには、先づ彼の人物を究め、時勢を考へなければならぬ。

吉保の人物に就いては、既に先年本誌上で稍詳に論じた所であるが、(第二卷第五號拙稿柳澤吉保論)決して俗書に傳へる樣な佞奸貪婪な野心家ではない。彼は聰明で、將軍の意を察して事を辨ずるに長じて居たが、輕佻な才子肌ではなく、溫厚沈着で、言葉寡く、氣品に富み威容備つた、元祿時代に最も適はしい立派な武士であつた。「翁草遺稿」に「吉保は生來訥辯にて常に言葉寡く、外面を飾らず、阿諛を容れず、自ら威ありて近づくべからざるものゝ如し」と言へるもの、彼の性格の一面を寫し傳へたものと信ぜられる。

彼が事に臨んで動じない沈着な性質は、大老堀田正俊が殿中で若年寄稻葉正休に刺された時、牧野成貞が佩刀のまゝ將軍の居間に入らうとしたのを遮つて注意したことでも知れるが、これは年少よりの禪の修養が與つて力あることゝ思はれる。彼の修禪は餘程深い域に進んで居たものと見え、彼の側室で吉里等の母である飯塚氏染子の著「故紙錄」(近世佛教集說所收)にも、彼女が彼の誘掖によつて禪を修めた有樣が見られ、彼はこれに左の序を與へた

雲巖老人、曾授汝曰、釋迦彌勒是他奴、且道他是阿誰、而云、異日會得、便是女丈夫、吾今恁麼云、女丈夫、會箇什麼、不會、孤負阿師、會、孤負自己、有人若問是什麼曲、鐵鋸舞三臺、咦、

樂只堂道人戲題　印

この雲巖は小日向龍興寺の三世で、染子の師であり、樂只堂は吉保の號である。又柳澤伯爵家に傳はる彼の畫像は束帶に拂子を持ち、彼自ら「汝是我我非汝、何用分假分眞、腰佩金剛寶劒、掃退野鬼閑神」と題して居る。共に彼の修禪を證して餘あるものである。

彼は學問文藝の嗜も深く、儒學は將軍綱吉の第一の弟子たると共に荻生徂徠、細井廣澤等を招致してこれに學び、毎年御講書初の役を努むる外屢將軍の前に書を講じて居る。彼の漢詩和歌の傳はるものも多いのみならず、彼の周圍を見るに、その子吉里、妻曾雌氏定子、側室飯塚氏染子　田中氏町子（實は正親町大納言の女）等何れも學問歌道に通じて居たことは不思議な程である。就中町子の筆になる「松蔭日記」は吉保一代の榮華を寫して、近世閨秀作家の代表的作品である。

勢力のある所に賄賂の集まるは自然の數で、諸家の贈物の盛であつたことは「松蔭日記」にも徴證があるが、決して彼を貪婪視すべきではない。金銀は人々の生命に次いで尊むものであるに、それを持參して役付を願ふは忠義の致す所であるから、一日政務に疲れても、邸に歸つて澤山の贈物を見れば疲を忘れると言つたと傳へられる（勿論實際言つたのではないだらうが）田沼意次等に比し、わざ〳〵門に人を附けて密に贈物せやうとするものを防いだと言ふ吉保は、自ら貪つたとは言へない。

寶永二年に、彼が平日の登城に城中總下座を行ふこと、在國大名の將軍と共に起居を問ふこと、及び

大名の出府家督相續等の際、幕府への獻上物と共に贈物をすることの三個條を禁ぜられむことを願つたのは、盈滿を憚る抑遜とは言へ、天下を覬ふ野心家のすべきこととは思はれない。殊に彼が正德四年に選んだ「憲廟實錄」の末に、綱吉の盛德を擧げ、生類憐愍の弊害を己等の奉行の宜を得ざりし罪とし「伏惟みれば、吉保、不肖にして大恩を承け、大任を負荷し、夙夜黽勉すれども、盛德を承布さて上下壅塞なからしむる事不能、舊弊あらたまらざるに新弊又生じ、三十年の治化天下を堯舜の時の如くになし給はんと思召せし初政の盛意に酬ひ給はざりしは、今誰か其咎を負はん。君有て臣なしと言へる古人の嘆、誠に異城同談なり」と言へるは、彼の殊勝な心持の自然に發露せるを見るべきである。

これを要するに彼は聰明伶俐であると共に、信仰も深く、學問もあり、趣味にも富み、威容も備つた典型的の元祿武士であり、將軍に對しては深くその恩遇に感じ、一向に忠實ならむことに努めたのである。彼の忠實に將軍の意を奉じたことは、阿諛迎合の奸物とせられる所以であり、事實綱吉の逼執性を助長する禍因ともなつたが、彼の地位勢力が全く將軍の眷顧の賜物であつて、他に何等の背景も後援もないこと、將軍が極めて嚴格で濫賞苛察の人であることを考ふれば、己むを得なかつたと言はねばならぬ。然し將軍の意を奉ずるに努めたことも必ずしも迎合とは言ひ難く、佛教や學問でも知らるゝ如く、却て將軍と趣味好尙を一致して居た點が多かつたので、これが彼の重用せられた最主なる原因とも考へられるのである。ともあれ將軍を壓倒して、十分自己の經綸を天下を行ふ程の覇氣は彼に認めることが出來ない。これは政治家としての彼の器局を少ならしめ、虎の威を借る狐に終らしめた缺點でもあると共に、一面に於ては明に彼に天下を覬ふ樣な大野心の存じなかつた確證と言ふべきである。

三

更に時勢の上から見ても彼の野心は可能性を有しないと言はねばならぬ。勿論關ヶ原役で德川氏の覇權が定まつた後も、これに抗敵し、これを壓倒せむとしたものゝ屢起つたのは事實である。關ヶ原役後十五年の大阪役、同じく約四十年の島原の亂、及び同じく約五十年の慶安承應の由井、戶次の陰謀の如きその著しいものである。これに於ても大阪役よりは島原の亂、島原の亂よりは慶安承應の陰謀と、後になる程その規模の著しく縮少して行つた所に、幕府の威力の振張が歷然と現はれて居り、この以後武力的反抗の全く跡を絕つたことは幕府の權力の確立を明證して居るものである。

柳澤事件即寶永六年は、關ヶ原役後百九年、元和偃武以後九十四年、島原の亂後七十一年で、慶安承應の變後でも五十七年を經過して居る。浪人の騷動も老人の昔話と化し、切支丹伴天連は見ぬ世の怪奇な語草として殘つて居るに過ぎない。嘗てはその野心を恐れて鎖國令を出した遠西人も、今や年々幕府に參賀して殿中に嬉戲を演じ、太平を壽ぐ一具となり、「甲比丹をつくばわせけり君が春」（芭蕉）と謳はれて居る。況して國內に於ては四民の階級嚴然と行はれ、三百諸侯も嚴重な家格が固定し、幕府の命は理非によらず遵奉せられるばかりか、下へ行く程嚴重に勵行せらるゝ有樣であつた。將軍の方では「さまでの嚴令なるべき事に非りし」（慶廟實錄）生類憐愍の令が、「末々に至りては頗御心の外」（同上）に迄勵行せられて人民を苦しめたのもこのためであつた。

かくの如き德川氏の威力の極盛時代に、柳澤吉保が如何に勢力があつたとて、幕府乘取の成功を夢想

する如きは餘りに蓋然性に乏しいと言はなければならぬ。況んや彼の勢力そのものが將軍の殊寵によるに於てをや。假に將軍を瞞着し得たりとするも、大名旗本が彼に從ふことは到底想像し得べくもない。「護國女太平記」には譜代大名の反對に對抗するため、僅の一族を催して兵備を整へることを記して居るが、これは全く兒戯に過ぎない。

柳澤騷動について想起せられるのは下馬將軍酒井忠清の宮將軍說である。忠清の子忠擧は吉保に親しみ、その女は吉里の妻となつたが、これ忠清が宮將軍說のため失脚した後の不遇を恢復せむためであつた。宮將軍說とは家綱の嗣子なして薨じた際、時の大老忠清が皇族を東下を請うて將軍に仰がんとしたことである。これは彼の眞意が明でないが、當時大奧に姙娠中の女があつたから、それが後に男子を分娩した時、これを立てゝ將軍を廢するに便なためとも、又は鎌倉幕府に倣つて、將軍を虛位に置き、自ら北條氏の如き權力を占めむためとも言はれて居る。若し假に後者が眞とすれば、事實上德川氏の天下を窺覦したことになる。酒井氏は德川氏と祖先を同じくし、代々政治の局に當たり、一族も廣く蔓延して居るから、勢力も根抵が深く、幾分の可能性を有すること柳澤如きと同日の談でない。然るに老中堀田正俊の館林綱吉擁立の一「秀言」(護國女太平記)に、一たまりもなく一蹴せられて終つたのである。時はこれより更に三十年を經て幕府の威力は有形にも無形にも一層固まつた際、「近衞基凞公記」によればこれまでの榮達をも僭上の沙汰と評せられて居た程の一代の成上者たる吉保に、かゝる企の可能性を何所に見出し得やう。

四

柳澤吉保の天下取りが、その人物及び時勢の上から信ぜられないとしても、その方便とせられた落胤問題が存する以上、猶暗雲は散じ盡したと言へない。

吉保が己が妻の姿色あるを利用し、これを將軍に提供し、その所生吉里を落胤と稱して養君に直して天下を奪はんとしたといふが落胤説である。俗説では吉保の夫人が吉里の母で名をおさめの方として居るが、吉保の夫人は曾雌氏定子であり、吉里の母は側室の飯塚氏染子である。之は故意に一人とし、名も雨者を併せ取つたものかとも思はれる。定子は五百五十石の武川衆曾雌善左衛門盛定の女で、徂徠に儒學を學び、季吟に和歌の教を受けた賢婦人であつた。彼女は元祿十五年に初めて登城して將軍及び御臺所に拜謁して居るが、既に四十を越した後であり、宰相夫人としての優遇の外、決して他意あるものでない。染子は上總浪人飯塚杢太夫正次の女で詩歌をよくし禪學を修めたことは前に述べた。これが生んだ吉里は將軍が初めて柳澤邸に御成になつた元祿四年には既に五歳で、同腹の弟長暢と共に拜謁して居るのである。將軍の御成はこの後寶永五年まで年々少くも一二回多きは四五回に及び、十八年間に五十八度に達し、これが落胤の俗説の起つた主なる原因であるが、かゝる御成は堂々たる公式のもので、猿樂の催も時にないではないが、主としては將軍、吉保、吉里、及び徂徠・廣澤等の柳澤の家臣が書を講じ、武を演ずるにあつて、陰事の行はれる等とは思考すべくもない。俗説では吉里出生後の出産は、將軍を憚つて他の所出とした、と傳へるが、落胤と稱するためには當然のことであるのに、事實系譜に吉里以後

同腹の出として長暢、安基及一女子を擧げてゐる。（寛政重修諸家譜卷第百六十四）これも落胤説を裏切るものと言ふべきである。且將軍母子が嗣子を得んため、求兒の法を修し、生類憐愍の大脱線まで演じた程であるのに、落胤があるならば、如何して最後まで捨てゝ置かうか。この二點から考へても落胤説の虚妄は明である。かゝる俗説は初から吉保を陰險な野心家と考へ、綱吉を性欲放縱家とし、御成の頻繁であつたのを利用して構成せられたものと思はれる。

序に注意すべきは近年一二の人によつて唱へられた牧野成貞の献妻一件である。この根據といふは四谷全勝寺の本姬様の經藏碑で、その中に「爲ニ股肱之妻一、雖下蒙ニ上君之寵顧一、齒中于公室上、敢以ニ勢位一不レ介ニ其意一謙恭以レ異爲レ常」とあるを、成貞の妻で將軍の妻となつた意味に解するのである。然しこれは明に曲解であつて、上君の寵顧を蒙り、公室に齒するは、股肱の臣たる成貞の妻たるに伴つて生じた優遇で、牧野邸へは將軍の御成のみならず、桂昌院御臺所の來られたことも多く、牧野夫人も屢登城して居るから、その意味に過ぎない。假に成貞の献妻が事實であり、この文がその意味とするならば、夫人の功績を銘する碑文に記さるべき筈がない。

五

柳澤騷動も吉保の（幕府乘取）の野心が否定せられ、吉里の落胤問題が消滅して終へば、他の疑問は刃を迎へて解くべきである。

百萬石の御墨附、御臺所の將軍刺殺の如きも、落胤問題がなくなれば起り樣筈もなく、將軍夫妻相次

いで薨じたのは、當時流行の痲疹のためであり、御臺所の股肱となつたといふ井伊掃部頭は在國中で、江戸に居なかつた筈であるも、この事件の虚構を裏書するものである。

彼が私利を貪り、軍用金に當てんとしたといふ惡貨の鑄造、大規模な土木工事如きは、勿論他の理由に基いて起つたことである。元祿時代の貨幣の改鑄は、近世經濟史上の大問題であつて、何れ他の機會に詳論したいと思つて居るが、要するに幕府の財政恢復策であると共に、金銀座の救濟策であり、金銀錢比價の調定策であつて、且商業の發展や、金銀銅の產額の增減とも關係して居る、決して一二人の野心家の奸策と目すべきものではない。上野の根本中堂、護國寺、護持院を初め諸寺院の建立や、湯島の聖堂の造營は、綱吉の儒佛二教尊崇の具體的表現であつて、根本に於ては文治主義の一部であり、直接の因緣としては、母堂桂昌院の感化の致す所である。寺院僧侶の事が多く桂昌院の口入によることは「憲廟實錄」等にも明證があり、(本誌第三卷第四號・拙稿桂昌院」俗說に護持院僧正といふ綱吉の歸依僧は亮賢と隆光とを合せたものであるが、これも亮賢が桂昌院の信仰を得たため、綱吉の尊信を受け、隆光は亮賢の推選により江戸に下つたのである。吉保も佛教信仰の深かつたことは前に述べたが、綱吉の崇佛の根源は確に母堂桂昌院で、至孝な彼は母の意を奉ずるのに最努めたのである。

㈥生類憐愍の如き、迷信が加はつたのと、彼の偏執性から極端に奔つたのと、下になる程理合的に甚しくなつたのと、賞罰嚴明主義から犯則者の處罰が重かつたため、前後に見ない虐政となつたとはいへ、その初に殺伐不仁な戰國的蠻風を去つて、慈悲仁愛の風を天下一般に行はんとした佛教的文法主義的思想の發現であることは曾て本誌上で詳論した所である。(第一卷第三、四、五號犬公方論)これを以て吉保

が徳川氏の人心を失はしめんとする奸策に出でたとするは誣妄も甚しい。

この序に生類憐愍に關する當時の觸及び判決文の一二の例を擧げて、實況を髣髴する資に供し、犬公方論の補遺としやう。

覺

一、御門近所にて往行之者、あやまちに成共生類損じ候歟疵付候はゞ、人指添宿處へ返レ之、外へ不レ出樣に先へ斷申屆、右之趣御目付衆へ早速可二申達一候、其者之宿處不二相知一候はゞ是又申達、可レ受二差圖一候疵付候生類未生有レ之候はゞ早々御番所へ引取可レ致二養育一事

一、御番所支配之所々、鳥獸痛煩有レ之候はゞ、致二養育一置、御目付衆へ可二申達一事

一、鳶鷹鵜巢掛候はゞ拂可レ申候、若玉子うみ候而玉子かへり候はゞ、御目付衆へ可二申達一候、勿論兼而巢を作り不レ申樣に心を付可レ申候、自分にて難二取拂一所は是又御目付衆へ可二申達一事

一、諸鳥之巢より自然子落候はゞいたはり置、御目付衆へ可二申達一事

一、御門内に諸鳥定候而泊り候所有レ之、ふせぎいたし可レ然場、並前より有レ之ふせぎ惡敷罷成候はゞ、御目付衆まで可二申達一事

一、下乘腰懸柵より北之方土手之上見廻り、煩候歟又は痛有レ之生類或鳥の子など落候て有レ之候はゞ、いたはり置、御目付衆へ可二申達一候、下乘腰掛之後は百人組見廻之場所に候間互に申合、見付候方より早速知せ候樣に可レ仕事

一、腰懸之巢へ鳩出入すくなく成候はゞ、見合ふさがせ可レ申候間、御目付衆へ可二申達一事

一、下馬にて放馬有レ之候節、請取之場所にて無レ之共、御番所より手傳捕候樣に可レ仕事

一、御城内にたゝずみ日暮迄御門外へ不レ出犬有レ之候はゞ、御目付衆へ可ニ申達一候、犬之主知れ候はゞ、返し可レ申候、當分來候所見付候はゞ、少も痛不レ申樣いたし、御門外へ出し可レ申事

一、御堀へ人之儀者不レ及レ申、鳥獸落候を見出し候はゞ、早速取上ケ介抱いたし置、御目付衆へ可ニ申達一候、死候共取上ケ置可ニ申達一候、向之御堀端にて取上ケ候事難レ成は、大手小普請小屋に船有レ之候間早々申遣、船參り次第取上ケ可レ申候、夜中は船相持候人足御番所より可レ遣候、魚の類は死浮候共其儘可差置事

一、御堀へ落候鳥類すくひ網前々えごとく拵置可レ申候。支度無レ之所は外を見合拵可レ申事

右之品々相違候儀有レ之時は御徒目付御番へ可ニ申屆一候以上

(元祿八年)亥十二月

內櫻田御門番中

(日本財政經濟史料所引履担齋遺文)

これでは櫻田門番も城の警衛のためやら、生類の保護のためやら解らない有樣である。次には犬に關する幕府の判決例を擧げやう。

下谷竹町清兵衛店(たな)

肴うり喜兵衛

此者之儀、三月七日の朝、肴をになひ神田旅籠町を通り候處、うしろより犬四五疋とび付肴を喰落候

に付、にげ申候へ共、跡より追かけ前後よりとび付候ゆへ、追ちらし可申と存、棒をふり廻し候へば、犬にあたり、老犬一疋たをれ申候。右之犬少も疵は付不申。右之跡足に棒あたり候と相見へたをれ候に付所の者共藥など給させ、よういく仕、快相見へ候よし申候。遂僉議候處、右之通相違無御座、不得止事。怪我に棒當り申候喜兵衛は先あがり屋へ入置申候

犬を殺捨候もの　　　　　加　賀　守

二月十三日　御書付奉行中へ御渡し候

新材木町喜右衛門店

犬を殺捨候もの　　　　　半　兵　衛

右半兵衛江戸中引廻しはりつけに可被申付候以上

(元祿九年)子二月

(右二通徵古文書所藏東京神田氏所藏文書)

初めに肴屋が肴を取られて、猶追かけられたのを追散らさうとして、誤つて棒が犬に當つただけで入牢となり、後のは犬を殺して捨てたのだから生類憐愍から言へば極重罪に相違ないが、その刑江戸中引廻の上磔は、公事方定書によれば親殺の刑である。重刑苛察の弊の甚しかつたことはこれだけの例で明確である。因に加賀守は老中大久保忠朝である。

六

柳澤騷動は規模の大きく變化に富み、興趣の多いことは確に傳奇小說の雄であらう。然しこれを史實に對照すれば主要なる人物の性格が全く違ひ、物語の大筋をなす重要な事件が殆皆作者の構想から生じたものか、又は全く實際と意義を異にする樣に塗替られて居るから、これによつて世人に史實を誤解せしめた罪も少くない。これは他の御家騷動に於ても同樣な場合が多いが、一大名一地方の事件と違ひ、天下の政權に關して居るだけ、俗說による誤解を一掃する必要は殊に多いと思ふ。本稿執筆の所以亦實に玆に存する。（大正十二、六、四、病中走筆）

鍋島騒動

文學博士　久米邦武

吾邦にて御家騒動と稱すべきものは、古來數多くあつたが、それら騒動の出つて來る處は殆ど皆一途である。即ち同胞數人ある場合に、相續問題について、夫人たる女性のその子女に對する愛情の厚薄によつて爭を生じ、殊に身分高き大家では、妾腹の子女も少なからず、爲に愈々事が紛糾するのである。斯くして若し忠臣出でて之れを救ふにあらざれば、遂に家の滅亡に遇はざるを得ない。これが御家騒動の本質であつて、所謂紋切型である。

御家騒動を劇に仕組んだものは、何れもその筋道は此の紋切型を出でないものであつて、人の興味を惹くやうに樣々の事件が附加えられてはゐるが、結局は虚構の事、架空の談であつて、到底その根據を事實の內に求め得ないのである。其の筈であつて、若し事實が明らかに判るやうに仕組んで演じた場合には、必ずその子孫のものから故障が出る故、劇に仕組むには、なるべく子孫の續いてゐない人の事を題材にするのである。義經、梶原一族、楠公などは此の點にて劇の材料として最も適してゐるから、古來往々劇作者の喰ひ物になつたのである。

劇化されたる御家騒動の數ある中で、鍋島騒動は、一種その趣を異にして居る。即ち何れの御家騒動に於ても忠奸正邪の人物が多數現はれて、御家横領の陰謀が中心となるのであるが、此の鍋島騒動の眼

目となるのは妖猫の怪であつて、これに忠臣の苦心慘憺その他の葛藤が絡らまるのである。然かもその劇的効果即ち舞臺上の興味が觀客の心を著しく惹きつけて、他の御家騷動に比べて。その筋の比較的單純であるに拘はらず、劇でも講談でも頗る世に歡迎されるのである。

前にも言つた如く、劇に於ての御家騷動は何れも架空の筋であつて、此の鍋島妖猫談の如きもやはりそれの一つで素より根據の確かなものを求め得ないが、此の劇を作るについて、作者が着想を得た點を述べると。鍋島家の始祖直茂の時代に盲檢校を壁に塗り込めたといふ浮說が世に傳はつてゐたのを採りこれを白木屋の猫又談といふ世話狂言に取り交せて、脚色したのである。それに龍造寺又七郎の因緣話をも絡らませたのである。因に鍋島家と龍造寺家との關係を說くと次の如くである。

龍造寺家の祖先を尋ぬると、高木季經の二男季家が、源右府より龍造寺村地頭職を安堵せられてより十三世を經て、康家の子家和。宗家を繼ぎ、弟家兼が水ケ江城主となつたが、此の時、肥前守護代を命ぜられ、家和の孫胤榮も亦その職に任ぜられた。然るに家兼の曾孫隆信に至りて、筑紫を管國せる太宰少貳氏を亡して肥前を管領した。此の隆信は宗家を繼いだのであるが、島原にて戰歿、政家相續して三年の後、豊臣秀吉九州下向の時、龍造寺家の所領を定められた。此の時。佐嘉の政家は．隱居して初嗣長法師丸(隆房)相續して、一門たる鍋島直茂に國役の代理を命ぜられ、ここで龍造寺が鍋島になる端を開いたのである。鍋島家は龍造寺家の執權であり、且つ直茂公の母は、家兼の子家純の女であつた。直茂公の子勝茂公に至り、慶長十二年に、龍造寺家の遺領を相續して以來龍造寺家は鍋島家となつたのである。

近頃刊行された「佐賀猫騷の直相」と題する小冊子には、政家と直茂との間の後見の事に關して取交はされた七枚の起請文の事、隆房と直茂公との關係、元和四年直茂公の逝去と隆房の怨念とを結びつけ、龍造寺對鍋島家の暗鬪を說いて、猫騷動の眞相としてゐるが、別に猫とは何の關する處もない。

尙は前に云つた檢校のことも、直茂公時代に佐嘉に檢校といふものが居つたか如何か、三絃の師匠で何々市と名乘ることはあるが、檢校の名は佐嘉にはなかつたであらう。結局、他國の人が自分の土地の風から刻出した作爲に基いたことがわかる。要するに此の鍋島猫騷動は事實の尋ぬべきものは全く無いと言つてよい。

乃で鍋島騷動の劇化された動機は如何といふに、彼の米艦渡來にて上下不安に日を送つて居つた折柄。嘉永六年七月二十二日に家慶將軍が薨去された。喪中五十日間は歌舞鳴物停止であつて、江戶市中は火の消えたやうであつたが程なく喪が除かれ以來、人氣は常に復するに至つた。尙ほ豫て米艦渡來騷ぎで動搖した人心も、一先づ解決がついて大颶風の通過した跡のやうな有樣であつた。此の時に際し、人氣恢復の策として猿若町三座の芝居は、種々の意匠を凝らし、久々振りの興行とて客を呼ぶ手段に腐心するのであつた。處で諸家には多くは御家騷動の事實ありて、劇に仕組むに恰好の材料があつたが、鍋島藩では、世に知られた大藩であつて、芝居の題材としては見逃がせない家柄であるのに、劇として興味を惹くに足るだけの種が無かつた。乃で劇作者は、祖先の直茂公時代に在つて龍造寺家と鍋島家とに關する、前記の如き一の浮說あるを捕え、これに妖猫のことを絡ませて、三代目瀨川如皐が、花嵯峨猫又雙子(或は花野嵯峨猫魔稿と書く)を作り。嘉永六年九月、中村座で上演したのである。猫騷動とて日

新しく大に人氣に適つたと云ふ。

此の劇には高山檢校のこと、嵯峨の方の狂ひなどを仕組み、檢校の幽靈が黑き姿にて現はるゝと共に、雪中に白裝束したる忍者の女の出づる場面もあり。俳優には市川團十郎座頭たる外、其の頃名人の市川小團次に猫股の變化を演じさせ。團三十郎は得意とする高山の母となる等、好評を博すべきものであつた。

處で。從來の芝居には、諸大名家の出來事に擬した作物も多かつたが、鍋島家についてのものはこれが初めであつた。處で。此の事が藩邸に聞えると。擧邸皆憤慨し、此は藩祖を侮辱するものであるとて、鍋島齋[illegible]その他重役の人々も鎭撫に力を盡したが、その効なく、殊に明善堂詰の青年達は切齒扼腕如何なる椿事に及ぶも知れなかつた。當時、鍋島内匠頭が町奉行であつたので差止の方を要求したが、何にせよ、市中の人氣に關する芝居のこととて一藩邸の都合で差止ることは容易でなかつた。併し到底穩かに納りさうもないので、芝居の方でも恐れを懷きて町奉行の差止めも行はれ易くなつて。初日の前日に至り。鍋島家の志波左傳太から穩當なる書面を町奉行所へ送り。町奉行所では。九月二十日、急に中村勘三郎を召喚し。早々狂言の仕組を變へて興行すべき旨申渡されたので。當秋八幡祭といふ外題に變へて、九月二十四日より興行したのである。

斯樣なわけで。徳川時代では此の劇を上演することは出來なくなつたので。これを講談に作りかへて世に流布するに至つた。

前述の如く。此の花蝶嵯峨猫又雙紙は、白木屋の猫又談といふものゝ筋をも取入れてゐるが、その他に、

京傳の槑井筒紅葉打敷や、三馬の松竹梅女水滸傳の筋によつた處もある。

此の脚本の外に、鍋島の猫を扱つたものでは、三代阿竹新七の作で、明治十三年十月書卸し市村座に上場された嵯峨奥妖猫奇談といふのがあつて、龍造寺又七郎の事や小森半左衛門の忠節を仕組んだものである。

因に鍋島騒動の外で猫を使つた劇では、岡崎の猫と有馬の猫とが世に知られてゐる。岡崎猫は、文政十年六月の書卸しで、河原崎座に上演された、鶴屋南北の作である。獨道中五十三次とて、五十三驛の怪談の中に岡崎宿の怪猫を仕組んだものを河竹默阿彌が創作的に改訂增補して五十三驛扇宿附七幕十七場としたのであつて、明治二十何年かに中村座で書下したのであつた。その中、岡崎の宿の古寺で、怪猫が人々を惱ます一條が、特に屢々上演されるのである。有馬猫は、もと講談であつて、お妾に命助けられた猫が主の仇を報ひ、續いて有馬の邸に怪異をなすのを、力士小野川喜三郎の働らきで退治するといふ筋で、その中の御殿で猫の狂ひの場を劇に仕組んで屢々演せられるのであるが、是などは鍋島の猫を模して所謂舞臺でのケレンを見せるに止つて、劇としては仕組も簡單で價値に乏しいものと云はねばならぬ。餘談だが、自分が若かつた折、明治の初年に、今の尾上松助が梅五郎と云つた頃、岡崎の猫で、彼の鼠のやうに弄ばるゝ相手の女になつたのを見たことがあるが、極めて鮮かなものであつた。その後に見た他の役者のは、自分で動いてゐるのであるがあの折の梅五郎のは、全く活力を失つた身體が、ただ妖猫の思ひのまゝその操りに從つて動くのであつた。

さて終りに何故猫を材料に用ひたかと考へると、此の御家騷動を劇に仕組むについて、怪猫に主要な

役を勤めさせるやうにしたのは、作者に何か考があつたのであらうか。動物の怪異談を舞臺に上ぼすといふことは、著しい凄味と共に一種快哉の感を誘ふものであつて、怪力亂神を喜ぶ一般世俗の人氣を博するには恰好の題材である。此の種の劇としては、既に文化三年三月、佐門藤太書下しの玉藻前曦袂あり、又、文政四年七月書下し、鶴屋南北作、玉藻前御園公服の河原崎座に上演せらるゝあつて、彼の金毛九尾と云はるゝ妖狐の談が劇に仕組まれてゐたのであるから、此の怪猫談の作者がそれら妖狐の談を參考にしたことは想像するにかたくはない。

尙ほ鍋島と猫との關係については、鍋島直大公の姉君が嘗て非常に猫を愛育せられ、奥向きに飼つて居られたが、その猫共は甚だ行儀よく、女中の膝に乘つて、手に有つた皿から飯や肴を穩しく食するといふ風で、伺候する家中の人々もいつもその訓育の周到なるを賞して居つた。萬事贅澤に育てられてゐるのであつて、生れた子猫を他の家へ遣はす折は、甚だ叮重なもので、一の篋にはその猫に鰹節を添えて納め、他の一つの篋には食物及び鞠その他の玩具を納め、人間の嫁入りの如き騷ぎで、貰け受けた方でも、鍋島の猫を貰つたとて大評判になり、その家を指して鍋島の猫といふ位に名高くなつたのである。これらの事から思ひついて妖猫の一條を仕組んだのであらうと思はれる。

全體、猫が化けるといふ談は、日本で言ひ初められたことで、支那では猫を狸奴と稱してゐるが、別に妖怪評を作つてゐない。狐の方は支那では、少し氣の利いた、智惠のあるものとされてゐる。もともと狐は極く忘れつぽいもので、人のゐる處から逃げ去る時、少し驅けてはちよつと立止り、又、氣がついて驅け出し、忘れて了つて又佇立して振返つて見る。かやうに反覆するので、狐は疑ひ深く、狡猾だ

と人間に誤認されてゐる。又、狸の方は、非常に臆病で、人に會ふと驚いて卒倒してしまふ、人間は之れを狸の空寢入りだと云つて、狸を人を欺くものだと言ひなしてゐる。猫は、前肢を上げて顏や頭を撫でる癖があつて、この機に、垂れてある手拭などが頭に引掛かる。それを除かうとして手を動かす處が恰度踊るやうに見えるので猫が化けるといふ。かふいふわけで狐狸猫などの化けるのは、皆人間が誤認して言ひ慣はしたことで實際には化けるものではないと信ずる。餘談だが妖猫に因んで一言しておく。

水戸烈公

大森金五郎

一

德川幕府の末路に際しては開港論と鎖國論とが重要問題であつて、之が國論の焦點となつたのである開港論は幕府の當路者及び蘭學者といはれた一部の人士。並に若干の諸侯。藩士などの間に行はれ、之に反して鎖國論は天下一般の輿論の如くになり行き、尊王攘夷の思想と結びついて一大勢力と成り行いたのである。開港論者としては井伊掃部頭直弼がその巨頭と目せられ、鎖國論者としては、水戸烈公齊昭がその頭目として認められ、或は尊王攘夷の本尊とまでも考へられたのである。かゝるいきさつの上から、兩侯の間柄に關しては種々の風說が行はれ、尾鰭をつけてまで吹聽され、或は水戶殿の謀叛などといふやうな說も行はれたやうに聞くが、畢竟するに兩侯の如きはもと大人物であつて、外見とは異なり、政見の異同から公に於ては相爭ひ相論じたけれども。その私情に於ては互に信じ合ひ、許し合うて居たのである。されども井伊直弼が櫻田門外に暗殺の事あるや、當時神經過敏なる一部の人々は、或は水戸老公の意志に出でたのではないかと邪推し、又程なく齊昭が薨去の事あるや。これも亦彥根藩士の復讐に出でたのではないかと取沙汰されたのであるが、實は兩侯の胸底はかく狹隘なるものではなくして、なほ光風霽月たるの餘裕、風情が存したことは、當時の記錄又は親書などによつても窺はれるので

ある。かくあつてこそ一方の棟梁として推重せられる所以であらう。

二

水戸齊昭は幼少のころ敬三郎といひ、のち紀敎と名づけ、また齊昭と改めたのである。寛政十二年三月十二日に江戸小石川に生れ、治紀(武公)の第三子である。

賴房…光圀………(五代略)……治保―治紀―齊脩―齊昭―慶篤

當時水戸藩にても驕奢優柔の風が行はれたのであるが、敬三郎は夙に質素剛健の風を喜び、時流と異なる所があつて、九歲にして鳥銃を習ひ、その後騎射、擊劍、槍法、拔刀、眉尖刀等の諸技に心膽を練り一方また和歌經學等にも身を入れ、文武を兼修したのである。文政十二年に兄中納言齊脩(哀公)が薨じたので、齊昭はゆくりなくも襲封するに至つたのである。時に年三十歲。齊昭はこれから心を藩政に用ひ、種々改革する所があつたのみならず、又弘道館を建てゝ文武を奬勵し、人材養成の基礎を開いた。當時その家臣には戸田銀次郎(後ち忠太夫といふ)藤田東湖(名は虎之助)などの如きがあつて、新政を施し、政績が大に擧つた。而して齊昭は三家の一として名望が高く、且つ其の遣り口が閣老水野忠邦のそれに髣髴たるものがあつたから、忠邦は窃に彼を曳いて己の援助としようとした。かくて天保十四年五月、齊昭は幕府に召されて家慶將軍に謁見があり、饗應の上黃金百枚及び鞍、鐙、太刀を賜はられた。是は年來の治績を賞し、その忠誠を嘉せられたのである。然るに忠邦の改革(所謂天保の改革)が失敗して、同年閏九月免黜の事あるや、幕府はその翌年(弘化元年)五月、齊昭に對して、「齊昭事近年驕慢にして我意に任せ、藩制を改革し、往

々幕府の法制に違ふ事があつて、諸藩の模範たるべき三家の心得に背く」といふ廉で、駒込の藩邸に隠居謹愼を命じ、家督は嫡子鶴千代（後の慶篤）に賜ふといふ事となり、且つ又戸田、藤田等も幽閉せられた。

かく掌を反すが如く、幕府の意嚮の一變したのは如何なる譯かといふに、當時幕府に於ても、又水戸藩に於ても、革新派と保守黨とがあつて、水戸藩では藩中の名門者流は戸田、藤田の如き、小身者が用ひられて權勢を振ふのを喜ばなかつた。殊に齊昭が儒教を尙んで佛教を排斥し、鐵砲を鑄造せんが爲にとて、佛寺を破却し、梵鐘を鑄潰す等の所爲があつたので、保守黨等は是を以て不穩の事柄となし、一方又齊昭を怨んで居た僧徒も之に加はり、遂に水藩に黨爭が勃發したのである。而して幕府に於ても天保の改革は四方怨嗟の的となり、彼の大決心を以て立つた水野忠邦も前記の如く職を免ぜられ、（天保十四年閏九月）保守主義なる土井大炊頭利位を老中の首席となし、加ふるに水藩の同主義者（結城寅壽等その主魁である）之に呼應して行動する所があつたので、遂に斯る結果を見るに至つたのである。そこで齊昭は駒込の邸に於て一意謹愼を表し、その謹みは實に堅固なるものであつた。翌弘化元年十一月始めて謹愼を解かれた。されども水戸は一時因循黨が勢力を得て改革派は屛息したのである。

三

その後嘉永二年九月廿一日に將軍家慶が小石川の水戸邸に臨んで、齊昭の養母峯壽院孝文夫人を訪うた。夫人は將軍の妹で齊脩に嫁したのであるから、その關係によつたのであるが、之は表向きの事で、內實は齊昭を慰藉する爲であつたと見える。この時將軍は齊昭を駒込邸から召して謁せしめ、閑談に時

を移し、且つ其子慶喜を養うた。一橋家を相續せしむる事となつた。之は如何にも異數であるが、按ずるに阿部伊勢守正弘が幕府の要路に立つや、齊昭が親藩中に於ては固より、諸大名中に於ても傑出の大人物であるのを見て、內にあつて斯く劃策したものと見える。

嘉永六年米國水師提督ペリー渡來の事があるや、伊勢守は幕府の評議のみでは滿足せられないで、使を遣はして齊昭の意見をも徵した。當時齊昭は名望が高く、外交の事に關しては卓拔なる意見を持つて居たのであるが、さて幕府から諮詢されて見ると、之といふ妙案もなく「是まで海防の事を憂慮して建白をもしたが、採用されず、今となつては策の施すべきものがない。さて又今直ちに之を擊攘しようとした所が、最後の勝利は覺束ない。併し彼の求むる所は我に不利を强ふるのであるから、一ヶ條たりとも許容すれば後患を計り難い」といふ位に過ぎなかつた。齊昭自身に於てはなほ憂慮に堪へなかつたものと見えて、翌日又伊勢守に書を送つて處分の事につき注意を與へ、且つ若し將軍の命があらば直ちに登城して衆議を聞き、所見をも陳述しようとの事を追逝した。そこで伊勢守は將軍の旨を請ひ、その七日に自ら齊昭の駒込の邸に詣り、諸有司の意見書を示して所見を尋ね、その結果遂にペリーの國書を受取る事になつたのである。

當時齊昭の外交意見は如何であつたかといふに、或は眞の鎖攘家であつて、少しも開國の意見は持つて居なかつたといふ樣に說くものもあり、或は又齊昭の內心は開國意見であつたが、表面には鎖攘を裝ひ、外人をして我の侮るべからざるを知らしめ、以て我に利益の條約を締結せんと欲したのであると說く者もある。後說の方が眞に近い樣ではあるが、之も必然といふ譯ではなく、且つそのかけひきは甚だ

六ケしいのである。然らば一方の阿部伊勢守乃至は幕府の意向は如何であるかといふに、之も斷然たる定見があつたのでは無く、外人の壓迫に對して一時退讓して置き、機會を見て攘夷を決行しようといふ位の兩端主義に過ぎなかつた樣に思はれる。かくて米艦が退去の後、伊勢守は其の腹心なる川路左衛門尉聖謨、筒井肥前守政憲の二人を駒込の水戸邸に遣はし、幕議のある所を開示し、その可否を聞かせたが、齊昭はどこ迄も祖法を守り、交易を許してはならぬとの說を主張し、同意を表しなかつたので、幕議と齊昭の意見とは次第に睽離するばかりて、伊勢守も爲に失望するに至つた。

四

なほ玆に幕府をして憂慮せしめたのは、將軍家慶の大患であつた事である。世子家定は如何といふに元來病羸の身で、斯る難局を處理することは出來ないのである。それゆゑ家慶は將に大漸に及ばんとする時、伊勢守を病床に召し、後事を託し、死後に於ては水戸大納言(齊昭)を登城せしめ、共に事を謀れと命じ、六月二十二日、六十一歲を一期として薨去した。そこで伊勢守は將軍の遺言を奉じ、齊昭を起たしめて幕議に參する事となつた。然るに外交問題は其後愈切迫し來り、堀田正睦が入閣するに及んで、幕議は開港說に傾き、齊昭の意見とは稍相間隔するに至つた。ところが新將軍家定は嗣子が無いので繼嗣問題が起り、これに就いて又はしなく幕府當路者と齊昭との間に暗鬪を生ずるに至つたのは、國家のため慨歎すべき事柄であつた。一體將軍家定は島津齊彬の女(內實は養女であるが近衞家の女として入輿する事となつた)篤子を迎へて夫人とされたが(之を天璋院といふ)元來多病で、到底國家多事の際に君主たる器でなきのみならず、將來子

女を設け得べき望も無かつたので、夙に將軍の繼嗣問題が起り、松平慶永や島津氏などの間では種々に評議され、國家多事の折柄であるから、賢明にして年齡も長じたる者を以て儲貳としたならばよからとの議があり、之は暗に一橋慶喜をさしたのであるが、それに對して德川慶福說も持ちあがつたので、この議は愈こゞらかつて來た。

一橋慶喜は水戸齊昭の第七子であるが、當時賢明の譽があり、閣老阿部伊勢守なども齊昭と深く結托して居た所から、慶喜を世子となす事については略同意の有樣であつた。然るに玆に紀州德川慶福を擁立する說の起つたのはどうかといふに、慶福は家慶將軍の孫で、父齊順は家慶將軍の弟である。それゆゑ家定將軍と慶福とは從兄弟の間柄である。そこで井伊直弼を初め一部の人々は早くより繼嗣として慶福を推して居たのである。直弼の意見としては德川氏が古來に無比の太平を開く事の出來たのは、全く將軍家の威福の然らしむる所で、必ずしも將軍其人の賢愚如何に因るものではない。それ故に正しき近親を措いて英明を他に選ぶのは外國の弊俗で、決して我國の取るべき所でないとの說であつた。殊に又將軍家定自身が、慶喜を世子とする事を喜ばず、將軍の生母本壽院を始め、大奥に勢力ある老女どもは皆水戸の隱居齊昭を嫌ふことが甚だしかつたから、其子の慶喜を世子とする事を喜ばなかつたのである

一橋擁立黨は形勢を見てとり、水戸齊昭は鷹司家と緣續き（齊昭の姉は鷹司政通に嫁す）であるので、請託を行つて公卿の間に遊說し、勅命を以て幕府に强制しようといふ意氣込みであつた。かくて一時は成功した樣であつたが、井伊直弼が大老職に就くに及び、南紀黨は愈勢を得て、遂に慶福を以て繼嗣とする事の勅許を得たのである。これが即ち後の家茂將軍である。

五

ペリーの渡來、ハリスの來港等の事があつて、外交の問題は追々切迫したので、幕議は愈彼と條約の締結をなす事に決定し、一方勅許を奏請して以て反對論者を鎭壓せんとしたのである。かくて幕府は下田奉行井上信濃守清直、目附岩瀨修理忠震の兩人をしてハリスと談判の衝に當らせ、一方に於て儒者林大學頭煒、目附津田半三郎正路を上京させて、外交の經過を詳細に上奏せしめて、條約の勅許を請はしめた。然るところ、朝廷よりは直に勅許の事が無きのみならず、却て兩使に對して仰せらるゝ樣は「政務の進退に就いては、幕府に御委任になつて居るが、寬永以來の嚴制を改むるが如き大事は、幕府に於ても十分に評議を盡した上で、叡聞に達し、若し己むを得ずして、彼の要求を容れる如き場合には、太政官符を請うて天下に布令すべき筈であるのに、玆に出でなかつたのは、甚だ不當である」との御趣意であつて、幕府が勝手に條約を結ぶが如き事は、不都合だと御譴責の趣があつたのである。右樣なわけで、林津田兩人が上京しても、勅許の取做しは一向に埒があかなかつたので、堀田備中守はかくてはと思ひ、自身に川路、岩瀨の兩人を從へて上京し、京紳の間に大に勸說し、以て公武の融和を謀つたのであるが、この時は既に時勢が一變したのであつて、老中の威勢も最早輕くして、堀田閣老は廷臣の冷遇を受け、所期の目的を達することが出來なかつた。かく廷臣の模樣の一變した事情は如何といふに、そこには種々の內情もあつたことであらうが、その主要なる原因は、水戶齊昭の運動に歸すべきであらう齊昭　前記の通り、外交問題に關しては幕府と意見を異にし、大不平であつたから、竊に所見を認めて

九條關白に入說したのである。また齊昭の姉二人は、前記の通り二條齊信と鷹司政通との夫人となつて居たから、その緣故をたよつて運動する所もあつた。なほ又その他の大諸侯や、その藩士などの、幕府と所見を異にした者からも、京都に入說する所があつたので、京紳の意見は次第に强硬になつたのである。かくて堀田閣老の運動も、廷臣の反抗心を高むるのみで、成功の見込はないので、閣老も不首尾で退京する事となつた。

堀田閣老の江戸到着の二日前、即ち四月二十二日（安政五年）に井伊直弼が大老職に任ぜられた。直弼は溜間詰の大名で、夙に開港說を懷き、名望も盛んであつたから、一には幕府の威嚴を添へる爲に、此任命があつたものと思はれる。

直弼は就任後、一方に於ては將軍の繼嗣問題を進捗せしめた事は前記の通りであり、また外交問題に關して、有司の所見を尋ねた所が、內外の形勢が切迫して居り、最早躊躇すべからざる狀態にある事を知つたので、遂に自身に責任を帶び勅允を待たずして條約の調印を濟す事に同意したのである。（その實直弼の意志は勅允說にあつて、强て之を主張したのであるが、遂に止むなく衆議に同意したのである。）かくて六月廿一日（條約調印の翌日）幕府は堀田備中守以下五老中連署の宿次奉書を以て、取敢へず時勢已むを得ず調印に及んだ次第を傳奏廣橋、萬里小路兩大納言に報じ、又別紙を以て、實は勅許を賜はつてから調印すべきでありましたが、若し機を誤つたならば、淸國の覆轍を踐む虞れがあるから、右の擧に出でた旨を具申した。而して閣臣の任免をも行つて、幕府の威容を更める所があつたのである。

こゝに又、彼の一橋黨なる德川齊昭、松平慶永以下の人々の態度は如何といふに、之も盛んに運動を

したのである。一橋慶喜は、最も皇室尊奉の念の厚かつた人であるから、幕府が二十日を以て勅允を待たずして條約に調印した事を聞くや、大いに有司の專斷を憤り、其違勅を面責しようと思ひ、老臣をして井伊大老を一橋邸に召さしめたが、大老は公務多端の故を以て、之に應じなかつた。そこで二十三日には田安慶頼を促して、共に登城し、大老を面折し、殊に斯る重大なる事件を、一片の宿次奉書を以て京都に奏聞したるは、不都合の甚だしきものであると詰つたが、大老は多く爭はないで、不日大老若くは老中の中一人上京して、罪を闕下に謝する考であると答へた。

水戸齊昭にあつては、二十一日に一書を大老に送り、專斷にて條約に調印するが如き事があつては、祖宗以來、朝廷尊崇の大義を失ふ事となるを忠告し、又條約の內容縮少の意見を陳べた。又翌二十二日には藩臣安島彌次郎を松平慶永の許に遣はして、其臣中根雪江及び一橋の家臣平岡圓四郞等と會して、慶永をして幕府の實權を握らせようといふ議を謀らしめた。これで見れば、彼の繼嗣問題に對する失意が、一轉して政治問題に局面を變じた事が推測される。夫より一日を經て、二十四日に尾水兩侯の不時登城が演ぜられる事となるのである。

安政五年六月二十四日、此日に水戸齊昭、慶篤父子は尾張藩主慶恕（のち慶勝と改む）と相携へて幕府に登城し違勅の件について井伊大老と激論したのである。當時齊昭は退隱の身であるから、先年外政の參與を解かれて以來、遂に登城の事は無かつたのであるが、此日俄かに幕議に反對の聞えある慶恕と同行登營したのであるから、營中の人々は何事が始まるかと氣遣うたのであるが、愈大老、老中に面會して見ると巧みに鋭鋒を避けて應對されたので、却て論旨が亂れて、とんと歸着する所も覺束なくなつて仕舞つた

のである。齊昭は面會前は意氣軒昂たるものがあつて、大老に責を引いて自殺させずには置かぬなどと豪語したのであるか、愈になつて、其論談の要點を見ると、例へば齊昭から松平慶永を推して大老に任ずるがよいと言へば、間部下總守は之に答へて、既に掃部頭が大老である以上は、幕例に於て二人の大老を置いた例は無いとて拒み、慶恕が一橋慶喜を是非とも儲貳に立てられたいと言ひ出せば、井伊大老は、儲君は台命によつて定まるべきもので、閣臣の私意を以て取計ひ難しと論破した。慶恕は更に切込んで、直ちに將軍に謁見したいと言つた所が、將軍は病中であるから引見は出來ないとて遮られて了つた。斯樣な譯で齊昭等は一も目的を達する事が出來ずに下城した。

この日の朝、松平慶永は、井伊大老を其藩邸に訪うて、違勅調印の不都合を詰つたが、大老は巧みに應答を避けた。尋で慶永が繼嗣問題の事に及び、目下は違勅の件につき幕府も謹愼を要すべき際であるから、建儲の如き一家の私事を天下に發表するのは遠慮するがよからうといふや、掃部頭は大いに怒つて之を峻拒し、且つ登城の時刻が迫つたからとて、袂を拂つて內室へ這入つて了つた。そこで慶永も止むを得ず、屋敷を出て直ちに登城した。實は前日、齊昭からの報に接し、今日城中で閣老どもを詰責することになつて居たので、慶永も登城して其席に列しようとしたのである。所が三家の主人と同席することは營中の制度が許さないので、其事は老中から拒まれた。そこで已むなく慶永は久世閣老に面會して述べる所があつたが、別に要領を得るに至らなかつた。かくて翌二十五日には諸大名の總登城があつて、大老、老中から愈々紀伊慶福を將軍の繼嗣に定められたとの台命を一般に布告されたのである。されば一橋黨は繼嗣問題といひ、又時局の政治的行動といひ、全然失敗を取つた譯である。

加之、將軍家定は當時病中であつたが、尾・水、越三侯の不時の登城の事を聞き、且つ大老を斥けんとする暴慢なる擧動のあつた事を怒つて、三侯を處罰すべき內命があつた。井伊大老も此儘に放棄して置いては、幕府の權威にも係はると思つて居た際であるから、老中にも相談したが、大田、間部は處分說を可とし、久世大和守は、今將軍の病氣が危篤の際にかゝる處置をする事は、或は閣臣の私意に出た樣に疑はれる恐れがあるから、寧ろ將軍の病氣が快復するまで差控へるか、若し萬一の事があつたなら新將軍が立ち、後見職の定まつた後にしては如何との意見であつたが、大老は之れを容れないで、遂に七月五日を以て、尾張の慶恕・水戶の齊昭、越前の慶永の三侯を嚴罰に處し、謹愼隱居を命じ、各其邸內に蟄居して、親族と雖も書信の往復を嚴禁した。それで尾藩は其支藩なる美濃高須城主松平攝津守義比（後ち茂德と改む）に嗣がせ、越藩は其支藩なる越後の絲魚川の領主松平日向守直廉に嗣がせ、水戶藩は齊昭が既に隱居の身であるので、當主慶篤が父に必添をしなかつた事を咎められた。又一橋慶喜も當分登城を止められた。かく諸親藩を處罪した事は、幕府の威嚴を示す樣であるが、實は世間の意外とする所であつて、幕府は却て其羽翼を殺いだ樣なものである。殊に水戶藩に在つては其君主の奇禍に遭つたことを憤慨し、藩士等は京都に出て公卿の間に手入れをなし、諸藩の志士浪士なども之に乘じて活躍を始め、幕府は愈々危地に陷らんとする形勢である。

さて幕府は前述の通り、勅允を待たずして通商條約に調印したものゝ、實は當路の有司も京都に對す

る善後策に就いては非常に苦心を感じたのである。そこで先づ閣老連署の宿次奉書を以て、已むを得ず調印した次第を奏上に及び、尋で其月(安政五年六月)の二十四日に至り、新任の老中間部下總守を特使として上京させる事に決し、二十六日下命があつた。二十七日には大老自ら親書を認めて九條關白に送り、關白の力を以て首尾よく條約調印の勅裁を得るに至らん事を依賴した。されども當時京都堂上方の議論は幕府の奏言を嘉納する事を不可なりとし、二十九日傳奏から朝旨を傳へて、三家若くは大老の上京を命せられた。此報か江戸に達したのは七月六日であつたが、此時は將軍の病が愈々危篤に瀕して居り、且つ前日(五日)を以て三家の中、尾水二侯に蟄居を命じた樣な次第であつたから、大老は迚も朝命に應ずる事は出來ないので、九日に實情を具して京都へ奏上し「近々老中間部下總守を使節として上京させ、又酒井若狹守忠義(小濱侯)を京都所司代に補して上京させるから、此兩人へ萬事御垂問ある樣に願ひたい」と奉答した。かゝる間に將軍の薨去に遭うた(發表したのは八月八日である)ので間部の出立は次第に延期する事となつた。

さて又此頃に於ける京都の事情を一言すれば、青蓮院宮を始めとして三條前内大臣實萬、近衞左大臣忠煕、鷹司右大臣輔煕、中山大納言忠能、正親町三條大納言實愛等は、幕府が專斷を以て條約に調印した事を憤り、之を以て違勅の處置なりとし、九條關白尚忠は井伊直弼と結託して國家の大事を誤らんとする者であるとの事を論じ、遂に關白に迫つて辭職させようと意氣ごんだ。殊に六月二十五日、紀伊慶福が將軍の世子と定まつたとの報に接するや、一橋に黨した公卿等は、失望もし憤慨もした。當時兩黨に屬する堂上地下の間に種々の密計や秘策が行はれ、甚だしきに至つては井伊大老が九條關白と結託して廢立を圖り、主上を彥根城に遷し奉り、祐宮(後の明治天皇)を立てんとする密計を運らして居るといふ樣な誣

說さへ行はれるに至つた。九條家の家臣に島田左近といふ者があつて、當時一々この形勢を井伊の謀臣長野主膳や宇津木六之丞等に密報して居た。そこで大老も右等の事情を察し、九條關白を失うては、折角朝幕の間に渡してある掛橋を絕たれる樣なものであるから、主膳を京都に出張させて反對派の謀計を探偵させ、又一方には新任の所司代酒井若狹守を速に上京させて浮浪の徒を糺察せしめる事とした。然るに九條關白を退けようとする反對派の運動は益々激烈になつて來たから、主膳は關白に向ひ、一日も早く間部下總守の上京を促してもらひたいと勸め、又一方には東海道を潛行して、上京の途にある酒井若狹守を桑名に迎へ、京都の形勢を語つて敵黨の情況を挫くべき方策の相談をした。

此時に當り、孝明天皇に於かせられては、多くの廷臣等の如く幕府に對して其不臣の罪を鳴らさんとまでには坐さなかつたが、兎も角も外夷は賤しむべきものであつて、決して近づけてはならないとの叡慮であらせられた。されば勅允を待たずして條約に調印した處置に就いては、御立腹あらせられて居たので、近衛、鷹司、三條、中山等の諸卿は此機に乘じて攘夷の已むべからざるを奏上する事に決し、水戶中納言慶篤へ攘夷の勅諚を賜はるべき議を決した。これは八月七日の事である。かくて世に所謂密勅といふものが水戶藩に下るに至つたのである。之は九條關白は承知しなかつたが、近衛、鷹司等諸卿の連署で水藩に賜はれたのである。併し廷臣も之を秘密にするの不可なるを覺り、後ち二日を經て傳奏から之と同樣の勅書を幕府へも傳へた。水戶中納言は勅書を賜はられたので、此月十八日を以て奉勅の請書を上り、翌十九日、幕府の老中を招いて勅旨の取計方に就いて協議した。此時幕府へも勅書は既に到着して居たから、老中は大老と相談の上で御返事に及ぶべき事を約して退いた、二十日には井伊大老も

病を推して登城し、閣老と評議し、水戸藩に向ひ、一先づ勅書の趣を諸大名へ傳達する事は之を止めさせ、後に至り三家三卿のみへ傳達の事を許した。一方京都に向つては間部下總守を速に上京せしめる筈であつたが、將軍の喪に遇うて延期に及んだ次第を傳奏まで通じて御詫をなし、勅旨の趣については下總守が上京の上委細奏上いたす旨を奉答した。

七

さて水戸藩へ勅書の降下を見るに至つた内面の事情は如何であるかといふに、これには若狹小濱の舊藩士梅田雲濱や、水戸の京都藩邸留守居鵜飼吉左衛門及びその子幸吉、日下部伊三次（水戸藩士で後に薩摩の臣となつた）などが關係し、又一方には之と志を同じうして居た諸公卿の家司などが相通じて周旋したものである。かくて八月八日に吉左衛門は勅書を拜受すると直に其子幸吉及び伊三次を使として東海道を下つて江戸に遣はした。彼等は十六日に江戸に着き、安藤帶刀を經てこれを小石川の水戸邸へ屆け、中納言の請書を得て二十七日に京都に歸つた。この勅書問題は端なく安政大獄のいとぐちを開くに至るのである。

間部閣老は九月十七日に入京したが、是より先、長野主膳は酒井若狹守の謀臣三浦七兵衛と謀つて敵黨陰謀の主腦者たる梅田雲濱を捕縛した。夫から又水藩の留守居鵜飼父子を捕縛する事を、上京の途にある間部に献策し、而して其入京の前日に兩人をも拘留した。此頃幕府及び間部の考は未だ諸浪士を一網に打盡して嚴刑を加へようといふ樣な事には進んで居なかつた。要するに間部等の考は公卿達が自ら改悛する事を期したのであるが、一向其實が擧らぬので二十二日には鷹司の家司小林民部權大夫を捕へ

又江戸では水戸の小性曾我權左衞門の家來飯泉喜内と山本貞一郎の妻（貞一郎は前に病死した）を捕へ、其後一月を經て日下部伊三次、橋本左内、藤森恭助等を捕へた。其後朝廷と間部閣老との間には數回の交渉があつたが、中々廷臣の硬論が緩和されないので、閣老等は之は矢張り陰謀の輩が內應して居る結果と考へ、前に拘禁した儒生や浪士等の糺問を嚴重にし、更にまた處士の大捕縛を斷行しようと決心した。かくて鵜飼や小林等の糺問は愈々嚴重となり、隨つて漸く大事を自白する事となり、又秘密の書類なども押收した。かやうな譯で遂に公卿や諸藩士の處分となつたのであるが、殊に水戸藩にあつては、齊昭に對しては、八月二十七日水戸表に於て永蟄居を命ずる旨を傳へ、藩主德川慶篤には差控を命じた。尙ほ又水戸の支藩たる高松、守山、府中の三藩主も譴責し、又水戸藩の附家老中山備前守信寶にも差控を命じた。次に又一橋刑部卿慶喜も隱居謹愼に處せられ、山內豐信も亦謹愼を命ぜられた。八月二十八日には水戸藩士の處分が行はれ、鵜飼幸吉は最も重くして梟首罪に、其父吉左衞門並に茅根伊豫之助は死罪に、藩老安島帶刀は切腹に處せられ、また同藩士鮎澤伊太夫は鵜飼等を援護したとの嫌疑を以て遠島に處せられた。

以上の處分は世に安政の大獄といふもの丶一斑であるが、之は一層天下の志士を憂憤せしめた所である。かて丶加へて幕府は水戸藩に命じ曩に降下したる勅書を返還せしめたので、藩士の憤怒は絕頂に達し、遂に佐野竹之介以下十七人は萬延元年三月三日、櫻田門外に於て井伊大老の登城を要して之を暗殺したのである。之に對しては水戸老公齊昭が當主慶篤に送つた書狀があつて、其一節に「上巳ノ次第（櫻田門外の要撃の事）ニ至リ、不屆至極、何トモ可レ申樣無レ之候。タトヘ大老不レ宜ニモイタセ、御役重タ、第一將

軍家ニテ宜敷ト思召候ヘバ社、御用ニモ相成居リ候ヘ。夫ヲ此方士民抔ニテ、右樣ノ事致候テハ、決テ不ニ相濟ニ不屆至極、絶ニ言語ニ候事ニ候。上巳ノ事出來候テハ、是迄吾等敬上謹愼ノ素意モ士民ノ爲ニ取失ヒ、恐入候事ニ候」とある。之によつても齊昭の意志のある所を察知すべく、平生は政敵として爭うても、是は主義上の事であつて、直接行動に出で、之を暗殺せんが如きは、固よりその本意ではなかつたのである。かくてこそ齊昭の人格も窺はれて奥床しく感ぜられるのである。

八

井伊大老の卒去後、六ケ月にして同年八月、又水戸齊昭の薨去に接した。齊昭が突然薨じたに就いて世間では又々彦根藩士の復讎に出でた事の樣に言ひ觸らす者があつたが、是も決して左樣ではなくて、全くの病死であつたのである。さて齊昭は夙に勤王の志が厚く、東湖等の名臣を用ひ、勤儉以て下を導き、改革する所が多くて、一藩の面目を一新した事は前に陳べた通りである。たゞ外交の事に關して幕府の當路者(主として堀田備中守、井伊大老)と意見を異にしたのは國家のため惜むべき事であつた。さりながら、齊昭の意見といひ、幕府當路者の意見といひ、共に國家將來の大計より出で、赤誠を盡した點に於ては何れも優劣は無いといふべきである。

さて此處まで書き來つた所で本誌六月號を接手したのである。ところが自分の問題は烈公の内寵を主として書くべき樣に豫告されてある。然るに自分はさういふ事とは承知せずして、主として政治問題の方を書き來つたのである。今更らそれを書き改むべきもあらぬので、こゝに少々内寵に關する事を附記

して、題意に協はせる事とする。

烈公程 英傑にして閨門に關しては左樣な事があるかと思はれる次第であるが、古來英雄色を好むといふ傳へもあるから、免かれ難い事といふべきであらう。烈公の夫人は有栖川宮第六世の幟仁親王の御息女登美宮吉子女王といひ、後には貞芳院と稱へ、明治二十六年までも在世であつた。或人の記に「此御簾中(貞芳院)と唱ふる御方は、有栖川宮の御息女なるよしなるが、頗る女丈夫にて、景山公(齊昭の雅號)も一チ目を置き玉ひ、萬事を眘議するほどの惡才逞しき婦人なり」とある程で、中々すぐれたる御方であつたといふ 流石の藤田東湖なども夫人の前では一言もなく、烈公も不品行であつたから、夫人には一向に頭があがらなかつたとは勝海舟の談片などでも窺はれる。

烈公の夫人は天保二年十二月三日、二十八歳で御婚儀があり、時に烈公は三十四歳であつたといふ。烈公の子女は十腹にわかれ、三十七人あつたが、嫡出の男子は慶篤(烈公の後なづぐ)慶喜(第十五代の將軍となる)の二人であつた。慶篤は温和柔順であつたが、慶喜は才氣縱橫であつたので、夫人はての方を愛され、烈公も亦慶喜を愛されたので、烈公夫妻の間は必ずしも圓滿ではなかつたが、慶喜の父母としては、意志の合致を見たのである。

烈公の內行に關する批評としては、松平春嶽の書狀に左の如き節が見えて居る。

此兩黨(保守黨と改革黨)の爭の起原といふは、實に水戸齊昭(即烈公 の大失策なり、大不德なり。此事を知るものは方今天下にしりたるものなし。余は或人(名は覺ゆ、わざと不記)より內々聞きたり。結城寅壽と云ふ人は頗姦才ありて、言葉巧にして、容貌少年のときは大美少年なりし。家老の家なり

ときけり。又一説には跡に家老になりたるとも云へり。美少年のころ、烈公の側に侍したりと云ふ。烈公其才智あるを好し、辯舌の清爽なるを喜びたまふ。其上美少年にして實に難逢好男子なるよし、且又烈公は元來好色家にして、妾數人を置、其上峯壽院公主(家齊公の女、烈公の養母)の上﨟唐橋と密通せられしことあり、かく迄の好色家故、寅壽を愛寵し、屢ゝ鷄姦を行はれしよし。(眞假難保證)依之寅壽は公の最愛を受け、於水戸家は頗勢威盛んなるよし、其後藤田虎之助出て遂に側用人と相なり、政權を專にして藩政一變革し、文武の兩道盛んなり。他藩の及ぶ所にあらず。遂に寅壽の姦才を上申し、烈公は正直なる故、藤田の正論を信用、寅壽を黜けられたり。寅壽の威勢屬二水泡一あれどもなきが如くになれり。於茲寅壽は深く烈公を恨み奉り、藤田黨を惡むこと豺狼のごとし、これが即原因なり。

次に又藤田東湖烈公の好色に關して、左の如き封事を上つた事がある。こは嘉永六年七月廿一日で、烈公六十歳の頃である。

每度思召をも不レ顧、存分奉二申上一候。五番の女中御東上奉レ願候由、右は人物格別之由。御召遣被レ遊候儀、何等御次第無二御座一候へ共、何を申も海防の御大任御引受被レ遊、申さば御出陣御同様の儀。且は御守殿樣御在世中、御承知無レ之儀を、薨去に相成候へば、直に御引取被レ遊候儀。表奧自他の御批判、必定に御座候間。此儀は何とぞ御猶豫被レ遊、宿へ下り候哉、都而一旦不レ殘御下げに相成、御百ケ日被レ爲レ濟候歟、又は來夏中度二召出一候樣仕度奉レ存候。尤先頃も追々女中御召抱の儀に相成候由、迚も御召抱被レ遊候ならば、五番めの方へ御決着は會而異論不二申上一、只今天下一統、老公々々と耳立仕候て、御

新政を奉レ仰候砌、新田勾當内侍の覆轍を以、御批判申上候樣にては、實以御取返し不ニ相成一候間、半年の間、御猶豫之程偏に願レ奉候。

之によつて見れば、御守殿樣（即ち烈公の養母峯壽院公主の事であらう）薨去後、程なく、其召使へる五番目の女中を呼び寄せて召使はんとされた哉につき、東湖が見かねて諫言したものと思はれる。世間からも老公々々と尊稱せられ、殊に海防の大任を脊負うて居らるる身で、右樣の始末であつては、新田義貞の勾當内侍に於ける如き覆轍を踏まずやとの意を披瀝したものと見える。されども是等は言はゞ内部の事で結城寅壽の事以外に於ては、お家騷動とまでは至らなかつた樣である。（完）

薩藩のお由良騒動

本田龍藏

一　薩藩最後の光彩

近世史上に於ける薩藩の政治的活動と、人材の輩出は、眞に驚心駭目に値する。無論其れは、名君島津齊彬と、其舍弟久光を中心にしての史實であつて、薩藩最後の光彩は、此二人者によつて添加されたといふも過言でない。と云ふ程、此二人者は、維新史上の人物として、實に秀れて居つた。標題の如き『お由羅騒動』は、則ち此久光を主人公として、其生母お由羅の方を繞つての御家騒動で、兎に角天下の耳目を聳動した幕末の大事件である。

島津家の二十六代目に、上總介重豪と云ふ人がある。而かも評判の子福者で、家督相續人としての長男齊宣以外の、長女は中津藩の奥平家へ、次女は德川家十二代の將軍家齊に嫁せしめたを初めとして、福岡藩の養子になりし十三男、別家したる三男、奥平家の養子になりし二男、大垣藩主に嫁したる三女、桑名藩に嫁せる四女、戸澤家に嫁せる五女、郡山藩主に嫁せる六女、水野家に嫁せる七女、南部藩の養子になつた七男の次弟等、何れも皆天下の大諸侯であつた。其れよりも、之よりも、將軍家齊の御臺所の、父と云ふ權勢が、實に素破らしいものであつた。後に榮翁と稱し、八十九歳迄長命したが、天明七

年頃隱居すると共に、家督を齊宣に讓つた。此齊宣は、秩父三郎と云ふ侍讀の罪に依り、早く隱居の身分になり、長男齊興が後を嗣ぎ、二十八代目の島津家になつたけれども、依然として、二十六代目の重豪事榮翁が、一切の采配を揮つてゐて、若隱居の齊宣も、齊興も、頭を擡げる機會がない。而して此半面には、內政の紊亂、財力の窮乏、而かも其れが久しい間續く。秩父三郎の自殺も、齊宣の若隱居も、此財政整理をなさんとして、榮翁の怒りを招いた事に原因する。何れにしても、此場合の島津家は、將に破產に瀕してゐて、百二都城の主、薩摩、大隅、日向三國の大守七十七萬八百石の殿樣の手に二分金一つよりない事が屢々ある。

二　茶坊主調所笑悅

其頃榮翁の茶坊主に、調所笑悅と云ふ、極めて機敏な、眼から鼻へぬけるやうな青年が居る。而かも其れが榮翁の氣に入りで、笑悅のする事なれば、榮翁は何でも。かでも悅に入つて許すと云ふ調子である。榮翁は彼れを二つなきものにして寵愛した。抑々之れが彼れの、立身出世の初まりで、又お由羅騷動の初まりである。此點に於て、お茶坊主なる事に於て彼れは、加賀騷動の大槻內藏助と同一で、奸黨の張本人たる事に於て、又大槻と同じであり、兼ねて怜悧な生活法に於て榮達せし事も、大槻と同じであつた。

とつ、おいつ思案の末、ある時榮翁は、藩の財力恢復策に付、此笑悅に旨を語つてみた。無論彼れは心中で、我志を遂ぐる日來れる事を知つて雀躍はしたけれど、どうしても此大命を、うんといつて直ぐ

承知しない。榮翁は彼がどうして承知せぬかと、烈火の如く憤つた此憤つた處が調所のつけ目である。更に〳〵との下命である。其處で初めて、かねて考へ居つた所を調所は、榮翁に告げた。と云ふのは、自分は輕輩者の家に生れて、何等身分がない。此大役を引受けた處で、人の陰口もうるさければ、自分の命を聽いて呉れる者もあるまいから、所詮拜任は出來ぬと云ふのである。榮翁は、まんまと、彼れの奸策に罹つてしまつた。「如何にもさう言はれてみれば、そちの言ふ事が道理ぢや」と、直ぐ御勝手方小納戸役調所笑左衞門と云ふ、肩書も、名も、榮翁の一言で變つてしまひ、昨日に變る立派な役附侍になつた。其れにしても、薩藩の三代相傳の貧乏世帶を、彼れがどう處置するかは、全藩の者の、齊しく注目する處であつた。若隱居齊宣時代の秩父三郎は、消極政策をとつて、財政整理を企てゝ罪を得たが、彼れは榮翁の意を、巧みに迎へるべく、直に積極政策を立てた。つまり經費節減案ではなくして、收入增加案である。榮翁は案の如く手を拍つて喜んだ、そして彼れの識見に推服した。

三　砂糖專賣と密貿易

彼れは、先づ江戸から大阪の藏屋敷へ行つて、出入の町人どもを召集し、そして新財源の捻出法を調査した。其結果として、國法が禁じて居る、密貿易を人が行ふ事、及日本の南國でなくば産出せぬ砂糖專賣權を利用する事を思ひついた。次に歸國と同時に、再び四五十人の町年寄を、鹿兒島の下會所に呼び出して、御勝手元の不如意は、其方どもの知る通りであるから、此度此不如意を恢復すべく、自分が新任したと云ふ、挨拶と共に、其れに對する各人各樣の意見を徴してみた。すると某年寄の一人が、國

産七島其他の砂糖を商人に扱はしめず、藩直接扱ひにして、大阪で一定の相場を立てなば、島人の密賣を防ぎ、御勝手元第一の御爲筋になると申立てた。此等の事は調所も、十分知つて居つた。知つて居て、其れを彼等の口から言はせた處に、彼れの奸計が潜んでゐた。其奸計は、其れをいひ出した年寄共をして差し當つての資金を、彼れが借入れる手段であつたのだ。而かもいやとは言はせぬ、其つけ入る呼吸がうまいものだ。全然恁うして數萬兩の砂糖專賣の資金が出來たから、大島その他で買ひ入れた砂糖を大阪藏屋敷へ轉送しては、其れを入札に附した。或は又北陸方面に迄此入札賣を試みて、其都度少からざる利益を得、一方には支那の密貿易に手をつけたり、或は領内の金鑛開拓を口實に、幕府の年賦金を借入れ流用したりして、積年の負債を償却し。尚大に餘りあるやうになつた。さうして江戸、大阪、鹿兒島の三ヶ所に、非常準備金さへ蓄へる事が出來た。調所笑左衛門の此積極的手腕には、初め彼れを輕侮してゐた者すら、俄に尊敬の念を以て迎へる如くなつた。隨つて彼れは、遂に家老格になり、家老加判の列に入り、三千二百五十石の大身になつた。

四　大工の娘お由羅

却說、其頃芝の三田四國町に、藤左衛門と云ふ大工があつた。女房の名をお貞と呼び、此二人の間に男と、女二人の子供がある。此女がお由羅である。お由羅は、天の成せる美人で、娘盛りの時分には、四國町の小町娘で通つたものだ。程なく薩藩の江戸屋敷へ奉仕に出て、奧女中島野の許に居ると、其美貌が、はしなくも、當主齊興に認められ、型の如くお部屋樣になつた。大工の藤左衛門は、天へも昇る

心地して、彼女の姙娠する事を、私に神かけて祈つた。其祈り甲斐があつてか、なくてか、兎に角、後の従一位前左大臣島津久光事——公子晋之進が、此お由羅の腹から生れた。齊興夫人池田氏は、之より先世子齊彬を生み、三十三歳を一期として逝いた。恁うなつて來ると、其處は凡人の淺ましさで、お由羅の方は、如何にかしして、世子をおしのけて、我生みの子を以て、島津家二十九代にしたいといふ、大それた野心を起した。其れには、自分の味方になつて、一切の相談にのつて呉れる參謀格の人も、之に屬する、さま〳〵なる人物が要る。其處で、何れか、之れかと、絶えず其人物を物色し、遂に白羽の矢を、調所笑左衞門に立てた。此點に於て前田家の御部屋貞子の方が、大槻内藏助に、白羽の矢を立てたと同一である。

尚お由羅の方の一味中には、家老の島津豐後、同石見、米川近江、碇山將曹（後島津姓）伊集院伊織、伊集院平、新納四郎左衞門、本田六左衞門、西田矢右衞門、海老原宗之丞、三原藤五郎等數十名、相當の人物も居つた。つまり世子側と、庶子派と、二大對立が、同薩藩内に出來た。

庶子派は、出來うるなれば、世子齊彬をなきものにしてしまう位に、大膽なる計劃の歩を進めた。然るに世子の左右には、近藤隆右衞門、仙波小太郎など云ふ硬直忠誠の人物が控へて居るので、其れが眼の上の瘤でならず、遂に策を案じ、一人を町奉行兼物頭に、一人を馬頭にして、體のよい江戸拂ひをした。すると、其次にはお由羅の方から、齊彬の一顰一笑に就いて讒訴して、父子離間策を企てゝ飽き足らず、彼女は實兄小藤次と云ふ、ゴロつき同然のものを殿に推擧して武士となし、一人宛でも味方の多からん事を希望した。何れにしても、此卷き舌の、いなせな江戸ッ兒の哥兄の俄侍は、滑稽至極なもの

であつた。そうかと思へば、伊集院平の妹聟某を手金にして、お由羅の方の納戸金を利殖しつゝ、之を一種の戰費に供し、或はお部屋お由羅の方の味方と云ふ味方には、みな其れ〴〵榮職を授け、祿高を加增する等、一切に於て拔目はなかつた。

五　奸黨の陰謀

かゝるうちに、世子齊彬は、文政七年七月の初登城で將軍に謁見し、上々の首尾で、從四位侍從に任ぜられた。庶子晋之進——久光は如何にといへば、之も間二年おいて、島津家雪忠公の養子になり、大隅國始羅郡重郷一萬千四百八十石を相續したと云ふ事に依つて、お由羅の方の願望、之に又一味する奸黨の期待は、美事に裏ぎられた譯だ。搗てゝ加へて、世子が十七歳の暮には、一ッ橋家から御臺所が輿入れして、長子菊三郎を初め、長女澄姫以下が續々生れる。之を觀ては、お由羅の方も、今は所詮じつとしては居られぬ。其處で一味徒黨中の牧仲太郎をして、其得意の兵道の修法を以て、世子齊彬の子を大に呪咀させた。此修法は島津家が戰陣の間に、必ず用ゐる一種獨特の奇法であるが、今其れを牧が逆用して奸計に用ゐた。果然齊彬の第二子寛之助は暴死した、第三子盛之進も暴死した、そして床下から調伏の人形が現れた。忠義の士は一齊に蹶起した。さうして之から先の安危を憂慮しつゝ、當主齊彬及諸介子の身の上に、不斷の警戒を怠らぬ。齊彬妹聟の福岡藩主の如きは、齊彬の身の上を太宰府の天滿宮及筥崎八幡宮に祈禱された。かくて親族に當る二三の大名は、相携へて老中阿部伊勢守を往訪して、藩情をありのまゝに内訴した。

此間、薩摩には、英佛聯合艦隊の來訪があり、事琉球問題に關聯し、內外多事であつた。即ち沿岸の防備、鑄砲練兵、世子齊彬の在國が、此爲に一年有餘に及べる時に、父の齊興が入國したから、之に代つて世子が江戸詰になつた。老公齊興の左右には、何れもお由羅の方の一味たる、家老島津豐後、島津將曹(碇山の改稱)米川近江、伊集院平などが居つて、お由羅の方と共に、世子齊彬の讒言陷穽に、日も之れ足らずと云ふ有樣である。

本來なれば、六十歲を越へた老公がもう隱居して、四十に達せる世子が、當然家督相續すべきに、未だ其沙汰もなくて過してゐる。此半面には、之を成るべく遲延せしめつゝあるお由羅の方の奸策があつた。すると、こゝに、お由羅派にとつての、一大頓挫が生じた。と云ふのは、加賀騷動に於ける大槻內藏之助の格なる、例の調所笑左衞門が、俄に毒を仰いで死んだ。此死因は、かつての密貿易が露顯したからであるが、お由羅の方にとつての、大々的不利益はいふ迄もない事であつた。其處で、又お由羅派の島津將曹が、調所に代つて一家の全權を握つた。江戸に居た笑左衞門の子左門は、世子の近侍であり、お由羅派の隱し目附であつたが、父の罪惡露顯と共に、歸國した。勿論それは、家の諭旨であるから、內々六百兩の金子を貰うて、稻富數馬と變名し、再び番頭に登用された。つまり家の財政を救つた、調所の功績を、老公が飽く迄も忘れぬ結果、斯くして迄、幕府へ內々で其後を憐んだものだ。

然れども、此時は、もう一家の忠義の人々、世子側の人々が猛然として起つて、奸黨の行動を監視したり、調所笑左衞門時代からの罪惡を列擧して、之を世子に捧呈し、一日も早く斬奸すべき事を苦諫した。其重なる人には、前に高野山事件で、一段男をあげし、山田一郎左衞門及高宗五郎右衞門、近藤隆

右衞門、赤山靱負、井上出雲守等である。世子は血氣に逸るものどもを、懇ろに慰めると共に、義兄黑田美濃守が、江戸へ出る迄早まつた事をしてはならぬぞと、一同に隱忍自重を勸めた。けれども、鹿兒島城の妖氣を拂ひ、君側を清めんとする慷慨悲憤の徒、所謂秋水一揮黨は、名越左源太の、韓聖冬の別莊に屢々會して、島津豐後、島津將曹、伊集院平葦を斬殺する密議を凝した。中でも山田一郎左衞門は、其れよりも、先づ彼等の中心人物周防殿(久光)を除かねば、解決が一時にせぬとして主張した。島津久光の命は、今や風前の燈である。然るに、此計が洩れた。さうして山田、近藤、高崎、土持、村田、國分など、秋水一揮黨の領袖が切腹を命ぜられ、志井、松元等は蟄居謹愼、赤山、村野、中村等は謹愼、高木、和田等の入牢と云ふやうに、秋水一揮黨の密謀は、九仞の功を一簣に缺いてしまつた。左に此等烈士の遺錄二三を示しみる。

根をたえし岸のひたひのあや小草危き世をも渡りぬる哉　　山田一郎左衞門

白雪と消えゆく身をも思ふぞよ曇らぬ空の月の晴れよと　　近藤 隆左衞門

思ふ事まだ及ばぬに消ぬるとも心ばかりは今朝の白雪　　高崎五郎左衞門

續いて赤山靱負も自殺。吉井七之丞は自裁を命ぜられ、中村嘉右衞門も自裁を命ぜられ、其他宅沒收もあり、遠島もあり、それ〳〵の刑罪があつた。

一方井上出雲守・木村仲之丞等は、密に脫藩して、親戚福岡侯に頼り、此事件に就いて内願書を出し、其まゝ福岡に留つてしまつた。薩藩はお由羅派から度々其引渡しを迫つたけれど、渡さない。此反動が、世子の友人、宇和島侯や、福岡侯の内願により老中阿部伊勢守を動して、兎に角、老公齊興の隱退、齊彬の家督相續と云ふ事になつた。いよ〳〵老公隱退と云ふ迄には、之を隱退させまいとするお由羅の方一派の暗中飛躍もあり、又老公自身の未練心もあつたけれど、阿部閣老が、幕府を脊負つて立てる背後の壓迫には、流石の老公も堪へずして、遂に六十二歲を以て隱居届を正式に出し、世子齊彬四十二歲を以て、漸く島津薩摩守になり、嘉永三年三月を以て、初入部した。

六　非月並の大團圓

入部後の新藩主が脫意治を圖り、文を興した事は云ふ迄もないが、特に建言を嘉し、其採擇に吝かでなかつた。例の西鄕南州(當時圭助)の如きも、此時建言せる一人である。其建言中には、お由羅の方以下の奸人處分の事此事件に關して、誠忠の爲罪を獲たるもの〻、赦免も記してあつた。南州は其後も、亦か〻る建白書を新藩主に呈したが、其れを知りつ〻藩主は英斷を欲しない。即ち藩主の心事は、初政に當つて、急激なる貶黜をなす事を、却て父の過を暴くものなりと善解したからであらう。故に秋水一揮黨が看て以て奸黨と稱すべきものに對しては、一の轉職をすら申つけぬ。唯々眼に餘る不正を敢てしたる家老米川近江に對して丈け職を免じて、初めて秋霜烈日の槪を示した。

しかし、此時には、もう、お由羅の方の世子襲封妨害運動が、さま〴〵に行はれて、世子の公子菊三

郎、寛之助、盛之進、篤之助、虎壽丸等は、育えなくも其呪咀に遭つて、悉く暴死した。そして之を擁護する處の一敵國が、悲しい哉、薩藩七十七萬八千石の家にはなかつた。

けれども、維新の元勳にして、薩藩近代の英傑たる西郷吉之助、樺山資之、海江田信義、大山綱郎等は、尚近藤、高崎等烈士の遺志に則りて、決然として毒婦お由羅排斥の爲に起つた。然るに、賢明なる當主齊彬は、國家的の時局から、一家の内紛を大觀して、茲に覺悟をしてしまつた。と云ふのは、男子悉く早世して、其後嗣とすべきものがない。其れには時局拾收の爲にも、舍弟久光の長男忠義を養子する事が、頗る得策である事を考へたからだ。何と云ふ寛大な、又何と云ふ公明な心事であらう。又さうする事によつて、一藩の内紛の鎭靜する事を覺つた。其れを御氣に入りの西郷に相談して、之を藩地へ心得違ひなきやうに傳へよといつた。西郷は無論反對したが、遂に及ばずして、之を傳達した。程なく齊彬は病死した。病死せんとするに臨み、庶弟和泉(久光)を枕頭に招きて、其長子忠義養子の件を告げ、更に我弟第六子哲丸を、忠義の順養子にするやう深く遺言して逝いたのであるが、此哲丸が又不幸にして早生し今の島津家は皆お由羅系統のものらしい。斯様に此お由羅騷動は、不幸にして、大團圓が逆轉して善人榮えて云々の紋きり型にならずじまひであつた。(終)

尚本稿については書く可き新材料が澤山あるが、種々の都合に依つて、今はそれが出來ない、若し書き得るとしたらば本誌中第一の讀物であらうが、遺憾ながら擱筆する。(終)

宇都宮釣天井

笹川臨風

宇都宮の明神の表坂通りを眞直に二三丁行くと、土手に圍まれた一構の空地がある。この處は宇都宮城の遺址で、今では舊城址の名で知られてゐるが、其處にある立札には釣天井の古跡としるされてある、宇都宮の釣天井は講談によつて名高い一つの傳説である。然らば全くの作り話かと言ふと、當時斯う言ふ噂はあつたので、事實ではないが、風説で喧しかつたのである。講談によると、三代將軍家光の時に起つた珍變とされてゐるが、まことは二代將軍秀忠の時である。即ち、元和八年四月、將軍が日光御社參の時に言ひ傳へられた風説であつた。此年は日光にて德川家康の七回忌の法會が營まるるので、將軍は四月十二日江戸を出發されて、其夜は岩槻城に宿り、翌日は奥平美作守忠昌の領邑古河城に宿り、翌十四日は本多上野介正純の宇都宮城に一泊し。十五日は今市に一泊、翌十六日日光に着し、十七日に祭禮あり、十八日中禪寺に赴き、歸つて法會に臨場し、十九日日光を發して歸路についた。德川實記に「此日(十九日)山をおりたまひ、今市より出たゝせ給ふ頃、江戸より御臺所御不豫のよし告來れば、宇都宮城に立よらせ給はず、急に御駕をいそがせたまひ、今夜は壬生にとまらせらる。井上主計頭正就一人宇都宮城に入て、御旅館構造のさま巡察してかへる」とあるは、即ち宇都宮釣天井の風説が行はれた結果である。此風説の火元は古河の城主奥平忠昌の祖母より起つたのである。此祖母は德川家康の長女であ

るが、此頃奥平の許に召預けられてゐた堀伊賀守利重を使として、日光にある將軍の許に宇都宮城内の怪事を注進したのである。今度、宇都宮城内の御旅館は奇巧を極め、縁は高く其下を自由に數人の者が往來し得る樣にしつらい、夜更けまで其仕事に忙しく。其行事に預つた者百人を一日の中に悉く誅戮し又近頃京都より鐵砲餘もを薬包にして取りよせたとの事である。これ等の事最も疑はしければ、御用意無くては。如何なる椿事出來せんもはかりがたき旨を、細々と書き記してこれを將軍に送つたのである堀伊賀守は此事を口頭にも申し上げたと見え、將軍の左右に侍べる近臣どもは。それを聞いて如何にもさる事の無いとは斷言が出來ないと、この消息に裏書せうとしたのである。往路一泊の際にも心得がたき事が多かつた。寢殿の戶に樞がつけてあつたが、庭に出でさせ給はんとしたのに、樞が下りてどうしても戶を開ける事がかなはなかつた。又、火事の用意の爲とて將軍家の御膳が濟むまで、嚴に城中の火を消した。それが爲に先着した者どもの行李をも解かせず、病人があつて藥を飲ませうとして、湯を講うたが、それさへも與へなかつた。本多の家臣共はいづれも野陣を張り、馬の鞍をも取り下さずに用意してゐた。これ等も考へて見ると甚だ不審であると、一同が揣摩臆測を並べ立てたから、歸路の宇都宮城立寄はお流れとなり、さてこそ宇都宮を橫に見て、其夜に壬生に一泊したのであつた。講談師が將軍の御乘物を石川某なる大力家が、唯一人にて引擔ぎ壬生へ急いだと言ふのは、即ちこの事を言つたのである。兎に角、宇都宮城主本多正純が城内に奇巧をもうけたのは事實である。德川實記に、又一說として「正純が造營したる寢殿の遣戶一づゝをまうけたり。これはもし地震して地傾き、戶のひらかざらん時には、遣戶より出させ給ふべきために構へたるなり。その時かゝる構造は世上いまだなかりし程に、

これ軍兵のみだれ入らんために設たりと、人々あやしむ。又浴室の板敷落ん様にたくみ、その下に悉く劔をたてならべたりなどいふ事は、あとかたもなき事なりといへり。この所よりひそかにかへらせ給ひしはさだかなる事なり。いづれにも正純御不審蒙りしはゆへある事なるべし。」とあるが如きは如何に紛々たる流言蜚語が行はれてゐたかを證するに足りる。同じ元和八年八月、本多正純は宇都宮の十五萬五千石を沒收せられて、出羽國由利に流され、續いて同國大澤に移されて僅に千石をたまはり、寛永元年四月再び同國横手に轉封されて、同十四年三月十日其處にて沒した。如何なる罪によつて飛ぶ鳥も落ちんずる正純が罪を蒙つたかと言ふと、釣天井の風説が禍をなしたのである。

藩翰譜には又一說として、「又曰くこれのみにはあらず、初め上の御旨をも伺はで擅に己が城を修し築く、又大御所の御時より根來衆といふ足輕の兵百人を附け給ひしに、かの城修する時その百人を役に充てんとせしを、我々私の役に從ふべきやうはあらじと、催促に隨はざりしを、一日が中に悉く斬つて捨つ、此二條既に上を輕しめ參らせ大法を犯せり。已が城にて失ひ參らせんと謀りしといふは、跡形もなき事也。それも人に疑ひし事ありしに依てなり。假の御所中を遣戸毎に、また戸一つ宛を設けたり、是は若し地震して地傾き戸の開かざらん時に、遣戸より出させ給ふべき爲に、結構せし所なり、其時かゝる事は世になかりし程に、これも軍兵亂れ入ん爲の料なりとて、人々怪む。御湯殿の板敷踏まば落ちんやうに巧み、其下に悉く劍たち並べしなどいふは、跡方もなき事なりといへり。其奥に下りし時、宇都宮の城を出で、あなたに原あり其中に大なる塚あり、これを根來塚といふ、處の人に問へばかの百人の兵を埋めし所なりといふ。百人の兵殺せしは一定なり。また彼城は三日月堀といふあり、正純新に穿ち

し所といふ。これ世に傳ふる丸馬出といふ者なり。しかれば正純が城修し築くといふも一定なり。凡そ此二箇條共に正純いかでか私には取計ふべき、上の御聽に達せざらんには、其罪實に輕からず、されども實は此等の事のみにあらず、罪かうむるべき、宇都宮より忍びて還らせ給ひしは、深き御心ある事なりといふ人あり。その由又二條あり。一條はさもあらんなん一條は覺束なき事なり。世に傳へて益なきに似たり。抑も彼父子の功、天下に多き事かくの如し若し罪を天に得るにあらずんば、いかで其の宗絶ゆべき、大相國家佐渡守に天下治め給はんやうを尋させ給ひしに、一卷の書したゝめて奉りき。かの草案世に出でしを某も見たり。天下第一の書なり。我が師たりし人も常に此書の事を云ひ出して、王道の最上なりとて感じき。されば斯程の名臣の子孫の、などか斯くは成り行く。必其故ありぬと覺ゆ、其説また事長ければ略しぬ。」と記してゐるが、正純が此失敗を取つた原因は遠くにある。正純は家康を補佐した功勞第一の家臣たる本多佐渡守正信の嫡子であつた。井伊、本多、酒井、榊原を始め三河以來の譜代が殆んで攻城野戰の勇士であるのに、その中に唯一人正信は文官出の政治家であつた。正信は其祖父以來德川氏に仕へてゐたので、正信も初年の時から家康に奉公したが、正信の年齡は家康より四歲年上であつた。三河に起つた一向宗徒の亂に、正信はこれに與みしたので、三河を去りて諸處方々を流浪した。松永久秀は、曾て正信を評して、「德川の家より來る侍を見るに、多くは武勇の輩であるのに、唯一人この正信は强からず、柔かならず、又卑からず、必ず世の常の人にあらず」と言つてゐた。其後再び家康に仕へて帷幄の謀臣として功を樹てた事は少くなく、家康は正信を見ること友人の如くであつた。二代將軍秀忠が職を襲いで後、正信は將軍家の執事として江戸に居り、嫡子正純は家康の執事として駿

府に居り、父子相並んで天下の政權を執つた。然し正信はさすがに苦勞人であつたから圭角がなく、大きい處があつた。正純は父に似た智惠者ではあつたが、慢心ありて人を人とも思はないので、衆怨の府となつてゐた。文官出が武官出身者と仲の惡いのは、いづれの時代に於ても然りである。石田三成が加藤、福島、淺野等の勇士と相容れなかつたのも、其出身が違つてゐたといふ原因もあつたのである。正信の樣な人は巧みに其衝突を避けてゐたが、正純になると、てんで頭から呑んでかゝつてゐたのである奧平氏が正純に啣んだのも、正純のやり方が冷酷極つたからである。

㊟奧平忠昌は九八郎信昌の孫である。九八郎信昌は長篠城を固守した勇士であつた。家康は其惣領娘龜姫を信昌に娶はせた。其子に家昌があつたが、これは父に先だつて死去したので、家昌の子忠昌はまだいたいけな幼童であつたが、其後を襲いだ。㊟家昌は慶長六年宇都宮の十萬石をたまはつてゐたが、忠昌に至つて、元和五年下總の古河十一萬石を領した。奧平氏が宇都宮から古河に移り、本多正純は代つて宇都宮十五萬石を食むだのである。奧平氏は宇都宮から、洗いざらい古河へ持ち運んだのを、正純は途中に關所をもうけて、悉く奪ひ返した。奧平氏はこれを心外に思ひて事あれかしと待ちもうけたのであつた。將軍家とは姻戚の間柄でもあり、特に當時は其祖母も尙在世中であつたから、途に釣天井の風聞を將軍の御耳に達して、さてこそ正純の失敗となつたのである。

然し、奧平氏の一件は畢竟するに反正純熱の一端の暴露に過ぎない。反正純熱は、即ち武官派が文官に對しての反抗的態度を表明したるものである。若し正純にして自ら抑損してゐたならば、この樣な奇禍を取る事もなかつたであらうが、正純の傲慢と酷薄とは全く同情なき孤獨的地位を得せしむるに至つ

たのである。

徳川氏の對諸侯策として、三河以來徳川氏に從ひて、功名手柄を現した譜代大名は、いづれも小祿を食むだのである。本多忠勝、酒井忠次、榊原康政は最も勝れた勇士であつたが、十萬石であつた。井伊直政だけは破格で、近江の彦根にて十七萬石を領してゐたが、其後、直孝の代となりて三十萬石となつた。然し、これは近くに京都をひかへてゐて其抑へをするのであるから、特別に此大祿を得たのである關ヶ原の戰に先だつて伏見城を守つて戰士した鳥居元忠の功を賞でゝ、其子忠政は出羽國にて二十三萬石を食んでゐたが、之は一代にて家が絶えた。本多正信はあれだけの功勞があつたが、僅に三萬石に過ぎなかつた。其子正純は、特別に拔擢せられて宇都宮十五萬五千石を領したのである。譜代大名にて井伊氏を除いては、此人が第一の高祿者であるから、勇士の面々から見ると快く思はないのも尤の事である。若し、正純にしてこれ程の出世もなく、又人に憎まれる事がなかつたなら、如何に奧平氏の讒訴があつたにせよ、これに相槌を打つ者もなかつたはづである。然し、あゝでもあらう、かうでもあらうとこれに裏書をしたのは反正純熱が一團となつて炎々と燃え上つたからである。正純が失敗したのも當然と云はねばならぬ。

正純は政治に與かる事二十三年であつたと云ふ。本佐錄の書を遺して、徳川創業の美をなした本多佐渡守正信の子として、其父につぐ程の政治上の手腕と功績とがあつたが、上野介正純の末路は、其功勞に酬ひなかつた。まことに悲慘な運命であつた。假りに家康が猶世にあつたならば、正純もかくの如き失敗を取らなかつたであらうか。然し、これに先だつ事六年、家康は他界してゐる。又正純が長く二代

將軍の執事であつたならば、將軍も充分に其氣心を呑みこんでゐたらうから、まさかに釣天井の風說を信ずる事は無かつたであらう。常識より判斷しても、將軍を壓死させるなど〻云ふ馬鹿氣た事があらうはづはない。臨檢しても、事は明白になるはづなのに食碌を召し上げられて、配流されたのを見ると、如何に反正純熱の盛んであり、其黨の根が蔓つてゐたかを知るに足りるし、又正純を落さうと云ふ計畫は案外早くから行はれてゐたものであらう。釣天井の風說がなくても、何等かの形式で何時か表現されたこと〻思はれる。與平氏の注進は唯その導火線に過ぎなかつた。

張扇とともに噓八百を叩き出す、講釋師の釣天井になると、いよ〳〵大袈裟である。固よりそれ程の騷動でないにしろ、宇都宮に立寄らずに、壬生に一泊したと云ふことは上野介に對する不信任問題であつた智惠滿々たる上野介が、この際に手も足も出なかつたのは、將軍を動かすだけの力が自分になかつたのみならず、他にも援助が無かつたからである。上野介は全く狐立であつたのである。つまり釣天井の風說は將軍を暗殺するのでなくして、本多氏を覆へす機關であつたのである。

有馬の猫騷動

藤澤衞彦

上は一藩の騷動、下は一家庭の騷動に、古來猫のあらはるゝことは頻りである。佐賀の夜櫻鍋島の猫騷動、有馬の猫騷動等は、就中江戸時代に於ける顯著のもので、怪猫のからむお家騷動は、口碑に、稗史に、段々と、其誇張を以て、民間に語り次がれた。「屠龍工隨筆」に『人及び諸の鳥けもの、身の臭からざるはなし、ひとり、猫のみにほひなくして、形のなまめけるありさま、誠に愛す可し。然而內然わるき事、耳目の中よりはや顯はれたり、又、二便の臭、諸獸に類なし、鼠は鼠輩とて小人にたとへたれば、猫內に毒をふくんで寵せらるること、婦人に似たり。』とある如く、猫が騷動の裏面に活躍する婦人に交涉して居ることとの多いのは、誠に一奇である。

久留米二十一萬石、有馬中務太夫賴貴(よりたか)の室は、雲州松江十八萬石、松平出羽守の女千代姬であつたが、輿入と同時に、松江から附人として、有馬家の家來となつた、高尾軍左衞門、その姪のたきといふ者、又關屋といつて、奧方附の腰元であつた。此者、或時の御酒宴に、病犬に追はれた猫を救け、かてゝ又、賴貴めがけて嚙みつかうとした處を、御命によつて、手水鉢の鐵柄杓を以て、犬の眉間を一打ちにて殺し、すぐと其死骸を取りかたつけることも甚だ機敏であつたので、頗る賴貴の御意に適ひ、何ものか賞として取らせん望めと言はれた時、言下に彼女は、犬に追はれて酒宴の席をけがした、彼の小猫の助命を

乞ひ、拜領を願つたので、賴貴は、其優しい心がけに感じ、殊には又、彼女が優れた美女であつたから、其小宴の小事件を機緣として、閨屋を寵愛するに至り、附番家老星野圖書をして、閨屋を側妾たらしめるやう取扱ひを命じ、かくて、閨屋は、十六歳の五月より賴貴に側侍し、名もおたきの方と改められた。

ところが、元來、このお瀧の方の母といふのは、色情の事から、松江を去つて江戸に流浪し、一頃極度に困窮して居たものであつたので、其身上の明瞭であるところから、お局中の評判よろしからず、殊には、在來からの、有馬藩の武家出でない女中出身といふところから、女中總體の嫉妬を買ひ、彼が賴貴の寵を受けるに到れば到るほど、彼女や彼女附の女中達は、奥方附の女中達の一方ならぬ壓迫を被むるに至つた。殊に、老女の岩波といふものは、陰に陽に極力お瀧の方を苛めぬいたので、心小いお瀧の方は、其術策にまんまと犧牲に落ちて、ある日、自害してはてたことから、おたきの方の腰元であつたお仲といふ武家出の女中は、其讎を打たうと、老女側の一女中を倒して岩波の室に闖入したところ、岩波は薙刀の名手、あはやお仲のかへり打にならんとしたところに、不意に飛出した一個の怪物、飛鳥の如く岩波の咽喉笛めがけて喰ひつき、忽ち彼女の頸をくひ切つてしまつた。お仲もさすがに驚き見れば、それは、兼てお瀧の方の寵愛した猫であつたのであつた。有馬家に於ては、上を下への大騷動、事穩便とあつて、お闔の方の親元へ、彼女の弟に當る與吉を介して、かの高尾重左衛門から、お内所の金子五十兩、おたきの方の手箱にあつたといふ金子參拾兩、合せて八十兩をくだして、この騷動は、秘密の中に、ひとまづ一段落を告げやうとしたのであつた。

ところが、お瀧の方の弟の與吉は、姉の死んだといふ悲しみに心ふさがれて、左程の大金を粗相にも

御門口近くに一旦取落したのを、鳴澤小介といふ足輕が見て惡心を起し、與吉の跡をつけて其家に行き、たうとう母子のものをだまし打ちにして、其金を奪ひ、知らぬ顔で歸つたところを、同輩の者に感づかれたので、それをも殺して、犯跡をくらますため、何ものか怪物にくひ殺されたやうに策略し、彼は與吉から奪つた財布を死人の頭にかけ、中實は己れ之を懷にして出かけやうとする處へ、又々飛鳥の如くに飛出したのは、かねてお瀧の方の寵愛した例の怪猫、今は頗るの大猫となつて居る其猫は、小助の咽喉笛に喰付くや、忽ちに其頸を喰切つて、火の見の上に引上げた。それからのちの猫は、狂ひ猫の如くに藩中の者にあだすることが多く、最後には、其頃、賴貴の愛妾となつて懷姙中であつたおとよの方を襲ひ、其側女の女中某まで喰殺された。藩士山村典膳といふものの老母も、病中をその猫に襲はれ、いつのまにか猫は老婆の風態を裝つて典膳に子侍せしめたが、或時、典膳お庭にて賴貴を傷けやうとする例の怪猫に一太刀あてた後、我屋敷に來ると、老母の眉間に不思議な傷、それより疑ひを抱き、たうとう老母は實は夙に喰殺されてをり、今の老母は全くは猫の化けたのだと知つて、之を殺さうとしたが果さなかつた。

其頃、有馬家のお抱へ力士であつた小野川喜三郎は、頗る賴貴に愛せられて居たが、或事情から、一旦勘當を受けて居たので、此頃有馬家屋敷にあらはれる不思議な怪猫を退治たなら、殿の勘當も許さるであらうと、專心猫退治に努力したところ、運よく、典膳と協力して猫を退治ることが出來た。といふのが民間口碑傳承の大略であるが、これらは勿論、講談者流の誇張と捏造とが牽強附會の稗史小說と相待つて、有馬の猫騷動は、頗る大事件の如くに評判されたのであつて、蜀山人の「半日閑話」にも、「有馬

怪獸——此節、有馬中務殿の臣、物頭安部郡兵衞、怪しき獸を鐵砲にて打ちしと云ふ浮說有り。其圖など、販行し、讀賣などに是を賣る。」などあるが如く、其頃に於てさへ、瑣瑣も足らざる巷說であつたに過ぎない。當時に於ける世上出來事の傳播の程度は、全く此讀賣の宣傳に正比例したことであつて、時代人心の妖怪心理は忽ちにして有馬の怪猫を、頗る大變なものに傳承せしめたのであつた。

一體、當時の人達は、猫股の變化などいつて、「怪異傳」記すところの『凡老雄猫作レ妖、其變化不レ測、狐狸ニ而能食レ人 俗呼稱ニ猫麻多ト、其純黃毛純黑毛最作レ妖、惟於ニ暗處ニ以レ手逆撫ニ背毛ヲ則放レ光如ニ火點ノ、是所ニ以以爲ヲ怪也。』などある傳承を無條件に信じ、智識階級の人達に於てさへ、例へば、白石の「鬼神論」に「猫股と云ふもの、金華の人の家に飼ふ猫、三年の後より人をまどはすといふ、」と見え、「安齊隨筆」に、「數年の老猫、形大に成り、尾二岐になりて、妖怪をなす。これを猫またとも云ふ。尾岐ある故なるべし。近頃、或大家にて猫妖をなす事あり。尾上に寢たるを見しに、屋根より二岐になりて有りと、其の家臣の談りき。つれ〴〵草に、ねこまたの事あり。昔よりいふ事と見えたり。」と見えるが如く、傳統的に猫股の變化談をこれ信じた時代であつたから、民間蒙昧の多くが、これをある可き事實と信じたのは當然のことで、「古今百物語評判」に、徒然草にねこまたといふ物有るよししるされたり、其外、此の頃にいたりて、彼れにもばけたり、爰にもおそろしき事ありなど、風說おほし。猫の化ける事の候やらん、不審と云ひければ、先生いへらく、古はねこまたと云へり、ねこと云へるは、下を略し、こまと云へるは、上を略したるなるべし。ねこまたとは、その經あがりたる名なり。陰獸にして虎と類せり、その故に、手飼の虎などとも云へり。唐土にても、猫のばけて其主人を殺せし事多くしるせり、そのうまれつきをみ

るに、智あるにもあらず、德あるにもあらず、其のさま、膝にふし。はだへに馴れ、身を人にまかすかと思へば、よぶ時は、心よく來らず、繩を以て引く時は、必ずしりぞく、あながち人にさかふとにもあらざめれど、自らひがみ疑ふ心あり。女の性に似たり。むべなるかな、化けて老女と成りて人をたぶらかすと云へること、猶、その肉の能は狸と通用せり。瞳の十二時にかはりて大小有るも氣味わろし、況んや、身の後だに彼の祟するも、雅樂をみだる調子あり、心すべきものにこそ、その上、常の猫にてさへ、鼠をとらしめんために畜ひおけれども、また鼠かりさまたげある事多し、只飼はざらんにはしかじ。」とあるなど、能く其の妖怪に對する當時の世相をつくして居るがことで。猫が、電氣性の鋭敏なる性質からして、死人に感傳したため、死人を他動的に動かすことの可能性を知らず、一概に、魔性の怪物としたことなどもあつたので、實際に於ける猫股の記錄は、「明月記」に、「天福元年八月二日、夜前自南京方來使者小童云、當時南都云、猫股獸出來、一夜噉人七九人、死者多、或人打殺、件獸目如猫、其體如犬長云々、二條院御時、京中此鬼來由、雜人稱猫股病、諸人病惱之由、少年之時、人語之、若及京中者歟、云々」と見え。「徒然草」に、「奥山に猫またといふものありて、人をくらふなると人のいひけるに、山ならねども、これらにも、猫のあがりて、ねこまたに成りて、人とることはあなるものをといふもの有りけるを、向に阿彌陀佛とかや連歌しける法師の、行願寺の邊に有りけるが聞きて、ひとりありかん身は、心すべきことにこととと思ひける。比しも、或所にて夜更くるまで連歌して、只ひとり歸りけるに、小川のはたにて音に聞きしねこまた、あやまたずあしもとへふとより來て、やがてかきつくまゝにくびのほどをくはんとす、肝心もうせて、ふせがんとするに、力もなく、足もたゝず、小川へころび入りて

たすけよや、ねこまたよや〳〵とさけべば、家々より松どもともしてはしりよりて見れば、此のわたりに見しれる僧なり、こはいかにとて、河の中よりいだきおこしたれば、連歌のかけものとりて、扇小箱など懐に持ちたりけるも水に入りぬ。希有にしてたすかりたるさまにて、はふはふ家に入りにけり、飼ひける犬のくらけれど主をしりて、飛びつきたりけるとぞ。』と見えるなどが、猫股の眞相であつて、江戸時代にあつても、此怪異は「本間見聞錄」に、彼が天保の初年の見聞であるとするうちに、「麻布笄橋堀田備中守殿下屋敷に於て、天保九戊年春の頃より、家中は勿論、他より出入のもの、狸狐のわざにもこれあるべきか、誑かさるゝもの甚だ多く、死に至るもこれあるよし、恐れて、家中評議の上、幸ひ領分下總佐倉の百姓惣兵衛と申す者、狐つり名人の由承り、早速呼びよせ、魚鳥の類を餌にいたし、凡そ狐つり候こと六七疋、皆打殺す。或夜、殊に騒がしき時、例の狐なる可しと大勢まゐり候處、大犬より大きく、尻尾二またの大古猫を得たり。早速打殺せり、それより怪異なし。されば、この怪獸のわざなる可しといへり。』と見えて、猫股の圖を載せてゐるが、これと等しきものが、實際に於ける有馬家騒動の眞相であつて、偶ま奥女中衆の嫉妬事件から、一美女の自殺するものなどあつて、これが大げさの風聞となり、猫股退治と事件とが、全く相關聯せることの如くに傳へられてから、有馬の猫騒動は、越後騒動や加賀騒動にならぶ、お家騒動の如くにさへ喧傳されたものである。實際は瑣々取るに足らざるものであつたので、講談者流が物語る有馬の猫が、千變萬化して、騒動の中心を爲す捏造は、もと讀賣の版行がもたらした浮説に源を發し、世間の評判を取らふとした講談讀みの常套手段から、ありふれた「想山著奇聞集」の怪話などを其講釋にとり入れたもので、佐賀の夜櫻鍋島の猫騒動に於ても、有馬の猫騒動に

於ても、點綴さるゝ人物の配置や、猫ばけの形式は、圖型の下に語られたものであつて、實錄式の説話に猫ばけ話の誇張をも渉せしめたものは、其物語の骨子を爲して居るのである。

有馬の猫騒動が、讀賣の浮説傳播から、講釋子の讀物となり、かの桃川如燕が得意の讀みもの「百猫傳」の中、有馬の猫は、其後、歌舞伎に脚色されて、明治十三年猿若座五月興行「有松染相撲浴衣」は、有馬の側室お志賀の方が、殿の寵愛が愛妾お條の方にうつりゆくので、嫉妬の炎をもやし、奸策を弄し、お條を自害せしめ、お條の召使お仲がくやし涙にむせんで、かたきを打ちたいと思ふ所に、かつてお條の方の助命をえた愛猫は、恩を忘れぬ一心凝つて、其猫の精怨ちお仲に乗りうつり、お志賀の方をはじめ、奥女中數人を牙にかけて嚙み殺す、お抱へ力士の小野川は、火の見櫓に此怪猫を首尾よく打ちとめて御勘氣が許さるといふ。河竹默阿彌の作によつて、劇壇にも紹介され、例の嘉永六年九月中村座の怪猫面「花野嵯峨猫魔稿」(二代目瀬川如皐作)以來「百猫傳手綱染分」、「嵯峨奥妖猫奇談」などの改作物は次に諸國の小芝居に歡迎され、神田白龍の「佐賀騒動伊東惣太」や、松林伯圓の「嵯峨奥夜櫻」や、伊東陵潮の「有馬猫騒動」の講演本は、明治の中葉から諸國に分布さるゝところで、今も其作爲の小説は、民間にかなりの信者を以て居ることでもあるが、要するに、それぞれ作爲の物語であつて、有馬騒動篇中に現はれゐ猫の、人の母に化け現はるゝなどは、前にも言つた如く、「想山著聞奇集」に、『上野の國某の村に屋根葺を渡世とする男有り、此の者生れ付律義にして一人の老母有りけるに、事ふるの切なる事實に珍敷孝なるものなり。されども、貧民の事なれば、かの母を家に殘し置き、自身は日々職を勵み、そこ爰と稼ぎ歩行たり。扨、彼の老母、いつとなく酒好と成りたるゆゑ、毎日、歸りには酒を二合程づつ土產

となし。母をよくいつくしむを樂みとして暮しける。此の母年老いたる故にや。誠に心ざま穩敷、荒らかに成りつれども。彼れ孝心をもつて樂む男なれば。いよいよ至孝を盡しけると也、然るに、彼の男もはや年もなかば過ぎと成り。母も次第に老年になりしを留守に置き。外へばかり出で稼ぐ事も不安堵に思はるべし。且は。老母一人留守をさせ置くは不自由にもあるべし。孝道を缺くの第一なり迚。人々妻をむかふる事をすゝめつれど。彼の老母・嫁を取る事を至つてきらひたるまゝ、孝行なる男故、先々母の存念にまかせ置きたり。さりながら。兎角妻を迎ふる事を人々勸め。母一人るすをさせるこそ却つて孝道を缺く道理なり。多くの人の中には。如何樣にむづかしき母人なりとも。氣に入るべき嫁も有るべしなど。餘儀なきすゝめにさそはれて。兎も角もと人にまかせ置きしに。程なく。心ざまなどよき女の有りたりとて。强いて。人の取持ちくるゝにまかせ。妻をむかへ取りたるに。かたの如く能き嫁にて。老母に事ふる事殘る所なきものなるに。彼の老婆殊の外此の嫁をきらひ。いよいよ六ヶ敷しく。日々と無禮にいぢむる儘。何と云ふも孝を盡すとてよびたる女なるに。あの樣に母がきらひ給ふ差置くべきに非ずとて。あかぬ中なれども。妻に暇を遣して後は。又々以前のごとく老母一人暮させけると也。扨或時。何事か有りて。此の男の屋根葺仲間。此の家へ寄集りて。酒などたべてさゝめく約束にて。晝役より仕事も休みて酒をたしみ。肴樣のものも一二種拵へ。人々の來るを待受くるに、みなみな何事やらん彼の用事出來て一向人も來らず。手當せし酒も肴も澤山にあまりたるなり。常々こそ貧敷きゆゑ母に存分に酒も得すゝめざりし。けふこそ天より母に與へよとて。か樣に澤山に物の殘りしこそ幸ひなれとて、酒よ肴よとてかの老母を饗しつるまゝ。老母もいつになく大悅びにて。酒も數盃傾け、肴も悉く喰

盡して、心持よく臥戸に入る、件の男も、そこ爰と跡を片付けて、程なく臥せりしに、其内に、何か老母のをかしくうめく音の頻りに聞えけるまゝ、如何なし給ふにやと、聲をかけても答へなく、何さま是れは老人のあまりとや心に任せ何もかもしたゝめ過されしまゝ、中りたるものなるべしと、心を痛め、直に起き上りたれど、彼の母近年あかりをきらひ出して、いつもくらがり故、手さぐりにては何事も行屆くまじと、早速火を打ちあかりを燈して寢間を見るに、こはいかに、母にてはなく、大いなる猫の、母の著物を著し、酒に醉臥して、たわいもなきなりに成りて熟睡せし、その鼾の音にて有りたるもの也。
彼の男も、誠に肝を潰しけれど、能々性の靜まりに分別有るをのこにや、倩と其の事を思ふに、われは、猫俣の子なりしにや、去り迚は此姿を見て、是れ切りにも止むべきに非らずと心を決し、先繩を以て彼の猫の兩手と兩足を聢と縊り上ぐるに、天運の盡くる所にや、能々醉ひたると見え、猫は少しも覺えなき體なり、さて近隣並村中の心安き友達庄屋年寄などを呼起し、大勢棒熊手の類を持ちて、内へ入りて見るに、猫はまだ寢入り居るまゝ、何の雜作もなく其の儘に生捕となしぬ、猶夫れより過去りし事を篤と考へ見るに、三年餘り以降、酒も好となり、氣分も六ケしく成り、寢るにも明りを嫌らひ、息子を一緒の所に寢るをいやがり、輕き物寢間と云ふもなく、一間のみ成る襖障子にて仕切らせ臥せりし樣に成りし故、本の親は、全く此の猫俣が食ひしにやとて、家の内そこ爰と殘る隈なく尋ね求めたるに、緣の下圍爐裏のきはに實の老母の骨は其のまゝよせ隠くし有りし也、故に此の猫こそ母を捕へ食ひて、其母と化變り居たるに相違なしとて、人々も彌々驚き、直に近村へも聞えたるまゝ、領主へも訴へ、代官役所へも彼の猫を連れて行きて、評議も有りて、其の後、此の猫は、彼の男へ下さるゝまゝ、心まかせにな

し申すべしとの下知故、正直親の敵なれば、生け置くべきにあらずとて、出入樣のものにてこなごなにきり碎き、彼の村の入口、道の分れ角に埋め、猫俣塚と云ひ、大いなる石碑を建てしと也。この事、其の時に彼の近村へ行居たりし大工の噺にて聞きたり。此の大工は、同職筋故、彼の葺師をも知る者にて、殊に、田舍の事故、直に噺の聞ゆるにまかせ、馳行きて見來りし由、其の猫の形は如何、昔噺の通りの猫俣なりしやなど具さに尋ねたるに、成程猫俣にて、大きさは江戸に居る格別大いなる犬程有り、(江戸の犬は、上方の犬よりは、一振大いなるものも有る事は、人々の知る所也。)去りながら、犬とは大に替りたるものにて、全く猫故、顔など猫よりは甚だ大きく、其の顔の大きなる恰好は、小き猫の割合ながら見馴れぬ、故殊の外きみわるく、手足も犬の五つ懸を六つ懸もあり、これも犬を見たるわりにては甚だ不恰好に見え、赤色の茶と、白黒の三色にて(森彦曰、「萬寶全書」に、「凡十有餘年老牡猫、有妖爲災者、相傳、純黄赤毛者、多作妖、惟於暗室以手逆撫背毛則放光或舐油者、是當爲怪之表也」云々」と見えてゐる。牡猫の化けて人間の女性となれる此種の形式は、妖怪傳學上段々にある形式である。)尾の長き事これ又犬とは大に相違して、四尺程もありて、先七八寸程二つにわれ股となり居て、酒は其の夜二升あまり呑みたるよし、畜生のあさましさに、つひには思ひもよらぬ美食にこゝろを奪はれ、其の身を墜すに至りしこそ、能々時節の來るのにや、件の大工の見に行きたる時は、はや鎖にて大黒柱に二重に繋ぎ、晝夜拾五人づつ番をなし居るに、猫は一向驚く氣色もなく、うまい睡りをして居り見物の人々立集び彼是と口喧敷節は、細々と目を開きし、其の眼中の尖どきは、犬や馬とは大違ひ、恐ろ敷眼睛にて、尤も殘らず開きし眼は如何斗か大きく、且いか樣にか恐ろしかるべくとこそ思はれたる由、去りな

がら、驚きもせず睡り睡りて居る樣なれども、内心には、隙を見て逃出でんとせし氣色見えたりとぞ。今にても、彼の地へ至り御覽なさるべし。其の猫俣塚は目前に有りとて、村の名、件の男の名。領主なども委敷聞きて能く覺え置きたれども、二十とせ餘りを經てかく筆記せしかば、忘れて殘り多し、此の事は、いつの年の事かと再應聞きつれども、大工も卑賤の者故、年號など覺えもなく、私が幾つの年の事と覺えたりと云ふ故、其の時年を繰戻し見るに、寛政八辰年頃の事としられたり。』など見えることなどや、復讎猫股屋鋪(文政四年頃)などの記錄に胚胎取材されたものらしいのであつて、講談講說に現はれる退治者の名が、小野川喜三郎などにかはつて居ることは、說話の色彩をおもしろからしめるために、捏造せしめられたもので、如何に有馬家に人なしといへども、武術の士でない小野川の手を借りて、たつた一匹の猫股を退治させる筈はない。例の物頭安部郡兵衞が鐵砲で仕止めたといふ蜀山人の記錄の方が、確かに其眞相を穿つて居ることで、有馬騷動に、小野川喜三郎を引入れたことは、全く根據の無い後作物であつたに過ぎない。殊に、小野川が、喜三郎をあらためて、才助を名のるくだりを、講歌師は、小野川が、有馬賴貴から猫退治後に賜はるところの名であるとして居るが、事實、小野川が才助と名のついたのは彼の養父であつた小野川才助が、寛政三年沒後、其名を襲いで小野川才助と名のつたからで、彼が、有馬賴貴に一旦の勘當をえ、後之を許されることについては、別の理由があつたことである。

寛政四年三月廿一日は、例の回向院に於ける將軍上覽相撲の當日で、東の關脇かれ小野川、西の關脇雷電爲衛門との勝負は、最も世の人に注視されて居たところであつた。「相撲今昔物語」によると、其前日、有馬賴貴は、小野川を召していふに、明日の勝敗は元より期すべからざるが、汝若し雷電に敗れな

ば、再び余にまみゆるを許さず、と云はれたといふことは、賴貴は、元より、小野川をはげます爲の言葉であつたを。小野川は、ただ如何にもして雷電に勝をとらうと考へた。力は元より雷電の敵でないことを知つて居たかれは、嘗て、術を以て谷風を敗つた如く、雷電をも敗らんことを期した。翌日の相撲には、勿論その方寸を以て、之に當り、相撲つて共に倒れた。そして私に軍配のあがるを見れば西の方、勝名のりは雷電の上にあがつた。小野川の足先づ土表を出でたるが、其敗因で、彼の母は、これを聞き、憂えて自害したのであつた。小野川は、慚悔措く能はず、雷電の歸途を九段坂に要して、兩人が將に刀を拔いて相挑むの際、有馬公の柔術師範犬山軍兵衛來つて仲裁し、爭ひを解いたが、それより、小野川は、有馬藩への出入差止めを喰つた。「名譽實錄」によると。其十一月廿一日。芝に災火あり。將に增上寺をやかんとした時、小野川は、有馬公が、增上寺消防を司るを知つて、犬山軍兵衛より乞ふて、台廟の防火に從事せんことを乞ひ、許されてこれに從ひ、火將に廟に及ぶ時、小野川は、台廟に入つて厨子を負ひ、赤羽の有馬邸に護送した。賴貴之を激賞し、勸當を免じて舊扶持を賜はり、更に物を賜ふて其行を賞せられたといふのが、小野川が有馬家に歸參が適つた眞相で、何等猫退治に關係をもつことではない。

ひとり小野川のみならず、有馬の猫騷動といふものの物語に、怪奇を捏造し、誇張の筆を揮ふこと頗ぶる多かつたことで、靜かに物の眞相を觀ずれば、言ふにも足らぬかれ有馬の猫騷動であつたので、有馬家の騷動としては、彼の久留米五穀神社の祭神である稻次因幡のこれを鎮めた享保騷動こそ、言ひ得べくんば有馬騷動と名くべきであつて、其眞相の闡明こそ、史實的効果の段々にあらうと思はるゝことでもあるが、今は只其分擔せしめられた猫騷動の、取るにも足らぬ一些事であることを傳へて擱筆す（大正三、六、一七）

淺尾の局の蛇責

鳶魚

芝居や講談に加賀騷動といつて拵へ上げられた、其の根本は實錄小說と呼ばれて居る一種の寫本物に見語といふのがある、その見語は大槻傳藏の顛末を小說化した最初のもので、大分寶曆度の作であらう今日の加賀騷動として世人に覺へられて居るものは、實に此の見語を興味的に改造したのである。淺尾の局を大瓶の中へ入れて、割り蓋で首だけ出るやうにして、足は瓶の底へ屆くやうにしたから、淺尾は中腰になつて立つて居る體裁である。それで瓶の蓋に穴があつて、其處から數百疋の蛇を放ち、更に鹽を混じた酒を注いだ。瓶の內の蛇は苦し紛れに、淺尾の身體へ卷き附いた、淺尾は號泣しつゝ數日を過し、叫喚の聲の絕へた時に生命を殞くなつた。彼は身動きせずに狂ひ死をしたので、實に殘忍苛酷な刑罰といつて、殆ど他に類例を聞かない程な此の蛇責めは實際に行はれたものだらうか。

淺尾の蛇責めは頗る顯著なことで、世間て遍く知られ、加賀騷動といへば屹度此の話が持ち出される餘りに慘酷なことであるから、何時までも忘れられないのだ。此の淺尾は加賀侯前田吉德の第三女楊姬附の若年寄を勤めた女なのだが、彼が江戶本鄕の藩邸で監禁されたのは、寬延元年七月十一日のことである。同年十月四日に至つて網懸籠で江戶から差立てられ、同月十八日に金澤へ移され、翌年十月二十一日に密に殺害されたといふ。一體諸大名は江戶に刑場を持つて居らぬため、何時でも死罪以上の刑を

執行するのには、犯人を本國へ送るのが例であつた。淺尾も本國へ送られたから、刑場へ曳き出して處分されたかと思へば、密に殺して了つたとある、それならば態々本國へ送るまでもない。だが彼を蛇責めにしたことは、我等の見たものだけでは小說講談以外にはない。淺尾を本國へ送つて密殺した理由や淺尾の罪科は何であつたかといふ話になると。大槻傳藏と吉德の妾鏑木氏（眞如院）の不義について陳述し、所謂加賀騷動なるものゝ事實を說明しなければならないことにあつて、到底僅々紙數で辨じられる譯でない。此處では只だ淺尾の蛇責め。此類のない殘虐な刑罰が實際に行はれたか否かといふだけに止めたい。

其處で淺尾の蛇責を肯定すべき資料は無い。然らば全く虛構されたらうか、微妙公（前田利常）夜話に

天德院樣（利常の夫人で、秀忠將軍の女。名を子々姬といふ人の謚號）の御局は、容儀宜しく候故、微妙院樣召仕はれ候、夫より御局、天德院樣を疎み、惡しき上り物を上げ候故、御中り遊され、御逝去と申す沙汰にて、微妙院樣殊の外御機嫌惡しく、御局を御惡くみ遊され候、其頃御局の屋敷近所に栗田久右衞門屋敷之あり候。家傳の白蛇散調合の爲め、山里へ申付け、蝮を多く取寄せ申候處、其時分金澤中を沙汰に、御局を蛇責に仰付けられ候と申誤り、取沙汰之あり候を。御局召仕ひ候下女、使に遣し候時分、此沙汰を承り、女心に誠と存じ、笑止なる事に思ひ、御局に咄し申すに付。御局承られ、了簡なき事に候、蛇責に遭ひ申すべき事に之なき旨にて自害致し相果て申され候、此儀を世にて蛇責に遭ひ申すと申慣し候へども。實は右の通りの由、

とある。子々姬は元和八年七月三日に廿四歲で、金澤で沒したのだが、微妙公夜話の本文に據れば、子

々姫の御附女中に美人があつて、利常が其の美人を寵愛した、處で君寵に誇つて子々姫を疎外し、更に子々姫の死因を疑はせるやうな擧動があつた。此の嫌疑に依つて利常も其の女を憎むやうになつた、恰も其の女の住居の近所の者が藥劑の資料に多くの蝮を持ち寄せたのを、金澤中で嫌疑の女を蛇責めにするのだといつて評判した、それを聞いて其の女は自殺して了つたのだけれども、其が蛇責めに逢つたと云ひ傳へて居るといふのだ、實は其の女も蛇責めに逢はない、第一蛇責めを行はうとしたのでもない。だが淺尾以前から蛇責めの言ひ傳へはあつたのだ、元和八年から淺尾の寄殺された寛延二年までは、百二十七年の間隔がある、子々姫の附女中について發生した蛇責め說を、大槻一件の淺尾に附會したのである、孰れにしても蛇責めは實行されたことではない。

家光將軍は利常が行儀が惡いために、子々姫が世を早くするやうにあつたといふので、利常に三年間江戸詰をさせた、江戸詰といふと體裁がよろしいが、國に歸さないので、支那なら軟禁とでもいふ處なのだ。加賀では第五世吉德の時に起つた騷動の前に、第三世利常の時に夫人毒殺一件があつたので、實に大槻のは二度目の騷動なのである。蛇責の傳說のみならず、二度あつた騷動を一ト皿に盛り附けたやうなのがないでもない　加賀騷動を硏究するには、古い方のも一通り調べないと間違ひが起り易い。

田沼意次の陰謀

龍居松之助

劇化された御家騒動についての記事を集めるから私には田沼のことを書けといはれた。けれど私は田沼の家に一家内の騒動といふやうなものもないし、一寸面喰つたが、私が子供の頃田沼と佐野のことを脚色した芝居を見て大變、佐野善左衞門といふ人に同情したことがあつたので、或はそんなことを書いてみたらと請合つて了つたので。今更逃げ口上も無いまゝ。こゝに田沼に關することを少し書いてみやう之は勿論田沼一家の所謂騒動ではなく、云はゞ田沼の陰謀と稱せられたものを述べてみるので、之が全部事實であつたか、又は噂に止つたかといふことは私が斷案を下す必要はない。たゞ私の聞いてゐることと、讀んでゐることについて記してみたいと思ふのである。

まづ第一に田沼意次といふ人間の素性から說明してかく必要がある。彼は專左衞門意行の長男で龍助と稱し、父が紀州の藩士であつた關係から。吉宗が八代の將軍職に就くと江戸に來り、意次は最初西丸の小姓であつたが。家重に寵愛せられ、寶暦元年側衆となり、同八年五千石の增秩を得て實祿一萬石となり。此の後に老中と同じやうに評定所へ出て訴訟を聞くべしと命ぜられてゐる。それから十代將軍家治の時となつて、寶暦十二年には五千石の加增。明和四年には又五千石の加增といふ風で二萬石となり側用人となり。遠江相良の城主となり。從四位下にまでなつてゐる。この幸運兒はトン〳〵拍子に出世し

て明和六年八月には老中格となつて侍從に任じ、おまけに加增五千石、それから安永元年正月には更に進んで老中となり、又々加增五千石、その後も度々の增秩で終に五萬七千石にもなつてゐる。かういふ風に低い身分から出てうまく機運に乘じたことは彼の九代將軍家重の時の言葉の御名代といふ奇拔な役を勤めて二萬石にまで出世した側用人大岡出雲守忠光によく似てゐて、なほ一層うまくやつた人物である。

所が天明四年三月二十四日彼の息山城守意知が佐野善左衛門政言のために斬られて死んでから、ケチが付いて反田沼熱が追々と高くなり、流石飛ぶ鳥落す勢のあつた彼も同六年八月には老中を免せられ九月八日には將軍家治が薨去したので、同年閏十月五日には加恩の地二萬石を召し上げられ、大阪の藏屋敷はじめこれまでの邸宅を沒收し、三日以内に立退くべしと嚴命せられ、翌七年十月二日には所領の地二萬七千石をも取り上げられ、下屋敷に蟄居して謹愼するやうに命じられてゐる。而して孫の龍助意明が家を繼ぎ一萬石となり、遠州相良の城も公に收められて了つた。

さて以上で田沼意次の爲人は大抵分つたが、噂を生んだ事件二三についてこゝに述べてみやうと思ふ第一が佐野の刄傷に關する原因である。之は當時も大評判になつたもので、一般に傳へられた所を見ると、田沼が自分の家の系圖を調べてみると、佐野家から出てゐることが分り、どうかして佐野の系圖を調べやうとしたが恰度佐野善左衛門政言の家の系圖がいゝので、それを借り受け、なか〳〵返却しなかつたので、とう〳〵息子の田沼意知(若年寄であつた)を刺したのであるといふ。元來田沼は佐野家と君臣の關係のあつた家であるが、遂に田沼の方が大きくなつたので、その間に何か家柄を立派にしやうといふ野心があつたやうにも噂されてゐる。それからこの刄傷事件のあつた時の一般の評判がなか〳〵

大變なもので、善左衛門が公憤で田沼意知を刺したといひ、その翌年は米が下落したので愈々彼の凶傷が犧牲的行爲であるとせられ、そのために民が助かるのだとまでいはれた。從て淺草本願寺地中德本寺にある佐野政言の墓に參詣する者が甚だ多く、世直大明神といつて常に祭禮の如き賑ひであつた。

佐野政言の凶傷についてはいろ〳〵の噂があつたが、その中に彼が宿所へ置いた十七ヶ條といふものがある。辻文學博士は擬作と斷定せられてゐるが、恐らく擬作たることは明らかであらう。けれどもそれによつて當時の人々が如何に田沼父子を見てゐたかといふことはよく分る。つまり田沼の罪惡を數へ擧げたものである。その中に幕府の奥向に手を入れたことがある。即ち、

一、奥向を手入、御小納戸御吟味之節御役にも不立者を金子を取、勤功之者之子息を差置申付、剩玉澤殿と申合、我儘を取計、女謁を盛になし、君を穢し奉る其罪亡、

一、己が屋敷内へ御部屋樣を請待し、陰謀を企藝者河原者を相手に出し亂淫をなさんと謀る其罪亡

といふのがそれである。之によると田沼が奥向の婦人と結んで何か陰謀を企てたやうにも見える。これは或は噂に止らず、事實彼の如き人物としてはやつたことかも知れぬ。そのために大分當時の人から批難されたのであつたらしい。又同じ十七ヶ條の中に系圖の問題に關しては、

一、本家之系圖をかり己が家を本家之樣に致さんため權威をいかり取に致候其罪亡

とある。右の十七ヶ條といふものは擬作であるとしても、かゝる見解はその當時一般の人々から正しいものとして肯定されたに違ひない。

次ぎに第二には宰相毒殺の噂である。これも單に噂さに過ぎぬのであらうが、當時の人々は信じてゐ

たものと思はれる。即ち田沼意次に醫者の池端雲黙を使つて毒殺をやつたとのことである。殺されたのは久世大和、依田豊前等の外、尾張大納言もこの毒手にかゝらんとした。尤もこれは尾張家の醫者の發見する所となつて目的を遂げず、反て池端は尾張家の者のために斬り殺されてゐるが、これも全く田沼の命であると云はれてゐる。

それから第三には將軍世子家基薨去に關する風説である。これは安永八年二月のことであるが、將來名將軍たるべしとて天下の人々から仰がれてゐた家基はその年の二月二十一日新井宿の邊へ鷹狩をし東海寺で休憩したが突然病氣が起つて急ぎ歸つた。それから四日目即ち二月二十四日には死んで了つたのである。徳川實紀にもこの邊の事は甚しくボンヤリ記してあつて、病氣の原因も病名も分らぬ程である

この家基といふ人は大層賢明な人であつたから田沼も將來を怖れてゐたといふことで、若しこの人が將軍になるやうな時代が來れば自分は乾度退けられるに違ひない、それ故若い中に失つておくのが安全策だとあつて、鷹狩の途中で毒を食はしたのだといふ噂があるのである。かうなると甚だ穩當でない、彼は宰相を毒殺し、將軍の世子を毒殺し、天下を永く自分の手に握つて、名儀のみの將軍を戴いて行かうといふ事になるのである。果して、彼がそれ程のことをやつたかどうか不明であるが、當時の人は餘り家基の死が突然なので之も田沼の仕事と思つたかも知れぬ。

以上は田沼の惡い點ばかり擧げたのであるが、彼も政治家としては大手腕を有つてゐた人物で、褒めてやらねばならぬ事を多く有つてゐる。けれどもたゞここには噂として今日迄殘されてゐる彼の陰謀の二三について述べておいたのである。

『鏡山』と『加賀見山』

關根默庵

一

局岩藤、中老尾上、その召使お初、と此三人の女性を中心として、「鏡山舊錦繪」と藝題した淨瑠璃は、人口に膾炙して、操りより歌舞伎に脚色され、今尚舞臺に繰返されて居るが、「鏡山」は別に「加賀見山」とも書するが如く、加賀騷動の劇化を暗示せるもので、その分子をも多量に含んで居るが、尾上岩藤の事蹟は、加賀騷動とは何等の縁故もなく、全然別個な事件である。

思ふに鏡山の作者は、加賀騷動を劇に脚色せんとの目論見を主とし、其内容を面白からしむる爲めに尾上岩藤の事蹟を筋へ取入れたものか、將又、尾上岩藤の事件を世に紹介するを目的として、看衆の注意を惹く手段上加賀騷動を背景に用ひたものか、その何れを主とせるものか解らぬが、元來鏡山の名は古今和歌集雜上にも「鏡山いざ立よりて見てゆかむ、歳經ぬる身は老いやしぬると」——作者未詳、或は大伴黑主作と傳ふ——見へ、近江國に在る山の名で、此事件とは別に掛り合もないのを作者が特にこれを藝題に用ひたは、全く加賀を連想させる方便に外ならぬ。而も此淨瑠璃に於ける興味の中心は云ふまでもなく尾上岩藤及お初の事柄に集まり、加賀騷動に關係の有無などは別問題として、面白き狂言の一とは成つたのである。これ等の複雜せる交渉に就ては、以下順を逐ふてこれを述べやう。

二

そもそも尾上岩藤事件の眞相に就ては、いろいろに傳へられて居るが、讀書に散見せる所を綜合して其の實傳と覺しきものによると、此事件は享保年間、石州濱田六萬石松平周防守の、江戸木挽町上屋敷に起つたもので、劇に岩藤と作られたは局の澤野と云へるもの、尾上としたのは中老の瀧野と云ふ女である。瀧野は本名をみちと云ひ、一説には大和郡山本田家の臣で千石を領した正木佐五右衞門後に改姓して岡本佐五右衞門の娘で、佐五衞門は故ありて浪人し江戸兩國矢の倉に住つて居たと傳へるが、鏡山の狂言にも、尾上が町家育ちの意味にしてある如く、矢張り、江戸赤坂田町一丁目の町人、田原屋七郎右衞門の娘と云ふ説が事實であらう。劇の鏡山にお初として現はれて居る尾上の召使は、長州豐浦毛利甲斐守の足輕松田忠八の娘で、おたつと云ふ女である。この名も一説にはおさつと傳へるが、おさつとは珍らしい名、おたつの方は普通有る名である。併し世間でおたつと名づくるのは、多く辰年生れのものに命名するやうであるが、事件のあつた享保九年には、おたつが二十二であつたとしてあるのを見ると、おたつは未年生れで辰の年ではなく、又辰年の生れとすれば、元祿十三年の出生として事件當時は二十五歳になつて居た筈である。何れが眞か、此處にはおたつとして置かう。

おみちは前に述べた通り町人の娘であるから、女一通りの事は富裕な親達が仕込んだであらうが、武藝までの心得は無かつた。併しおたつの方は父が足輕とは云へ武士の家に育つた事ゆへ、幼少から氣性の勝れたおたつは、師に就て武藝を勵み、女ながらも確な腕前になつた。そしておみちとおたつとは、

少女の頃から稍く氣が合つて、仲の好い友達であつた。察するにおみちが、おとなしいお孃樣育ちなのに、足輕を父にして、武術にも熱心と云ふ程男性的のおたつと、全然相反した氣質が、却つて兩女の親しさを一層深くしたものであらう。それは心理的に考へても、うなづかれる處である。

おみちの父田原屋七郎右衛門は、石州津和野四萬三千石龜井能登守の屋敷へ出入して、お金御用を勤めて居たが、能登守に萬天姫と云ふ姫君が在つて、おみちは此萬天姫の琴の相手に御殿へ勤める事になつた。内氣で物靜かなおみちは、非常に萬天姫のお氣に叶つて、姫とおみちとは姉妹のやうに親しみあつた。そして、萬天姫が前述した松平周防守の若殿左近と、緣談調ひ入輿と決した時に、姫は是非ともおみちを同行したいと父へせがんだ。そこで龜井家から七郎右衛門へ話があつておみちは姫君の局役として附添ひ、局の名も瀧野と稱して共に松平家へ仕へる事になつた。姫から姉妹の如く慕はれて居たおみちが、更に一層親しい仲であつたおたつを殘して行く事は情に於て忍びない所であるし、おたつも亦おみちに別れる事を悲しんで、これも附いて行き度いと願つた。かくておたつは、おみちの部屋方女中として、隨行する事とはなつた。當時、良家の娘達が、行儀見習と云ふ名目で、半ば虛榮の爲めに、競つて屋敷奉公をしたがつたのは。一般に社會的の傾向であつたが、これがおみちに取つて、大不幸の始めであらうとは、誰も思ひ及ばなかつたに相違ない。

三

松平周防守の家に、齡、耳順に及ぶ今日まで、永く勤め續けた局の澤野は、劇化された岩藤のそれの

如く、大それた陰謀などを企てる程の惡人ではなかつたらうが、至つて底意地のわるい、口やかましい憎まれ者には違ひなかつた。尤も、大名屋敷の奧深く、世間とは全然異つた生活に、女の一生を男も知らず空しく過して、終るものゝ多かつた老女達としては、必然の結果として、猜疑、嫉妬、邪智、排擠執拗、不遜等、女に在りて殊に深いあらゆる精神的缺陷が、一層著しくなり行き、所謂變態心理、いやにひねくれた根性になり度がるのも、止むを得ぬ所で、奧勤めの老女と云へば、直ぐに意地わる婆アを連想させる程であるが、この澤野などは、其御多聞に洩れぬ上へ輪をかけた、先天的のねぢけ者であつたかも知れぬ。

果然、澤野は若殿左近の許へ入輿した萬天姫に附添の中老瀧野に對し、冒頭から反感を抱き、自分の年長と、故參と、席次の位置を笠に着て、且つ、瀧野が町人の娘であると云ふのを輕侮し、眼下に見下す態度を執つた。澤野には自分が大御番の旗本、落合源左衞門の伯母、旗本の娘であると云ふ事が、何よりの誇りとする處であつた。澤野は初對面の瀧野に向つて、瀧野どの、お前樣は赤坂の田原屋某の娘とか、町人の娘でありながら、御大名の御姫樣のお側へ御奉公が出來るのは、ほんに果報いみじき事じやの。したが、お前の御主人龜井樣は四萬三千石、御當家は六萬石、御小身の御大名と、御大身の御大名とは、奧向の御樣子も大分に違ひますて、私は局役、萬事御差圖をいたさうなれど、御小身から御出になつた、お姫樣も御心配なりや、それに御附添申して、重いお方に御奉公するお前も、町人の出とあらば嘸心遣ひな事で御座らうの、何事によらず私の指圖を、大切にお守りなされ。などと云つた。内氣な瀧野も、自分の町人出をさげすまれたは仕方がないとして、自分の主人を小身呼はりされた口惜しさ

に思はず五體をふるはせた。これこそ澤野對瀧野が、反目の第一歩であつた。

爾來、澤野は何によらず、事毎に瀧野を苛めよう〱とした。併し、瀧野は怜悧な性質とて、其都度風に柳と逆らはなかつたが、內心深く澤野を恨む心は、制さうとしても制し切れず。ある時若殿夫婦の御前で常盤御前の貞女論に就て。豫め讀書を好んだ瀧野は、滔々と史實を說いて、常盤の事蹟を論じ、最初常盤を貞女なるかの如くに述べた澤野の說を駁して、不明な彼女をやり込めた。澤野は素養の足りなかつた爲めに、何とも抗辨する事が出來ず、殊に若殿夫婦の面前ではあり口を緘じて沈默した。瀧野が心ひそかに痛快を覺へたことは云ふ迄もない。

又、ある時は、時鳥といふ課題で。矢張り主人の前で澤野や瀧野を始め女中達が俳句を詠じた。其頃屋敷勤めをする者として、多少とも風流の嗜みのないものは有るまいが、其優劣は別問題である。澤野の詠んだ句が、平凡な月並調、殊に缺點があつたに反して、瀧野の詠じた句は、極めて秀逸であつたので。この時も又々、澤野は瀧野の爲めに敗を取つた。

四

澤野が瀧野を憎む心は益々募つた。多勢の奥女中の中には、瀧野に好意を有する者のみは居ない。澤野は自分に於る腹心の女中どもを語らつて。何か機會があらば、瀧野を辛き目に遭はせて、日頃の意恨を晴さうとした。

一說には、瀧野のおみちが、才色ともに勝れた處から主君左近の目に止つて、お夜具拜領、即ちお手

の付いた身分になつたを、澤野が一層嫉視して、斯く意恨を抱くようになつたのだとも傳へるが、劇には其片影さへも脚色の上に認められて居ぬ点を見ると、或は想像の説かも知れない。

其内に、享保八年の暮、十二月十三日に、松平家の嘉例として、煤拂ひの行事があつた。瀧野の部屋方女中として勤めて居るおたつは、例年煤掃の濟んだ跡は、陪臣の身分でも、奥向の部屋々々を拜見する事が叶ふと聞き、瀧野に願つて、彼女と共に、掃除の出來上つた奥御殿の諸所を見て歩いた。すると、豫て澤野から、瀧野に報復の内命を受けて居た女中達は、今日こそ好機會とばかりに、十四五人隊をなして瀧野に肉迫し、お煤拂ひの御祝儀、御家の嘉例と稱し、瀧野の身體を胴上げにしようとした。單に胴上げをされるのみならば宜いとしても、平常憎いと思ふ者に對しては、胴上を名として、手酷く床へ叩き付け、足腰も利かぬ目に逢はすことがあるので、これを聞いたおたつは色を變へ、これ／＼皆さま、私の主人は病身、殊にこの兩三日は服藥中で御座ります。御嘉例で御座りますなら、どうか私を代りに胴上げして下されまし。と頼んだ、女中達は顔を見合せたが、そう云ふ事ならお前を上げようと云ふや否や、多勢でおたつの身體をさし上げ、天井を目がけて打上げ、さつと跡へ身を引いた故、其儘落ちれば腰の骨を打折らぬとも限らぬ。併し、おたつは前にも述べた通り、武術は免許にも達して居る事とてくるりと途中でもんどりを打ち、すつくと身輕く下へ立つた早業に、一同は案に相違して呆れたが、此上はと近よりざま、今度はおたつを柱へ打つけようとした。これは危險とおたつも身を堅め、投げられぬ内に近よる女中の手を取ると、二三人を左右へ取つて投げた。處へ折よくも取締の老臣が來たので、瀧野のおみちとたおつとは、危い所を免れる事ができた。

其年も暮れて翌年の四月二日のこと、瀧野は部屋でおたつの爲めに髮を結んでやつて居た。表向は主従でも、內輪は親しい二人の事ゆへ、中老の瀧野がおたつの髮を結んでやるのも、敢て不思議はない事で、以て平生も察せられるが、丁度此時、主人夫婦から急に出仕の迎が來たので、瀧野は急いで手を清め衣服を更め、御前へ出ると御酒宴が開かれて居る所で、瀧野に琴を所望された。そこで瀧野は得意の一二曲を調べたところ、主人達は賞美して其勞をねぎらつた。瀧野は上首尾で退つて來る途中、かの澤野の部屋の前を通ると、障子を開いて澤野が瀧野を咎めた。何故他人の草履をはくのかと云ふのである瀧野も云はれて氣がつくと、いつの間にか自分の草履が澤野の草履と違つて居た。これは無論澤野の奸策で、瀧野が琴を彈奏してゐる際に、廊下へぬいだ草履をすり替させたものであらう。瀧野は恐縮して草履を脫ぎ、謹んでその疎忽を謝したが、企んだ事とて澤野がこれを許容する筈もなく、彼女は口を極めて瀧野を罵り、今更お前が此草履を返した處で、一旦町人上(あが)りのお前が足にかけた此草履を、どうして私がはかられうぞ、お前と私とは身分が違ふ。畢竟育ちが卑しければこそ、このような過ちを仕出來すのじや、以後の見せしめ、斯うして吳れう。と、其草履を取つて瀧野の肩先を丁々と打つた。そして詫入る瀧野を尻目にかけ、尙も毒舌を浴びせかけてすつと入つた。瀧野は面色を蒼白にし、下唇をかみしめて悲憤の淚に暮れた事であらうが、やう〳〵心を落付けて悄然と我部屋へ歸つた。

おたつは瀧野の常ならぬ樣子を見て心を痛め、いろ〳〵と尋ねたが、只氣分が惡いと答へたのみで、其儘に寢床へ入つたので、おたのは今日の一狀を知る由もなかつた。

翌朝になつておたつが起出て見ると、瀧野は昨夜徹宵一睡もせぬらしく、目も泣はらしたかの樣子で

ある。おたつは其擧動を霽しく思つたが、瀧野は頭痛と紛らせ、涙と共に昨夜認めた長文の手紙を文箱に納め、文庫一つに添へて、これを赤坂の親許まで屆けるやうにおたつへ命じた。そして此品をおたつへ紀念と思つてか、自分の小袖と帶一筋とを與へ、これを着て行けと云つた。おたつは何心なく其小袖を着し、帶を締めようとしたが、幅が廣いので獨りでは締め難く、いつもの心安だてから、瀧野の手を借りようとした。すると瀧野は常になくおたつを叱つて、假にも私は主人、その主人へ向つて帶をしめてくれとは何事と咎めた。おたつは驚いたがをど〱と自分の不作法を詫び、支度もそこ〱に使に出た。これが五つ時の事である。

おたつは、文箱の中が、瀧野の血涙を絞つた最後の遺書とも知らず、赤阪へ向つて道を急ぐ途中、霞ケ關の近處へ來ると、出逢つたのが同じ屋敷の中老櫻木の召使、お千代と云ふ女である。二人は立止つて一言二言挨拶の內に、おたつは初めてお千代の口から、昨日瀧野が草履の一件で、澤野から手酷く辱しめられた事を聞き、仰天して打驚いた。そこで直ちに屋敷へと取つて返したが、此時は既に瀧野が覺悟を極めて、美事に自刄を遂げた跡であつた。

見れば瀧野は部屋の內を整然と取片附け、床には祐天上人の筆になる六字の名號の軸をかけ、香爐に嗜みの香を薫らせ、藤の花の模樣ある短冊へ

藤のころ　なかき短き　世の中に
　ちり行くけふそ　おもひ知らるゝ

卯月三日　　　　　　岡本氏　娘　み　ち

生年　二十三歲

と辭世を認め、空しき形骸とはなつて居た。

五

瀧野がおたつに親許へ持て行かせた文庫の中には、觀世音及び地藏尊の繪像、香合、櫛、笄、伽羅、金袋等遺品の數々を納めてあり、文箱の中は密封した遺書で、

御二人さま益々御機嫌よく御座遊ばしうへのふ御うれしく存上參せ候私事何共一分立がたき事御座候まゝ此度自害致參せ候て此よは血の露と見參せ候其譯申上候へ共たつへ夫となく物語致置候御聞被遊可被下候細々申上候ては御なげきの上の御はら立能々の事と思召可被下御奉公の內も御おんの御事忘やらず居參せ候處先達候不孝のつみ御はら立被遊候と草葉のかげより是のみ氣に掛り參せ候かならず〱不孝者と思召御なげき被下まじく候おゝくは先のよのえんやく束事と思しめし御あきらめたゞ罪の一つも輕く成佛佛果の種とも成候よふに逆樣ことながら御供養のみ遊し可被下候もはや追付爰元より此わけ申參り候半とぞんじ參せ候左よふに思召御おむ乍よろしく御取計見ぐるしく無樣に仰付られ可被下候わけて申上候文庫の內に十四五色小道ぐ御ざ候夫れ〲御見分かたみに御遣可被下候此內に殘し置し妙養院樣御ながらへの內被下候所の地藏樣とかみ包とは御とゝ樣へ御上被遊可被下候九重の御守懷中鏡朝夕御前へ出候度々に私かげを移し參せ候御逢被遊候と思召御覽被下候樣かならず〱賴上候また〱三五郎へは殿樣より戴候御香合はな紙袋遣し申候おみやへも殿樣より戴參せ候髮さし子

安貝遣參せ候成佛の後姉と思ひ出しくれ候樣に被遣可被下候下谷御おば樣初仁右衛門樣半次殿おるよどの其外皆々えはいみかゝり候半とぞんじ參せ候まゝ仰被遣可被下候其折からは妙くわん樣へ此觀音樣御上可被下候おいち樣へもわたり殿へも何なりとも少々御上可被下候本所の乳母へも此金袋封のまゝ被遣可被下候私よふ生のころよりやういくにあづかり參せ候此外に何ぞ垢付候物遣し度候得共假の事故たつへ計被遣可被下候是さへ道の程いかがと思ひ案じ參せ候わけてかなしきは乳母の事に御ざ候今みるやうに思はれ候其外どなたへも御暇乞殘りのふ賴上候たつもかよふの事とは夢にも知らず文御覽被遊候はゞ初めて承り嘸々おどろき入候半とぞんじ參せ候年月の內念頃にいたわり暮候まゝよく〳〵御仰可被下候かへす〴〵も此末とてもたつが事たのみ上參せ候いつ迄かき參せ候ても盡ぬ事御暇乞までに書殘し參せ候不孝者と御とゝ樣御しかりも候半と是のみ氣がゝり參り候幾重にも〳〵よろしくたのみあげ參せ候思ひもふけぬ事ながら今わ只淚にてめもくれ跡先に文字もしとろに見へわかれ申間敷候まゝ早々申殘し參せ候荒々かしく

御かゝ樣　　　　　　　みちゟ

御もとへ

とあつて、字々句々人に迫る悲痛なものであつた。おたつは主人が自刄の原因の、澤野にあるを知つて無念やる方なく、男まさりの彼女は忽ち復讐を決意し、瀧野の亡骸を以前の如く屛風にて圍み置き、取亂したる狀もなく澤野の許へ至り。主人瀧野こと、ちとお目にかゝり申上度事の御座りますなれど氣分あしく打臥居り、參上いたし兼ねますれば、誠に恐れ入りますれど、部屋まで御越しを願ひ度う存じ

ますると申入れた。

おたつは氣取られてはならぬとの心遣いから、努めて平靜な調子で、さり氣なく述べたので、澤野もそうとは心付かず、はて何事かと、おすはにおひさと呼ぶ附の女中を二人供に連れ、瀧野の部屋へ赴いた。見ると屏風が立廻してあり、瀧野はあの中に臥して居るとの事に、供の女中に部屋の入口に控えさせ、近づいて屏風をさし覗いた刹那、おたつは瀧野が自刄に用ひた一尺二寸ばかりの脇差の、血潮に染みた儘屏風の蔭に隱し置きしを、取出しざま澤野の脇腹へつき立て、瀧野が無念の意趣を一々云ひ聞かせつゝ、力を極めて深くも抉り立てたので、何かは堪らん澤野は悲鳴を擧げ虛空を掴み、血に染つて絶命した。二人の女中は生たる心地もなく膽を消して走り出でたが、それからの屋敷中の混雜は此處に述べる迄もあるまい。時に澤野は六十一、瀧野は二十三であつた。

おたつは神妙に處分を待つたが、主君松平周防守は此出來事を聞いて、おたつの女には珍らしき節義を賞美され、別段の咎めもなく、殊に瀧野を失つたおみちの兩親が、おみちの代りにおたつを强いて所望し、この事を主家へ願出たので、松平家からも口を添へられ、おたつは田原屋の養女となり、一說には其後また松平家へ召出され、改めて中老として出仕し、其後支度金百兩、時服六枚を賜はり、四十俵五人扶持を給せられたが、二十七歲の時用人神尾某主君へ乞ふておたつを妻に迎へたとも傳へられる。

六

以上が此事件の概說であるが、これを操淨瑠璃にまづ脚色したのが、即ち天明二年正月堺町薩摩外記

座に上場した「鏡山舊錦繪」で作者は容揚黛といひ、これは下谷長者町に住した町醫松田某の假名であると云ふ。この淨瑠璃が大に當つた所から、其翌天明三年四月、木挽町森田座で歌舞伎に上場してこれ亦大當りを取つた。當時、岩藤は三國富士太郎、尾上は中村粂三郎、お初は小佐川常世が勤めた。

而して此時の演出は無論淨瑠璃の院本通りに演じたものに相違ないが、此院本と、今日演ぜらるゝ鏡山の狂言とは、大分の差異がある。今この院本の大要を擧げて見れば。

此院本は九段に分れ、時代は延文、世界は鎌倉となつて居る。足利持氏には花の方と雷の方と云ふ二人の側室があり、花の方の儲けた花若は惣領なれど、持氏の伯父大膳は雷の方と密通して、不義の胤なる月若を家督とし度さに、老女岩藤と謀り、仁木將監等と共に家の横領を企て、繼目の綸旨を寶藏から盗出す。持氏の弟縫之助は手越の遊女道芝に馴染み、許婚の細川頼之が娘操姫を嫌ふ。道芝は足利を敵と覘ふ赤松の殘黨眼兵衛の娘で、姉のお來は足輕大杉源藏の女房である。持氏は他出の折、茶店を出して居る此お來に懸想し、源藏が道芝を小姓姿に仕立て館へ入込ませたをお來と思ひ手折らうとする。源藏は才はじけた男とて、非常に持氏の氣に入り、破格の出世をして家老に取立てられ、老臣和田左衛門を遠ざけ忠義な紙崎主膳を放逐させ、此奴我黨と大事を明した仁木將監を自滅させる。將監は手盛を喰つて逃出すを、源藏は主膳の弟で浪人して居る畑介を嗾かし、仁木を討取れと欺き其實持氏を相摸川の水中で暗殺させる。此騷ぎで縫之助と操姫及び道芝の三人は行方不明になる。主膳の苦忠により眼兵衛は娘道芝を手にかけて自殺し、源藏から離縁されたお來は母の藥代に身を賣る悲劇がある、大膳は持氏の死んだを思ふ壺と尚も惡計を進めたが、岩藤は伯父大膳の惡事の密書を尾上に拾はれたので、町人の

娘よと罵つては尾上を苛め、草履で打擲する。尾上は船ヶ谷の米問屋坂間傳兵衛の娘である。その傳兵衛に啻て救はれた浪人高木十内の娘お初は、尾上の召使として勤めて居たが、主人の辱められたを知り且つ悪人共の密計を立聞く。尾上は無念を堪へ悄然と歸つて來るを、お初はいろ〳〵と慰め、忠臣藏の譬を引いて、判官樣は御短氣故にお家を亡ぼし家中一統の難義となつたと、それとなく諫めたが、尾上は思餘つて遺書を認め、お初を親元へ使にやる。お初は今宵は氣が進まぬと否んだを尾上が何時になく叱るので詮方なく心を殘しながら使に出たが、途中で烏啼が氣にかゝり文箱を開いて見ると、遺書、草履が出たので驚いて引返すと、尾上は既に自害をして居た。書置の中からは豫て尾上が拾つて置いた惡人共の密書が出る。主人の敵、御家の爲と、お初は決心して岩藤を庭前へ呼出し復讐する。大膳と源藏は驚き怒つたが、花の方の計らいで、お初は二代目尾上に取立られる。此草履打から復讐迄の主要な件は第七段にあるので其前後は、今日も上演されぬ程あつて、趣向も突飛で面白からず、蛇足の嫌を免れぬ。即ちこの跡は、操姫縫之助の道行に道芝の亡靈が出る件。これが夢になつて縫之助の操姫は浪人十内の家に隱れて居る處、畑介も此家の掛人になつて、占を業としてゐる。お初は二代目尾上と立身して親十内の許へ訪ねて來たが、律氣な十内は喜ばない。尾上は更めて上使として縫之助操姫の詮義を云渡すと、畑介はわざと縫之助の手にかゝり、源藏に欺かれて仁木と誤り主君持氏を相摸川にて弑したる事を自白する。結局お初の二代目尾上は畑介の自白を證據に、大膳や源藏の一味を取て押へようと、館へ歸る件が大團圓になつて居るが、大體に於て筋に無理が多く、上乘の作とは云はれぬ。藝題に用ひた近江の鏡山は、實に此十内の浪宅の所在地なので、お初が出世しての歸省を形容して、故郷の錦繪とは題

したのであらう。

七

これで見ると、尾上の瀧野、お初のおたつの外に、持氏は即ち加賀の大守を暗示したもので、大杉源藏は大槻傳藏、岩藤は前述の澤野と加賀騷動の淺尾を兼ねたもの、和田左衞門が織田大炊なら畑介は云ふ迄もなく鳥井又助であらう。尚此院本には、以上の外に、桃井求馬、犬淵藤內、原田軍平、腰元早枝奴実平、鷲の善六、町人德兵衞などの人物が點出されて居るが、第一段に於て、紙崎主膳が山狩に行き子鹿を射てよと殿から命ぜられたに對し、自分に元狩人から成上つたもの、親子の恩愛は獸類とても同じ事と說て、子鹿を助くる件など、坊間加賀騷動の實說として傳へらるゝ、大槻傳藏の實父某の事を應用したものと覺へるから、加賀騷動の色彩は、此院本に鮮明に顯れて居るのである。

尤も、加賀騷動は、既に此前年、即ち天明元年に於て既に劇に潤色されて居る。即ち大阪藤川座に上場された、奈川龜助作の『加賀見山鄉寫本』がそれで、鏡山の院本も亦、この感化を受けて居る事は否まれぬ。

そして、後、文化十一年三月に至り、市村座に上場された「隅田川花御所染」に至つて、尾上岩藤の件は、前述の院本より一層巧なものとなつて現れた。これこそ今日行はれる鏡山の脚本で、根據は前の院本の第七段を基としたものであるが、大部分を修訂した作者は、かの鶴屋南北で、筋は尾上岩藤の件と女淸玄とをないまぜにしたもの。この後も鏡山の狂言は、種々の狂言とないませで舞臺に上つたが

此時の役割は、尾上（初代市川團之助）岩藤（七代目市川團十郎）お初（五代目岩井半四郎）であつた。

女清玄の方は別として、大體の筋を擧げれば、入間家の惡家老蟹江一角は、局岩藤及び其弟浮島主殿等と心を合せて、お家横領を企つるにつき、邪魔になる中老尾上、谷崎主水等の忠臣の自滅を計る。息女大姫の許嫁義高の形見、朝日の彌陀の尊像を守護すべく命ぜられた尾上を岩藤は罵つて、町人の出なれば武藝の心得なく勤め兼ようと嘲る。尾上の召使お初は主人の大事と立出て岩藤と立會ひ之を苦しめる。岩藤は尾上を罪に落さうと朝日の彌陀の尊像を奪ひ、劍澤彈正と示し合せて、尾上が預りの蘭奢待の名木を草履の片足とすり替へて置き、尾上を此草履で散々に打つ。尾上が部屋に歸つてから、お初が心盡しの介抱・忠臣藏の譬を引いての意見は院本の通り、お初は使に出ると怪しい烏鳴き、そこへ蘭奢待の名木を取戻さんと、奴伊達平が牛島主税を追つて來ての立廻り、三人絡んで喧嘩になり、お初の持つた文箱を奪合ふ内、中から書置と草履が出る。お初は扨こそと胸を驚かせ、一散に立ち歸ると尾上は恨を殘して自害して居る。お初は怒りと嘆きに氣も狂亂、仕返しすべく奥庭へ忍ぶと、岩藤は姫君調伏の菊人形の企み、お初は岩藤へ尾上が病氣故お見舞を願ふと誘ひ、假病を使ふ岩藤の頭へ恨の草履をのせて辱め、遂にこれを殺害して仇を討ち、且つ朝日の尊像を取戻す。岩藤一味の惡事現れ、お初は二代目尾上に取立られる。

八

即ち、この南北が改修した分によつて、尾上岩藤の件は一層事實に近いものとなつた。お初が岩藤や

多くの女中を對手にして試合をし、武勇を示す所は、お初の武家出なる事と、例の煤拂の折の腕立とを仕組んだものに違ひなく、烏啼の場も、段取に無理がなく、作劇上の技巧も遺憾がない。仕返しの庭先も、岩藤を尾上の病氣見舞に誘ふ所が、前に述べた事實と相應してゐる。併し、院本も此改作も、自及から復讐を、草履で打たれた其夜の事にしてあるが、これは劇としては此方が無論よいが、事實は前に述べた通り翌日の午前なのである。

朝日の彌陀の尊像と云ふのは、瀧野の遺書にあつた、觀世音と地藏尊の繪像から想を得たらしく、お初が使に出がけに衣類を着かへ、又いつになく尾上から叱られるなど、皆事實を取入れてあるのも面白く、院本も改作も忠臣藏の譬を引いての意見が、眼目になつて居るのも、當時の奧女中が、如何に芝居見物を、享樂の的としたかの世相が窺はれる。草履打の劇化に至つては、南北の方が院本よりは數段の上手で、尊像とすり替へてあるのも看客の意表に出づれば、お初が復讐に出かける前、寢刄をも此草履で合せ、岩藤の頭へこれを載せて怨みを述べるなど、實によく此草履を活用してある。實にこの草履と云ふ一品は、鏡山の狂言に最も重要な材料である。今、參考として、右の『御所染』が初演當時に於ける、俳優の評判記を、文化乙亥年の『役者譽節』から、拔萃すれば、

自有大、上上吉、岩井半四郎——三月狂言より市村座へ御勤、御所染に花の姫上下きらびやかに立派の供廻り松若の行衛を物語り奥へ入ると下女お初に早替り、主人尾上の身の上を案じ、願ひを上て女中四人との仕合、岩藤との竹刀打、此お初しやんとして仕打輕く大評判。清水の幕、花の姫剃髪して清玄尼當陸之助を見て心亂れ、珠數も手桶も打やり、戒を破つて肴を食べ池へ轉び落ちると顏色變り

常陸之助と櫻姫を見て、うつゝの如く跡を慕ひ切幕へ入ると早替りお初主人尾上の身の上を案じ扇子の要はなれなるに心付て草履をふところへ入れ主人の無念をはらす大入〳〵。

上上吉、市川團十郎――三月十七日より市村座へ御出勤おなじみの松君、条野平内と一味して賴國を殺さんと天鏡の物語り二役岩藤中老尾上をなぶり新影流の物がたり大でき〳〵（見功者）口上に松銖院の姪とおつたが、あんまり若い作りで老女とは見へず舞臺締りなく中老よりも若く見へ評おしく殘念〳〵。上上吉、市川團之助――御所染に尾上の役、岩藤の無禮を堪忍しお初が差出るを叱る仕内こたへました。四建目草履の無念心の内にてお初に暇乞して自害する迄如何なものも涙をこぼしました。

即ち最初加賀騒動を背景として紹介された尾上岩藤は、此事件だけとしても獨立の價値あるものと認められ歌舞伎狂言中の一權威たるに至り、次第に其完成を見るに至つたのであるが、而も加賀騒動との關係に依然として離れず、後、安政七年三月、河竹彌默阿翁が市村座に「加賀見山再岩藤」――骨よせ岩藤又は増補加賀見山と稱するもの――を書下し、二代目尾上が岩藤の亡靈に惱ませらるゝ事や、鳥井又助が惡人に計られ誤つて殿の奥方を暗討にして切腹する件等を加ふるに至つて、相互の交渉は益々甚しくなり、尾上岩藤お初の事件は、全然別物の加賀騒動と、切つても切れぬものとはなつて終つたのである

倚、同じ默阿彌翁が、更にこの狂言を世話に碎き、慶應三年正月市村座に、お静禮三の狂言とない交ぜにして世界を吉原の三浦屋となし、岩藤尾上及びお初の初菊を傾城にして、草履打の趣向を見せた。「契情曾我廓亀鑑」と題するものが出來たが、これ等は、劇化されたるお家騒動の研究と云ふ、本題には次第に縁の遠いものとなるから、一先づ此位にして切上げよう。

生駒家騒動

志筑祥

瀬戸内海の絶勝をその膝下に蒐めたやうな讃州の高松城。蒼波に白壁の影を浮べて、さながら要害の堅固を誇り顔たる、栗林公園の名で世に知られてゐる今の時代から三百年あまりを遡つた慶長元和の頃、此の城の主と崇められたのは従四位下讃岐守左近將監正俊であつた、

正俊の祖父親正は、美濃國可兒郡土田村の生れで、織豊二公に歴仕して度々勳功があつたので、天正十五年、讃岐一國十七萬三千石に封ぜられ、ここに生駒家を立つるに至つた。その上、豊臣家小年寄役の重任を負ひ、有名なる堀尾帶刀先生(センジヤウ)吉晴・中村伯耆守一氏と並べて三人衆と呼ばれ、樞要に位置して居つたが、關ケ原の役に、石田三成の勢に與つたがため、徳川家に對する遠慮から、親正は高野山に登つて髮を下した。併しその子の一正(カズマサ)は合じ合戰に功ありて、家康よりもとの如くに讃岐の一國を賜つて、親正の歸國をさへも許されたのであつた。

かくて此の一正は、慶長十五年に逝いた。乃で父の名跡を相續したのがその子正俊である。

正俊は、壽豊かならず、僅か三十七歳で、元和七年に世を去つた。まだ十一歳の幼い小法師が家を繼ぎ、先代正俊の内室が、勢州津の城主藤堂高虎の女であるので、外祖父の關係にて、生駒家後見の事を藤堂家に幕府より命ぜられた。常ならば、かゝる折は國政の日附を別に選んで遣はすのであるが、例に

達ひてかやうに便宜の處置をした。幕府の生駒家に對する恩遇を諸家でも羨むほどであつた。
此の時、生駒家の老臣には先代正俊の妹婿たる生駒將監あり、又正俊の實弟生駒左門も、やがて國政に與かる身である。此の二人をば目の上の瘤としてゐるのが、石崎若狹と前野助左衞門とであつた。二人は秀次の老臣たる前野長康の家來であつたが、秀次滅亡の後、生駒家をたよりて親正に目を掛けられて、一正にも仕へ。更に正俊の代になつて一層重く用ひられた上に、長康と高虎とは昔親しい間柄であつたために、自然二人は藤堂家にても懇意に扱はれるやうになつた。二人は圖に乘つて家老職にまでも望を掛け、それ故にこそ、將監左門を邪魔にして、それを除くについての謀を廻らしたのであつた。
同じ家老の森出羽、上阪勘由が內々將監の勢威に不滿なのを知つて先づ二人を語らひ、自分等は、潜かに高虎に會つて、將監の專橫甚しく家中不和にて主家の不爲めであることを告げた。併し高虎も直にその言葉通りを信ずる程の愚かさでもなかつた。一應は二人を諭して退かせたが、家中の和合せないことは跡方のない事でもない、島郡方奉行西島八郎兵衞之友に、讃岐在勤を命じて、生駒家の內情總てを內々報告させることとした。同時に高虎から生駒家家老に對して、萬事愼しみ不和なき樣との注意があつた。
表面に事無き生駒家の四年は過ぎた。寬永二年、小法師は十五歲に達して、元服、名を高俊と改めた。その頃、高虎と親友たる土井大炊頭利勝は、幕府老中の中にも幅利きの第一であつた。乃で高虎から望んで利勝の女と高俊との婚約が結ばれた。當家の行末。末廣々と世からその幸運と羨まれたが、さて、一家の運命は、さう順調にばかりは進まない。石崎前野といふ病源菌がその體の內に潜在してゐる、そ

の生長を助ける事情が又一つ起つた。

讃岐國は水利よからず農民の困苦は毎年の事であつたが、別けて寛永元年の大旱魃は四國一圓その被害が甚しかつた。困窮の極は、領主を怨み、老職の怠慢を罵る聲となつた。將監は前後を深く考ふる暇もなく、軍用不時の貯米をまで出して救恤の用に充てた。併しそはただ眼前の急を暫く救ふに過ぎない。西島之友は高虎の指圖を受けて家老等とも議り、領内を巡察して、諸處に九十幾つの大池を築きて水利を便にする手段を講じた。かふした土工は百姓一同の努力で二年經たぬ内に竣つて、用水の豐かなため、作は年々豐熟して士民共に追々生計に餘裕あるやうになつた。併し安逸を得れば又奢侈に傾く、ことに先年凶作の折に、釀された上下不和の弊は、尙ほ殘つて居て、家中の者も一致して事に當る覺悟がない。かくては水利のみよくとも、國の繁榮は望まれやうもなければ、之友は又も高虎の指揮を仰いで、田圃區劃、荒蕪開墾のことに努めた。

家中の和合内疲弊の事共を之友の報告によつて知つた高虎は、曩に石崎前野の二人が潜かに告げた處も全く讒言ではなかつたやうに思つた。將監等が老職として平素の怠慢が推知され得るやうに感じた。折も折、將監は、其の子帶刀の妻として大和郡山城主水野勝成の妾腹の女を娶る考で、高虎の内意を窺はせた。高虎は甚しく怒り、叱りて其の事は止めになつたが、高虎はいよいよ將監の權威を殺ぐことに努めた。其の倨傲なる望みを、さりとて將監の職を直に罷めさせるのも容易でないので、先づ高俊の叔父たる生駒左門と石崎、前野と三人をも家老職と定め、その中、石崎、前野兩人に、高俊の定江戶供家老を命じ、左門と森、上阪の三人を交替江戶詰といふことに定めた。

西島之友は田圃區劃の事など一先づ終りを告げた時、自ら願つて藤堂家に歸つて居つたが石崎等は、國内にて自分達の出世を非難するものの口を塞がうために、高虎の御使として之友を再び讃岐に遣はし、尚ほ加增五百石を命せられるやう、高虎に願つて皆かなへられた。

石崎等二人の地盤は愈々堅まつて行つたが、寬永八年(高俊二十一歳)高虎行いて高次嗣封、續いて前の通り生駒家を後見して居つた生駒將監も此の程老病にて世を去り、跡役となつた帶刀は、まだ若年のこととて、石崎等の振舞はいよ〳〵放縱になり行くばかりであつた。その後程なく故參の家老森出羽も病死、息出雲年若にて其の名跡を繼いだ。併し實權は上阪と石崎、前野三人の掌中に在つて、國政は殆どその思ふままであつた。

藩主高俊は、寬永十年(二十三歳)に、約の如く利勝の女を奥方に迎へられたが、性來剛健の質を缺き、殊に君側には媚び諂ふもののみ侍する故に、文武の本務を忘れ、國の政はすべて家老にまかせ置きて、幼兒のやうな遊びにのみ日を送つて居つた。奸侫の輩はこれをよいことにして、なほなほ君の心を弱々しい方へのみ導くに努めた。さりとて女色を勸めては土井家に對して事面倒だ。恰度折から、將軍家光の御不例後御慰みの手段として催された美少年の踊りが諸家でも流行つて居つた。此を高俊の御覽に入れたが、格外の滿悅、側廻りの少年のみでは滿足せず、家中より選み出した二十幾人に綺維飾らせて踊らせ、果ては江戸參覲の道中を、乘かけ馬で召連れるといふ狂態を演ずるやうになつた。これが世の評判になつて、生駒踊といふ名までつけて言ひ囃された。それゆゑ、いつも表のみで、踊遊びに日夜を送り、奥向へとては足踏みもせず、一家でゐながら、奥と表とは全く他人の家であつた。

臧が、家庭の此の不しだらは、偶然土井家の耳に入ることになつた。それは江戸邸の奥向で、女中同士が些細な諍ひから刄物沙汰になつたその噂さが輪に輪をかけて江戸中に弘まつた。利勝は、女婿の家を案じて、すぐに高俊を招いて事の次第を訊いた。が、奥向へは顔出しもせない高俊は、さうしたことのあつたのをさへ今、初めて聞いたのだ。滿足な答えがどふして出來やう。利勝も呆れて今度は、奥方を呼んで尋ねた。奥方も當惑したが、已を得ない、事の成行を父の前で委しく語つた。利勝は今さらに生駒家の亂脈に驚いて直に出頭人(側用人に當る)七條左京、四宮數馬を呼び、向後を堅く誡めさせた。併し高俊は、其の詞を用ひぬのみか、藤堂家の指圖とあれば當然なれど土井家より内事に立入らるること思ひもよらずと、更に耳をも傾けなかつた。されば利勝も、だんだん高俊とは疎くなり、生駒家も近くに滅亡するであらうと、内々氣づかつて居るばかりだつた。

石崎、前野の横暴はいよいよその勢を逞しふした。その一法として、勝手向を奉行する三野四郎左衞門を味方にしようと企てたが、律義な三野は、その誘惑の手に乘らなかつた。ここで彼等は三野一家を敵視して様々に事を構え、遂に三野四郎左衞門をして自ら職を退かしむるやうに仕向けた。三野の去つた後は、奸者愈々時を得て、前野が勝手向の奉行を兼ね、彼等に媚ぶる佞人小野木重左衞門といふ者に過分の祿を與へて郡奉行を申附けた。又、先年、藤堂高次の御取持にて抱えられた野々村九郎右衞門と呼ぶ新參者をさしての功も無きにただ自分等が腹心といふだけにて、家中の模範たる如くに衆に對して賞賛するなど非理の行のみ募り、自分一味の者共にて勝手に振舞ひ、氣に適らぬ者の役を召上げ、身分を下し、甚しきは所得を沒收したものもあつた。寛永十四年まで、ここ二三年の間に、當藩士の浪人し

たもの六十餘人と數へられた。

此の間、寛永十二年に、江戸城修築の御手傳を諸大名に命ぜられた事があつた。生駒家では、石崎前野を御普請總奉行として事に與り、勝手向不意如の折とて非常の困難を覺えたが、江戸町人の木屋六右衛門に頼みて費用を調達させ、首尾よく御役を勤め上げたので、幕府より諸家に恩賞のあつた際、兩人には御服五重ね、白銀五十枚づゝを賜り、一藩擧げて公儀表、甚だ上首尾であつた。その功として、兩人千石づゝの加増を申渡さるべき旨、高次の內意なりとて、主君に請ひて聞屆けられた。處が木屋へ返金の途に困つて思案の結果、石清尾山の木材を伐出してその返濟に充てることと定めた。此の山は高松城創築の當初より第一の要害地として藩祖親正に、一枝を切ることさへも禁ぜられた松林であつて、千古の蒼翠色濃やかに、塵環を脫せる仙境として萬代にゆるがぬ御家の榮えを象徵するかのやうに思はるゝ、此の別天地に斧鉞を加へるのは、心ある家中の者の喜ばぬことであつた。丁々と聞ゆる伐木の響は、生駒家の礎を削り去る惡魔の呻きとも聞き做されたのであつた。然かも出頭人の前野治太夫(助左衛門の悴)附添ひて件の松林の實地を見物に下れる木屋六右衛門が、治太夫の勸めに委せて、ついでにとて國內の名所を遊覽したるその旅程は、江戸御横目衆の御下向だとまで、無智なる下民に騒がるゝほどの仰々しいものであつた。前野等に媚らうあまりに、御借金方とは云へ一町人の六右衛門を、主家の珍客の如くにもてなす佞人もあり、又はその横暴を憤るものあり、家中の心は離れ々々、御家の行末、實に賴み少ない有樣であつた。

一家中の者共は、石崎等の權勢に媚びて、敏に機を見て自家繁昌の策を講じ、自家の子孫にのみ厚く

して、主家の安危を更に念頭に置かないのだが、又一方には一身一家の得失を離れて、一城の興廢を懸念するものも乏しくはなかつた。あまりなる石崎前野一派のやり口に憤慨する人々に、何とか處置をつけねばならぬ時機に到つた。然かも今度の松林伐採は。借銀返濟のためではなくて、前野助左衞門の後妻媒約の禮として木屋六右衞門に與へたのだといふ噂が立つた。今は默して止むべきでない。同志は生駒帶刀に迫つて奸人輩の所行を直に訴へ出で、御家の滅亡を未然に防ぐの策を望んだ。帶刀は事荒ら立てては、却つて奸人原に好餌を與へる道理と、血氣の人々を鎭めつつ、密議を凝らして、遂に寛永十四年七月出府して、藤堂家に訴狀を差出した。訴狀は藩政の眞相、石崎一派の非行を十九箇條に分ち認め土井、藤堂、脇阪三家と老職に宛てたものであつた。

藤堂高次、一覽の上、先づ帶刀をその邸に留め、内々にて土井、脇阪兩家の參會を請ふた。土井は御役勤中とて家老大野仁兵衞來會、脇阪は自ら家老を伴ひて參會した。一同席を並べ、帶刀を召して訊問あつた。訴狀の趣、必しも悉く採用すべきではないがさりとて捨置がたき事共であるから、帶刀を諭して穩便に歸國させ、程なく在京の前野父子、石崎、四宮、七條を藤堂家にそれとなく招き寄せ、五人共、主君のため忠勤を勵むべき旨の誓言させての上、近來家中の不和について不審の點を訊問した。佞奸の徒の本質とて口賢く辨明して却て事むづかしくなりさうで、高次等も持て餘し氣味で、とにかく追つてのことゝして、五人には向後、主君へ對して不爲の所行毛頭無き樣に諭して引取らせ、在國の帶刀へもひたすら和熟を心掛ける樣、申達した。

帶刀一味の人々は、高次等の此の不徹底なる處置に案外であつたが、事の次第を一門方の耳に入れた

のを取柄に、謹愼を心掛けてゐたが、前野一派の方では、味方に少しの心配もない、一門方の諒解をも得た、吾等を讒したものこそやがて罰せらるるであらうなどと言ひ振らせた。前野の一派、帶刀の一味、もう一つはいつの世にも棲息するどちらつかずの日和見の一類、かく一家中三つに分れて協力同心忠勤の實を擧ぐる手段はなかつた。

翌寛永十五年五月、高俊の歸國に伴ひ、石崎前野等も隨つたが、讃岐に在つての行跡は以前に輪を掛けた専横さであつた。此の年十月、帶刀は委細を述べて何とか御捌を願ふ旨、一門方へ書狀を差出したが、當時在府ありしは利勝のみであつた。乃で使によつてその事を知つた高次は、居城の津に帶刀を召して、明年一同參府の上相談するまで何事も穩便にせよとて厚く諭された。此の旨を體して歸國した帶刀が、萬事に愼んで居るのを見て、前野一派は、高次より御叱受けての謹愼などと言ひ立てて、一層忠直の士を憤らせた。

寛永十六年四月、土井藤堂脇阪の三家江戸にて會見し、生駒家の處置について相談したが、結局高次の裁斷によつて、今度の出入喧嘩兩成敗として双方頭立ちたるもの四五人に切腹申附るといふことになつた。明白に忠奸を分つは容易いがかくては家中の紛爭いつまでも絶えないからとの理由であつたが、實に不條理極まる裁斷であつた。乃で參府中の前野、石崎、生駒左門、讃岐より急に召寄せた生駒帶刀、森出雲、上阪勘解由、四宮數馬、七條左京。前野治太夫、此の九人を高次の許に呼んだ。さうして各々のものにそれ〴〵事の次第を諭し、喧嘩兩成敗の旨を告げて、切腹を勸めた。御家の爲めに心を碎く忠臣が、不忠のものと一つらに切腹させられるを殘念とは思つたが、之れも主家を安泰にする計で、今、

君に一命捧ぐるのは、事ある日、馬前の討死に百倍する忠義ぞとの高次の言に、快く納得した。石崎等も、斯ふなつては仕方がない、高次の命に服する外はなかつた。

乃で高次は、七條左京に跡役の定まるまで江戸の事を申附け、その與者共を遠慮させ外出などをも禁じた。その中で、帶刀は殊に血氣にはやるものとて、高次の所領内たる伊賀の上野に送られた。更に家中の者共が萬一の動搖に備へるために、高次は、家老藤堂兵庫に足輕三百人を差添えて讃岐國へ遣はした。國元では、高次の此の裁斷を聞いて誰れもその案外なのに驚いたが、一門方評議の上とあるによつて、これも御家長久のためと思つて默止した。併し帶刀同志中の若侍たちはどふして此の偏頗な裁斷に從ひ得やう。今、忠勤と思ふ側の人々の命を助けずば、後日に至つて他家の批判に對しても面目ないとて、潜かに協議の上、多賀源助を出府させた。江戸の藩邸では家老達も引籠り、謹愼の體にて遊びの催しもなく、徒然に惱む折とて、高俊は源助出府の由を聞いて直に召し、「何故の出府であるか、讃岐に珍らしい事はないか」と訊ねた。此の意外たる訊ねによつて、今度の事も、高次一存の計らひにて、當の君さへ御存じないのだ。事の顛末を源助から聞いた高俊は一言の相談もない高次の專斷を怒つた。併し專横の當否は兎に角、差當り帶刀その他正義の側 人々の助命が第一の急務であるから、主君より高次に會見を申込んだ。折柄高次所勞なりとて、寛永十六年に空しく暮れ、翌年の春、高俊自ら藤堂家に行きて委細を聽き、裁斷の片手落を詰つたが、高次は前議を更めやうとはせない。高俊も亦叔父たりとも道理に背く言葉には從ふやうもない。遂に高次は、生駒家との關係を斷ち、叔父甥の義絶までを申渡した。されど高俊が思ひ返して折れて出ることもあらうかと暫くその消息を待つてゐたが、歸邸の後、高

俊からは何の沙汰も無かつた。茲に於てか、高次は讃岐に出張させてあつた藤堂主馬を呼び戻し、伊賀上野に在る帯刀に出府を命じた。帯刀は高次より事の顚末を聞いて、高俊が若氣のあまり事荒立てたのを懇に詫びたが、今更高次も承引せない。已むなくそのまゝ歸國した。多賀源助も歸り、高次と不和にはなつたが主君の計らひで助命のかなつたのを同志の面々喜び合つた。

然るに前野一派の者共は此の由を聞いて、兩成敗なればこそ隱かに切腹を承引したのである。片手落の捌ならばやみ／＼吾等は死んではならぬと、急に密議を凝し、森、上阪、石崎、前野治太夫の連署で、月番御老中稻葉丹後守正勝に、帯刀專横のため一家中不和の旨を屆け出でた。

之れと共に前野等一味の者共は、江戸にても讃岐にても妻子までも引具して一先づ京阪の邊に立退くことに定めたので、國元にては、多くの船を借り集め、家老、番頭、奉行役、物頭、目附等の諸役人並に相當の身分ある侍ども總數百五十餘人、家族を合せて二千餘の人數は、寛永十七年五月五日、一同海路で國を去つた。此の折、若しや帯刀方から引留めらるゝこともあらうかと、鐵砲弓矢の用意調へ、槍薙刀まで鞘を拂つて物々しい警戒であつた。彼等立退きの此の體、傍若無人なりとて、正義一味の人々の憤るのを帯刀は制止して事の成行を見て居る内、江戸にて前野一派から公儀へ差出したる訴狀によつて一應の取調の上、公儀御目附中より帯刀早々出府せよとのお達しがあつた。事は既に大事となつた。急いで帯刀出府したが、古き事に曉るいものが無くてはと隱居なれども三野四郎左衛門をも招き寄せた。

双方の關係者一同揃つたので、月番御老中久世大和守廣之の邸に召され、御目附、御使番列席にてそれ／＼の取調があつた。さて七月二日には双方一同、評定所に召された。巳刻（午前十時）過、左右に分けて

一同を着座させ、御老中堀田正盛、阿部忠秋、久世廣之、若年寄三浦廣次、土屋數直、秋元喬知並に大目附、勘定奉行、町奉行列座あり、双方の問答糺しの役として御目附宮城越前守、御使番甲斐莊喜左衛門着席、ここにて對決申付られた。此の時、前野助左衛門は老病にて既に死去したが、重態にて缺席のこととなつて居つた。双方の間に辨論屢次、やがて一先づ退出を命ぜられ、一件落着まで、一同を、土井・藤堂始め諸家に分ちて預けられた。

七月十二日、再び一同を評定所に召された。御老中阿部忠秋、若年寄、寺社奉行、大目附、町奉行、勘定奉行等列座。對決を始められた。帶刀・私交上音物の禮狀たる二通を出して、前野石崎に自筆なることを確認させて後、これまで萬事の取計ひにつき、兩人より來れる數通の書狀を取出して御目付の許に差出した。此の日はこれにて退出を命ぜられ、同じく二十二日に、一同並に三野四郎左衛門をも評定所に召出し吟味があつた。さて同月二十七日はいよいよ生駒家の運命定まる日であつた。

主君高俊は御老中酒井忠勝の邸に召されて、その他の御老中列座、大目附、御目附立會にて申渡があつた。「常々身持よろしからず家中仕置行屆かず」といふ廉で、讃岐城地召上げられ出羽國由利にて堪忍分一萬石を與へられた。

帶刀等處置よろしからず曲事なれども主人の爲を思ひてのことなればとて特に咎めを輕くし、帶刀は雲州松江の松平家に預けて五十人扶持、左門は作州津山の森家に預けて五十人扶持、三野は京極丹波守に預けて三十人扶持を與へられ、生駒河内、多賀源助は追放となつた。一方、石崎、前野治太夫、森、上阪は切腹の上、男子の分殘らず死罪、小野木重左衛門その他五人は、徒黨を組み立退きたる廉にて死罪申

付られた。更に生駒家家來立退の者は尋ね出して死罪申付くべき旨、京都所司代、大阪城代その他の諸大名へ御老中より達しがあつた。

生駒家騷動の顚末、一瞥して淡墨描きの繪を見るやうな心持がする。御家騷動には附物のお妾も出ず、密會もなく、徂々の一路、ただ權勢の爭ひである。然かもその經路極めて單調であつて、讀み行く内にいささか倦怠の感が無いでもない。可なり名高いものでありながら、生駒家騷動の劇化された著しいものゝ世に知られてゐないのも成程と思はれる。併し單調一味の間にも、人情自然の歸趣が相當に面白く味ひ得られる。今、その頃の幕府公文書類やその事に與つた人々の遺した手簡などにも、少しの粉飾もなく、事の眞相を記述したのである。

高俊の暗愚、二奸の非望もさることなれど、高虎、利勝、高次等の生駒家に對する處置も、人情の自然に缺くる處もあり、周到細心であつたとは云へない。これには自分の所感もあるが、今本篇の旨意でないから略して置く。

會津騷動

齋木雪村

寛永十八年三月十五日庚寅羽州會津郡若松城主加藤式部少輔明成、家老堀主水と確執を生じ、主水主に告げずして走り、高野山に匿る、明成幕府に訴へて主水を捕ふ、その條件として四十萬石の封土を表面は病と稱して幕府に返致し遂に髪を削つて蟄居せし事件は、徳川氏三百年間の治世中著大なる問題にして其原因は主從の軋轢の樣なれども、是また御家騷動の一種である、今是が顛末を述べるに先だち天正以降會津領主の沿革と明成の父加藤左馬助嘉明の此地に封せられたる事柄を略記して置く。

併し之れに關する參考書は種々あれども、何れも大同小異にて、主とする處は同じであるから茲には尤も信憑する一書に依り、そのまゝを記載し、參考書名は末尾に附す、

抑も會津郡若松城は往昔黒川城と稱し、葦名家代々の居城なりしを、天正十七年伊達政宗之を攻亡して悉く其の領地を奪ひ取しを、其翌年天正十八年豊臣秀吉公小田原征討の序を以て奥羽兩國を徇下し、政宗をも降伏せしめ、乃ち命じて其使地を致さした、然るに、會津は奥羽兩國を押ゆべき樞要の地なれば、是が領主たるものは須らく其の人を精撰せざるべからずと、徳川家康と熟議の上蒲生氏郷こそ適任者なりとて其の時まで勢州松ケ島にて十二萬石を領せしを拔擢して會津百萬石に封じ、奥羽兩州鎭壓の一大藩屏たらしめたりしか、是より七年目の慶長に氏郷病死し、嗣子秀行未だ幼稚なれども、家臣等に老

功の者多ければとて之をして父の遺封を襲領せしめ且つ秀吉曾つて親しく媒介して家康の三女振姫（秀行卒去の後淺野長晟に再嫁す）を妻はせしめ其の緣故を以て、家康に其の後見を命じた。然るに蒲生家の重臣等幼主を蔑如して權威を爭ひ、互に執て相下ざるより藩中の諸士終に黨派を分て相鬩くに至りしかば、斯くては藩鎭の詮なしと會津を沒收して、秀行を野州宇都宮十八萬石に移封し、其のあとへ越後の上杉中納言景勝を百二十萬石に封じたのである。是より黑川を若松城と改稱した。事は慶長三年正月であつた。その後幾程もなく秀吉薨去したので、大老と奉行の軋轢起り、景勝石田三成と謀を併せ家康を亡さんと圖りしも、終に關ヶ原の一敗に會津百二十萬石を奪はれ、僅かに米澤三十萬石に移されたり此頃秀行は家康の聟なるを以て再び會津に復歸して六十萬石を領せしが、慶長十七年三十歲にて病死し其の子忠鄕は幼稚であつたが家康の外孫なるを以て家督相違なく相續せしに不幸にも寬永四年疱瘡に罹り二十五歲にて死去し、嗣子なかりし故終に其封土を沒收せられた。

一說に蒲生氏鄕は病死にあらず秀吉の爲めに毒殺せられたるなりと、乃ち「限りあれば吹かずとも花は散るものを心短き春の山風」と云へる歌を以て其終焉の詞となし、途に之れを信ずる者ありといへども、氏鄕の死は全く病の故なりしことは、當時氏鄕の病を診して治術を施したる國手曲直瀨道三の筆錄せし醫學天正記と言へる書ありて、道三施治の患者は各其病を以て之を分類し、病狀處方等を詳記せり、其中に氏鄕の病狀をも記載しあり、乃ち氏鄕は下血性にして文祿元年肥前名古屋の陣中にて發病し、一端快氣に赴きたりしが五年目にて病再發なし、秀吉も深く之れを憂ひ家康と前田利家との二人に命じ道三を召して審かに其の病狀を尋ねられし上尙又他の醫師をも召して氏鄕を診せしめたまひけるに、終に不起の性に陷り慶長元年卒去したのである。

之に據れば即ち秀吉置毒の說は妄說となる、又蒲生秀行が會津百萬石を奪れしは秀吉氏鄕の寡婦織田氏の色を愛し我意に從はしめんと逼りしも、織田氏の之に應ぜざりしより終に此に至れりとの一說もあれ共是亦取るに足らぬ妄誕である、畢竟秀吉の會津百萬石

を沒收して秀行を宇都宮十八萬石に移せしは其の家臣等に分黨偏を爭ひて藩鎭の任を空うせしを罰したるまでの事にて即ち本文に記載せし所の如し。事少しく他岐に渉るといへども、序ながら聊か世傳の謬妄を述べて置く。

會津は奥州押への要地なれば、蒲生家に代つて此に封ぜらるものは武功老練のものならでは叶ひがたしと、將軍家忠も深く之を慮ひ、老中を召して諮りしに藤堂高虎こそ然るべしと申上るものあり、秀忠も實に適當の人物と思ふたので、早速高虎を召し斯くと命じければ、高虎御請に、不肖某を御目鏡を以て會津へ仰せらるべきとの儀は冥がの至ゑなき次第に候えども、最早年罷寄て候ゆえ所詮遠地の守覺束なく、此儀は御免遊ばさるゝ樣願ひ奉りたしくと固く辭退に及びたり、然らば他に存寄のものあらば申上よとの上意なるに、高虎畏て申樣、當時文武兼備老練にて其器に當り候はんものは加藤左馬助(嘉明)ならでは外に存じ寄候もの御座なくと御答に及びたり、然るにこの高虎と左馬助とは朝鮮征討の時ひとしく船手の將をうけたまはり、唐島の役にて二人功を爭ひて既に其場にて討果さんと互に刀の柄に手を掛けたりしを、他の諸將等間に居て漸くに引分、一時和解はしたれども是れより互に言語をも交へざりしこと三十餘年の久しきに及び、二人の不和は誰知らぬものなき程なりしゆゑ、秀忠も豫て其事を聞きけるに、今斯く高虎が左馬助を推薦なす事不審の事と思召されしかば、其方左馬助とは多年不和なりと聞くに之を推擧するとは如何の儀なるぞと問ひけるに、高虎御答に、去ればにて候、高虎が左馬助へ遺恨の儀は私の事にて候、君のために賢を薦むるは國家の大事には候、いかで私を以て公を廢すべきやと申上ければ、公にも深く御感ありて遂に高虎の說に從はせたまひ、其時迄で豫州松山城にて二十萬石なりし左馬助を更に二十萬石を加へて會津四十萬石に封じたまひ、高虎が申せし旨をも告げさせたまひけるほ

どに。左馬助感涙を流して深く高虎の高義に感じ、自から其の邸に抵りて罪を謝し、再び水魚の交をなせしとぞ。

此ごろ伊達中納言政宗殿中にて左馬助の長子式部少輔明成に出會て云ふ樣足下父子には會津四十萬石を拜領せられたるよし。會津は奧州押への地なれば、隨分この老耄めをよく防げとの御事なるべし、中々足下父子などにたやすし押へらるべき政宗にては候はずと高らかに笑ひければ、明成聞ていや／＼其許もしも今の祿に倍して百二十萬石をも領したまいなば。今にもあれ其方より取かけ申べきにと戲れけるとぞ。

一說に政宗嘉明の會津に封せられしと聞き、其の邸に訪ひ、足下此たび會津を拜領せられしは全く以て拙者押のためなるべしといへども、この政宗いかで足下風情に押へらるべきや、もし押ゆるとならば此處にて一番相撲を試み申さんと望みければ嘉明微笑しつゝ云ふ樣、御覽のごとく拙者は小男と申只今は年も寄つて候らへば所詮貴殿の御相手はなるまじく候へとも悴式部は大男にて候間御相手なら仕るべく候はんと答へけるに、斯は面白し式部殿と一番とり申すべしとて庭におり立ちて組あひしが、式部政宗を大腰にかけて大地へなげ倒しければ、政宗しばらくは起もあがらずやうやうに顏をしかめ腰撫つゝ、是は〱以つての外なる大力にて候、左馬殿には負け申さずといへども、式部殿には押へられたりと云ひて笑ひけるとあり、抑も奧州五十四郡を卷席でんとして纔かに豐公の英武に屈從し、勃々たる英氣は乃は關ヶ原の時家康に持重を誡められし程の政宗にして、斯る兒戲に等しき擧動ありとは事實として信じがたきことながら、政宗事蹟には往々此類のもの尠しとせず、乃ち城中松の廊下にて酒井讃岐守忠勝と相撲などとりたるが如き畢竟老猾なる政宗なれば、幕府の嫌疑を避けんが爲めことさらに、此癡愚を裝ふに至りしならん。

加藤左馬助嘉明はもと三河の人で、父を加藤三之丞教明と云つた、この教明は德川家康に仕へ、永祿五年土呂針崎の一向宗一揆の時宗教のため門徒にくみして主君に敵對なし、終に三州を立退き、後に秀

吉に仕へ江州矢島にて三百石の領地を賜はつた、嘉明も、亦秀吉に仕へ名を孫六と稱し、秀吉の兒小性となり、播州征伐の時十三歳にて初めて其軍に從ひ、天正十一年賤ケ岳の合戰に七本鎗の一人に加はり大に其の武名を顯はし、祿三千石を加増せられ、是より次第に立身なし、後には豫州松前にて十萬石を領し、關ケ原合戰の時は福島正則、黑田長政等と共に家康に屬して先鋒となり、三成の軍を破て戰功ありし爲め、更に十萬石を加へられ、豫州松山二十萬石に封ぜられ、是に至り終に會津四十萬石に加封せられたのである。

嘉明は寛永八年九月十二日に逝去したが男子三人あり、長男式部少輔明成家を繼で會津四十萬石を領し、二男民部少輔明和は別に家を興して三春城(後二本松)三萬石を領し、三男監物明重は兄明成の家老となりたり、然るにこの式部少輔明成は父に劣りし闇主にて、私欲のみ深かりしが、家督の後は一層甚だしくなりて武備などにはさして心を用ひず、只管金銀財寶のみ蓄へんことを務め、はては領内の賦稅も重くなし、商人諸職人にまでも非道の運上金をかけゝるにぞ、上下一般困難に及び、誹謗怨嗟の聲四方にみちけれども、明成すこしも頓着なく、益々苛刻に取立を命じた、明成の家老に堀主水と云へる大剛の者あり、始めは多賀井主水と稱せしを、慶長十九年大阪冬の陣の時初めて軍に從ひて敵の能武者と引組み堀の中に落たれども、遂に組敷てその首を取り高名せしかば、是より氏を堀と改めしとなり、翌元和元年の夏陣にも亦武功拔群なりし故家康秀忠の兩公より特に御感を被ふり、嘉明も後には役に立つべき人物なりと見拔て多くの祿を與へし上、之に采配を預けて諸士の進退をも司どらしめ置き遂に家老の職に居らしめ國政を任せて沙汰せしめたりしものなれば、明成が今斯く利慾にのみ心を傾けて領内士

民の膏血を絞り、其怨み嘆くをも省りみざるを憂ことに思ひ。度々諫言に及ぶといへども更に聽入れざるのみか、後には之を疎じて主水登城なすといへども遂ひに對面をもせざる樣に成行て、自身に意見申すことのなりがたければ、是非なく明成が寵愛の近臣女房又は醫師歸依僧などに托して種々に諫めけるに明成も此ものどもが皆も主水にたのまれて斯く諫言をなすとの事を知り、いよ／＼主水を憎みける、折しも主水の家來と傍輩の家來とが口論をなし、互に闘爭に及びしが、雙方堪忍せずして遂に明成の裁斷を仰ぐに至りける、全體此公事は主水の家來に七分の理ありといへども、豫て憎しと思ふ主水の家來ゆゑ理を枉げて申付られ、主水に耻辱を與へしめけるにぞ、主水大に之を怨み。重ねて其寃を訴へ出し所。明成すこしも聽入なく、却て主水に閉門謹愼を申付られしこそうたてけれ。主水つく／＼思ふ樣。吾先君の御取立を以て家老職となり、會津四十萬石の政務を司る身なれば、いかで我儘にも自分の非義なるを道理なりと申上ぐべきや、たとひすこしの非分ありたればとて、斯まで耻辱をあたへたまはんこと餘りとなさけなし、畢竟當家を大切に思へばこそ屢々諫言をも進めたりしと、却て遺恨に思ひ憎みたまふこと扨々道理のわからぬ愚將かな．個樣な人に仕たるは某の不運、いつそ腹切て死なん歟と覺悟せしが、又もや思ひ直し、今死なば。犬死となりて國家に益なく。先君の御恩にも背くに似たり、たとへ君は君たらずとも、いかに臣たるの道に背き申さんと此の上は命のあらんかぎり我君を諫んものをと、謹愼の身なりといへども押して登城なし明成の目通を願ひ、先君典厩公の國政に心を用ひられたる事は斯々の次第なりと一々其證を擧げ。今の政道の正しからざる次第を述べ。何卒行跡を愼め國家の長久を謀らるべし、と涙とゝもに諫めければ明成大に怒り謹愼の身にてありながら押て登城するのみならず、

動もすれば先君〳〵と典厩公を笠に着て我等の非を擧げ誹謗なすこと奇怪千萬なりと、主水を逐ひ退け豫て嘉明より預けおきたる采配を取戻せし上、終に家老職も取上しかば、主水も今は憤怒に堪へず、君臣の禮儀も最早今日限りなり、此上は當國を立退くにしかずと、乃ち護法山慈眼寺の温泉に浴すると稱して町々の驛馬を多分に集め、弟の多賀井又八郎と眞鍋小兵衛並に妻子眷屬從者どもを合せ都て三百餘人晝若松表を立去り、手切のしるしなりとて中野村の街道にて若松城に向ひ一齊に鳥銃を放ち、倉川橋を過ぎ橋上に柴木を積上げ火を放て橋を燒拂ひ、蘆野原の關所を打破て押通り、二股山にて槍長刀鐵砲の類を打捨て、遂に相州鎌倉に趨きて蟄居したり。

餘事なるが主水のことにつき「靜幽堂叢話」の面白き傳説の概略を引いて少しく述べて置く。主水宿願の子細あつて塔寺の八幡宮へ參詣の折、高瀨といふ里外れの土橋の元にても(い)洗ふ女あり、主水駕籠の内より見ると年の頃二十計にて世に稀なる美人故、若黨に言ひ付けて問はせければ、我は元中の目と申所の賤の女にて、此春此所へ緣付參り候といふに、主水ふかく愛看し强て夫に緣を切らせ、自分の妾となし花と名付けて、甚だ寵愛した、此女元より美女なると共に又好色にて主水小性より召仕ふ源五郎といふ美男と通じたるを主水聞き、大に怒り實否も糺さず源五郎の首を刎、花をば庭木へ縊上げ足にて花をゝ殺し死骸を密に東嶺の寶積寺といふ山寺のうしろに埋めた、其後半年程經て主水書院に立出柱にもだれ皐月中旬の朧夜の空行月を詠め何心なく有けるに俄に月曇り雨降りて何となくもの凄く寒氣立恐ろしさ堪へ難く有ける折庭木の陰ほの闇き處より白きもの見へけるが、次第に近く來るを見るに花なり

白帷子を天窓より冠り雨落へ來り緣端に手をかけ主水をつく〴〵と見て居たりしが、なほも近付ければ主水脇差を抜き切付るに唯雲水を打が如く姿彷彿として手にたまらず是より毎夜花の靈きたり主水をさま〴〵に惱すこと百日計り、主水も力衰へける爲め或時欝氣晴に神指原の新城の跡へ鷹狩り出て、その歸途藥師堂の刑罪場の處迄來りし時大卒塔婆の松陰に年頃六十斗の老僧、石に腰うちかけ居り、主水を仰ぎ見て殿暫く御留り候へ申上度事候と云主水留り僧を問ふ、僧曰、越後より當國天寧寺へ用有て來候、只今殿の御面色を見奉るに怪物に惱され居る。人間の命數は天定りありといへども御身定業にあらず非命の死を請給へりといふ。主水此僧の凡骨ならざるを思ひ、敬屈して屋敷へ迎へ事の次第を物語りし處それは女の怨みが凝滯したのだから、それは如何なる力を以ても防ぐ事は出來ぬ、靈魂を退散さす手段をなす可しとて、主水近側二三人を召し僧と共に寶積寺山へ行き、女を埋し塚を見るに草茫々と生茂り塚の上に小さき穴有てそれより生腥き風吹出す。僧自土を崩し棺の蓋を開き見るに死して年を過るとも女の面色平常に變らず猶生るが如く。僧主水に衣を脫せしめ主水の全身殘らず經文を書き、口に神符を含ませ氣息を安からしめ。僧曰く今夜必ず怪敷事候へし其折氣をさめ息を沈めすこしも動き給ふなとて女の死骸と主水を一ツ棺に入れ元の如く埋め置き僧は主水が屋敷へ歸つた。丑滿過る頃に女の死骸動き起直り恨を晴さんと主水に犇と抱付、首を延べ口を開き舌を出し主水を首より手足まで殘らずねぶりけるが女の屍主水のひざに倒れ掛り臥て二度と起上らず斯て曉になりぬる頃僧來り棺を開き主水を出し女の髑髏を能見るに凝(こり)ついてまだ散せず面色に惡相殘りあれば、僧靈骸に向つて高聲にいわく「落花枝に歸らず破鏡再不照。曰大破れて冥に朦々たり今汝が色身何國在で此世に執着を止めんや、一念の迷妄

に依て永々地獄を墮罪して鉤燒脊歴の苦を受悟道せよ〳〵、速に惡念去つて成佛解脫せよ、則汝を請通
妙心信女と名付」

おもひみよ仇もなさけもしら露の消へにし跡は唯秋の風と。讀み、又讀經を授けゝれば靈魂これに依つて感得したといふことがある。主水僧の德を尊び永く此の地に留らんこと乞ふたが、きかず又御目に掛り可申。亡者のなき跡を能く吊ひ、血氣にはやり文仁不義を有し。君寵に待てり邪心なすことを謹しみ候へさなくば三年を經ずして難に逢ふべしと、いひ立去つたとある。

右は傳説なるも、主水に關する心事を之れに依つて見るも、自分の勇に滿心した傾きがある。それが爲め主明成に對する諫言も、臣たる道を脫し居た點もあつたことゝ考へられる、之れは明成が明君でない爲めに主水の處置が最初手緩かつたが爲めに遂に主水の道づれとなつたのである。

明成は堀主水が一族從類を引具して立退し上城に向て發砲なし橋梁を燒拂ひ關所をも押破りしを聞て烈火のごとくに怒をなし、大逆無道惡き奴原なり、急ぎ追掛て討取るべしと大勢の討手どもを差向たりしが、時刻の移りしため主水既に落延て追及ばず手を空しくして歸り來りければ、明成切齒して殘念がり、家臣共を集めて申樣。主水が所行は實に前代未聞の次第なり、此上は日本國中はおろか唐土天竺たりとも搜し出して召捕へずにおくべきや。誰にてもあれ主水めを捕め來らんものには恩賞として千石の知行を出すべし、たとへ此事將軍家の御耳に達すとも豈夫明成を以て不義なりとはのたまふまじ、若しも不義との上意あらば、所領四十萬石を返上仕り一命に代へてなりとも彼奴等を搜し出し心のまゝにさいなみくれん、汝等心當りの場所あれば一々申聞よ、夫々手分して討手を差向んとありけれども、み

なく〱口を閉て兎角の挨拶をなすものあらざるにぞ、明成はいよ〱怒に堪へず、何處にもあれ急ぎ馳向て生捕來れと嚴しく申付られけるにぞ主人の命とて是非なく、夫々方面を定め支度そこ〱出立なしけり、斯て主水は鎌倉にありて會津表より捕手の人數向へりとの說を傳へ聞き、扨は此地に長居もなりがたしと、鎌倉の尼寺松岡の東慶寺に妻子共を預け置き、兄弟とも〲紀州高野山へ登り文珠院をたのみ暫らく此處に潜み居りしに、何ものゝ告たりけん此事早くも明成の耳に入ければ、早速使者を發し、拙者家來堀主水と申もの不義の子細ありて逐電なし、其寺に隱れをるよし慥かに承りたり。速かに其のものを差出さるべしと云ひ遣はせしに、文珠院之に答て、當院には左樣のもの曾て參らずたとへ參りたればとて一端此山へ遁込たるものを差出さゞるは古來よりの慣例なりと挨拶に及びけるゆゑ、使者手を空くして立歸り斯く告げれば、明成又もや憤りをなし、然らば此方に手段こそありと、やがて將軍家へ願書を捧げ、家來堀主水と申もの斯々の不義を働き高野山へ逃込候ひしを差出すべき樣申遣はせし所、僧共虛言を構へ候て差出申さず、此上は捕手のものを差向彼山中捜索仕りたく、此儀もし不義と思召され候はゞ所領四十萬石は差出候とも苦るしからず、あはれ此段御聞屆下さる樣にと申遣したり。

一說に明成厚く文珠院に賄ひて主水を追出さしめたりと云ひ、高野山に遣はしけるを、紀伊大納言賴宣卿之を聞たまひて紀の見渡に番の兵を置き、三郎兵衛を通過せしめたまはざりしかば、三郎兵衛進退谷て遂に自殺せりと云へり。

さて高野山には幕府よりの命令ありて主水を差置ことなりがたく主水も是非なく山中を立去て若山の御城下に隱れをりしを、明成又もや之を聞出して大納言賴宣卿へ願へ奉り捕手を差向ることになりしか

ば、主水此處の住居もなりがたく、今はたまりかねて江戸表へ出府し、明成が惡事の逐一を書狀に認め大目付井上築後守政重方へ差出ば、容易ならざる事とて主水並に弟多賀井又八郎眞鍋小兵衞の三人を評定所に召出され、御老中の掛にて吟味を遂げられ、猶取調中主水を新發田城主溝口出雲守宣直へ預けられ、弟の又八郎は上田城主仙石越前守政俊へ小兵衞は豐岡城主杉原伯耆守重長のもとへ各召預けしめられたり。

堀主水が明成の窮迫にたまりかね、其惡事二十一ヶ條を訴狀に書認めて差出せし中には明成曾て豐臣秀頼へ内通せりとの事のありけるに、容易ならざる儀なりとて、當時在國なりし明成を江戸表へ召寄られ段々御僉議を遂げられし處、一々其申譯相立、老中より其段將軍家の上聞に達せし處、三月二十一日家光公親しく其獄を裁斷したまひ、主水申狀道理なきにあらずといへども、其身家老職にありながら主人に暇をも乞はで恣に國元を立去たるのみならず、城に向て發砲なし、剩さへ往還の橋梁を燒拂ひたる段主人を蔑如し公儀を恐れざる仕方、重々不屆に思召候間、式部少輔願の通主水並に弟兩人とも渡し下さる。外の家來ども見懲に相成るべき樣罪科に行ふべしと命ぜられ、猶又三月廿五日に明成並に譜代の諸大名と御黑書院へ召出され、公自親に演達せられし趣意は、寛永十八年の公儀日記にあり。

明成は所領四十萬石に代へ、我一命にかけても思ひ惡みたる主水兄弟を渡されし上、向後家中の仕置にもなるべき樣見懲のため罪科に行ふべしとの命を待て大に喜び、早速御預りの大名より罪人を受取て芝增上寺前通なる海邊の下屋敷へ引取せ、嚴しく括り上げて、庭前へ引出し、いかに主水主人に背き不

義を働きたる天罰ははやくも報い來りて其形狀になりたるは恐ろしきものならずや、猶も後悔をいたさずやと散々に罵りければ、主水無念の牙を嚙鳴らし、すさまじき顏色にて明成を睨みければ、明成係りの役人に命じ、彼奴を苦しませんと縛のまま輿に乘せて釣しおき、絕間なく搖り動かしてすこしも寢ることならざる樣に仕掛た。主水は拘禁の後我罪科逃れがたきを知り、一切飮食を絕ち大小便ともに不通なりしが、弟兩人は其覺悟なかりしゆゑ糞尿にまみれいと見ぐるしかりし。と斯て主水は斬罪に弟二人は切腹に極り、それ〴〵刑に決た。明成は是にても猶其鬱憤を散じかね、鎌倉の尼寺へ數百人の捕手を差向け、主水兄弟三人の妻子を召捕へて悉く刑戮に行つた。

一說に鎌倉の尼寺は當寺臺德公の女千代姬の生んだ豐臣秀賴の女尼となりて住職し居り、凡そ婦女子の罪を得て此寺へ逃入りたる之を捕ふることのならざる慣習にて乃ち奸婦の類にして此寺に入れば本夫も之を捕ふることが能なかつたと、然るを明成手込に主水等の妻孥を捕へて罪に致せしかば、時人指彈して其無道を罵れりと、蓋し明成の封土を還納するに致りしも其罪の幾分は當に此に原因する所あるべしといふ。

扨明成は主水を誅戮したる年より戮歲を隔て寬永二十年の四月に至り、病ありて大藩の任を全するに堪ざれば會津四十萬石の所領を還納せんと願ひ出、五月三日遂に其請ふ所をゆるされ、子息內藏之助友明に石見吉松の地に於て僅に一萬石を賜り、又明成の弟加藤民部少輔明利は、父嘉明の會津に封ぜられし時二本松城(はじめ三春)三萬石に封ぜられ、寬永十八年病死なし其子彌三郎明勝既に家督を相續して居りしを、明成と同時に其所領を沒收せられ、別に三千石を給與せられた。

一說に加藤民部少輔病死の事は或一書に其死狀に不審の事あり、として押隱にゐたりしに、其事實顯に及ぶ云々とあれども、其如何なる事實なりしや詳ならず、又此內藏助明友の後、江州水口城三萬石に所謂數加藤と稱するもの是なりといふ。

幕府は既に明成の請をゆるし、乃ち酒井宮内大輔忠勝、溝口出雲守宣直、丹羽左京大夫光重、土岐山城守頼行、相馬大膳亮義胤、南部山城守重直等の諸大名並に幕府の使番、勘定頭等の役々を派遣して若松二本松の兩城地を受取つた。

加藤明成が會津四十萬石の封土を還納したる所以の趣意は、幕府より諸大名へ達せられたる所に據れば全たく病ありて藩鎭の任に堪ずと謂ふに過ぎなかつたが、それは表面上の事にて、其の裏面には必ず深き仔細のあつたことは相違なかるべし、ある書に明成の封土を還致したるは、將軍家光公老中をして明成に内命を傳へしめて、先年所領四十萬石に代へてなりとも主水を得て心のまゝにしたき願ゆゑ望のごとく渡し遣はされしに、爾後三年に及ぶといへども所領の事は何とも申出ざること不義の次第ならずやと云はせたまひければ、負氣の明成躍起となり乍ら病と稱し、悉く之を差上たりと、あるが或は之れが事實であらう。

又鹽谷宕陰の著はせし昭代記にも、幕府は明成の罪數ヶ條を擧げて之れを譴責せりとの事あれば、兎に角幕府の譴責したる所は全く表面上ばかりの事なるべし、蓋明成にして封内の施政其宜を得士民之に服從するあらば何ぞ遽に其全封を沒收するが如きに至らん畢竟明成庸闇にして武備を怠り、忠諫を拒み、無辜を殺戮し、諸民の離散をも顧みずして聚斂を事とし、怨讟充塞以て封内の治らざるより、幕府も疾くに其國情を探知し、終に此に及びたるならん、併し敢て其罪狀を暴露せず、彼をして封土還納を請はしめたる所以は、其父嘉明が關ヶ原以來德川氏に致せし功勞にめで、之を罪に致すに忍びずして斯く穩便なる處分に出たるならん、明成に繼で此地を領せしものは則ち當將軍の異母弟保科正之にして、松平肥後の祖先なり。

右にて明成の封土還納一件は大體を終つた、しかし記錄の類を書けばまだ澤山あるが、面白くもないし、又大して必要も認めないから本論は之で止めて、猶その封土沒收の際に起りし家臣鬪爭に關する一事を加へ以て此時代の士風一班の心事の察す可きを述べて置く。

會津領四十萬石の不慮に沒收せられしに付き、加藤家の諸臣一同は遽に浪人となれり茲に馬廻にて高倉長右衞門といへるは、元來武技にも長じ志も亦剛直のものなりしが、此度の一件には平生懇意にして

夜深き傍輩ども五六人相會して、何處に躰身を寄せなん誰をか頼まんものをと、互に行末越かたの事など打語ひける折から、長右衛門東郷茂兵衛といへるものと、瑣細の事から口論をはじめ、互に云ひ募りて惡口を吐き、最早堪忍なりがたしと既に刀の柄に手を掛け刄傷に及ばんとせしを、坐中のものども取押へて漸くに和解せしめ、其の座は事故なく靜まりて夜半ばかりに皆退散せり然るに長右衛門歸宅の後家僕を呼び、若し門を敲きおとづるゝものあらば其の姓名をききたゞし、東郷茂兵衛ならんには我等疾より待ち居れりと對へて開き入よと命じおき、自身は奥の一室に寢もやらずして待ち居たりしに、案にたがはず東郷來りれと云ふ、長右衛門早速之を出迎へ、貴殿には定めて拙者と果し合はんとての事にてまゐられしならん、必定爾あるべきこと覺悟仕、先刻より御待受け申たり、夫れにつき卒爾の申ことながら、御宿許に死後他人に見られて叶はざる反古類など取散しては置きたまはざりしか、拙者は死したる跡にて見ぐるしからんと思ふ程のものは、悉く取片付おき候と云ひければ、東郷も確と心付實に御尤の次第なり、然らば歸宅の上取片付まゐらんと出行んとするを引留め、拙者も御同道仕るべしとて長右衛門聊か憶する樣子なく、東郷の先に立ちあとをも顧りみずして東郷の宅に至れり、東郷は長右衛門を門外に待せ置半時ばかりにして再び出來り、今は人に笑はるべき事もなし、イザ勝負仕らんと互に拔合せて暫く挑み戰ひ、雙方ともに數ヶ所の手疵を負ひけるが、長右衛門の腕や優りけん終に東郷を斬倒して留をさし、其場より豫て懇意なりける加藤家納戸役の金子助十郎といへるものゝ家に赴きて門を敲きて主人に逢ひだきよしを通じけるに、助十郎は長右衛門深夜に來りしは定めて例のごとく大醉の餘ならんと、家僕に命じ明朝來るべしと云せて出合ざりしを、明日を待て居らるべき次第ならず急事なれば是

非唯今面會いたしたくと云入れ、助十郎も是非なくて澁々ながら出來り門を開かせるに、長右衛門數多の手疵を負ひ、全身血に染みて入來るを見て大に驚き、如何なれば斯る姿になられしやと子細を問ふに、長右衛門逐一の始末を語りければ、然らば一刻も猶豫はなりがたしと家僕兩三人を副へ直に會津を立退しめ、日光の山中に匿して金創の治療を加へしめたり。

扨て又東郷茂兵衛には權左衛門、又八郎とて二人の弟ありしが、權左衛門は兄茂兵衛事あるの後間もなく病死なしあとに殘りし又八郎是非とも長右衛門を打果して兄の仇を報いんと決心なし、密に傳手を求めて長右衛門が所在をたづねけるに、日光の山中にて手疵の養生を加へ、今は平癒して江戸表にありとの噂を傳へ聞き、老母のありけるを身寄のものにたのみ置き、會津を出立して江戸に出府せり、長右衛門は手疵既に平癒なし江戸東叡山寛永寺の寺中某院の住職に豫て懇意のものありしゆゑそれを手寄、姑らく此に身を寄せ居しを又八郎江戸に來りてさまざまに長右衛門の所在を尋ねしするゑ、終に上野山内の某院にありとの事を聞出し、其の山内を出るを待ち打果さんと付狙ひし折から、或年の正月二日長右衛門常々懇意なる方へ年頭の祝儀に赴かんと、袴を着し編笠にて面を蔽ひ、本町通へさしかゝりし時、町の木戸際に又八郎待伏なし、端なく躍り出で兄の仇なりと聲をかけ拔打にせしを、强膽不敵なる長右衛門なれば身をかはして其刃を避け飛退て睨と睨まへ、卑怯もの仇討は尋常に勝負すべきものなるぞ、其處退候えと云ひつゝ袴の裾を擧げ拔合して互に切結びしが、又八郎が一心籠りたる鋭き刄に長右衛門右左の指先を數本切りおとされ血のりにて刀の柄も握りがたし受太刀になりて既に危かりし折から、此勝負を見物せしものゝ中より着込たると見へるぞ足を拂へと助言せしものあり、（蓋又八郎は下に鎖帷子

を着せしならん）又八郎之を聞き長右衛門に助太刀のものゝありとや思ひけん、すこしく脇向かんとせし處を、長右衛門透さず踏込んで切付たり、又八郎は既に數ヶ所の手疵を負ひたる上、長右衛門に強く切込れたる一太刀に鋭氣を挫き長右衛門も亦同じく創傷を負ひ双方ともに疲れはて息を切て見えける所へ、町方の與力同心どもこの騒を聞付て馳せ來り二人を引分せしめたり、其後又八郎より書面を以て長右衛門方へ申遣りける樣は相互に手足もきかぬほどの創傷を被ぶりたれば仇討の志ゝ是にて足りなん、向後は遺恨あるべからずとの事なるに、長右衛門よりこれに答へて、兄の仇を眼前に差置堪忍すべしとの儀に候はゞ其までの事なりと云ひ遣りたり、元來又八郎は長右衛門に油斷せしめんとの謀計にて云ひ遣りたるを長右衛門もそれと察して斯く返答に及びしかば、又八郎いよ／＼以て心惡きことに思ひ、彼奴いかで此儘におくべきやと、早速攝州有馬の温泉に浴して創傷を治療し、やがて全快に及びしゆゑ再び長右衛門を討果さんと、老母へ最後の暇乞として會津へ立歸りければ、母は又八郎があられぬさまに切れしのみか、又もや仇討に出との事を聞き、三人の男子を二人亡ひ、一人殘りし其方を死しては跡に生殘りし此母は誰を手寄に露命を繋ぐべきや、思ひ止りてよと泣說けれども、武士の意氣地として今更止るべき儀にあらずと、又も江戸表に出たりしが、不幸にも眼病を煩らひ、次第に差をもりて兩眼物を見分る事さへ不自由なるに、殊の外殘念がりしが、はては氣鬱の病となり終にはかなく死亡したり、是がため長右衛門は世間に憚るべきものなく、殊に兩度の鬪爭に面部手足に數十ヶ所の刀痕をのこし、大小名中にも能武士よと思ひたまひ彼方此方より召呼せられ、出入する屋敷も多かりき、取わけ此頃の江戸町奉行たりし神尾備前守には厚く待遇たまひ、その取持にて既に松平大和守直矩侯へ召抱へらるべき筈

に內談も略調ひ居りしが、或日長右衛門の寄宿せし東叡山の某院に十二四歳ばかりなる美しき若衆の奉公を望まんとて來りしゝのあると、住持長右衛門に引合せ、斯は拙僧が心安きものゝ子にて、唯今は饑餓にも差逼るほどなる難儀の身上なり、貴殿は幸ひ諸旗本中へも出入せらるゝ所多ければ、何卒此の少年の召抱へらるべき樣に肝煎たまはれと是非なく賴けるに、長右衛門も年久しく世話を受し住持の折入ての賴みなれば、我身に替へてなりとも入仕らんと引受早速備前守へ行き斯々のものより、兒小姓は兎角前髮ある間の事にて、年過ぎては其詮なきゆゑ何方へなりとも御取持下されたしと賴みければ、備前守も外ならぬ長右衛門のこと故聞合せ申さんと、此趣大和守直矩方へ申入られし處、是も亦備前守の取持なればと扶持したまふ事に極まりたり、扨此少年の姓名は高倉宗五郎といへるものにて、一人の母あれば、歸宅の上此樣子を委細に語りけるに、母大に悅び、其方を取持てたまはりし御方は何と何乘らせらるやとの問に然ればにて候其御方は不思議にも我等と同じ苗字にて高倉長右衛門といへる浪人なりと答ふるを聞て、母は打驚、其容貌年恰好言語の樣子など一々聞たゞし、扨云ふ樣今までは包み居たれども其方の身の上も既に片付といへば、更めて申聞せん、其方が常に問ひ尋ぬる父上と申は、元來會津四十萬石を領したまはる、加藤式部少輔殿の御家來にて、其姓名は只今其方を取持給はりし浪人と同じく高倉長右衛門と申されしが子細ありて行衛知ず、世の中には隨分同じ名前の人もありとは云へ、其年恰好言語の樣子を聞くに、どうやら其方の父上らしく思ひつれば、かさねて御目にかゝらん時は、母もともにまゐるべし、其時は斯々して尋ねて見よとて審に其仕方を敎へ次の日宗五郎長右衛門へ面會の時、母もともゝゝ附そひ行き、襖の隙より窺ひみるに、其面貌は變るも、其の音聲は全くむかしに替らざるに

ぞ、扨は高倉ぬしに相違なしとて飛立ほどなるを、豫て宗五郎に云含たる事のありければ姑し椽へ居たり。宗五郎は近く長右衛門の傍に寄り、取持し一禮を述べ了り、扨云ふ樣、異な御尋を申樣なれど貴樣に御子の候はずやと問へば、長右衛門聞て否々拙者は獨身にて候ひしゆゑ子は持ずと答ふ。若しや御失念にて候はずやと問ひかへせば、長右衛門姑らく小首を傾け考へをりしが、然ればにて候、全く覺なきにも候はず、併し何故ありて左樣なることを問ひたまふにやと詰りけるを、宗五郎、其の御子と申すは子細ありて拙者能存じ居候貴所樣はもと會津の御藩士にて、其比召仕はれし女に御手をつけられ、既に御胤をやどして居りし折から、不慮に御傍輩と喧嘩出來なし、其御相手を打果して立退せたまひ、其御跡にてかの女平産し、種々なる辛苦を積み、漸くに其御子を養育いたせしとの事なるが、相違にて候歟如何にと云ふに、長右衛門聞て大に驚き、其は全く拙者の子に相違なし、只今は何處に居住候や、何卒引合せてたまはれと頼みける、宗五郎云ふ、御引合せ申すは容易の事ながら、夫に付貴所樣御心底のほどとくと承はり候はではなりがたく候、其子に逢はせまゐらする上は、其母儀は本妻にそなへ、御子は總領に立たまふべきにや、此段儼と御約諾承はりし上御知せ申さんとの事なると、長右衛門勿論なりとの答なりしかば、然らば御引合せ申さん其の御子と申すはすなはち我等にて候、證據は是にて候と差出せしは一口の短刀なり、長右衛門手に取て見れば、斯は會津にて東郷茂兵衛を打果さんと決心せし時、武士は明日をも知れざる身の上、何時死なんも測られず、胎内の子男ならば、紀念にせよとて召仕の女に與へ置たる物なるにぞ、流石大剛なる長右衛門も宗五郎の手を取り泣より外に辭はなかりける、折から當院の住職も其席に出合せ逐一其子細を聞き、寔に不思議の事なりとて盃など取出し、母儀をも對面させ親

子夫婦の邂逅を祝しける。長右衛門は約の如く母を本妻にそなへ。宗五郎を總領に立たり。扨此上は父子一所ならでは主取はいたしがたしと神尾備前守へ申込けるに。備前守も尤の次第なりとて、其段大和守方へ申通せし所大和守は本より召抱ゆべき筈の兩人なるに。父子が稀有なる邂逅を大に感悦せられ望のごとく長右衛門には五百石賜はりし上足輕二十人を附屬せられ、宗五郎は別に二百石を賜はりて召出さるゝこととなりしかば、親子三人の喜悦は例ふるにものなく、斯く三人が無事に廻り逢ひて立身なせしも、畢竟は彼住僧の恩誼淺からざる故なりき、或日長右衛門謝禮のため上野山内の某院に赴きしに折しも雨後にて道路泥濘けるに、乘馬足をすべらせて横さまに落ち、以前被りし腕の創口破れて夥しく出血なし、從者に扶けられて歸宅の上種々に介抱を加へ此の頃名ある金創醫師に託して療養に怠なかりしかば程なく全癒に及びたり。然るに右の腕は創傷のためかがまりて不自由なりしに、治療の後は反て以前より自由になりしとなり、時人長右衛門を以て冥加に叶へる武士なりと評し合へりとぞ。

右長左衛門の傳は頗ぶる詳密に過ぎ其或は附會緣飾の嫌なきにあらずと雖ども、別に對照して訂正に供すべきものなければ、原文のままを抄出す。

〔參考書名〕

○大日本史料稿本　○寛永日記　○人見私記
○高野春秋　○會津四家合考附錄　○靜幽堂叢書
○寛政重修諸家譜　○玉滴隱見（第六册）　○古今武家盛衰記
○歷延略記　○異本塔寺長帳　○紀年錄
○校合雜記　○大内日記　○今古史談

御家騒動 有名無實

太田双益

歌舞伎に脚色されて、舞臺に繰返されて居るお家騒動の多くは、講釋種から取つたものが大部分を占めて居る。其源を詮鑿したら、夫々根據もある事であらうが、概ね諸家の記錄やら野史讀本等から材をとつたものである。それを狂言作者が所謂劇化して舞臺に上せるまでには、無論出來得る限りの潤色を施し、結構の技巧を凝らすことであるから、次第に事實を誇張して眞僞の距離を大にするは、止むを得ぬところで、これが爲め、狂言としては有名でも、その本源たる事實に至つては、餘り人にも知られぬ程の、お家騒動が存在すると云ふ結果にもなる。今その二三を拾つて見よう。

狐と猫

狐の絡むお家騒動に小笠原があり、猫騒動としては鍋島が名高い。而して小笠原の狐は、善人を助け惡人を懲らす働きをするが、鍋島の猫は、お家に祟りをなしてこれが騒動の根本になつて居る。

小笠原左近將監忠眞には、小笠原隼人、犬上兵部と云ふ二名の重臣があり、隼人は誠忠の士であるが兵部は奸曲の男で、隼人の病氣引籠を奇貨とし、同臭の輩を手なづけ、主君へは酒色を勸め、權を專らにして私利を圖つた。老臣月本主膳は大に心を痛め、主君を諫めたが用ひられず、却つて閉居を命ぜら

れる。主膳は元乳母として召使つたお早が、今は船頭松三の許に嫁して居るが、機嫌伺ひに來たを好き機會と隼人の許へ犬上一味の惡事を詳記した密書を託し屆けさせたが、兵部の家來で、足輕から士分に取立られた岡田龍助が、途にお早を捉へて殺害し其密書を奪ふ。兵部は益々主膳と隼人を邪魔に思ひ、隼人をも巧に讒して蟄居を命じさせる。主膳は隼人にまで累を及ぼしたを悔み、遺書を認めて切腹し、悴源藏は家を疊んで浪々の身となつた。松三は妻お早の横死を知つて訴へたが、犬上に一味の奉行とて取上げぬ。お早の怨念は龍助の家へ祟りをなし、龍助の母や女房幼い娘まで怪しき熱病に取つかれる。龍助は一旦行方を晦ましたが、立歸つて此有樣を見、己れも亂心して三人とも手にかける。一方、犬上等の惡事は益々增長し、城下一般の怨府となる。主君忠眞は江戸詰となつて出立の前夜主膳の亡靈が現れて、道中萬事に御注意あれと諫める。幸に何事もなく江戸へ入府したが、明年歸國の際、江戸から伴つた若殿播部亮は、明敏な人物であつたので、犬上等は大に忌み憚り、腹心の者に命じて若殿佛參の途中狙擊を企てたが、主膳の亡靈が現れて急を告げ、若殿は危きを免れた。而もこれ等が動機で忠眞父子も大に犬上等の擧動に不審を抱き初めた折柄、牢へ入れられた忠臣隼人は、肝膽を碎いて獄中に一書を認め、家の亂れを分家の小笠原近江守へ知らせんと思ふ處へ、嘗て山狩の際兵部の爲めに、女狐を討たれて深く犬上を恨む年古りし野狐が現れ、其使を引受け、此一書を近江守方へ屆けた。近江守は取敢ず本家へ訪れて、播部亮と密議の末、犬上等の積惡判明した處から、浪人中の月太源藏を召返して取立て、彼を上使として兵部の許へ遣はし巧に欺いて兵部を取押へ、龍助等も皆處刑され、兵部は獄中に絕食して自殺し、鬪亂根を斷つてお家は安泰となり、隼人等の忠臣は榮えてかの白狐は城護稻荷大明神と祀

られる。これが講談で傳へられる小笠原騒動で、時代は寛永年間とある。

この講釋種が劇になつたのは、明治十四年十月、大阪道頓堀の戎座で、勝能進、竹柴諺藏父子が合作し、先代の延若や、故人の梅玉――當時福助――等で演じた。尤も當時には小笠原家を憚つてか、露骨には其名を出さず、隼人も笠原隼人として、藝題も『小倉縞邪正縱編』と据えたが、後には別段に苦情も出ぬと安心してか、打つけに『小笠原諸禮忠孝』と題して演ずるようになつた。

狂言の筋は大體講談と大差ないが、只序幕に山狩の場で、福助の演じた隼人が主君を諌めて一旦助けた白狐の雌を、犬上が射殺す件を見せて、兩人の善惡を示す所があり。龍助を良助として延若が勤め、お早の亭主を八藏と云ふ名にし、これが女房の仇を討たうと良助を附覘ふ事に直してある。そして事實の龍助は發狂の後處刑されるのだが、良助は母親や女房子供を、お早の亡靈に取殺された爲め大に前非を悔ひ、殊には兵部が自分を使嗾して悪事をさせた揚句約束の褒美をも呉れぬので欺かれたを知つて彼を怨み、返り忠をして悪人等の秘密を訴へようとしたが、八藏に仇と乘りかけられ、水車小屋で大立廻りの末、傷けられてから始めて本心を明すので、八藏は扨はそうかと良助を介抱の折柄、分家小笠原遠江守が入國するので、良助は八藏に扶けられて訴へて出る。犬上に命ぜられた部下の一人は、遠江守を狙撃せんとして失敗すると云ふ事に脚色してある。演劇としては此方が運びも早く、見た目が面白いこと云ふ迄もない。その爲め劇の方では、近江守が遠江守となつて出るに止り。若殿掃部亮と云ふ役は現はれぬのである。波瀾に及んで居る爲め、劇としては場面毎に見る所があり、狐は伊達奴の姿に化して大に活躍する。

猫騷動の鍋島は、事實と劇との對照に於て、針小棒大の好例である。而も猫の方の事件は、鍋島家では無いと云ふに至つてはいよ〳〵面白い。これは虎の門邊に邸のあつた、某侯の家にあつた事で、明和二年中のことだと云ふ。ある夜邸内に怪猫が現れたを、殿が見つけて一刀眉間を斬つたところ、猫は血汐を滴らして逃走した。その血汐を頼りに行つて見ると、家臣角田要助の家へ續いて居た。要助の家内こそ怪しいと云ふ事になつたが、要助の老母は眉間に負傷して病臥して居た。要助は驚いて、扨は殿に眉間を斬られた怪猫が、我母に化して居た事かと、もし誤つて眞の母であつたら切腹の覺悟で、斬付けて見ると果してこれが猫であつた。同家の床下からは夥しく人骨や魚の骨が出たと云ふ。

これが何うして鍋島家へ附會されたかと云ふと、同家には古來より座頭を壁へ塗り込んだと云ふ怪談が傳はつて居て、而もその昔鍋島家が龍造寺一家を非道に亡ぼした事にも結び付け、猫の怪異をこれへ持込んで、鍋島騷動と作らるゝに至つたものと思はれる。

劇に脚色の初めは嘉永七年九月で、作者は三代目瀨川如皐、藝題は鍋島侯の本國佐賀を利かせて「花野嵯峨猫魔稿（ねこまたぞうし）」中村座に上演すべく、眼光爛々たる怪猫や、壁に塗り込まれた座頭の亡靈を、物凄く繪看板にして初日の前から看板の好奇心を煽つて居たが、鍋島家から抗議が出て禁止になり、番附まで配つたが上演は出來なかつた。

今當時の番附を見ると、藝題の語りには

「室町殿の花の亭に、比こしたる島原も、廓の其名を假館、松浦左近の殿ばらも。撫子ゆえの闇の夜に、猫婦墳の嵯峨の方、邪な祈の繪番八代、深き企みも有明の、沖八十島が忠節義、東照門が箱

入の、娘おかねへ三作が、戀に事よせ劍法の、入身の秘傳受け得しも、心の闇の隔てなき、媒人は七瀨淀平が、二世と結びの岩田帶、むつきの内の入替子、丁度そろふた子の年月、乳母お筆のお姿も、夢幻か直繁が、名畫の奇特百蝶の、在家もそれと菊地武則、念力通じ南朝へ、秋の錦の旗あげも、治る御代と肥の國に、直島の本領安堵萬代礎

とあり。甚迷文で一向要領を得られぬ。尙これに續いて別行に

龍寶珠を讓家督爭ひ圍碁にわけたる
黑白も目のなきやみ路　幽れいの愛着
高山撿校怪壁奇譚
成田不動の靈驗は化生退治に兩性を
一つにいたく弓矢冥加其忠孝の功は
伊東壯太出世物語

として更に藝題の一文字へむかし〱『都在土佐錦繪（みやこにあつたとさ）』と橫書してある。而して役割によると、高山撿校。同その亡靈、嵯峨の方、東嘉門貞正、猫婦塚猫又の精、娘おこま實は猫又の六役を小團次――(先代)――が勤め、直島太領直繁、下部三作實は伊村市之丞、後に伊東壯太照重、隼太郎實は菊地武則、細川兵部之助實は隼太郎の五役を八代目團十郎、嘉門妻おかね、三作女房おかね、小蝶の方實はおかねの三役を梅幸――四代目菊五郎――が勤める事になつて居る。

この正本を見ると、大時代の草双紙仕立の幻怪な脚色であるが、鍋島家としては龍造寺の一件や、壁

の傳說などを、公けにされた上、他家に起つた怪猫の事件までも附會して劇に演せられると云ふ事は、迷惑には相違ないから、これは苦情を云ふのも無理ならぬ處と思はれる。そこで中止になつたものの、その後又元治元年八月に至つて、これを「百猫傳手綱染分」と改題し、世界を戀女房染分手綱へ持込め大分改訂を加へて上演したので、此時は無事に通過し、次で明治九年九月中島座で、松井幸三が、如皐原作の內、憚る個所を除いて再演、この時は高山撿校を坂東太郎、伊東壯太を先代左團次の實兄なる中村壽三郎が勤め、鍋島を憚かつて直島太守を二代目福助の中村重藏が演じ、後に中村傳五郎となつた中村路鳥が母おさが、前名を澤村千鳥と云つた澤村巴枝が愛妾胡蝶の方を勤めた。而して小森半之丞の役は松浦三助と云ふ役名で、今の尾上幸藏が勤めたのである。

それから更に、明治十三年十月市村座で、三代目河竹新七が脚色をし直して上場、故人歌六即ち當時の時藏が、化猫と高木三平を勤め、三島の宿で雲助三次に扮し、大好評を得た。又七郎と小森半左衛門は今の宗十郎の養父、助高屋高助が勤め、これ亦評判がよかつた。これが今日行はれる脚本で、藝題を「嵯峨奥妖猫奇談」と云ふ。

尤も新七が新に脚色した方は、如皐の原作より大分現實に近く、これは講談を材料にしたものと思はれる。即ち如皐の作に現はれる高山撿校は、龍造寺又七郎と云ふ名になつて居り、鍋島の太守が、盲目の又七郎と碁を圍み、爭論の末又七郎は斬られて壁へ屍體を塗込まれ、其母親も太守を怨んで自殺し、其怨念が飼猫に移り、此猫が鍋島家へ仇をするので、夜櫻見物の隙を窺つて太守を襲つたが、小森半左衛門に斬付られ、半左衛門の老母を喰殺して其妾に化け、これも見現はされて、今度は殿の愛妾お小夜の

方を喰殺してこれに化ける。道中で荷昇ぎに雇はれた雲助三次は、高木三平といふ强勇の武士で、半左衛門に見出され同家へ隨身し、伊東左右太等と協力して、遂に怪猫を退治すると云ふ筋である。

小笠原の狐も、何か傳說に據つたものであらうが、鍋島の方は此狂言によつて、一層名高くなり、鍋島と云へば、すぐに猫騒動を連想するようになつて終つたのも、思へば滑稽な次第で、演劇の宣傳的偉力は、實に恐るべきものである。

金森騒動

これは騒動そのものも餘り人に知られず、又それを脚色した狂言も振はず、全然別物の狂言に作られてその方か一番有名になつたと云ふ一例である。

金森騒動とは、芝金杉將監橋向ふに屋敷のあつた、金森式部小輔の家が、內政紊亂の廉で取潰しになつた一件である。金森家は、中興の祖先金森五郞八以來の名家で美濃國郡上に於て、三萬八千八百石を領して居たが、式部小輔は國政を家臣に任せて顧みぬ爲め、粥川、渡邊等の惡臣が、領民を苦しめては非道を行ひ私腹を肥し、領民が堪りかねて百姓一揆を起し、中には江戸表へ出府して强訴を企てたものもあつたので、奸臣等は老中本多伯耆守、若年寄本多長門守、大目附曲淵甲斐守等に請託して事の隱滅を圖りしも、遂に公儀の裁斷により、式部小輔は南部大膳太夫へ預けられ、同家は取潰しとなり、連座した本多伯耆、同長門、曲淵豐後、大橋近江守等何れも處分を受けた。

これ程の事件であるから、隨分講談などの材料としては、大物となるべき筈であるが、それが餘り人

口に膾炙されなかつたのは、馬文耕が此件により、極刑に處せられたを見て、何人も恐れを抱き、此事件に手を入れなかつた爲めであらう。

馬場文耕とは、講談師の元祖とも云ふべき、初期の記錄讀みて、金森騒動が未だ落着を告げざる前にこれを日本橋榑正町の又兵衛と云ふ家で「森の雫」と題し聽衆を集めて講演し、公儀の裁許に就ても、是非の批判を加へたので、忌諱にふれて捉へられ、係の奉行の、心證を惡くしたと見え、引廻しの上獄門といふ、重刑に處せられたのである。金森騒動と馬場文耕とは、こう云ふ干係であつたのだ。

尤も、この事件は、講談の材料としては、婦女の情に乏しい嫌いがある。そこで、近世の講談師は、如才なくこれへ色氣を配するに至つた。即ち、式部小輔が、家政を放任して國亂を招いたのは、愛妾お蔦の色香に、耽溺した結果であると做し、このお蔦は芝日蔭町の筆屋の娘、天成の美貌で愛嬌があり、客が筆を求めると、筆の先を一寸嚙んで毛を調べて渡す。その時筆の先に口紅が一寸つく、如何にも艶で美しい。筆を求めるよりはお蔦の美貌を見る事を目的にして、集つて來る男の客はこの口紅のついた筆を有難がつて持つて歸る。噂は噂をよんで、店は益々繁昌、このお蔦を式部小輔が見染めて、人を以て側女奉公を交渉し、遂にお蔦は小輔の寵を受ける事になる。お蔦も他心なく侯に仕へ、式部小輔は彼女を溺愛したが、近侍頭の中山郷藏とか云ふ奴が、此お蔦に横戀慕をし、戀の叶はぬ意趣晴らしに、美男の近習金森源三郎と、お蔦とが私通して居ると讒言したので式部小輔は大に激怒し、前後の考へもなくお蔦を手討にした。その怨念が祟つて、家が潰れたと、思へばよくも拵え上げたものである。

併しこれに依つて、此講談は本筋を離れて、此紅筆お蔦の件だけが、興味を引いて人に喜ばれる事に

なつた。されば明治十四年頃、堀田治助が、本筋の百姓一揆の方を『民間鑑同盟金森』と題して脚色した狂言の方が、遂に舞臺にも上らなかつたに反し。それより以前に、講釋種から此お蔦殺しを脚色した狂言の方が遂に有名となつて今尙くり返されて居る。默阿彌翁作の『新皿屋敷月雨暈』がそれだ。

此狂言の初演は明治十六年五月の市村座で、お蔦の、其兄の魚屋宗五郎の二役は、五代目菊五郎が勤め、宗五郎が酒亂の醉態など、眞に迫つて妙を極めた。

卽ち此狂言にては、お蔦は筆屋の娘でなく、魚屋の娘となつて、其兄宗五郎は酒亂の癖があるので禁酒して居る。金森式部小輔は、名を憚つて、磯部主計之助と云ふ旗本にしてある。場所は芝神明の附近とし。主計之助に見染められたお蔦は、妾奏公に上つて寵愛を受ける。奸臣岩上典藏はお蔦に橫戀慕して、お蔦が預りの重寶、井戸の茶碗を盜んで、これを欄にお蔦を口說き、應せぬを怒つて茶碗を壞した罪をぬりつけ。剩へ若侍浦戶紋三郎と不義の汚名を着せる。主計之助は立腹してお蔦を井戸の上へ縛り上げて斬捨てる。お蔦は冤罪に身を終つたを怨み、その怨念が亡靈となつて現れる。お蔦の兄宗五郎は主計之助の處置に憤慨し。禁酒を破り泥醉して屋敷へ暴れ込み、酒の勢をかりて思ふ存分侍の專橫を罵しつた。蓋しこれは一般の町人が。絕へず武士階級に對して抱て居た不平の勃發であらう。殿も迷ひが覺めて後悔し、宗五郎は失言の咎を免されるのみならず、惡人等は捕へられてお蔦の仇は報せられる、目出度い結局になつて居る。流石は默阿彌翁の作とて、不自然な個所も少なく。酒亂の宗五郎として、有名な狂言の一つとなつた。茶碗を割つた科で手討になるのは、例のお菊を模したものであること云ふ迄もなく、『新皿屋敷』と云ふ藝題は。實に此點に基くのである。

金森騷動が講談に移つて紅筆お蔦を生み、それが劇化されて新皿屋敷。事實はいつの間にか、何所かへ影を潜めて終ふなど、いつも乍ら歌舞伎劇の變轉自在、底止する所を知らぬ好例であらう。

小堀騷動

金森事件の講談が、默阿彌によつて前項の如き世話狂言に轉化された如く、乾坤坊良齋が讀物として行はれたる小堀騷動も亦默阿彌翁によつて、意外にも八百屋お七の件に結び付けられ、頗る色つぽい二番目物とされた。

小堀と八百屋お七とは全然別物であるに、どうしてそれが一緒になつたか。講談によると青山の旗本小堀家の養子彌平次は、一味の幡代龍左衛門や、妾のお光と謀つて、嫡子左門之助を除く爲め、奸計を以て左門之助を一夜吉原へ誘ひ出し、放埒の廉で邸内の座敷牢へ押込め、毒害しようと計つたが、忠義な腰元のお杉は老臣吉田忠左衛門の助力を得て、左門之助を牢から救ひ出して逃がしたを、彌平次が知つてお杉を捉へ、左門之助の行方をいへと責め問ふたが、お杉は死を以て爭ひ實を吐かず、遂に責殺されて終ふ。これ等の件が發覺して小堀の家は滅亡となるのであるが、八百屋お七の實說と云ふは、天和元年二月の出火に、本郷駒込追分片町の八百屋三郎兵衛の一家が類燒して、三郎兵衛は女房と十六歳になる娘のお七を連れて、弟が住職をしてゐる小石川の圓乘寺に立退き、暫らく同寺に假住して居ると同寺に旗本山田重太夫の次男、左兵衛と云ふ美男の若武士が寄寓して居て、お七は何時か左兵衛と割なき仲となつた。其内に三郎兵衛の家も出來上つたので、お七は父母と我家へ歸つたが、左兵衛の事を忘

れかね、戀々の情に悶えて居たを、近所に居た吉三郎と云ふ無頼漢が、お七の心中を察し、左兵衛の文使ひをしてやり、其代りとしてお七から小遣錢や、衣類などをせびり取つて、博奕の元手として居た。お七は文通のみでは物足らず、何うかして逢ひ度いものと思ひを焦かして居ると、吉三郎は又火事で燒ければ、圓乘寺へ立退く事になる。さうすれば左兵衛にも逢はれようと煽動し、お七は娘心の無分別にも、彼の使嗾に乘つて放火した。吉三郎は出火の混雜に乘じ、三郎兵衛方の家財を奪つて逃げようとした所を捕へられ、罪を輕く免れん爲め、お七が放火した事を訴へたので、無殘やお七も捕へられた。奉行はお七が、年端も行かぬ少女なるに同情し、年を少く云はせて罪を輕くしようとしたが、吉三郎はお七が甞て感應寺へ上げた額に、年齡の記入しあるを證據として爭ひ、奉行も仕方なくお七及び吉三郎を火刑に處した。實に吉三郎は酷い奴である。左兵衛は深く悲しんで自殺せんとしたを人々に止められ、後に西念といふ僧となつて、元文二年十月往年の素懷を遂げたといふ事である。

　然るに八百屋お七の事は、夙くより淨瑠璃や劇となつて世間に傳はり、左兵衛の名は寺小姓吉三郎と作り替られ、お七吉三と謠はれるに至つたが、吉三郎とはお七に取つては仇と云ふべき惡漢の名で、情人は實に右の左兵衛である。默阿彌はこの左兵衛に替ふるに、前述した小堀の左門之助を以てし、お杉や忠左衛門に仍て、座敷牢から救ひ出された左門之助の、立退先を此圓乘寺とし、こゝでお七と出來合ふ事に作つて、さてこそ此別々な兩事件を、巧に一つの狂言と化し果せたのである。

　をして默阿彌が、これを五代目菊五郎に書卸したのは明治二年七月の中村座で、小堀の事件と、お七左兵衛の條と、惡漢吉三郎の事と、坊間に傳はるお七吉三の既成淨瑠璃とを、如何に巧く結合脚色した

か。此處に大略を記せば。主なる場割は小堀家座敷、谷中行念寺、本郷八百屋、小石川釜屋、同水道端お七の櫓、おかんの家。小塚原の刑場等で、彌平次等が、お杉の屍體の處置に困つて居ると、お光の兄で谷中の寺に居る、辨秀と云ふ墮落坊主が來合せて居て、五十兩の金を貰つて、屍體の始末を引受け、湯灌場買ひの吉三と云ふ、無頼漢の仲間(なかま)に委細を打明けて賴む。吉三は寺の隙を窺つて燒場切手を盜み出し、胡麻化して安く値切らうとする辨秀を脅して四十兩卷上げ、その切手を渡してやる。この一件が發覺して二人共牢へ入れられたが、やがて吉三は大赦にあつて出獄し、旅へ行く路用を盜まうと、忍び入つたは、八百屋久四郎の家で。此家の娘お七は、圓乘寺へ立退中左門之助と深く契り、今宵も左門之助は下女お玉の手引で忍んで逢ひに來る。而も久四郎は今度の火災で釜屋武兵衞から百兩の金を借りたが、其返濟が出來ぬので、お七に武兵衞を聟に取つてくれと泣て賴む。忍入つた吉三は、父娘の身の上話を聞いて、扨は久四郎は自分の實父、お七は妹であつたかと初めて知り、お七の切ない心中を察して、百兩の金を拵えてやらうと決心して走つて行く。そして吉三が目をつけて忍び入つたは、天人香の釜屋武兵衞の家である。その武兵衞が夜更けて歸り途、俄雨に傘へ入れてくれと寄添つたは、かの小堀の妾お光で今は湯島のおかんと云ふ妖婦。女にのろい武兵衞の財布を奪つて當身を喰はせる。途端に二階から忍び出た吉三はおかんと顏見合せ、奇遇に驚いたが吉三は親や妹の爲めに此家から盜み出した百兩を、家根から飛下りる際取落し、來合せた辨秀に拾はれる。辨秀は吉三に先度の四十兩以來恨みを含んで居るので、吉三が事情を話して賴むのも聞入れず、眉間を傷けて罵しるので、吉三は腹に据えかねて辨秀を殺し、おかんも吉三も捕はれる。それより、いつもの八百屋お七の櫓の件があり、次の幕はおかんの家で

吉三と再會、鈴ヶ森の刑場で吉三もおかんも改心自殺すると云ふ大詰。これが大體の筋であるが、釜屋の武兵衞や、久四郎と云ふ名は、皆既成のお七吉三から取つた名で、お七の天人娘から、天人香なども捻出したものであらう。

即ち此脚本で、寶永八年紀の海音が作つた。『八百屋お七袂の白絞』以來、お七の情人として知られて居た吉三の名は、急に惡黨の名と變じた。これで初めて實錄に近い狂言が出た譯であるが、併しこの狂言を出す迄の、多年の因習に訴るには、『吉樣參由緣高信』と矢張り吉三の名を冠せざるを得なかつたものと思はれる。

森家騷動

事件が劇化されて成功すると否とは、第一に材料にも仍る事勿論であるが、矢張り脚色の巧拙に據ること云ふ迄もない。先代放牛舍桃林の讀物であつた『森の小鳥』の如き、筋は面白いが劇化は不手際を免れなかつた。

森の小鳥とは森家の騷動で、安永年間のこと、本鄕根津に住む、二千五百六十石の旗本、森半右衞門の腰元で番町の旗本鈴木彌兵衞の妹お小夜と云ふ女、美貌に似合はず至極の毒婦で、半右衞門を籠絡して正妻を惡樣に讒して追出し、其跡釜に直つたが、何時か主人の目を忍んで、若黨の木田政兵衞と通じ發覺して兩人とも手討にならうとしたを、半右衞門が家名を思つて追放したので、政兵衞は鄕里の攝津國へ歸り、再び出府の途中、一人旅の娘を殺して金を奪ふ。江戶で政兵衞の歸りを待つて居た。お小夜

は、奸智に長けた女とて、半右衛門が其後重病に罹つたを機とし、政兵衛と不義云々は寃罪と云拵へ、圖々しくも森家へ復歸し、政兵衛との間に出來た傳吉を、半右衛門の胤と稱し、その內に半右衛門が歿したので鏡臺院と名を改め、正妻の生んだ嫡子新三郞、己れの子傳吉の兄弟を後見して實權を振ひ、贅澤三昧に暮し、當時淺草新堀の金龍寺に寄寓して居る木田政兵衛の許へ、墓參にかこつけては出掛け密會して、不義の快樂を續けて居る。屋敷へは新三郞の保養と稱して、藝人などを呼寄せ遊興に日を送るので、譜代の家臣岡部文之進、京極五三、小室嘉太夫等がその橫暴に憤慨し、忠義の乳母お谷に新三郞の身邊を注意するよう賴み、一方、一門の森作兵衛、堀縫之助の許へ、鏡臺院亂行の次第を訴へた。二人も驚いたが、斯くと知つた鏡臺院は政兵衛と相談し、親類中最も有力な青山主馬が、豫て鏡臺院に懸想して居るに乘じ、腹心の齋藤龍左衛門を使者として主馬の許へ書を通じ、遂に色仕掛で主馬を抱込んだ。そこで今度は新三郞を亡き者にして、傳吉に家督を取らせようと、料理番の木津藤兵衛を、鏡臺院の姉お安が色仕掛にして味方に引入れ、新三郞に毒を薦めんとしたが、將來實直な藤兵衛は良心に咎めて委細の書置を殘し自殺する。龍左衛門はそれと知つて驚ろき遺書を藤兵衛の母親から卷上げたが、掏兒に紙入と共に掏取られる。政兵衛は文之進が、老中へ家政の紊亂を直訴すると聞き、惡人共協議の末お安に機先を制して駈込願をさせ、文之進等三人を罪に落さうと謀り、遂に安永三年五月十九日、主馬を始め、新三郞、鏡臺院、お安、文之進、五三、嘉太夫等、評定所へ召喚され老中板倉佐渡守、若年寄水野出羽守、列席の上町奉行曲淵甲斐守が一々正邪を調べる事となつた。文之進は赤誠を面に表はして極力家の安泰を計つたが、鏡臺院は辨舌流るゝ如く、奉行の訊問に答辨して、巧に文之進等を非に落し

前後三回も行はれたが、形勢は毎時も文之進側に不利で、名奉行の曲淵甲斐守も、判斷に苦しむ程であつた。文之進等は何とかして惡人等が奸惡の證據を擧げ度いと其苦心は一方でなかつたが、邪は遂に正に勝たず、龍左衞門の紙入を掏取つた掏兒は、用のない藤兵衞の書置を打棄てたを、拾つたのが軈て森家を遠ざけられた忠臣村松瀨兵衞の妻女であつた。これを手に入れた文之進等の喜びは如何ばかり、鏡臺院等も最早抗辯の餘地なく政兵衞も召捕られ、惡人等一同處刑される。

元來森家は、かの森蘭丸の後裔で、由緒正しき名家であつたが、其子孫に斯う云ふ事件が起つたのであるから實に材料としては屈竟のもので、色氣もあれば波瀾にも富んで居る。これを明治二十年頃、春木座の帳元坂野積善が、佐橋某と云ふ作者に執筆させて脚色した。最初は美貌の鏡臺院を、福助即ち今の歌右衞門に篏めて、人氣を呼ぶ計畫であつたが、福助が納得しなかつた爲め鏡臺院は岩井松之助に廻り、脚色も拙かつたか根つから榮えずに終つた、藝題は森家と鏡臺院を利かせて「森鏡記安永政談」といつた。

有名無實な騷動物の多い中に、無論講談化される迄には、潤色は免れぬとしても、此森騷動などは幻怪な點がなく、筋も自然に運んで居るから、最も事實に近いものであらう。

天一坊

何と云つても、對手が將軍家であるだけに、一番大きな事件と思はれるのは、天一坊の件であらう。天一坊とは坊間に傳ふる名であるが、實は源氏坊天一、又の名は改行と云つた。而して講談の方では

立物の、山内伊賀亮といふに假空の人物らしく、赤川大膳は實在したがこれは南學院と云ふ山伏で、本名は赤川内膳とある。彼等の處刑されたのは享保十四年四月二十一日であるから係の奉行は大岡越前守であつたか否か。一說には遠山軍太夫の吟味とある。併しあれ程の大事件も、其罪狀に對する宣告書は簡短を極めたものであつた。即ち

品川南傳馬宿次、次郎左衞門店
山伏南學院方に居る
源氏坊天一事　改行

此者儀生國紀州和歌山城下平澤村に於て人殺致し其上所々にて盜賊を致し其後江戸へ出公儀を僞り多の金銀を欺取候段不屆至極に付町中引廻しの上於品川獄門に行ふもの也

改行宿　南學院事　赤川内膳

此者儀先年不屆之儀有之候に付門前拂に相成夫より所々へ立廻り人殺之上盜賊致し其上源氏坊天一事改行と申合江戸へ出公儀を僞り多之金銀を欺取候段重々不屆至極に付町中引廻しの上於品川獄門に行ふもの也

とあるに過ぎぬ。此外無宿浪人の、南部權太夫、矢島主計、本多源右衞門等も死罪となり、其他加擔の浪人數十人は江戸追放となつた。

一件のあつた當時こそ、公儀に遠慮はして居たものの時の經つに從つて、何分にも大物の好材料であるから、講釋師連は盛んにこれへ潤色を施して、大岡仁政錄に附會し、益々大事件に拵え上げた。初代

の神田伯山が、最も得意の讀物として大に歡迎され、伯山はそれが爲め大利得を占め、天一坊藏を立てたと云ふのは、有名な話である。

講談には例の山ノ内伊賀亮と云ふ、大才大器量の人物が出て來るので、非常に面白いものとなつて居る。結局事實と噓の混用であるが、八代將軍吉宗は、紀州中納言光定卿の子で、幼名を源六郎と云ひ、四十二の二つ子と云ふ迷信から、城内八千代の松の根方へ捨てたを、家臣加納將監が拾つて育てる。未だ部屋住の頃、源六郎は腰元の澤野を寵愛し、澤野は懷姙した。これは紀州和歌山在平澤村おさんと云ふ者の娘である。澤野は源六郎より後日の證據として墨附と定紋付き短刀の二品を預り、歸村して產の紐を解いた。出生したのは男子で。おさん母娘は驚喜したが、七夜も經たぬ内虫氣で死亡したので、澤野は驚きと悲みから逆上して果てる。おさんは泣く〳〵母子の屍體を葬り、二品も今は無益の紀念となつた。それより十二年の後、同村の修驗者感應院の弟子、源氏坊戒行は、おさんから此物語を聞いて惡心を起し、おさん婆を絞殺してかの二品を奪ひ、師匠の感應院をも毒殺し、己れも死んだ體に見せて行方を晦まし、破戒の惡僧常樂院天忠や、水戸浪人赤川大膳、藤井左京等を味方にし、大膳にも吉宗公の落胤と名乘つて東上を企てた。藤井左京は黃門光國卿に手討となつた、例の藤井紋太夫の遺子としてある。常樂院は紋太夫の弟で美濃國長洞村寺住職をして居るが、年七十に近く、表面は道德堅固に見せかけ、曾ては兄弟子を暗殺した事のある横着坊主、頗る惡才に長じて居る。彼は戒行と同年の弟子天一を大膳左京に殺させ、戒行をその天一に化させ、此殺された天一は、身元も解らぬ孤兒であつたを幸ひにかの二品に結びつけて、天一に化けた戒行を首尾よく御落胤に作り上げて終ふ。そして常樂院の奧深く

納まらせて、附近の愚民から欺き始め、親子對面の爲め東上の路費を寄進させた。何も知らぬ附近の者どもは隨喜の涙を流して、天一坊を禮拜に來て金品を納める。所へ訪ねて來たのが、山ノ內伊賀亮である。彼は京都九條家の浪人で、博學多才の器量人で、天忠も彼には一歩を讓つて居る。伊賀之亮は早くも天一坊の贋物なる事を看破したが、天一は事情を述べ二品を示し、何とか物にしてくれと抱込みに掛つた。伊賀之亮も、十中の八九は成算を信じてこれを引受け、これから萬事參謀となつて指揮をする事になる。斯くて大阪の城代、京都の所司代、江戸の老中達までも首尾能く欺き、既に吉宗公と親子對面の運びまでになつた處、名奉行大岡越前守が、豫て和學の心得ある所から、天一坊の惡相なる事を發見して不審を起し、身分調を願出でた。老中達は、一旦自分等が本物と認めた天一を、越前守が疑ひ初めたので大に感情を害し、山ノ內伊賀之亮は、越前守の質問を堂々と說破した。越前守も天一坊を僞物と斷定する證據がないので、止を得ず病氣と披露して再調べの期日を延期し、公用人吉田三五郎・白石治右衞門の兩人を、和歌山在へ急行させて、天一坊の身元調をさせる。其間越前守は、一心に日頃信ずる豐川稻荷を念じて兩人の復命を待つたが、早駕籠を飛ばしての旅も相當の日數は要る。吉宗は親子の情として、一日も早くと對面を急ぎ、頗る不機嫌の樣子を見て、越前今回の處置を快らず思ふ老中松平伊豆守は、越前守へ對し、病氣全快の上は早速登城せよ、然らざればお役御免を願へと督促した。越前守に止むを得ず、病氣全快、明日より登城の旨を屆けたが、今以て紀州の調べは報告が來ない。此上は死を以て君公へ謝し、紀州へ赴いた兩人が歸る迄、天一坊へ對面の儀を延期して吳れと嘆願せんと決心しそれも自分一人では亂心と思はれる虞れがある　で、幼少の一子忠右衞門も共に切腹を命じ、夫人も亦

殉死を申出でた。家臣等は悲嘆の涙にくれ、今しも大岡越前守夫妻父子三人、覺悟の白裝束で自刄せんとする一刹那、心も心ならず宙を飛んで馳返つた白石吉田の兩人は、紀州調べの逐一を報告し、全く越前守の見込通り、天一坊の僞物なる事判明し、越前守は元より一同愁眉を開いて喜んだ。伊豆守はこれを聞いて大に驚き、且つ己れの不明を耻ぢたが、危い所を大岡の爲に僞物と對面せずに濟んだ事とて將軍家も大に滿足し、陰乍らこの件に心を痛めた小石川の水戸侯も、喜んで越前の功を賞した。天一坊は早速に召捕の手配をつけ、越前守より天一坊の旅館へ使を遣はし、明日いよ／＼御對面と欺き天一坊始め一同を招ぎよせ、難なく彼等を召捕つて終つたが、流石は伊賀之亮、その前夜に早くも事の破れを察し跡へ殘つて自殺した。彼はどこ迄も達眼の士であつた。とこれが講談の方の大要で、豐川稻荷大明神は此講談に於て、殊に其靈驗を顯著にされて居る。

伊賀之亮と越前守の器量競べや、切腹の時の駈付けなどは、劇の材料としては持つて來いのお誂へ向に出來て居るが、これが講談から芝居に脚色されたのは、安政元年八月河原崎座の「吾嬬下五十三次」で作者は默阿彌の新七時代である。主役は小團次の勤めた觀音院法策後に天日坊、瑞寛の地雷太郎實は竹川伊賀之亮及下男實は大江の廣元、しうかの人丸お六等で、これを五十三次の天一坊と呼び、猫石の怪に結び付け、木曾義仲の落胤天日坊が常學院に地雷太郎や人丸お六等と密議して、天下を覆さん陰謀を企むを、下男久助實は大江廣元の爲めに見露され召捕となる筋で、極めて大當りを取つた狂言である。時代を鎌倉にしてあるので、鎌倉仕立の古風な脚色ではあるが、天日坊伊賀之亮お六の三人が出會の場など、默阿彌獨特の名臺詞を列ね、作劇の技巧が充分に發揮され、結構なものになつて居る。三世河竹

新七の如き、此狂言を見て默阿彌の稀代な達腕に心服し、作者を志願して彼の許へ入門したのであつた後、明治八年一月に至り、天一坊の筋だけを、更に講談を基礎として、同じ默阿彌翁が新富座に上場した。當時の藝題は「扇音々大岡政談」と云ひ、感應院法澤後に天一坊、平石治右衛門（菊五郎）大岡越前守（彥三郎）山内伊賀之亮、吉田三五郎（左團次）水戸黄門（芝翫）下男久助（翫雀）と云ふ役割。これが今日も演ぜられる天一坊の狂言で、又の名題を「天一坊大岡政談」「大岡政談天一坊」乃至「大岡政談雪墨附」などと云ふ。

狂言は默阿彌翁の脚色とて、講談よりも一層花やかに出來てゐる。感應院の下男久助は、下女のお霜といゝ仲になり、駈落したを幸いと、法澤は感應院毒殺の罪を此二人になすり付ける。そして師匠の仇を討つと云つて出立し、加田の浦で吠へかゝる犬を打殺し、其血を自分の衣類へ塗り付け、久助の手紙に添へて其血へ落し、返り討になつた如く見せかけて行方を晦す。これを辻堂の中でお霜と久助が見て居たとは氣が付かぬ。法澤は夫より九州の熊本へ行き、加納屋といふ大商人から六百兩の金を掠め、大阪へ渡る途中難船したが運よく助かり、藤ケ岡の山中へ迷ひ行き、一つ家で赤川藤井の兩兇に會し證據の二品を見せて味方につけ、美濃國長洞で、常樂院天忠をも一味に加へ主從の契約をする。三人は法澤を御落胤と信じ、何れも身の出世が出來る吉運の蔓と、厚く敬服するのを、法澤は眼下に見下し「赤川大膳、藤井左京、常樂院天忠』と呼かけ、三人がハツと手を仕へるをヂツと見たが『八代將軍吉宗公の御落胤と俺が見えるか』と突然に云ふので、三人が驚くと、『天忠坊は云うに及ばず、赤川藤井の二人さへ、今の今まで騙かつたが、御落胤たァ僞りだ』と調子をかえて荒つぽく碎け、身の上を悉皆白狀し、

味方をするか否なら俺を殺せと、大膽を見せて三人の毒氣をぬくので、三人は其度胸に惚れて味方につくを承知する。天忠は恰も同寺に寄宿せる山内伊賀之亮を味方にしようと發議したが、伊賀之亮が不承知なので、大膳左京が斬つて掛るを、法澤は止めて伊賀之亮に、此首討つて將軍家へ訴へろと命を投出す。其の度胸があるならと山内も一味を受合ひ、天忠は弟子の天一を呼よせ、隙を窺ひ袈裟で絞殺し』この天一は佐渡國、尾島村に捨子の身の上。法澤の幼年はこの天一として、佐渡國に捨子となり、常樂院で成長したものと、來歷を僞れば、誰怪しむ者もあるまい』と云ひ、これから江戸への乘込となる。網代問答や、切腹の場の駈つけなど講談の通りで、更に大詰の越前守役宅では、越前守が今日こそ御親子御對顏の式日と、先づ證據の二品を天一坊より受取り、これは父君より下されし吳服と、袱紗をかけた白木の臺を持つて來る。天一坊はあけて吃驚、『や、これは』と顏色を變へるを、越前守は微みかけ、『血汐に染みし此笥箱、文字はにじみてあり〳〵と、其名を現はす薄墨は、鼠布子のほころび口、八重に縫目の糸筋も、蜘蛛の巢絞りの古襦袢、何とお覺え御座りませうがな』と急所をつく。天一坊は覺えないと云張る處へ、證人として前幕の久助が現はれ、天一坊と云ふは感應院に居た源氏坊戒行と星をさし、その證據に湯殿で見た肩の痣だとて一消えぬ惡事も見通しの、天の字に似た證據の痣、あるか無いかは善惡の、邪正を糺す大岡樣、何と動きは、とれまいがな』と極めつける。天一坊も最早包み切れず越前守に蹴落され、一同悉く繩にかゝる所へ、伊賀之亮自殺の報が來る。緊張した場面となつて局を結んである。

併し、天一坊等が御落胤と詐稱した事件は、講談や劇に於ける如く、何處までも御落胤を云ひ通して

大名にならうと云ふ大望が目的であつたか、それとも例の二品を手品の種にして、只御落胤と稱して押廻り金品を作取するのみが目的であつたが、これは大に考ふべき所かも知れず。何れにしても喰ふに困つた浪人共が苦し紛れの策であらう。一説には、天一坊は僞物ではなく、確かに所謂御落胤に違ひないのだが、これを眞物として扱ふと、一軒大名を殖す事になり、これが又例になつて、同じやうな御落胤連中が、跡から／＼出て來られては大變と、眞物を無理に、僞物にして處分したのだなどと云ふのがあるが、これは如何なものであらうか。兎にも、角にも天一坊事件は、もつと深く研究したら、案外 面白いものであるかも知れぬ。

二度目の加賀騷動

上述の外に二度目の加賀騷動と稱せらるゝ「忠孝梅金澤」と云ふのがある。加賀家―狂言では多賀家―の御膳番坂田善三郎が、お側役高村伴右衞門の奸惡を察してこれを殺し、表向は私の宿意で打果したと申立てゝ罪に服し、その折差出した書面を見た太守も、何も云はずに事落着をさせると云ふ筋で、これは大阪の作者勝諺藏が、加賀の實録の後日として、「再梅鉢金澤評定」と題して、角の芝居に書卸し、右團次故齋入が演じて一寸評判がよかつたを、默阿彌翁が諺藏からその脚本を見せられ、東京に向くやうに、翁としては珍らしく外國風の新しい仕組に直し明治十四年十一月新富座に團十郎が演じた。この時は大詰が悲劇で終つて居たを更にその後櫻痴居士が、目出度し／＼の昔風に書直して歌舞伎座で八百藏―中車―等が演じた事がある。默阿彌翁がこれを書いたのは丁度その退隱に當つての執筆で、二番目

に例の『島衞』が出た時であるから、大當ではあつたがそれは島衞の方が評判の好かつた爲めで、この梅金澤の方は大したものではなかつた。

尙、この他、明石家騷動の小割傳內などもあり、關西では、大阪朝日、大阪每日の兩紙に出た小說から『尾州双葉松』『和歌山騷動』『名草騷動』『福井騷動』『宇和島騷動』等が劇化上演されたが東京で演せられるのは右の內、宇和島ぐらゐのもので、其他は知らぬ人も多い。未だ書き度い事もあるが、餘り長くなつたから、此邊で止める事にする。

大正十四年五月五日印刷
大正十四年五月十日發行

御家騷動の研究
定價金二圓也

編輯者　國史講習會
東京市神田區今川小路三丁目九番地
發行者　長坂金雄
東京市神田地今川小路二丁目十四番地
印刷者　高倉嘉夫
東京市神田區今川小路二丁目十四番地
印刷所　忠誠堂
東京市神田區今川小路三丁目九番地
發行所　雄山閣
振替東京二四二二七番
電話四谷五九七二番